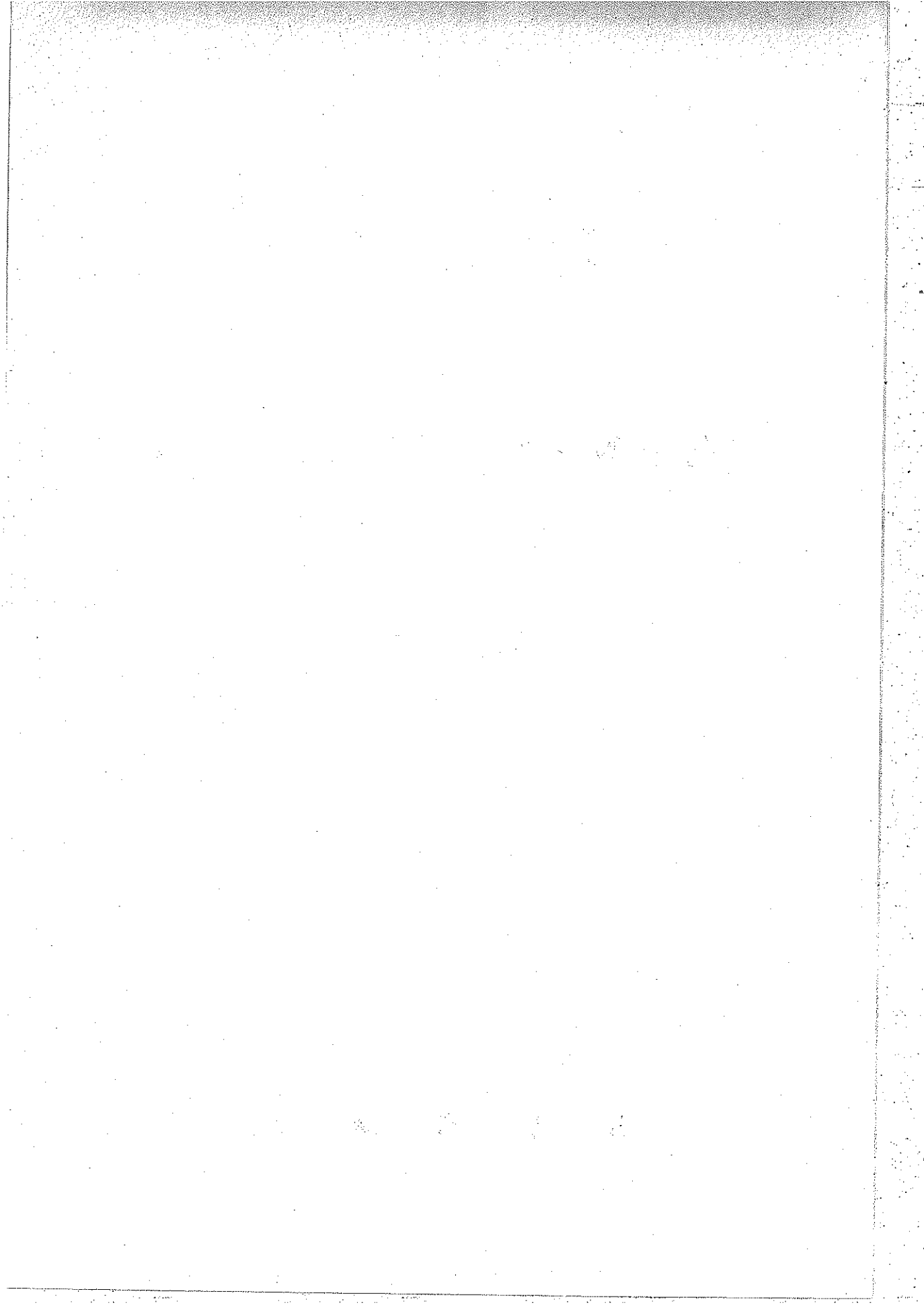


昭和57年 9 月28日開会
昭和57年10月15日閉会

和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回定例会会議録目次

昭和57年9月28日(火曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 開会宣告(午前10時00分)		3頁
○ 議事説明員その他		2頁
○ 議事日程		3頁
○ 市長開会あいさつ		5頁
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について	6頁
○ 〃第2	会期の決定について	6頁
○ 〃第3	一般質問について	6頁
	1番に 25番 奥村圭一郎君	6頁
	2番に 9番 直村 静二君	15頁
	3番に 11番 成田 秀益君	21頁
	4番に 15番 穴瀬 克己君	25頁
	5番に 8番 原 重樹君	37頁
	6番に 19番 大谷 昌幸君	49頁
○ 散会宣告(午後4時15分)		59頁

昭和57年9月29日(水曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員		61頁
○ 開会宣告(午前10時00分)		63頁
○ 議事説明員、その他		62頁
○ 議事日程		63頁
○ 日程第1	一般質問について	
	1番に 13番 並河 道雄君	63頁
	2番に 10番 天堀 博君	82頁
	3番に 1番 若浜記久男君	90頁
○ 散会宣告(午後1時58分)		99頁

昭和57年10月1日(金曜日)第3日目

○ 出席議員・欠席議員		101頁	
○ 開会宣告(午前10時00分)		104頁	
○ 議事説明員、その他		103頁	
○ 議事日程		103頁	
○ 日程第1	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和57年3月分)		
○ 〃第2	〃 (水道部企業出納員扱 昭和57年3月分)	} 上 程	
○ 〃第3	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和57年3月分)		
○ 〃第4	〃 (収入役扱 昭和56年度 昭和57年4月分)		
○ 〃第5	〃 (収入役扱 昭和57年4月分)		
○ 〃第6	〃 (水道部企業出納員扱 昭和57年4月分)		
○ 〃第7	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和57年4月分)		
○ 〃第8	〃 (収入役扱 昭和56年度 昭和57年5月分)		
○ 〃第9	〃 (収入役扱 昭和57年5月分)		
○ 〃第10	〃 (水道部企業出納員扱 昭和57年5月分)		
○ 〃第11	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和57年5月分)		105頁
○ 〃第12	〃 (収入役扱 昭和57年6月分)		}
○ 〃第13	〃 (水道部企業出納員扱 昭和57年6月分)		112頁
○ 〃第14	〃 (市立病院企業出納員扱 昭和57年6月分)		
○ 〃第15	定期監査(昭和57年度第1次分)結果報告		
○ 〃第16	昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について	112頁	
○ 〃第17	昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について	132頁	
○ 〃第18	決算審査特別委員会の設置について	145頁	
○ 〃第19	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	147頁	
○ 〃第20	和泉市管住宅条例の一部を改正する条例制定について	151頁	
○ 〃第21	和泉市ラブホテル建築規制条例制定について	160頁	
○ 〃第22	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	174頁	
○ 〃第23	和泉市美術館条例制定について	182頁	
○ 〃第24	財産処分について(美術館運営準備基金用地)	191頁	
○ 〃第25	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	192頁	
○ 〃第26	財産取得について(和泉市立光明台南小学校校舎)	192頁	

○	第27	工事請負契約の締結について（和泉市立郷荘中学校増築工事）	195頁
○	第28	工事請負契約の締結について（旭第一団地4期建設工事）	197頁
○	第29	工事請負契約の締結について（旭第二団地4期（その1）建設工事）	206頁
○	第30	和泉市と高石市との境界の一部変更について	210頁
○	第31	市道の路線認定について（和泉みたち山1号線ほか4路線）	212頁
○	第32	昭和57年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	223頁
○	第33	監査委員の選任について	234頁
○	第34	公平委員会委員の選任について	236頁
○	第35	和泉市選挙管理委員および補充員の選挙について	239頁
○	第36	市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書	243頁
○	第37	老人医療費無料制度の継続を求める意見書	245頁
○	第38	第9次道路整備五箇年計画の策定に関する決議	247頁
○	第39	申告納税制度見直しに関する要望決議	249頁
○	追加日程第1	議長辞職許可について	251頁
○	追加日程第2	議長選挙について	252頁
○	散会宣告	（午後4時54分）	253頁

昭和57年10月12日（火曜日）第4日目

○	出席議員・欠席議員	255頁
○	開会宣告（午前10時17分）	255頁
○	議事説明員、その他	256頁
○	議事日程	256頁
○	日程第1 議長選挙について	257頁
○	以後再開せず、自然散会	257頁

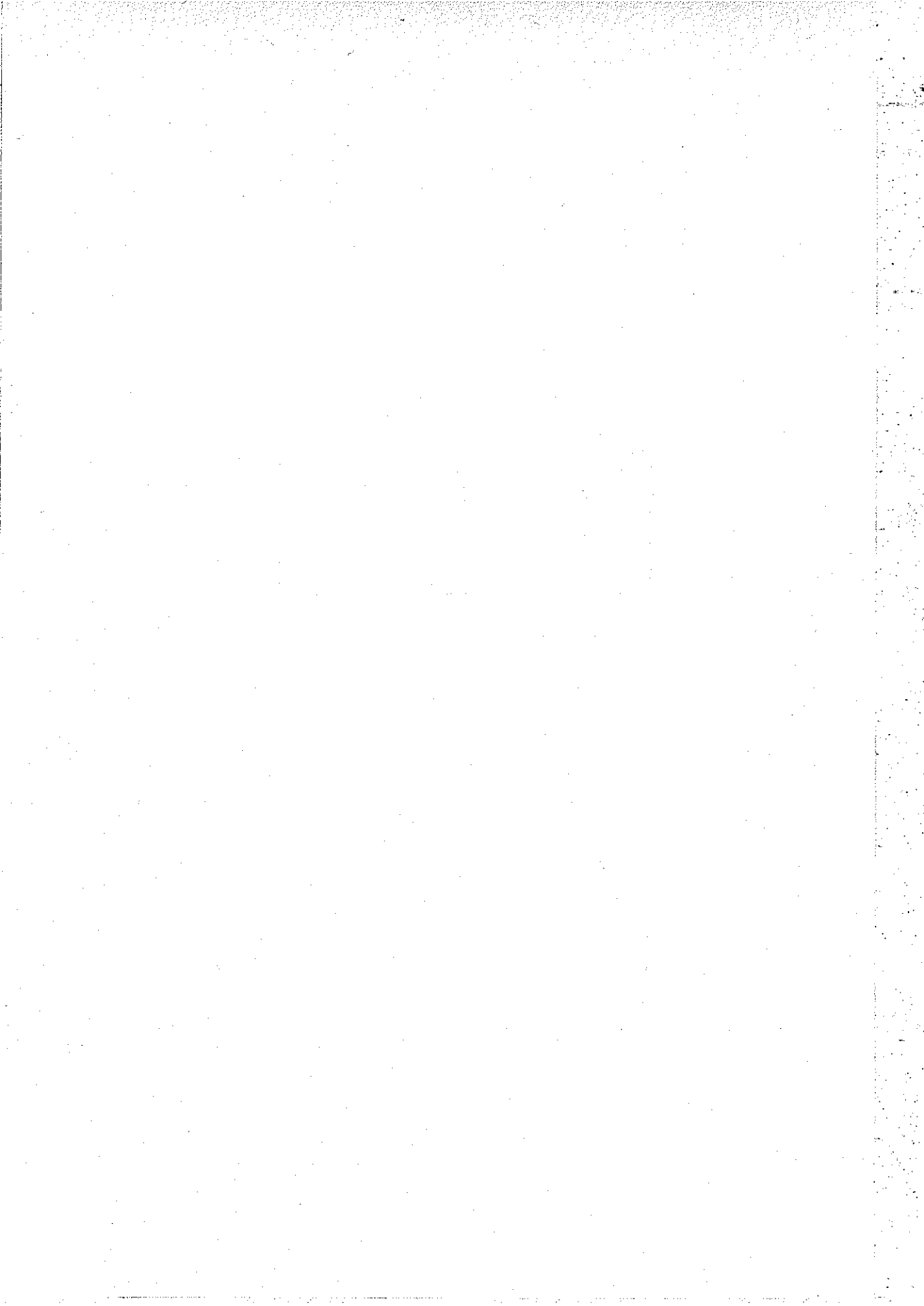
昭和57年10月13日（水曜日）～昭和57年10月14日（木曜日）

（自然休会）

昭和57年10月15日(金曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	259頁
○ 開会宣告(午前10時52分)	260頁
○ 議事説明員、その他	261頁
○ 議事日程	261頁
○ 日 程 第 1 議長選挙について	262頁
○ 追加日程第 1 副議長辞職許可について	264頁
○ 追加日程第 2 副議長選挙について	265頁
○ 追加日程第 3 常任委員会委員の辞職許可について	268頁
○ 追加日程第 4 議会運営委員会委員の辞職許可について	269頁
○ 追加日程第 5 特別委員会委員の辞職許可について	269頁
○ 追加日程第 6 常任委員会委員の選任について	270頁
○ 追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について	270頁
○ 追加日程第 8 特別委員会委員の選任について	271頁
○ 追加日程第 9 決算審査特別委員会委員の選任について	271頁
○ 追加日程第 10 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	273頁
○ 追加日程第 11 泉北水道企業団議会議員の選挙について	274頁
○ 追加日程第 12 監査委員の選任について	276頁
○ 追加日程第 13 人事院勧告凍結反対に関する意見書	278頁
○ 閉会宣告(午後5時5分)	279頁
○ 市長閉会あいさつ	279頁
○ 議長閉会あいさつ	280頁

第 1 日



昭和57年9月28日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若浜 記久男 君	17	橋本 佳行 君
2番	竹内 修一 君	18	松尾 孝明 君
5番	田中 包治 君	19	大谷 昌幸 君
6番	三井 正光 君	20	出原 平男 君
7番	勝部 津喜枝 君	21	池辺 秀夫 君
8番	原 重樹 君	22	飯坂 楠次 君
9番	直村 静二 君	23	田中 昭一 君
10番	天堀 博 君	25	奥村 圭一郎 君
11番	成田 秀益 君	26	仁井 明 君
12番	横田 憲治郎 君	27	柳瀬 美樹 君
13番	並河道 雄 君	28	貝淵 博治 君
15番	穴瀬 克己 君	29	藤原 要馬 君
16番	赤阪 和見 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市長	池田 忠雄	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井 洋
助 役	坂口 禮之助	市民部長	富田 宏之
収 入 役	中塚 白	市民部次長兼福祉事務所長	中川 鉄也
参与兼市長公室長事務取扱	西川 喜久	産業衛生部長	広岡 史郎
市長公室理事兼企画室長事務取扱	平野 誠蔵	産業衛生部次長	吉田 種義
市長公室次長兼人事課長事務取扱	神藤 恒治	産業衛生部次長(商工担当)	青木 孝之
秘書広報課長	石本 博信	建設部長	逢野 一郎
財務部長	麻生 和義	建設部次長兼建築課長事務取扱	中上 好美
財務部次長兼財政課長事務取扱	大塚 孝之	都市整備部長	浅井 隆介
同和对策部長	橋本 昭夫	都市整備部理事	西川 武道
同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田 稔	都市整備部次長	萩本 啓介

改良事業部長	角谷泰夫	用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井益一
改良事業部次長	前田守正	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長兼工事 課長事務取扱	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原己好
水道部長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼総務課長 事務取扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田篤信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局長兼公平委員 会事務局長	山本亮夫
		農業委員会会長	坂上國治
		農業委員会事務局長	信田種行

※各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月28日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

一般質問発言者及び発言の要旨 (57・9)

発言順・議席番号

- ① 25番 奥村圭一郎 議員
1. 災害対策について
 2. 中央丘陵について
 3. 南池田公民館について
 4. 仮称第二石尾中学校について
- ② 9番 直村静二 議員
1. スーパー進出についての対応策
- ③ 11番 成田秀益 議員
1. 政府人勧凍結に依る市行政の方向付けについて
 - (1) 市職員給与の改訂問題について
 - (2) 市福祉関連事業予算の影響について
 - (3) 国、府の補助対象事業の影響対策について
- ④ 15番 穴瀬克己 議員
1. 環境保全条例施行について
 2. 災害対策について
 3. 文化・スポーツの振興について
- ⑤ 8番 原重樹 議員
1. 地方自治をめぐる情勢
 - イ 財政状況と今後の見通し
 2. 福祉行政について
 3. 保健センターについて

⑥ 19番 大谷昌幸議員

1. 総合会館の建設について

⑦ 13番 並河道雄議員

1. 福祉行政について

- ① 老人問題
- ② 人間ドック市補助
- ③ 身心障害者問題点
- ④ 保育所問題
- ⑤ 母子(父子)家庭問題

2. 教育行政について

- ① 幼稚園問題
- ② 通学路対策
- ③ 鶴山台北小、生徒増対策

⑧ 10番 天堀博議員

1. 和泉市基本構想策定とまちづくりについて

- (イ) まちづくり問題
- (ロ) 中央丘陵開発

2. 和泉市土地開発公社の事務について

⑨ 1番 若松記久男議員

1. 老人保健法について

- 一部有料化の件
- 保健サービス事業の件

2. 開発指導要綱に基づく許可等の行政サイドの責任について

(午前10時開議)

- 議長(藤原要馬君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私ともに何かとお忙しい中御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出ある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいま報告のとおり、出席議員23名をもちまして議会が成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(藤原要馬君)

本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配布してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 昭和57年第3回定例会の開催に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただきただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案を申し上げます議案は、「和泉市交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」外15件、認定2件、監査報告15件でございます。議案の内容につきましては、別途御説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議を賜りまして御議決、御承認をくださいますよう、お願い申し上げます。

また、去る8月上旬に、台風10号及びその後の豪雨によりまして本市も大きな被害を受けました。幸いにも、人的被害の発生はほとんどございませんでしたが、住宅の全半壊初め床上、床下浸水、田畑の被害、道路や橋梁の決壊、がけ崩れ等々が多数発生し、議員の皆様方におかれましては、夜遅くまで御心労を煩わしましたことに対しまして、衷心より敬意を表する次第でございます。

なお、復旧に当たりましては、鋭意努力をいたさせております。議員皆様方の御支援、御協力をこの上とも賜りますよう、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願

いを申し上げます。ありがとうございます。

-
- 議長（藤原要馬君） 市長のあいさつが終わりました。

これより日程審議を行います。日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、10番・天堀 博君、11番・成田秀益君、12番・横田憲治郎君、以上、3名の方を指名いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より10月15日までの18日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より10月15日までの18日間と決定いたします。

-
- 議長（藤原要馬君） 日程第3「一般質問」を行います。最初に、25番・奥村圭一郎君、お願いいたします。

- 25番（奥村圭一郎君） 通告に基づきまして、一般質問を行います。

ただいま市長よりお話があったように災害対策について。去る8月1日、3日、近年にない水害によって本市も被害が多く出ました。このような被害が二度とないことを願っておるものの、台風、水害等がいつ来るかもわかりません。そこで、災害対策についてお尋ねいたします。

1点目、休日及び夜間の災害に対して、職員の配備についてどのようになっていますか、お尋ねいたします。

2点目、災害のときは各指名業者に協力を求める中で、一般住民の要請にこたえるため、災害等の緊急発生時における処置について、各業者についてはどのようになっていますか、お尋ねいたします。

3点目、このたびの水害を考えると、河川の管理は平素どのようになっていますか、お尋ねいたします。

2番目、中央丘陵開発について。さきに申し上げました水害を考えると、今後開発していく中で、まず、河川改修などが必要かと思います、その点、どのようになっていますか、お尋ねいたします。

2点目、現在、買収はどのように進んでいますか。また、今後の見通しについてお尋ねいたします。

3点目、最後に、買収の話がつかず、何が残ったものについてはどのようになるのか、お尋ねいたします。

3番目、南池田公民館について。これの取り壊しはいつごろになるのか。また、後の建設の見通しはどのようになりますか、お尋ねいたします。

4番目、(仮称)第2石尾中学校について。南池田校区から通学するとなれば、当然、鍛冶屋町からの2カ所の通用門を利用すると思います。そこで、2カ所の通用門と市道との間は、約100メートル以上里道になっております。特に青葉台から鍛冶屋町に至る里道については最近、青葉台からの通勤自動車がたくさん通行しております。非常に危険と思いますので、どのようにお考えか。また、里道については規制ができるのか、お尋ねいたします。

答弁のいかんによっては再質問の権利を留保して、質問要旨の説明を終わります。

- 議長(藤原要馬君) 理事者答弁。
- 市長公室理事(平野誠蔵君) 第1点目の休日、夜間の職員の配備につきまして、災害応急対策本部の事務局を担当いたします企画の方からお答えいたします。

休日、夜間の場合、通常の職員配備は、午後10時までは守衛並びに委託の警備員の2名が夜間勤務するわけでございます。守衛は一応10時まででございます、10時以降は、朝まで警備員が勤務するというシステムになってございます。

御指摘の災害時の体制でございます。災害の状況によるわけでございますが、災害対策本部の事務局、すなわち企画課と建設部の主力である機動班、機動部、これがまず待機体制をとるという形になってございます。以後、災害の状況に応じて、たとえば大雨洪水警報なり台風などの襲来の状況に応じて災害対策本部を設置いたしまして、A号配備以下C号配備までの発動体制を応急対策措置として講じているわけでございます。

以上でございます。

- 議長(藤原要馬君) 次の答弁。
- 建設部長(逢野一郎君) 2点目の災害に対する応急的な指名業者の対策についてのご回答を申し上げます。

応急対策等が必要と認めた場合には、市内の建設業者の団体である和泉建設業者協同組合の御協力を求めているわけでございます。台風に際しましては、正副3役の方が窓口になっていただく体制をお願いしているわけでございます。業者側としても各地域ごとに班編成をしていただき、市からの連絡次第で各業者への連絡体制をとっているわけでございます。

3点目の河川管理体制でございますが、御承知のように、和泉市には2つの河川があるわけでございますが、管理につきましては、大阪府と和泉市の管理範囲があるわけでございます。卒直

に申し上げまして、御指摘のように、現在の河川管理については不十分さを感じております。今後は、大阪府と防災の立場で十分協議検討していきたいと思っております。

- 議長（藤原要馬君） 次の答弁。
- 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

まず、第1点目の開発に伴う河川改修の必要性和考え方でございますけれども、当然、この開発に伴う一番大きな問題は、雨水等の処理でございます。御指摘のとおりでございます。造成に当っては、まず、沈砂池、遊水池を造成範囲内で多く設け、一気に水が出ない形をとっていくと同時に松尾川の改修を進めてまいります。内田から牛滝川との合流地点までの5.3キロにつきましては、これは開発関連区間として公団側が促進費で費用を負担し、それから、下流地点は、大阪府が河川改修の全体計画に基づいて改修をしております。しかしながら、河川改修にはかなりの年月を要しますので、その間は開発区域内に十分な暫定調整池を設けまして、徐々に調整しながら雨水を排水していく形でやっていくことになっております。

2点目の買収状況と今後の見通しでございます。おかげをもちまして8月末現在、個人の世帯で62%、面積で59%、民デベ等の関係では面積で66%、全体的に見ますと、面積で60.54%の買収をしております。この民デベの中でただ1つ残ってございました万野グループについても8月末、会長とお会いして市の買収計画の現況等を御説明申し上げましたところ一応12月末、契約をめでに作業を進めることで合意に達しました。現在、土地の権利調査、万野農園に係る立木補償等の調査資料を万野の方からいただき、今後の調査日程の調整を行っているところでございます。

3点目でございますが、われわれは現在、任意で買収できるものはすべて買収するというところで、全力を挙げているところでございますが、恐らく御指摘のように一部未買収地が生ずるであろう、このように考えております。しかし、今後ともあくまでも自主交渉によってこれを解決していきたいと考えております。やむを得ず例外的に法的な措置を講じなければいけない場合については、これは公団側の手によってやっていただかないと法的効力はございません。今後とも、2本立ての交渉を進めていきたい、かように考えてございます。

- 議長（藤原要馬君） 次の。
- 指導部次長（竹田明郎君） 3点目の南池田公民館につきましてお答え申し上げます。

南池田公民館は昭和31年に建設され、地域の方々に社会教育の場あるいは集會に、また旧南池田中学校では講堂に、さらに一時的には市役所の連絡所として御利用されてまいりました。しかし、近年、傷みが激しくなり、壁のモルタルも落ちる状況に至っております。特に近隣には南池田幼稚園、交通公園もございまして、子供が集まるところでございますので、事故が起これば大

変なことになろうと存じまして今回、除去しようとするものでございます。

1点目の除去の時期でございますが、大変危険な状況でございますので、早急に年内に取り壊しをいたしたく存じております。

次に、再建の問題でございますが、これだけ地域の方々に親しまれてきた施設でございますので、われわれ教育委員会といたしましては、教育施設はもとより、いろいろ計画を練っているところでございますが、現状、市の財政の中で国、府の財源も仰がねばならないことでございますので、積極的に折衝してまいりたいと思います。また、われわれ社会教育施設の立地だけではなく全庁的な課題として取り組んでいるのが現状でございますので、この方面にも実現へ努力してまいりたい、かように思っております。簡単ですが、答弁させていただきます。

○ 議長(藤原要馬君) 次。

○ 教育次長(杉本弘文君) 4点目の(仮称)第2石尾中学校についてお答え申し上げます。

(仮称)第2石尾中学校については5・8年開校に向け、造成工事とあわせ校舎建設中でございます。議員皆様方には、いろいろ御指導、御教示を賜わっていることを厚く御礼申し上げます。建設計画につきましては、正門は青葉台住宅を結ぶ中央線に沿って設けてございますが、通用門は東側の鍛冶屋町に接した場所と、北側の柑橘試験場に面した場所の2カ所を予定しております。通用門は学校災害時等の非常の場合を勘案する中で設けておるわけでございますが、通学の利便にも供していきたいと考えております。

議員さん御指摘の箇所は、東側の通用門予定のところでございますが、鍛冶屋町と青葉台を結ぶ道路でございます。この道路は御質問のとおり、里道でございます。議員さんの御質問は、仮に、という中で南池田校区からの通学ということでございます。現在、適正就学対策審議会において校区編成について御審議をお願いいたしておるところでございます。まだ、校区についての決定は見えないわけでございます。校区編成について審議会でお決めいただいた上において通学についての安全は、できる限りの範囲内において整備していかなければならないと考えております。

里道についての交通規制の問題でございますが、あの道路は青葉台と鍛冶屋町を結ぶ中で、地域住民の方々の生活道路としての機能を持った道路となっております。仮に生徒の通学となりますと、御指摘のように、危険な面もあろうかと存じます。この点につきましては、今後、校区をお決めいただいた上で、警察の交通課あるいは地元の町会、また、里道に関する関係機関等とも十分協議を重ね、安全通学に取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、御了承いただきたいと思っております。

○ 25番(奥村圭一郎君) まず、災害対策でございます。8月1日夜のことを1点申し上げる

と、子どもの方のある個所の家が水に流されようとしたとき、一刻も争うような状態がございました。そのとき市役所の方に電話をかけましたけれども、なかなか電話が出てこない。ようやく電話が出たら「はい、はい、役所ですよ」と、こちらもあせっている関係か知らんが、非常に電話の応対が遅い。ところが、ようやく電話が出て連絡がとれ、たとえば建設の方に電話が回ったらすぐ職員が敏速に来て、あの大雨の中非常に活躍されたことは、私も非常に喜んでおります。しかし、ああいう災害のときには、少なくとも1名か2名の職員が交換台につくことはできないものか、その辺ちょっとお伺いしたい。

- 市長公室理事（平野誠蔵君） 御指摘まことに恐れ入ります。議員さんがおっしゃいますように、過日の状況におきましては、多くの議員さん並びに市民の方から「役所の電話の応対が遅い。スムーズにいけない」というお叱りを受けまして、痛み入っているわけでございます。

結論から申し上げますと、今後は、災害等の非常の際は管財課の方に要請いたしまして、電話交換の方に交換手を含めた要員で通常の電話交換体制をとるという形に次回から改めることにいたしましたわけでございます。

なお、なぜあのように電話がスムーズにいかないかということでございますが、いま御指摘の応対のまずさもございますけれども、実は、あの電話は、夜間の場合は、交換台から受付のところから簡単な交換機と申しますか、切り替え装置をつけてますが、ここには5本の回線しか入って来ない形になってございまして、5本以上は処理できないという格好でございまして、その5本につきましても、1本づつそれぞれの関係課につないだ段階で次のものが処理できるという格好になっておりまして、大変御迷惑をかけた次第でございまして、いろいろ機械の入れ替え等も含めより効率的な機械の検討も行い、また、非常の際は、企画課の職員等が守衛に任ざらずに張りつくということも検討したのでございまして、何せ受話器が一つでございまして、多人数が寄っても同時処理ができないという難点がございまして、いま申し上げましたような通常の電話交換の要員を派遣するという形に改めることにいたしましたわけでございまして、ひとつ御了承をお願いいたします。

- 25番（奥村圭一郎君） 何度も申し上げるようですが、電話口に出て連絡がとれても非常に応対が遅い。職員の中からも声が上がったと思いますが、この間の場合などはとにかく一刻を争う状態で、土のうがくると手わけして川にはりこんだ。住民も役所の電話が出るのが遅いということで、われわれも遺憾に思いましたので、今後、この電話については職員の配置を考えてもらいたい。

次に、業者のことでございますが、指名業者に御協力を願っている中で一つの例を申し上げますと、こういう形はできないと思いますが、現在行われている運送業者の場合は、御承知のよう

に、陸運局からの委託状を各店頭に掲げてございます。緊急の場合は電話1本で、少なくとも2割、10台あれば2台は出なければいかんということで各業者に割り当てております。そういう形づけはできないとしても、電気屋や建設の指名業者に対してそれに近い形づけをしていただきそして、地元住民もその業者に頼れるような体制にさせていただいたら非常に結構かと思いますが、その辺はどうですか。

○ 建設部長(逢野一郎君) ただいま御指摘いただいております業者のけんですが、われわれといたしましては、できる範囲で緊急体制をとるということで各業界で班編成をしていただき、対応しているわけでございます。御指摘の件につきましては十分検討いたしまして、できる範囲の緊急対策に間に合うように努力していきたい、かように思います。

○ 25番(奥村圭一郎君) いまの問題ですが、業者によっては自分の身も顧みず、この間の1例を申し上げますと、電柱にロープを巻きつけて自分の腰にその端をくくって機材を投入している。端から「もう危ないからやめとけ」と注意もしたが、「そんなこと言うておられん」と非常に活躍してくれた業者もございます。そういう中で、今後の災害対策の1つとしてできるだけ業者と連絡をとっていただき、市民のために活躍できるようお願いしておきます。

次に、河川の問題でございますが、川床あるいは橋げた等の見直し、場所によっては低すぎて、ぐあい悪いというところもありますが、逆に川床が高いために水が非常に増して溢れるような箇所もございます。今後、こういう点につきまして一般市民に呼び掛ければ、いつも川床をきれいにさせていただくよう協力してもらえないかと思いますが、その点ちょっとお伺いいたします。

○ 建設部長(逢野一郎君) 御指摘の市民への呼び掛けということですが、先ほど申し上げましたように、和泉市の河川は、大阪府と和泉市の管理の2つがあるわけでございます。市民への呼び掛けについても、どういふふうなPRの仕方であるか等も十分検討はさせていただきます。

○ 25番(奥村圭一郎君) 1例を申し上げますと、ある地区でございますが本年春ごろ、小さい川でございますが、工事をやっていただきました。その川に2、3年前にブルが入って、川の端に1メートル50から2メートル近くそのままほっておいたところがございます。ところが工事をやってもらうと同時に、その周辺をちょっと整備をしてくれ、とお願いしておきましたらちょうどきれいにでき上がり、その後でこの災害がございました。ちょうどその個所に家が並んでおりますが、30センチほどのところで助かりました。非常に周辺の人が喜んでおります。それなんかを考えると、あのときに川床を掃除してなかったら、恐らく床下までつかってあったらろうという例もございますので、今後、よろしくお願いしておきます。

次に、中央丘陵開発に伴う問題でございますが、先ほども申し上げましたように、三田方面の

現場に行って見て参りました。その状況を判断する中で本市もたびたびの水害のように、まず、河川が溢れることのないようにしていただきたいと思います。三田の方は規模も大きうございますが、まず、河川から取り組んでいるようでございます。その辺のところを何年か先に開発するという中で、下の住民に被害のないようにやってもらわなければいけない、そういうことでございますので、今後、河川についてはどのように、いつごろから取り組めるのか、ちょっとお聞きします。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 先ほどもお答え申し上げましたが、この松尾川の改修区間は、総延長9,300メートルございます。その中で部分改修はところどころやられております。この開発によって河川流量に一番大きく影響を及ぼすという区間が5.3キロございます。それについては、府の計画の中でうたいあげられておりますが、その部分は、開発関連促進費という別途府の補助費がございまして、それを公団が受けて府に委託し、改修をしていく。それから、下流部分については、府の全体計画の中でやっていくことになってございます。最下流の大津のところでございますが、一番ネックになる26号線のところですが、それも南海線の橋梁のところは用地買収に入っていると聞いておりますが、いずれにしても非常に大規模な工事になりますし、金額も大きうございまして、相当の年月がかかると予想するわけです。したがって、この開発を行うについては、先ほども申し上げましたが、この流量に影響を及ぼすと予測される部分は暫定調整池を各ブロックごとに設けまして、そして、河川改修が終わるまで暫定調整池は置いておくということで、2本立てで事業を進めていくということで、公団、市、府の間で協議がととのっております。

以上でございます。

- 25番（奥村圭一郎君） 2点目の買収の状況でございますが、先ほどの部長のお答えの中に万野グループが12月末ごろという非常に結構なお話もきいております。しかし、これだけの開発の中で約10%近い地権者がおるのに、なぜもう少し早く買収ができなかったのか。都市整備部の人たちも国鉄三田の買収状況も聞いて参ったと思いますが、私たちの聞いた中で向こうの担当課長の申すには、買収は、5割から6割はすべて左うちわである。これからが問題や、というふうな中で、10%を含む万野グループについてももう少し早くしておれば、ほかの地権者もあるいは協力されたんではないか。また、現在でも万野がどうなってるんや、というような声も聞きますので、私たちが非常に遺憾に思うわけでございます。そういう中での今後の買収状況、公団の課長のいわくには、時間から時間ではとてもやないができないというように申しておりますので、その辺の今後の買収状況をちょっとお聞きしたいと思ひます。

- 都市整備部長（浅井隆介君） 私どもも国鉄三田の方に参りまして、用地担当課長との話し合

いもして参りました。5割から6割というのは売り意向の方々に、それからが正念場であるというふうに思います。私どもも5割を超えると、やはり買収のペースが落ちてまいっております。

万野につきましては、何しろグループの権利者総数が数十名、面積20数ヘクタールと非常に大規模なものでございます。これは当初、市長と会長の間では、買収に対する協力をお約束いただきました。しかしながら、先ほど申し上げましたように、非常に面積的にも内容的にも大きなものでございますので一時に代替用地の取得とか地権の整理とかはできません。そういうところから私どもは一応、時期というものを見ておりました。もう煮え詰まっている時期ということで会長とお会いし、いま、ちょうど正念場にさしかかっているということをお話ししましたところ、それでは市に御迷惑をかけることになるから、私どももピッチを上げましょう、ということで資料提出をしていただき、それに基づいてこれから日程の調整をしながら補償交渉、調査、それから権利の確定をしていくというふうに進めてまいります。こうなれば、約11~12%面積的にアップされるわけでございます。今後は、先生が御指摘のように、いま以上に職員が一丸となって全面買収に前向きに取り組んでいきたいと思っております。できるだけ今年度中に買収できるものは全部買う、100%はとうてい無理でございしますが、とにかく買えるものはすべて買うという信念で進めていきたいと考えております。

- 25番(奥村圭一郎君) いま、部長が100%を目標に、といわれましたが、当然だと思えます。しかし、どこの買収でも最後には何%かは必ず残る、非常にむずかしい問題が出ると思えます。本市もこうした公団の計画でやっていく上において、最後には、たとえば10%あるいは15%はどうしても買収できないというときに、私ども、単純かも知りませんが、公団に「うちの方では買収できないからどうぞ受け取って下さいよ」と、こんな簡単なわけにはいかないとありますが、そういう考えを持っているのかどうか、お聞きします。
- 都市整備部長(浅井隆介君) これは、あくまでも最終的な手続きを行うのは公団の職員でなければ、市の職員はできません。しかしながら、われわれとしては、そういう例外的な措置はできるだけ避けていきたい、最後まで自主交渉でできるものは、お互いの了解のもとでこれを買収したいというふうに思っております。公団とは単年度契約でございしますが、そういうことを骨子にして、今後とも公団、また、地権者との交渉に当たっていきたくて考えております。
- 25番(奥村圭一郎君) 3点目の南池田公民館の問題でございしますが、御承知のように、最近でこそ使用は非常に少なくなっておりますが、過去の実績というものが買われると思えます。そこで、このたびの取り壊しということですが、昨年、この話がございまして、各町会が真っ向から反対しておりました。しかし、どうしても裏手のモルタルが壊れてきて危険が伴うということで了解をいただき、各町会の承諾をいただきましたけれども、やはり一部では、あるものがなくなる

と不便を感じずから、どんな形でもいいから代わりをつくってくれ、それでなければ少々の費用がかかっても修理できないか、ということ非常に私も詰め寄られましたけれども、次長ともいろいろ話し合いをする中で取り壊しとなりました。

それでは、後の敷地はどうするのか、建てるまでの間、その敷地を一部のグループが使用させてくれという申し出ですがございます。しかし、いまの段階では、そういう使用はできないというふうに話しはしておりますが、後の敷地についてどう考えておられますか。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 先生にいろいろお世話いただきまして今日まで来たわけでございますが、跡地利用につきましては、現在はわれわれ教育委員会の管理でございますが、一応、市の部局にお渡しし、市の方で御管理いただくわけでございますが、先生がおっしゃいますように、一定の特定団体に使用させることは、公の施設でございまして、それは不可能だと思います。できましたら、私ども教育指導の中で、次の建設が始まるまでは子供の遊び場に活用できるよう、協議を進めてまいりたいと思っております。

○ 25番（奥村圭一郎君） あの公民館の横に交通公園がありますが、御承知のように、非常に利用者が少ないと思います。その関係上あの周辺には、草がたくさん生えております。だから、隣接の敷地と合わせて今後の管理を十分していただきたいと思います。

それから最後に、先ほど申し上げました第2石尾にもし南池田が通学することになった場合ですが、道路が狭いところで2メートル余、ほとんど2メートル50あるいは3メートル近くございますが、試験場の方は一応修理していただければ、交通の利用も余りないと思うので結構でございますが、鍛冶屋町から青葉台に出る里道の件でございますが、御承知のように、あの道は非常に急な坂道でございます。自動車が通行すれば、恐らく自転車の通学生はとて避けられないと思います。

3年前の話になりますが、私たち三林、川中、黒石、和田の4町の生徒が光明台に行くことになった原因の1つとして取り上げたのは、石尾中学校に行く道路が非常に危険である。しかし、急に通学道路というものは確保できないということで、光明台中学校に4町が行ったわけでございます。

去る25、26日、南池田校区の各町会が話を持ち寄った中で、全部はまだ聞いておりませんが、その聞いた中では、過去にそういうケースがあったから光明台に行った。もし、児童が新しい学校に行くならば、道路整備はどうなってるんか、現在の状況であれば石尾中学校と同じことである。だから、この道路問題をどうしても考えてもらわなくてはいけないということで、各町会とも現段階では結論は出ておりませんが、まず、心配されるのは道路問題でございますので、この里道について交通規制ができるのかどうか、道路幅の問題もございまして、何とか結論を

出していただかないと南池田校区の問題があると思いますので、その辺のところをもう1度お願いいたします。

- 教育次長（杉本弘文君） お答え申し上げます。

奥村議員さんには適正就学対策審議会の委員さんとして御就任もいただき、御審議もいただいているわけございまして、建設中の学校の立地条件等も御理解いただき、御尽力をいただいておりますことを深く感謝申し上げます。道路整備につきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、現状、校区決定を見ない中でのことございまして、道路整備についても、教育委員会の整備には限度もございまして。しかし、関係各課の御協力をいただく中で校区決定を見た段階で、できる範囲で整備を進めていきたい、このように考えております。

また、里道の問題でございまして、現状、あの道路は生活道路としての機能を持つ道路でございまして、何らかの方法でもって規制は講じていけるのではないかと考えてますが、まだ、勉強不足のために法規等の研究をいたしまして今後、検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 25番（奥村圭一郎君） 生活道路になっているということですが、御承知のように、あの道路はもともと山行きの道でございまして。青葉台ができたがために道路幅をすこし広げて、そして、自動車も通れる道路になったわけございまして。いままでは、本当にリヤカーが通れば一杯という道でございました。そして昨年秋ごろ。第2石尾を建設するという話が出た時点で、当時、鍛冶屋町は御承知のように、学校はできても鍛冶屋町の中は生徒は通らさないという話もございましたけれども、市道についてはそれは……、といういろんな問題の中で、鍛冶屋町の住民の人たちも御理解いただき、その問題は最近出ておりませんが、そういうむずかしい中で今後の心配される周辺の道路整備をよく検討していただき、事故のないようにもっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

- 議長（藤原要馬君） 次に、9番・直村静二君。

- 9番（直村静二君） 質問通告のスーパーの進出についての対応策でございまして。

和泉市も大変開発の進む中、人口も13万人となってまいりました。その中でスーパーの進出が問題になってきております。その第1点では、和泉中央丘陵開発に伴う3万人人口という場合の購買力並びにその地域周辺の住民の増加ということから、スーパーの進出が具体的にあるのか、ないのか。いま、買取で頭が一杯だと言いつつも基本的な構想は練っているはずだし、また、商工関係も十分にらんだ計画があるという点で、1つは、新しいスーパーの進出について、そういう社名などがわかればお答え願ひたいと思います。

次に市新の跡地、旧昭和製鋼の跡地は現在どうなっているのか。一定期間の国の政策のために一時中断しておりますが、この申し込み時点からどのようになっているのか、ひとつお答え願いたい。

また、市としては、スーパー進出については、地元商業者の利益、さらに、購買力の問題という立場から、私どもは、総量規制という手段方法を適用してもらいたいということを強く主張しておったんですが、そういう立場で臨んでおるのかどうか、臨んでおる場合には、具体的にその調査のための予算、プロジェクトというものをつくっているのか、その点お答え願いたい。

なお、市新跡地、昭和製鋼跡地は現在、草ぼうぼうとなっておりますが、この固定資産税の収入の相手方は明らかになっているのか。さらに、地価が上がってくるという点で、固定資産税の収入金額というものはなかなか答えにくいとなれば、面積と平米当たりの単価を出してもらえば結構です。これが対応策の第1点です。

次は、実際に進出してくる場合の交通、水、道路の問題、つまり町づくりという問題もありますが、この点では具体的にどのように対処しようとしているのか。これはニチイとかダイエーとかが具体的に計画を出し、さらに、周辺との関係調整に入った場合、建設部は動いていくことになっているのかどうか。それよりも事前に一定のめどを持って対処しようとしておるのか、その点も明確にお考えを示していただきたい。

スーパー問題についてはいろんな状況がございますが、今日は、この点での確認と基本対策を明確にしてほしいという立場から質問をいたしました。明確な答弁を期待いたします。また、問題によっては再質問をさせていただきます。

以上です。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

まず、和泉中央丘陵開発に伴いましてスーパーの進出等の予定があるのか、ということでございますが、この中央丘陵開発の中で御承知のように、国分地区の泉北高速鉄道が延伸してまいります駅周辺に、シビックセンターとして18ヘクタールの区域を位置づけてございます。しかし、18ヘクタールの中の一応のたとえば公共公益施設、商業業務施設等の区割、面積的なものは出しておりますけれども、たとえば商業業務施設等には、どのような形で何を張りつけるかということについては未確定でございます。今後、この計画が煮詰まっていく過程におきまして、商工担当部課、商工会と十分協議の上で進めていかなければならないと考えております。現時点では、未確定でございます。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

- 産業衛生部次長（青木孝之君） 2点目の市新跡地、昭和製鋼跡地に盛り込まれておる大型店は どうなってるかということにお答え申し上げます。

本年2月、通産省より大規模小売店舗の届け出に係る当面の措置が出て、この通達に基づき、大規模小売店舗に対する抑制策が行政指導としてとられておるのが実態でございます。御理解を いただきたいと思ひます。

それから、2点目の市としての立場はどうなってるのか、ということにつきましてお答え申し上げます。

市としての立場でございますが、先ほど申し上げました通産省の行政指導に基づきまして、大型店に対する抑制策が行われ、本市におきましても、この基準数値等からして、ニチイ、ダイエー等の大型店に対して通産省の行制指導がなされているようでございますので、このような状態の中におきまして、市としての基本方針を出してタクトを振ることについては非常に困難であり、通達に基づきましても、特別な理由がない限り抑制指導がなされていくものと存じております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次の調査のための予算でございますが、56年度に大型店対策調査費として一応予算措置をしていただき、57年度におきましても大型店対策費として、商工総務費の中で予算措置をしていただいております。58年度もできるだけこういう大型店対策調査費を予算措置してまいりたい、かように存じております。

次に、道路問題等でございますが、この件につきましては、大型店の出店事前説明を受ける中におきまして、出店用地周辺における交通道路問題、公害、青少年の非行問題等について市内部の協議を重ね、大型店の指導をしてまいったのが実態でございます。現在は、抑制策に従いまして動きが静止しておるわけでございます。この抑制策は一応の期限がついておりますので、通産省においても今後の対応策を検討されておる現状でございます。動きますれば、いろいろ協議を重ねてまいりたい、かように存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 議長（藤原要馬君） 次。

- 資産税課長（北野喜平君） 固定資産税につきまして御答弁を申し上げます。

地方税法上の守秘義務がございまして、具体的な納税者名、納税金額については避けさせていただきますが、抽象的に答弁させていただきます。

大きい方につきましては面積約56,000平米、それにかかる固定資産税が約900万円ということでございます。また、小さい方につきましては11,600平米余、固定資産税は約300万円でございます。

- 9番（直村静二君） 一通りお答えはもらったんですが、中央丘陵の場合の18ヘクタールというのはいかなる根拠で決めて、この中に進出すべき内容、これは私は中央丘陵3万人という人

口とあわせて周辺住民も含めての計算が成立するのではないか。だから、一定の進出企業が狙っておる。また、そういう場所も意図的に予定されているのではないか。

これとあわせて言いたいのは、ここで答弁をもらっても、あなたの答弁は市段階の答弁なのか、それとも公団側にもっと大きいスケールがあって、実際に決まっておっても市には言わない。そういう場合には、私が幾ら質問して、現段階として「そうなってます」と言われても、後の動きがさっぱりわからない。公団側がそういう点の対処をどのようにしてるんか。現在、いろんな社会問題が起こっております。三越だけではありませんが、われわれ、こういう中堅都市の市会議員にはさっぱり状況が把握できない。上層部で決まってくるのが現状です。その点はどのように対処していくのか。都市整備公団、その他についても計算させるものがあるのかどうか、ある場合には、市に必ず申し出るということでやってもらわんと、「実はもう決まってますねん」となることを心配しますので、あえてこれを質問に入れたわけです。その辺のことをきちっとお答え願っておきましょうや。

(議長退席、副議長着席)

- 都市整備部長(浅井隆介君) 当面、18ヘクタールをいかにして決めたかの根拠ですが、市側といたしましては、将来的に府中駅周辺と中央丘陵部門との2つの都市核を設ける、これは総合基本構想でうたわれておりますが、その中で将来的に市の一つの都市核として恥ずかしくないものをできるだけ多く取っていただくということで話を続けております。

当然、和泉市中南部と岸和田の一部を含め駅勢圏人口は9万人ぐらいであろう。ニュータウン人口は8万人と引き出してきているわけでございます。今後、その中のたとえば商業業務施設は、公団側が一方的に決めたものを押しつけるのかということでございますが、いままでの公団の店舗張りつけにしても地元の商圈との関係がございまして、地元の商工会を中心として協議をした中において張りつけていっております。今後、私どもも地元の商工会なり、また、市の専門部局である商工課等と十分協議の上進めていただくように、今後も公団と調整していく、そのように考えております。

- 9番(直村静二君) 調整をしていくということですが、9万人という商圈、私は前にも別の質問もしておったんです。いま市内では、市長が一笑にふしたが、市役所が山の方へ行くという問題も全部よそから入ってくるんです。そういうことで、いずれ今後の推移を見て明確にしていけないといかん問題もあるので、きょうはこれで終わっておきます。

大型店の問題ですが、計画の申請があってから通産省の抑制策で一時的としておるといことですが、総量規制の考え方で計算ができてるんですか。商工会とタイアップして一定の基準を出してやってるんじゃないんですか。さらには、ニチイとダイエーでは対応策が違うと言いますか。ニチイの方が地元の商工会に対してテナントという話があるが、ダイエーの方はそれがな

いという問題も十分的確につかんでおいてもらわんといかん。いまの答弁は、何か通産省の抑制策でじっと見ておるんだという。それでは、私はきたときにはもう遅いと思う。向こうの十分調査した資料でこられると、市の持つておる小さな資料で対抗してもいかれてしまう。

ちゃんと予算措置をとってやっているのか。その意味のお答えを求めておったんです。結局、通産省の抑制策には期限がある。出てくるのは、わかっているんじゃないですか。その時の対処の基本というものをもう少し明らかにしてもらいたいと思います。

- 産業衛生部次長(青木孝之君) :お答え申し上げます。

現在、地域の小売商業環境は、急速に悪くなりつつあるのは御承知の通りでございまして、環境の変化に対応しようとするため、地域の消費者の動向、これにあわせて小売商業の近代化の方途を探りまして、その成果を総合的に地域小売商業近代化を推進しようとするため、地域小売商業近代化対策調査事業委員会を商工会に設置いたしまして、その調査結果をまとめてございます。後日、また先生方のお手元に調査報告書を冊子にまとめてございましてお届けいたしたいと思っております。一応、われわれといたしましては、大型店に対する対応をいろいろ講じているということを御理解いただきたいと思っております。

- 9番(直村静二君) 私たちが主張しておった総量規制という考え方を導入されて調査された結果、そういうふうに行っているということですか。いまの再質問の段階では、小売業者の調査をちゃんとやってまとまっているということですか。私の主張は、そうじゃない。市の町づくりの考え方、人口の動向からいって総量規制で行っていかなくてはいかんということなんです。そのようにやっているかどうか、その点をはっきりしていただきたいと思っております。場合によってはダイエーにしる、ニチイにしる、売り場面積の縮少をしてもらわないといけなかもしれない問題が起ってくるかもしれません。その根拠は総量規制になるのではないかと。その考え方が明らかになっているのかどうか、それともあいまいなままなのか、明確にしてもらわないと困る。

- 産業衛生部次長(青木孝之君) 本年2月の抑制策が出るまでは一応ダイエー、ニチイの両社を市の方に呼びまして、いろいろと総合して道路問題とか、先生のおっしゃるような規制は、こうしなさい、あしなさい、と問題を提起しております。しかしながら、抑制策が出ましたので、この点につきましては、一応、それを続けていくこととなりますと、いろいろ問題も出てくると判断しましたので、現時点では、抑制策に準じて話し合いを中断しているという実態でございまして。

- 9番(直村静二君) ちょっとその答弁は求めてなかった。総量規制ということでお答えを求めたが、あなたは、道路とか、交通とかをおっしゃった。これははっきり後になるということですが、そうやない、総量規制の考え方があるかどうかというお答えを求めたんです。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

過般来、先生は、和泉市で総量規制を設けて大型店、いわゆるスーパーの進出に対抗すべきであるという御提言をいただいております。その都度、私としては、本市では総量規制は行わないということで御答弁を申し上げてまいりました。ただいまの御質問で一定基準を設けて、その限度の範囲内で対応しておるのかということでございます。もちろん、大型店の出店地域における商圈、人口と並びに大型店の占有率等からみて、本市は、通産がいろいろ規制の中で述べております、いわゆる基準数値がおおむねボーダーライン層の抑制策にかかるのではないかと私たちが判断しております。既存小売店舗いわゆる第1種、第2種店舗は、中小を含め現状64,928平米の売り場面積を持ち、今回、和泉市に80,000平米を超える大型スーパー2店が進出しようとするものでございます。

地元小売業者の対抗意識はかなり強く、紛争を招くに至った現状でございます。これから通産、府とも十分協議する中で、現状、通産の責任において抑制策をもって行政指導をされている、おおむね2カ年であろうと考えております。

それから、通産の対応の中で、もしスーパーがきたらどうするかという御懸念のお尋ねでございますが、私たちは過去1店については、かなり事前協議も進めて指摘し、道路問題、公害問題等を含めて協議いただいた経過があり、その後、こういう抑制策が生まれ、私たちは一切接触を持っていないわけでございます。仮に2店と接触を持つといたしますと、来た場合はこうだからこうしてもらわなければならないと、いろいろな想定で物事を処理しなければならない。これについては、既存店舗から反発を食らうものであると考えまして、じっと手をこまねいて待っているわけではございませんが、現状の通産の努力、強力な行政指導の経過を見ながら一方で対応策も考えていかなければいかんと存じております。

- 9番（直村静二君） 共産党国会議員団もこの問題には相当力を入れていく方向になってはいますが、私の質問に対するお答えとして、総量規制の方針はとらないということですね。そうすると、結局、通産の方針としては、余り大きなものがくるのはぐあいが悪いということでございますが、原則として、総量規制の方針は持ってもらわないかと思うんです。

さらに今福団地など周辺を初め人口がふえてきていますから、総量規制の中でも購買力は上がっていくという問題もありますので、それなりに的確に把握しておいてもらわなあかん。総量規制をとらないといいながらも野放しか、そもいかん。実際は、地域の実態、購買力の問題、商工業者の問題など、その点は追跡してちゃんと資料を整えておかなあかん。最終段階では総量規制でいかなければならないと思う。あからさまに総量規制はとらないと宣言しても困ると思う。これはますますという問題ではないが、皆さん、聞いておってもどうかなと思うかもしれません

が、こういう論議や指摘が市議会でもあったということを確認してもらわないといかん。今後、進めていってもらう場合のプロジェクトチームの問題、また、チームをこしらえて町づくりをやっていく観点から、道路、駐車場の問題に対してすぐ手を打っていく体制もとってもらわんといかんと思います。この問題については、今後の推移を見てということでございますので、この辺でやめておきます。

○ 副議長（仁井 明君） 次に、11番・成田秀益君。

通告に補足いたしまして趣旨説明をいたしたいと思います。実は、緊急のことでしたが、去る9月24日、政府は行政改革で特に重要視しているところの人勤の答申に対して凍結を正式に決定したという、非常に全国の自治体にとっても重要な発表がございました。これは国の健全財政措置の一環として行われたものと推測いたしますが、国政全般にわたっても、このことに関連して均衡財政が行われるものと思われま。したがって、全国の自治体も国の財政措置方針に従わない場合は、国の財政援助の軽減措置等が予想されます。本市もその例外でなく、次年度予算にも多大の困難が予想され、例年通りの予算編成では、ちょっと無理ではないかと思われま。したがって、行政の一部を萎縮して市民さんに御迷惑をかけるようなことがあっても、その方向に従わないと逆に市の財政に影響を及ぼすのではないか、かように存ずる次第でございます。

そこに示しております第1点の市職との例年の昇級問題の交渉、定昇は別としても、一般のベースアップに関しましては、非常に今度の国の措置と組合の要求との間で市がジレンマに陥るのではないか、非常に大きな問題だと思っております。

それから、第2点では、市の福祉関連事業として現在の国の指針に合わないような政策をした場合には、国がやはり本市に対していろいろと補助金の削減が行われるのではないか。したがって、福祉行政の萎縮につながるというような重大なことが起こり得るのではないかと思っております。

それから第3点の市の国、府からの補助金等につきましても制限されるのではないかと思われま。すが、いずれにいたしましても、今度の緊急対策には私も戸惑っておる次第でございますが、国がそういう政策を行っている以上、市もそれに従わないと、まあ、想像でございますけれども、市職とのベースアップ交渉が仮に行われた場合には、市の財政全体に非常に大きな国、府の圧力がかかるのではないかという感じを受けるのでございます。いずれにしても、これは来年の話でございますが、いまからその対策をどう考えるべきか、ひとつ理事者からお聞かせ願いたいと思うわけでございます。理事者の方々は本職でございますので、その点につきましては私が申し上げるまでもなく、対策を立てておられるだろうと思われま。けれども、その辺についてひとつ御返答を

お願いいたしたいと思います。

- 副議長（仁井 明君） 理事者答弁。
- 助役（坂口礼之助君） 総括的な御質問でございますので、私から一括してお答え申し上げます。

御指摘のとおり、本年8月6日、人事院は例年通り、民間と公務員の給与格差を是正すべしといたしまして、いわゆる人事院勧告を行ってございます。本年度の人事院勧告は、総体的に4.58%の勧告でございまして、例年の通り、本年4月1日にさかのぼって実施という勧告が、内閣総理大臣並びに国会の議長さんあてに提出されたわけでございます。

しかし、御指摘がございましたように、国の財政は非常な危機状態になっておるのが現実の問題でございまして、お聞きするところによりますと、58年度の政府予算につきましても、歳出総額の36%がいわゆる市町村でいう公債費、国債の元利償還の費用というふうに聞いております。そういうふうな大きな財政の危機に直面しておる背景を受けまして去る9月24日、給与関係の閣僚会議が開かれまして、最終的には、鈴木総理の裁断という形で本年度の国家公務員に対する給与改定は凍結したい、このような決定が行われたとお聞きいたしております。

国の国家公務員に対する本年度の人事院勧告は凍結するという政府の方針が決まったわけでありましてけれども、それを受けまして自治省では自治大臣談話を発表し、かつ次官通達をもって、地方公共団体におきましても国の措置に準ずるよという要請が行われてまいったわけなんです。御指摘がございましたように、その通達に反して独自に各地方公共団体が給与改定を行った場合、当該地方公共団体が財政的に余裕があるんだという判断をとり、特別交付税の減額措置を行う、あるいは地方税の発行の許可を行わないという措置をとるということで現在、進めてまいっているわけなんです。

議員さんも御承知かと存じますが、それを受けて全国的な地方公共団体、特にいまの段階では都道府県あるいは政令都市等の動きが新聞報道されております。現段階では、やはり国の方向を尊重しながら対応していこうという空気が一般的な空気でございます。それはだめだと反論されるいところもございまして、地方公共団体として、それを受けていかに本年度の人事院勧告の関係を処理をしていくかについては現在、まだ一定の方向付けが行われていない現状でございます。

本市の場合も御承知のとおり、国家公務員を100としたラスパイレス指数を見た場合、大阪府下各市町村の例と同じように、約21%高いということの御指摘を受けているわけでございます。したがって、これに伴います本年度の人事院勧告の今後の扱い方は、十分に国の方針あるいは地方公共団体の動きなどを慎重に検討しながら対応していきたいと考えておるわけでござい

す。今後の推移を見ながら、本市として、給与改定についても万遺漏なきような扱いをしてまいりたいと存じております。

それに伴いまして、議員さんの想定では、国の人事院勧告凍結の方針に逆らって実施した場合、福祉行政なりその他の財政上に大きく影響してくるのではなかろうかという御質問でございます。直接、その勧告と財政措置との関連につきましては、先ほど申し上げましたように、特別交付税なり地方債の許可制限ということでございます。御質問いただいておりますように、たとえば福祉関連事業の予算などに直接の影響が出てくるわけではないと思います。

しかし、一般的に臨時行政調査会の答申を受けて全般的な行政を見直していかなければならない中においては、いわゆる福祉関連事業についても、かなりの勧告が行われておることは確かです。たとえば今回の第3次答申においても、年金制度の改革あるいは医療費の適性化を行う、医療保険制度の合理化等いろんな提案がございます。それを受けて現在、直接出てまいっておりますのは、老人保健法が可決され、来年2月から施行されることになっております。こういう関係で、いわゆる70歳以上の老人について一部自己負担が導入されるくるわけでございます。大阪府では、府が主体となって行っている府下市町村が協力して65歳～69歳までの老人医療無料化問題も、厚生省側から見れば、これはどちらかという日本国全体の行政から見れば一歩出ている行政である。そういう行政は当然、その受益を被る各市町村の住民傾斜負担的な性格のもので賄うべきであるという見解がなされております。まだ、府市で行われている65歳～69歳の医療無料化について、従来通りいけるかどうかは、大阪府を中心として府下各市町村が協議を行っている段階でございます。こういうことを強行するとなりましたら、あるいはまた、それに対する何らかの行政指導があるかもわかりません。

しかし現状では、第3次の答申が行われたところでございます。国自身がそれを受けて、具体的にどのように対応していくかという中身についてはまだ出ておりません。予定では、10月上旬あたりに中身が整ってくるということでございますけれども、われわれはそれが出てまいりましてから、具体的に市の行政にどう影響があるか、そうしたものが出来た場合には、従来和泉市がやっております行政水準を落とさないように当然、現在の福祉行政の水準は一歩でも前進させる措置を国なり府を相手にいろいろ協議していかなければならないと存じております。

58年度の本市の予算編成についても、御懸念いただいておりますように大変なことだと存じております。たとえば国の方の地方交付税総額の概算要求の段階では、前年度より13%減でございます。大きな税収の不足からこういう事態になっておるわけでございまして、そのままダイレクトに交付税13%減となりましたら、本市のみでなく、地方交付税をいただいております全国

の市町村の財政計画に非常な狂いが生じまして、58年度当初予算の編成は至難だと思います。自治省では、少なくとも57年度の実績は形を変えても確保しよということをおっしゃってくださっております。どういうことになるか明確ではございませんが、総額においては、何らかの形を変えてでも交付税に代わる財源を確保したいとおっしゃってくださいます。われわれとしても、それらの中央の動きを十分にみながら、慎重に58年度予算編成にかかってまいりたい、かように存じております。意のあるところを十分私たちの胸に置きまして、財政運営に全力を傾注してまいりたい、かように存じております。よろしく御理解賜りたいと思います。

○ 11番(成田秀益君) 非常に懇切丁寧な御説明をいただいたのでございますが、私が一番気になるのは、毎年の行事的な問題でございます。市職とのベースアップの問題でございます。定昇はもちろんやむを得ませんが、国がああいう凍結をやっていますから、自治体の方でそういうことが現実にあった場合には、府なり国なりにこちらも補助金、助成金については毎年、交渉に行っていますから、その点については問題はないでありますけれども、毎年のとおり組合との間でなつた場合には、市が創設されてからずっとそのまま毎年、何ほかのベースアップを行ってきておりますし、それを今年はカットするようなことになれば、非常に市行政は混乱するんじゃないか。これはどなたも思うことですが、それでも市独自で実施された場合には、国の方がいろいろと地方交付税なり、また、こちらの方は同和対策事業、環境改善整備事業と名前は変わっていますが、いろいろな国の補助金、助成金、その他の対策について相当な影響があるのではないかと思います。組合との交渉、御理解がどうできるか、今から来年の話をすれば鬼が笑うかもしれませんが、来年のことはどんどんやっていますので、それについての考え方、今、こういうことを申し上げましても、大阪府下市町村の事務当局との関連もあるだろうかと思いますが、これの対策をどうやっていかれるか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○ 助役(坂口礼之助君) 非常にむづかしい問題でございます。本席で私の考え方を明確に申し上げることにつきましては、御遠慮、お許しを願いたいと思います。御承知のとおり、人事院勧告制度と申しますのは、いわゆる公務員労働者の基本的な権利である争議権というものを剝奪しておる代償として設けられたものでございまして、その限りにおいては、やはり人事院勧告は尊重すべきものであるというふうに従来から考えておるわけでございます。

国の場合でも23年にこの勧告制度が始まりましたが、全面的にその勧告を凍結したのは、昭和24年の1回でございます。これは超法律的なマッカーサー総司令部の指令でやったわけですが、その後は、人事院勧告は尊重されてまいっておりまして、本市の場合も全面的に凍結したという例はございません。そのときの財政事情である程度実施時期を7月なり12月におくらせていただき、あるいは人事院勧告を完全に実施する代わりに定期昇級の時期を6カ月間ずらして、

4月に昇級するのを10月にしたということもあり、労使間で話し合いをまとめてまいったこともございます。

しかし、今回のように全面的な凍結となると異例のことでもございまして、直ちにそれにどう対応するかの方針につきましても、ここでの明言は避けさせていただきたいと思っております。しかし、そうした諸般の事情を十分に勘案しながら、良好な労使関係を維持していかねばならない。労使間が険悪になることは、ひいては、公務の能率に大きな影響が出てまいり、行政の混乱が出てくることは御指摘のとおりでございます。そうした面も慎重に配慮して取り組んでいきたい、かように存じておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

- 11番(成田秀益君) 非常にむずかしい問題でございますので、今、結論を出すとかいうことはできませんが、これは大きな和泉市の財政を揺さぶる問題でございますので、今から慎重に御配慮を願いたいと思っております。私も余り詳しいことはわからないのでございますが、ひとつ間違えうと大変なことになると思っておりますので、よろしく対処のほどをお願いいたしたいと思っております。

これで終わります。

- 副議長(仁井 明君) それでは、ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

(午前11時46分休憩)

(午後1時再開)

- 議長(藤原要馬) それでは休憩前に引続き会議を開きます。

一般質問を行います。15番・穴瀬克己君。

- 15番(穴瀬克己君) 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

豊かな緑と青い空、きれいな水、美しく住みよい町は皆の願いです。私たちの住む和泉市は、市域の40%を丘陵や原野が占め、緑豊かな自然と多くの文化財を持つ素晴らしい環境の町であります。私たちは生まれた環境を保ち、和泉の町を次代に継いでいかねばなりません。このために市では現在、将来の和泉市に住むすべての人が、快適な生活を送れるようにと環境保全条例制定に至ったことは、まことに喜ばしい限りであります。そこで、本条例運用に当たってどのような体制で行うのか、具体的にお聞かせ願いたい。また、市民に対してのPRは、5月の広報「いずみ」並びにパンフレット等で知らせてきたように聞いておりますが、まだまだ深く浸透しているようには思われません。今後、どのような形で市民に周知されようとしているのか、お聞かせ願いたい。

次に災害対策についてお尋ねいたします。

去る8月の台風による全国的な被害は、本市においても免れない多大な被害をもたらし、河川、

道路、市街地等の浸水は、予想以上に大きな被害を被ったように思われます。そこで、今回の被害状況並びに復旧対策状況をお聞かせ願いたい。このような大きな被害が出たのは、どのような原因があったのか、原因の究明はなされたのかどうか、お聞かせを願いたい。並びに和泉中央丘陵開発計画のなかにあって、ため池が100数十ヶ所あると聞いておりますが、河川も含まれ、100万坪の開発という大規模な造成計画であります。災害対策が非常に心配されるところであります。当局においては、十二分に御検討されていると思いますが、風水害の対応はどのようになっているか、お聞かせ願いたい。

続いて、文化、スポーツの振興についてお伺いをいたします。

前々から要望しておりますが、甲斐田川、野谷池グラウンドの設置についての進捗状況はどうなっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

今年も間もなく市民体育祭並びに市民文化祭が盛大に開催されようとしておりますが、昨年は、体育祭の参加者も非常に少なかったように聞いており、また、文化祭においても、メインの表彰式のときには受賞者ばかりで、一般参加者が非常に少なかったように聞いております。今年は、そういった問題点にどう対応されようとしているのか、お聞かせ願いたい。加えて、体育祭、文化祭の行事内容をお聞かせ願いたい。

次に、これも私が再三再四申し上げておりますが、学校施設を地域のコミュニティ広場としての開放を訴えてまいりました。モデル校として、国府小学校が本年4月より運営委員会を設置し運営をされると聞いておりますが、その状況をお聞かせ願いたいと思います。

以上、趣旨説明を終わります。再質問の権利を保留いたします。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部次長（吉田種義君） 1番目の環境保全条例制定についてお答えいたします。

先生御質問の体制についてでございますが、現在、交通公害課の公害係が主幹初め係長、係員4名、計6名で当たっておりますが、条例施行後は関係部課の協力を得、さらにできるだけ努力してまいりたいと思います。

2番目のPRの問題については、5月と7月に全戸数に2回、広報とパンフレットで周知徹底しております。施行後の周知はその都度、広報誌を利用させていただきたい、かように存じておりますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（藤原要馬君） 次の答弁。

○ 建設部次長（中上好美君） 災害対策の状況並びに原因についてお答え申し上げます。

8月の水害による道路、河川関係の災害被害個所でございますけれども、道路の路肩破壊40カ所、水路の溢水が24カ所、民家への山からの土砂の流入が14カ所、河川崩壊が20カ所

ございます。合計市が管理する部分として98カ所の災害がございました。さらに、全般的な被害を申し上げますと、人的な死者はございませんで、けがをされた方がお二人、住宅の被害は、全壊が1戸、半壊が3戸、床上浸水が8戸並びに床下浸水が約1,600戸でございます。特に河川関係並びに床下浸水等の大きな原因としては、これまでの河川改修並びに市街地における下水道の水路整備の立ち遅れが大きな要因になったのではないかと。したがって、この面での今後の大きな課題になっていると考えております。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

和泉中央丘陵の開発区域には御指摘のように、ため池等も非常に多くございます。地区内だけで134ございます。財産区財産の池が28、個人の池が106ございます。この中で受益地が相当残る部分が34ございますので、これらは今後統廃合して、水の確保に存置しなければならぬわけでございます。その他の池につきましては、漸次、潰していくので、これらの対策といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、河川流量に影響を及ぼす区間の改修、それまでの間、遊水池、沈砂池をつくりまして、最終的には、河川の改修が完了するまで暫定調整池として存置していく、それらを降雨量に合わせて設置しておりますので、災害等は十分これによって防ぐことができると考えます。そのほか、今度の計画では、緑、公園という緑地や空地进行だけ多く取るわけでございます。それらもまた自然の浸透をしますから、雨水が急速に流れていく流速を落とす1つの要因にもなります。そのように配慮して災害対策を講じていく考えでございます。

以上でございます。

○ 指導部次長（明坂貞士君） スポーツの振興につきましてお答え申し上げます。

第1番目の野谷池運動場広場でございますが、この埋め立て工事は、本年6月末日にはほぼ完了しております。現在は緑地公園としての整備事業、すなわち周辺道路の整備、植樹等を行っているわけでございます。埋め立て後の放置期間中の使用につきましては、当初、一定のいい土を盛ってローラーで締め、使用していただく予定でございました。しかしながら、今年は非常に雨量が多く、なお、この運動広場の予定地の約8割が野谷池の跡地でございます。そういった状況から現在では、自然沈下を行っておりまして、なおかつ、ところどころ不等沈下もしている現況でございます。したがって、その使用する時期としては適当ではないと考えておりますが、いましばらく状況を見ながら、適当な時期に使用する方向で考えていきたいと思っております。

2番目の甲斐田川運動広場の進捗状況でございますが、4人の権利者の方との交渉が若干おくられてございます。しかしながら、すでにこの4人の方より工事着工承諾書を先日來いただき、今月

9月下旬から道路の築造にかかっています。府企業局の考え方といたしましては、続きまして管理棟、テニスコート、駐車場等の設計図を57年度中に完成し、57年度末から58年度の繰越事業として工事着工していきたいと交渉いたしております。したがって、59年の新しい年から完成し、オープンできるようになるのではないかと考えてございます。

3番目の市民スポーツ大会の問題でございます。御指摘のように、年々、市民の方の参加が非常に少なくなっております。前回の議会でも御指摘いただきましたが、その結果、5月から6月にかけてアンケート調査を実施いたしました。これらの声を実行委員会に反映いたしまして再三にわたって御審議をいただき、今年は前回不評であったフィールド競技を極力なくして、だれもが参加できるレクリエーション競技、すなわち親子競争、スプーンレース等、そういったものをふやして、当日の参加申し込みも可能な状態にし、なお、盛大にやっていきたいと考えてございます。

4番目の学校体育施設の開放でございますが、いろいろ現在まで御指摘をいただきまして、本年5月下旬に国府小学校をモデル校といたしまして運営委員会を設置、この趣旨でございますが、学校体育施設の開放事業の運営を円滑に実施するとともに、校区住民の方の体育、スポーツに活用、普及と振興を図るのが運営委員会の目的でございます。その運営委員会の役員につきましては、学校側、教育委員会並びに社会教育団体、社会体育団体の方々の参加を得まして、8名の役員をもって現在、運営してございます。現在のところ、順調な運営を図っております。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 指導部次長（竹田明郎君） 文化面を担当しております竹田よりお答えを申し上げます。

文化祭行事を積極的に行うような方策を今年はとってるかということでございますが、本年度におきましても、和泉市の文化協会に各文化サークル17部会ございますが、すでに数回お会いいただき、秋の文化祭実施について、われわれと協議を進めてまいっております。その中で10月24日の日曜日の詩吟大会、俳句大会を皮切りに、11月24日のすいせん女性コーラス発表会までの各部門におきまして、積極的に企画化されてるところでございます。それから、われわれはさらに積極化を図るために、本年度から期間中にプロの芸能人等もお招きして演技に厚みを加えていくような企画も考えております。さらに新しい企画といたしまして校区コンサートも考えておりますし、子供たちのためにアニメの映画会等も計画しているところでございます。ただいま、各サークルにおきましては、盛大にでき得べく準備を進めているところでございますが、今月号の広報でも御紹介申し上げておりますとおり、市民の方々の積極的な参加を要請し、ポス

ター、チラシはもとより、報道機関にもお願いして行事の案内をいたしたく考えております。

以上簡単でございますが、御回答申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 最初に、環境保全条例について再質問させていただきます。

特にこの条例は、市民側に義務を負わせている点がほとんどであると見受けられます。全部で盛りだくさんな条例になっておりまして、こういった理念条例を市民全体に反映させていく、周知し、理解を高めていく市民のモラルを向上していくことがほとんどのように見受けられるわけでありまして、こういった運用について住民サイドの方からいろんな環境保全条例に関する苦情等が施行までの間にかなりの数に上ると聞いております。

そういった中で、今の回答の中にありましたけれども、この交通公害課を窓口としたスタッフだけでは、とうてい対応できない。このように感ずるわけでございます。

具体的に申し上げますと、第15条にカラオケ騒音のことが盛り込まれております。このカラオケは、担当の人たちが勤務している時間帯には起こらないわけです。特に夜中の問題点であります。夜中にカラオケ騒音がうるさく眠れないといったとき、苦情をいっても受け付けてくれるところがない。午前中の災害の電話の件でもありましたように、守衛さんなり、市の対応できる体制がない。こういった形の中で、そういうものについてはどう対応するのか。

それから、37条、38条には、空地等の管理義務と書かれております。このところでは、市民に対して適正に管理し、良好な環境保全に努力するように義務を訴えております。こういった矛盾点を感じますけど、現在の市の管理地、公社の保有地並びに公園、児童公園、交通公園等を見ましても、雑草だらけなんです。理事者側が姿勢を正さずして、市民に義務を訴えているのが、この条例のように思うんです。そういう意味から、理事者側の姿勢そのものについて、どういう気持ちでこの保全条例を出されたのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部次長(吉田種義君) ただいま穴瀬先生の方から再度の御質問の理念条例のことでございますが、この条例第4条、市長の責務の中でもうたっておりますとおり、市民の快適な生活を確保するため、良好な環境保全の総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない、となっております。これを行政側の姿勢として行いたいと考えております。

なお、具体策については、その都度、当該委員会等にも御相談申し上げたいと存じますので、よろしく御了承願いたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) これは産衛部局だけの問題ではなく、この条例をずうっと見ておりますと、本当にこれは市全体として受けとめなければならない問題がたくさんあると思うんです。今、言いましたように、市の公園とか公社の保有地は、市側の責任において管理しなければならない問題、また、54条は、樹木の緑化のことなんです。緑を愛する意識の高揚に努めなければならない。とありまして、すべての市民は、その占有し、管理する敷地に樹木等を植栽し、積

極的に緑豊かな環境育成に努めなければならないと、あります。ところが、市の公園である黒鳥山公園、横尾山公園の樹木はどうなっているか、虫が食って桜の花も咲かないというのが実態です。ところが、市民にはこのように訴えている。そういうちぐはぐなことで、ただこの条例をつくればいいという形で現実の対応を市がやらなければならない。市の管理上に大きなミスがある。これについて、きちんとした行政側の責任、姿勢を明確にしない限り、市民に対する義務を果たしてもらわねばいかないと思う。かえって苦情が殺到し、行政に対する不信感がつのる一方だと思うわけです。これは産衛部局に答えていただくというんじゃなく、市長に御答弁を願いたいと思うんです。

付け加えて、同じような問題ですけど、66条、67条には御承知のように、文化財保護に関する意識の高揚、これについても、何人も文化財保護に関する諸規定を厳守するとともに、策定並びに指導を従い、進んでその保護に努めなければならない、とあります。ところが、再三再四問題になっている観音寺遺跡の実態はどうなのか。何回も議会で取り上げられながらいつまでも放置したままじゃないですか、こういう実態を市長はどう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 私から穴瀬議員さんの環境保全条例施行に際しての問題点あるいは行政としての立場についての厳しい御叱正の御質問でございますので、お答え申し上げたいと存じます。

3月議会でもるる御説明申し上げ、御論議をいただき、御議決をいただいておりますところでございますけれども、理念条例といいます意味合いは、この環境保全というものは、もちろん第一義的に行政の責任は当然あるわけでございまして、御指摘のとおりでございます。しかしながら、皆で住みよい郷土をつくっていき、きれいな町づくりをしていこうという場合には、ひとり行政側の努力だけでなし得るものではございません。行政、市民、企業者の皆さんの3者が一体となってきれいな町をつくっていき、そのための御協力を要請し、行政もそうした意を体して努力する意味で、理念条例といわれるゆえんでございます。そうしたことから、罰則規定は設けておらないわけでございます。

この意味合いから申し上げまして、行政も襟を正してやらなければならない点は多々ございまして、窓口は交通公害課でございますけれども、行政挙げてのきれいな町づくりでございますので、これに関連いたします建設部を初め教育委員会等あらゆる部門に皆関連いたしております部局がそれぞれ協力体制をとるよう、ということで措置させておるのが実態でございます。いろいろ御指摘いただいております諸事項についても鋭意、取り組みを強化してまいりたい、このように存じております。

先般の委員会でも申し上げましたとおり、9月末を施行日にいたしておる関係上、いろいろこれからの市民間の問題あるいはそうした要請なり陳情なりが日を次いでふえてまいろうかと存じます。お待ちをいたしておるところでございまして、私たち行政挙げて対応いたしますとともにそうした企業者、市民の方々にもそれぞれ御協力をお願いをしなければならない諸点が、今後、町をきれいにする中では随所にございます。そうしたことを旨に置きながら、ひとつ対応いたしてまいりたい、おくれております点は卒直にわれわれも反省をしながら、行政の責任を果たしつつ市民への協力をお願いをいたしてまいりたい、このように存じておりますので、いい環境づくりには、企業者、市民の方々にも義務を課するわけではございませんが、御協力をいただかなければならない諸点が出てまいるといふ点について、そんなことはぐあい悪いという御指摘もありますが、趣旨がそういうことでございますので、もちろん、行政の責任は果たしてまいりますけれども、御賢察をいただきたい、かように思っております。きれいな町をつかっていきたいという気持でございますので、よろしく願いを申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 私もちろん、環境保全条例が制定、施行されることに喜びを感じる1人であります。

これを何もいけないうちでございまして。市民協力を得なければできないというのは当然でございまして、私たちは、何も行政が全部しなければいけない、市民に義務ばかりを押しつけていると言っているわけではありません。市民協力を求めて町ぐるみで環境改善を図っていかねばならない、住みよい和泉市、住みたくなる和泉市をつくらねばならない、こういった中で、まず、襟を正さねばならないのが行政の責任における問題でございまして。だから、幾ら努力していきこうと言いつつながら、これは所管の人の意見も本会議等で聞いておりますけれども、現実対応されていないのが実態です。観音寺遺跡1つをとってみても、何年かかっていますか。また、緑を大切に。公園を美化していく、これはいつも言っております。しかし、それに対応する現課の人がどこにいますか。和泉市の周囲の町を見ても公園課を設置して水をやり、肥料をやる、殺虫剤を蒔き、生きた植木を管理している。それをせずして、どうして行政の責任を果たしたといえますか。こういった1つ1つの具体的な問題に真っ向から取り組んでいかないと、私たちの次の世代の人たちに任んでよかつた和泉市は実現しっこないわけです。植木でも、桜の花が咲くまでには20年かかります。その20年かかって咲いたりっばな桜が今、虫に食われてしまえば、次に新しい苗を植えても20年待たなければならないんです。

こういった1つ1つの行政に本当に心から魂を入れて取り組んでいただきたい。ただ、今、施行に当たって、そんな急にできるものではございませんが、本当に行政の責任、姿勢というものを再び原点に戻して問題点を掘り起こして、市民合意の上で環境保全条例とがっぷり取り組んで

いけるように持っていかなければならない、このことを痛切に感ずる次第でございます。特に緑の問題につきましては、今、現課の土木課では対応できないし、前から公園課の設置等を具体的に提案申し上げておりますけれども、この辺についての御答弁をお願いしたいし、また、観音寺遺跡等の問題も、どう考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、改良住宅の問題でございますが、これについても皆、家庭でペットをたくさん飼っておりますけれども、改良住宅をつくることによって、そこには動物を入れることはできない。動物、ペットに対する対応がなされていない。こういう本当に細かい面まで配慮した体制をつくらないでは、ただ、この理念条例がじゃじゃ漏れになってしまう気がいたします。

そういった三点について御答弁をお願いしたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘いただき、ごもっともでございます。襟を正して御趣旨を体しながら、きれいな町づくりのために、行政挙げて市民の御協力をいただき、こういうことでがんばってまいりたいと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

それから、具体的な緑を大事にする、公園をよくする、いろんな意味合いから前々からの御指摘でございます。現在、建設部の計画課で担当いたしております諸問題について、公園課とというものを設置したらどうか、という御指摘でございます。結論から申し上げますと、いま御案内のとおり、小さな政府ということでサービスの向上、一口に言って、減量化の行政改革が国の一つの旋風として巻き起こっておることは事実でございます。本市におきましても、より効率のいい体制はいかがあるべきか、そして、より減量化された体制で、しかもサービスの向上が図れるにはいかがすべきかもひっくるめて、庁内で行政改革の検討委員会を助役をキャップにして設置をし、検討に入ってるわけでございます。率直な話、減量化、簡素化の行政組織、そして効率のいい行政ということと、この新しい課を設置せよ、という形としては、相矛盾するように聞こえるわけでございますが、やはり行政に何が大切かを一つのポイントにしていくことによって、こうした矛盾は克服できるのではないかと。所詮、政治とは矛盾があるものでございますが、その矛盾の調和が行政にとって一番大事なことだと割り切っております。モットーと思っております。

そうした中で、いま、検討委員会で行政機構も含め、行政挙げて減量化、効率のいい市の行政をやっていくかを改めて問い直しているのが実態でございます。その中で、シビアな検討を今後も続けさせていただきたいと存じております。御指摘の向きも含めて、行政改革の趣旨に沿って本市においても検討を重ねるところでございます。いましばらくの御猶予を賜りたいと存じます。

- 15番（穴瀬克己君） この環境保全条例についてはこれぐらいで置いときたいと思いますが

特に行政側の姿勢について、各般にわたって部局、部局で襟を正していただきたいし、その意味では、市民が本当に納得して、今回の環境保全条例は本当に素晴らしい条例だと、行政、市民挙げて取り組んでいける姿勢を明確にさせていただきたいことを要望して、この件については、終わりたいと思います。

次に、災害の問題でございますが、非常に対応のおくれているところがあるようにも聞いております。特に府の事業等でいまだ復旧していないところがあるようですが、そういった点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 建設部長（逢野一郎君） 災害復旧の仕方について御答弁させていただきます。

先ほど、次長から道路、河川を含め一応、九十八の災害箇所がありますが、これらのうち、国庫補助対象になる分については45ヶ所でございます。この45ヶ所につきましては、去る9月13日以降、16件について、緊急を要するものから国庫査定を受けたわけでございます。あと順次、10月初旬、10月末、11月と段階的に国庫の査定を受けるわけでございますが、同時に、できるだけ早い時点で災害復旧をやっていききたい。かように存するわけでございます。

なお、あとの残る市単費の復旧につきましては、今後、緊急を要する箇所から順次やっていきたいと思うわけでございます。

また、府の復旧箇所ですが、これも同じく国庫査定と同時に査定を受けてるわけでございますので、これらについても、府に強く復旧を要望していききたい。かように思うわけでございますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 15番（穴瀬克己君） 具体的にまだ復旧作業に入っていないところはどこなのか。説明願いたいと思います。

○ 下水道課長（山崎琢磨君） 河川を担当しておりますので、説明させていただきます。

先ほど部長、次長が回答申し上げたとおりでございますが、復旧につきましては、着工しているのは三件でございます。あとの分は応急復旧いたしてございまして、それ以外は、査定が終わって実施設計の後着工することになってございます。なお、府の方のことも言われたので申し上げますと、府では約75ヶ所余が査定を受けたわけでございますが、現在、11件が着工しておるわけでして、あとの分は未着工ということになってございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 復旧の対応が非常におそい。国、府の補助の問題があるんですが、特にどうしても急がなければならないところについては、市で仮復旧という形で早急に復旧をやってもらわなければならない。榎尾山の参道でも、復旧に至るまでは相当日数がかかりましたね。また、山荘、伯太間の池の決壊による道路もいまだに通行止めになっております。こういった問題が非常に長くかかっております。一カ月半となるのにもかかわらず、仮復旧もなされていない。

こういった点について、総括的に今回の災害復旧については、どんな対策をとっているのか。全体の災害から見て、具体的な復旧対策が遅れているところについてはなぜかという理由を説明願いたい。

○ 建設部次長（中上好実君） 御質問の内容でございますが、基本は私ども、国庫補助を受けるということで災害復旧をやっているということでございます。ただし、御指摘のように、生活に関連する道路あるいは河川、そういう部分については、必要なところから改修、補修を行っているのが実態でございます。山荘伯太線についても、確かに現在、通行止めになったままでございます。この件について例に挙げて申し上げますと、最初から国庫補助にしたいということで対応しておりましたが、同時に復旧を急ごうということで、実施設計を含めて行い、すでに入札を執行して業者の決定を見ております。したがって、早急にこの工事に着工し、あわせて舗装も含めて行う予定にしておるわけです。そういうことも含め、できるだけ国庫補助あるいは府の補助の取り付けの中で多くの事業を進めたいというのが本音でございまして、その辺御理解をお願いしたいと思います。

○ 15番（穴瀬克己君） 国庫補助を取るのに相当暇がかかっているようでございますけれども、その辺のところ詳しくわからないんですが、非常に時間のかかる作業ですね。めどとしては、今回の台風による災害、これの災害復旧の終了はいつごろになりますか。

○ 下水道課長（山崎琢磨君） 河川の方で例にとって申し上げますと、89ヶ所の災害があったわけでございますが、そのうち20ヶ所分を本年度で完了したいと考えております。あとの分は来年度以降施工するよう考えておるわけでございます。

○ 15番（穴瀬克己君） そうすると、また来年回しのところはかなりあるわけです。特に河川水路の改修の立ちおくれによって市街地の浸水が起こり、河川、道路の決壊が起こる。また、住宅地の浸水は、日ごろの水路の改修整備がおくれているから、このように受けとめたんでございます。これが後手々々になって、今回の災害復旧作業にしても来年回しのところが出る。いままでもその積み重ねによって災害が起こってきた。

こういった意味合いから、水路整備、河川改修にしても、非常に年度計画においても少なく実施されておらない。これも和泉市の地域防災計画にきちっと挙げられておりますけれども、具体的な対応は非常におくれている。絵にかいたもちですな。理屈はわかっているが、予算がついてこないといった感じでしょうが、そういった面から起こってきたということは、これは人災ですよ。行政が手をこまねいていたが故に起こった事故といっても過言ではない。この点先ほど答弁された次長から ……。

○ 建設部長（中上好美君） 確かに御指摘のように、建設行政の河川、下水道の立ちおくれはお

答えしたわけですが、全般的にすべてが人災だというふうには、私どもは考えてございません。和泉市全体の行財政の中で建設行政をどう進めていくか、これまでも議員の皆さんを初め御協力をいただく中、可能な限り取り組んで来たわけですが、結果として、先ほど申し上げたようなことになったと判断しております。今後は、御指摘の点をさらに肝に銘じて、建設行政全体が市民に迷惑のかからない観点で進めるよう努力していきたいと思えます。

- 15番(穴瀬克己君) 特に今回の8月台風は非常な降雨をもたらしたということで予想外に大きな被害があったことは、全国的に言えることなんです、別に大きな台風でなくても、雨期には、まま浸水する箇所が、担当部局で調べても数10カ所あるわけですね。私が前に聞いたとき40という資料もある。今回の8月台風でなくても、雨期に近づけば、浸水するという。これはミニ開発が進み、田畑も少なくなって当然、水路改修をやっていかんともたないという自然の原理でございます。

こういった中で、現課の対応をさらに進めてやってもらいたい。と同時に抜本的な解決は、やはり公共下水道の設置を早急にやらなければならないが、これもなかなか進まない、絵にかいたもち、計画道路も絵にかいたもち、こういった道路、下水といったものをきちっとしながら同時進行していく、これからは、やはり下水をメインにした行政といっても過言ではないと思えます。その意味からも全力で取り組んでいただきたいし、われわれ議会側も全力投球で早期実現に向けて、計画道路並びに公共下水道の推進をやっていかなければならないと痛切に感ずるわけです。小手先だけで水路改修をしてもなかなか追いつかない。現課の人の悩みです。本来の抜本的な解決に向けての歯車を大きく回転させなければならない。このように思うわけでございますが、理事者側においても、その姿勢をお聞かせ願いたいと思えます。

- 建設部長(逢野一郎君) いま、議員さんの御指摘のとおり、和泉市の下水道対策は非常におくれております。これらの対策につきましては、早急に抜本的な措置を講じていきたい。かように思うわけでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 15番(穴瀬克己君) 次に、文化・スポーツの振興についてのところで、学校施設の開放についてお尋ねいたしましたけれども、国府小学校が具体的に運営されているという形になっており、非常に喜ばしい限りでございますが、6月議会においても、56年6月・12月議会においても小中学校の体育施設の開放に関する規則をつくっていった、という答弁をいただきました。いろいろ指導する側の目的とか費用弁償、事故の管理責任とか困難な点がたくさんあるかと思えます。けれども、コミュニティの広場、生涯教育の場として、学校教育施設の開放に今後、全力投球で取り組んでいていただきたいしそのためには、まず、開放に関する規則、規約等を一校だけのモデルにとどめず、全般にわたっての体制をとっていくのが前回の答弁でございます。

その意味からも、今後の進め方についてお聞かせ願いたいと思います。

- 指導部次長（明坂貞士君） 学校体育施設の実施要綱でございますが、一定の案は持ってございます。すなわち、スポーツ振興法に基づくスポーツの普及と振興を図るということで学校体育施設の開放を行うということで実施要綱をつくってございます。今回、それに基づき、国府小学校をモデル校として運営委員会を設置いたしました。現在、運営委員会の設置要綱細則もつくり、先ほど申し上げましたように、趣旨、組織等について、体育施設開放実施運営に必要な規則立案等を行っていく、といったことを明記してございます。

現在、国府小学校における運営委員会は、3カ月に1回開いてございます。きわめて体育館、運動場の使用は、円滑に運営されております。ただいま御指摘の今後の各学校における運営委員会の設置でございますが、各学校ともそれぞれの経過がございまして、また使用する範囲も変わってございます。校長、教頭先生と協議の上、必要性の高いところから設置していきたいと考えてございます。

- 15番（穴瀬克己君） 各学校がまちまちで、個性的、独自性があるということも、一概に悪いとは申しませんが、やはり市教育行政の一環である社会教育体制という形の中で、そういう規約等を設けての運営ということで、特に地域の市民も最寄りの学校をコミュニティーの場として使える形で今後さらに推進していただきたいことを要望しておきます。

次に、今回の体育祭、文化祭でございますが、前年度の体育祭の内容を見ても、非常に憂慮するわけでございます。文化祭にしても、メインの文化表彰式には表彰者しかいない。一般席はがらがら、これでは余りにさびしい。運動競技でも、その学年は一人しかおらない、一等です。競技になっていない。そんな実態なんです。原因は、市側が主催者で当然いいんですが、運営委員も市側でやっとする。もっとボランティア育成の形からも、各種スポーツ団体の人たちが主体になってやらなくてはならない。文化行事も同じやと思う。

こういういまの状況から一ぺんには好転しないでしょうけれども、体育、スポーツで日ごろの関係を図る、コミュニティーを図っていく形で運営側も育成していかなければ、いつまでたっても、与えるスポーツ、与える文化であれば、結果として、昨年のような結果になるのではないかと心配でございます。そういった点をよく理解した上で今後の対策を練られたいと思いますが、その意味から、各種スポーツ団体、文化団体等の各グループごとのコミュニティーを図れる場、広げる場を市がつくって引っ張っていきながら、市民側の大きな盛り上がりを持っていただきたいことを要望いたします。

そして、甲斐田川、野谷池のグラウンド施設の件でございますが、若干、工事がおくれたようになっております。各施設内容等もお聞かせ願いたかったんですが、当初のナイター設備の要望も

その辺のところについて、和泉市には一基のナイトー設備もない。各市とも、ナイトー施設の設置がなされてきております。市長の公約である。本当にすばらしい環境の中で、健全な肉体の中健全な精神を宿していくには、市民全体が本当に健全なスポーツに汗を流せるように、勤労青少年が夜間でも健全なスポーツをやるようなナイトー施設等の設置も積極的にこの時期に解決を図っていただきたい。このことを要望して、終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、8番・原重樹君。

○ 8番（原重樹君） 通告に従って一般質問を行います。

まず、地方自治体をめぐる情勢ですが、現在、国政段階では、57年度、5兆円とも6兆円とも予想される歳入欠陥に対する対応策などをめぐりまして、人勤凍結問題を含めて大変に問題化しているところであります。この問題は、各地方自治体にも深刻な問題として現われようとしております。すでに、新聞報道などで指摘されているように、各自治体に配分される地方交付税は、国の税収不足のために約2兆円近くが減額される見通しとなり、しかも、地方税そのものも1兆円落ち込む予想となるなど、地方財政は、急速に悪化する状況にあります。しかも、この税収不足をよい機会として行財政機構の大手術を行い、自治体統制と選択負担のシステムの中で行政サービスの低下ももくろまれてるだけに、大変な状況になってくると言わざるを得ません。そこで、当市の状況と今後の見通しにつきましてお伺いをいたします。

まず、1番目に、56年度決算における地方税の中の市税、特に個人と法人のそれぞれの状況と、同時に本年度、57年度の見通しについてわかれば明らかにしていただきたいと思ひます。

2つ目に、地方交付税の問題ですが、56年度決算の地方交付税の状況とともに、57年度、本年度の普通交付税についてはすでにわかっていると思ひますので、その辺の状況について明らかにしていただきたい。

3つ目に、今後の厳しい財政状況が予想される中で、先ほど、市長の方から行政の見直し等の答弁がございましたけれども、こうした特別な庁内体制として対策あるいは研究なりを行う体制がきちっとあるかどうか、その内容について明らかにしていただきたいと思ひます。

2番目に、福祉行政についてでございますけれども、今後の財政状況や国の押し進めようとしている施策の中で、福祉行政の見通しはまさに危ぐされる状況ですので、まずは、個々の問題は別といたしまして、今後の見通しについてお伺いいたします。

午前中の助役さんの答弁でも、行政水準は落とさないということでもございましたけれども、現在、基本構想なども策定中ということもありますので、今後における福祉行政に対する市長の考え方なり、決意なども簡単にお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、個別的な問題として、医療についてお伺いをいたします。

この問題については、すでに御承知のように、老人保健法の成立によりまして、長年の住民運動の中でつくり上げられてきた無料化制度が改悪され、有料化になり、来年2月以降より施行となっております。そこで今各自治体が独自に進めている福祉とともに、これに対してどのように対応していくかが問われている時期でもあります。まさに重要な問題になってまいりますので、個々の問題としてお聞かせいただけます。

まず最初に、府と何らかの意見交換なり、調整を当然していると思うが、その辺の状況はどうなっているのか。2番目には、56年度決算の中での70歳以上の医療費と、そして、もし、この老人保健法そのものが導入された場合、受診300円、入院400円の負担、これの総額でどれだけの収益になるのか。そして、同様に、例えば大阪府が独自に進めている65歳以上69歳の分についても、その辺の計算で出るとお思いますので、明らかにしていただきたい。それと、今回、70歳以上の老人保健法成立による対象者は何人増えて、合計で何人になるか。それから、最後に医療以外の保健事業、いわゆるヘルス事業については、どのようにしていこうとされているのか。お聞かせ願いたいと思います。

3番目に保健センター事業については保健者において建設していくということで、用地取得に関して担当委員会で報告があったように聞いております。そこで、この問題について数点お伺いいたします。

まず、保健所との違いと同時に調整をどうしていくのか。保健センターの目的ともからみまして、保健所とのかかわりはどうなっていくのか、お尋ねいたします。2つ目に、建設予定の時期と規模等の程度の計画をお伺いいたします。そして、3つ目には、用地、建設の補助はどうなっているのか。そして、その後の運営費等の補助についてはどうか。4番目に、職員あるいは専門家などの体制はどのようになるのか。

以上ですが、再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 財務部次長（大塚孝之君） 第1点目の財政状況と今後の見通しについて御説明させていただきます。

昭和56年度決算の中での市税がどうかという御質問が第1点目ですが、そのうち市税の個人市民税あるいは法人の状況がどうか、ということでございますけれども、56年度決算におきましては、個人市民税の所得割分が大体29億1,800万円、法人税割は3億5,170万4,000円、それに対しまして、昭和57年度の法人の現在見込みでは3億7,591万9,000円、個人市民税の所得割分32億6,300万円程度という見込みでございます。本市の税の構造

は、いわゆる法人に依存する割合が非常に低く、個人に依存する割合が高いのでございまして、逆に言いますと、景気の変動はそう大きく受けないという特徴がございまして、そういったところから、かなり安定して昭和56年度の税収も見込めるという状態でございます。

それから、交付税の状況で御質問いただいておりますが、昭和57年度交付税の状態がどうなのかということですが、特に国の歳入欠陥との関連についてのお尋ねでございまして、現在、言われておりますところの57年度国の予算の歳入欠陥が新聞報道によると、5~6兆円と報道されております。地方団体の交付税自身は、国税3税の32%と法に決められてございまして、国の予算の80%に相当いたします。そのうち交付税は、国の歳入全般の中では25%に相当する状況でございます。そういたしますと、国の歳入欠陥が6兆円と仮定いたしますと、6兆円の25%、1兆5,000億円が全国の地方団体の交付税特別会計では減ってまいります。こういう状況が出てまいります。

そこで、自治省では、地方財源の確保の立場から、大蔵省と折衝の上、財源不足額をいろんな形で補いの措置を例年とっております。資金運用部からの借り入れとか、臨時地方特例交付金としての繰り入れ措置など、地方財源の不足分の措置をとるべく、例年、折衝を行うわけでございます。幸いにして、先日9月1日付の財政課長通達によりますと、57年度は、国税3税の歳入欠陥に伴うところの地方財政の影響については、地方財政運営に支障のないよう適切に対処する考えであるという通知をいただいております。したがって、先ほど決定を見ました昭和57年度の交付税の減額はないというふうに考えておりますが、なおよく今後、自治省と大蔵省の折衝を注目してまいりたいと、このように考えております。

それから、3点目の御質問をいただいております、いわゆるこのような地方自治をめぐる厳しい情勢に対応するため、庁内にはそういった組織があるのか、検討しているのか、という御質問でございますけれども、いろんな形で経費の節減なりやられている折から、国の行政機構改革に対応するような市長さんを初めとした各部長級がお入りになった対策委員会というか、検討委員会というか、行政改革についていろいろ勉強してまいるそのような組織が設置され、検討を続けているということでございます。

なお、本年度の交付税の額につきましての御説明が漏れましたが、先ほど決定しました本市の普通交付税の額は、42億5,036万2,000円が、8月27日付で確定しておる状況でございます。

以上、1番目の点につきお答えといたします。

○ 8番(原重樹君) 1つずつお願いいたします。

まず、最初の交付税の件でございますけれども、これでいけば、57年度は42億5,000万

円ということですが、例年、特交が入ればほぼ当初予算の額、47億円だったと思いますが、その通りになるわけでございますが、その辺での今後の問題点になってくると思います。午前中にもいろいろございましたが、たとえば自治省の58年度当初交付税概算要求が10兆円といわれたのですが、それからいけば2兆円程度少なくなる。57年度と比べても13.9%少なくなっているということですが、今後、福祉、教育の切り捨てのいわゆるマイナスシーリング予算と合わせて大変な状況になろうとしておるわけです。今後の問題として、地方財源の確保、拡充ということが大きな問題となってくると思います。特にわが和泉市の場合は交付税が重要なものとなってきますので、その辺での見通しなり、決意のほどをお聞かせ願っておきたいと思ひます。

それと、いまの検討委員会では、行政改革の問題について、市長を長として、ということでしたが、もう少しはっきりしたメンバーと詳しい中身をお聞かせ願ひたい。単なる行政改革の勉強という、一般の勉強だけになっているのか、決してそうではないと思ひますが、その辺について、もう少し詳しくお聞かせいただきたい。

- 財務部次長(大塚孝之君) 今後の見通しということでのお尋ねでございますので、お答えいたします。

昭和58年度の交付税の見通しでございますが、特に本市の場合は、依存財源の割合が非常に高いのでございまして、そういった点から御説明いたします。

翌年度の交付税の見通しでございますが、現時点では、政府の予算、地方財政計画が確定しておりませんので、詳しいことは申し上げにくいのでございますが、先日、自治省は大蔵省に対して概算要求をいたしました。その中では、地方交付税の総額が7兆9,754億円、つまり56年度交付税より約13%の減額要求となっております。これはいろんな原因がございますけれどもいわゆる国税3税の落ちこみによるものと、56年度分減額精算によるものでございます。その上に全国の地方団体の基準財政需要が年々増大しております。その分も見ますと、来年度の交付税特別会計では、約3兆円の財源不足が想定されております。これは全国の地方団体にとっては重要な問題でございます。ちなみに、自治省の概算要求の減額率だけを単純に和泉市の交付税に当てはめても57年度に比して5億5,000万円程度の減額になります。その上に本市の場合でも需要額が年々ふえるので、その分を勘案いたしますと、それ以上の減額となってまいります。したがって、58年度の本市の予算編成もきわめて厳しい環境に置かれるということが予想されます。

そういった状態の中で自治省では、地方団体の財源確保の観点から、いわゆる大蔵省と地方財政接衝をいまから年末にかけて行うものでありますが、交付税特別会計の財源不足額約3兆円の補填措置については、例年、強力に接衝が行われます。例年ならば、普通の年ならば、その不足

分は、資金運用部資金からの借り入れあるいは臨時特例交付金の国の一般会計からの支出によって補填措置がとられてはございますが、昭和58年度は国の財政自体がより以上にひっばくしてございまして、資金運用部資金も貸し出す原資がなく、また、国の一般会計からの借り入れはとてできる状況ではないというふうに言われております。そこで、財政対策債の発行もある面では検討されておるわけなんです、いずれにしても、これから年末にかけての自治省と大蔵省の地方財政接衝を最大の関心を払いながら地方団体としては注目していかなければならないというふうにご考慮の次第でございます。そのような状況が現在のところ言える翌年度の見通しでございます。

- 市長公室理事（平野誠蔵君） 第2点目の行政改革についての対応はどうかということについて、私からお答え申し上げます。

和泉市の行政改革検討委員会の設置要項につきましては、昭和57年4月13日に施行しております、その時点で発足しております。メンバーにつきましては、助役を委員長といたしまして、部長職以上の職員がそれに参画いたしております。所管事項といたしましては、第2次行政調査会答申に関する事、市の事務事業の見直し、経費節減あるいは行政の効率化及び減量化を図ることが所管事項として、それらをただいま検討しているわけでございます。その中には、専門部会を設置できるということの規定をしております、専門部会には、課長職以上をもって組織することになっております。現在、それらの内容について検討中でありまして、できれば昭和58年度予算編成までに何とか和泉市独自の考えかたを出してまいりたい、かように考えております。

- 8番（原重樹君） 先ほどの市長の答弁の中にも減量化とか見直しとか言っておられましたので、もう一度お聞きしたんですが、実際には、今のお話しにありましたように、83年度予算編成の1つの大きな問題になりますので、そういった検討している中身も聞いたんですが、その辺のいわゆる内容につきまして、今は部長クラス等で検討委員会でやってるそうですが、議会等にも明らかにしていただけるかどうかの点もお伺いいたします。

- 参与（西川喜久君） お答え申し上げたいと存じます。

午前中からいろいろ出ましたが、むずかしい問題でございまして、慎重に検討を加えながら進めてまいりたいという助役さんの発言もございまして、これらもあわせまして、先ほど申し上げましたように、検討委員会の所管事項そのものが経費節減なり行政効果の効率化及び減量化が主でございまして、でき得る限りこれらの結論を出す時点では、午前中も申し上げましたように、市民サービスが低下しないようにその結果を委員会でもまとめ、何とか当初予算に間に合うように努力してまいりたい。そして、議会の方にこれらの内容を説明していくのかという御質問でござい

ますが、できる限り、ひとつ議会皆様の御協力を得るためにも、一定の御理解を深めてまいりたい、かように考えております。

- 8番（原重樹君） その点をお願いするとして、意見だけ申し上げておきます。

大変大きな問題ですので、政府、財界あたりは地方の時代とか地方自治を尊重するとか言いますが、中身は全くの言葉だけの申しわけで、本質的には、正反対のものだと思います。先ほどからの質問でも言いましたように、地方交付税の状況一つとってもそうになっていくのかという問題もあり、また、自治体が自由に使える財源を圧縮してゆく考え方も出ておきまして、財政難をいいことにして地方自治の官僚統制という条件をつくっていく狙いが十分に伺えます。

私たちは、民主的な行政改革はもちろん必要と考えます。今日は触れませんでしたでしたが、当市でも市政の根本問題にかかわる同和行政の見直しなど、しかし、残念ながら、今まで見てきたところでは、こういうものに触れることなく、都市経営論を持ち込んで受益者負担の強化、保育所も民間保育所に移行するというやり方をしてきております。しかし、今後、こういう国の行政とあわせまして、ただ単に内部努力だけでこの状況を乗り越えるには大変なことになっていくと思います。もちろん、住民サービスの低下、福祉の切り捨てなど、まさに住民負担の強化につながることはもちろんですが、自治体自身がより一層住民への締め付けが強化され、いわゆる統制化されてくる。単なる国の出先機関にする狙いがあると思う。今回の答申では一応ひっ込めた道州制の問題がありますが、結局、そういう形の方に流れる危険性は十分にありますので、この点では、今のこうした狙い等を考えていただき、理事者の対応を今後の問題として肝に銘じていただきたい。それと、民主的な内部努力とともに地方財源の確保、民主的な事務権限の再配分の問題について努力していただきたいということで意見を申し上げて、次に移っていただきたいと思っております。

- 議長（藤原要馬君） 次。

- 市民部次長（中川鉄也君） 老人医療関係についてお答えいたします。

まず、第1点目の問題といたしまして、老人保健法の制定に伴いいわゆる有料化の導入に関しての現在までの府との折衝の経過ということでございますが、これについては御承知のとおり、現在の府独自の制度と申しますのは、府が8割負担のものでして、府下全市町村一斉に開始したという経過もありまして、大阪府の市長会と大阪府が折衝しているのが現在の経過でございます。

それを申し上げますと、8月31日に市長会の会長、民生部会長に対して、大阪府の民生部長が説明に来たのが第1でございます。2回目には、9月6日に市長会の民生部会を開き、同じく府の民生部長が来て、この段階での説明があったということでございます。民生部会では、各市長さんからの府の民生部長に対して、かなり手厳しい御意見があったとも聞いておりますが、当

日は、説明を聞き置くということで終わったと聞いております。その後、市長会に対しては、公式のお話はなされていないと理解しております。

それから、2点目の70歳以上の医療費の総額という御質問でございますが、国保適用者と社会保険適用者の2種類に分かれておりますので、社会保険適用者即市のすべての負担ということにはならないのでございます。総額を申し上げますと、56年度ベースによる総医療費が27億336万1,000円でございます。いわゆる一部負担を導入いたしますと、年間3,714万6,000円ということで、全体の割合からいけば、1.4%弱という金額でございます。

それから、第3点目の府独自の制度の問題でございますが、ちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、後日、提出させていただくということで御了解願いたいと思います。

4点目の人数でございますが、70歳以上の老人医療適用者は現在、寝たきり老人も含め5,122名でございます。これに対しまして、いわゆる住民基本台帳に登録されている人数は、5,907名ということで、その差785名が府の制度に移管するわけですが、一部、生活保護の適用者には非適用となりますので、移行は700名と理解しております。

以上です。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

福祉行政で老人保健法に対する医療以外のヘルス事業について、どのように対応するかという御質問でございます。医療を除く保健事業は、40歳以上の者に対する健康教育、保健講座、健康診査などを行うなどによって、脳卒中、心臓病、ガン等の早期発見に努め、健康についての自覚の高揚と疾病の早期治療に結びつけるとともに、寝たきり老人等に対する機能回復訓練、訪問指導を行うことによって、家庭のできる条件整備をすることとされております。

医療を除く事業は、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能回復訓練、訪問指導、このほか老後における健康保持のために必要な事業として政令で定めることとなっております。これにつきましては、おおむね5カ年程度の期間をかけ、段階的にその目標に向け、事業の拡大を図っていきたいと考えております。

続いて3点目に、保健センターについてのお尋ねでございます。まず、保健事業推進に当たって、実施体制の整備が必要でございます。本事業の実施に当たりましては、国では、補助事業による技術系職員のほか、地方交付税交付金により事業職員についても措置するよう、人員配置についても、事業推進に支障のないよう配慮していきたいと考えてございます。

また、基盤整備については、まず第1点目に医師会の協力体制の整備、第2点目に施設等の整備、3点目に保健婦の確保等を行っていきたい。医師会の協力は十分法の理解を賜り、より一層の支援を期待するということでございますので、密接な関係を保っていきたいと考えてございます。

次に、施設の整備でございますが、保健センターは、保健事業推進に当たって欠くべからざる施設となってまいりました。まず、用地を早急に確保し、特定財源確保のめどが立ち次第、早い年度で建設してまいらなければならないと考えております。

それから、保健婦の要員確保の問題でございますが、保健所の支援をいただきながら、年次計画的に市の特性に合うよう効果的な配置を積極的に取り組んでいきたいと考えてございます。

それから保健所とのかかわりのお尋ねでございます。現状の保健所は、私自身、保健所の運営委員の1人でございますが、和泉保健所では、総務課、衛生課、保健予防課の3課で45名の職員でもって運営されております。今回、老人保健法の制定、施行に伴い、保健センターの建設と相まって保健所とのかかわりが大きく出ております。現状、結核予防とか医師の集団検診等は市で行っておりますが、保健所で行われておりますその他の事業等につきましては、いずれ、和泉市の方へ移管、移行されるんじゃないかと考えております。

それから、保健センター建設のめどのお尋ねでございましたが、先ほど申し上げましたように、まず、用地を早急に確保して特定財源確保のめどが立ち次第ということで、59年度、遅くとも60年度中には建設してまいりたいと考えております。

それから、建物、用地等の補助でございますが、保健センター建設については、大変な超過負担等が強いられてまいっております。しかし、全国、阪南各市の実態、今後、国の保健センター建設の姿勢などを見まして建設してまいりたいわけでございますが、建物についての補助は、一定の基準面積、それから、一定の基準単価の3分の1という形、また、備品の一部の補助もされますが、用地等については、全く補助対象になっていない現状でございます。

それから、運営補助でございますが、センター自身の運営補助はございません。ただ、センターを活用、利用いたしまして、その中で行う事業がたくさんございます。たとえば妊産婦や乳児等の保健相談の事業、それから、保健婦の母子保健健康増進事業、結核予防対策の事業とかインフルエンザ等の各種予防接種、それから、国民の健康づくりの地方推進事業等、かような事業については、センター内で実施のそれぞれ事業費の補助がございまして、これらを十分活用して運営してまいらねばならないと考えております。

それから、運営に当たっての専門家等の体制でございますが、まず、保健婦の確保が第1眼目になるのではないかと考えてございます。特にいろいろな方の対応も必要でございます。今後、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じまして保健センターの運営と合わせて、なお、これら老人保健法の的確、適正なる運営事業と、それぞれの支援体制を整えていただくよう御協力を求め、いろいろ協議してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

- 8番(原重樹君) 市長から全体の福祉行政について。
- 助役(坂口礼之助君) かわって私からお答えいたします。

午前中の成田議員さんの御質問にもお答えいたしましたように、今回の行政改革に関連をいたしまして、具体的に福祉全体の国等の考え方が明確に出てまいっていないわけでございます。簡単に申し上げますと、たとえば府独自で行ってます65歳以上の医療費問題については廃止せよ。という行政指導が出てきていることは事実でございます。先ほどの福祉事務所長の答弁にございましたように、大阪府市長会等では、決してそれを安易に取り入れては困る、大阪府は依然として、現行のものをそのまま踏襲していただきたいということで、民生部会等で陳情しているということもでございます。

われわれとしては、確かに地方財政が全体的に非常に苦しい状況になっておりますが、やはり福祉というものは、非常に住民から期待されてることであり、行政の中核をなす仕事の中身だと認識しております。その水準を落とさないように、やはり一歩でも二歩でも前進させる考えの中で今後の行政を担当してまいりたい、かように存じております。非常に大ざっぱではございますが、基本的な考え方はこのようでございますので、よろしく御理解賜りたいと存じます。

- 8番(原重樹君) 全体論については、最後に意見として申し上げるとしまして、老人保健法の問題で2、3点お伺いしておきたいと思えます。

これは確認になると思えますが、いまの助役さんの答弁にもございましたように、各自治体が無料化継続ということで相当運動も広まっていますが、これに対する市の考え方となると、府が正式な形でそれを決定した以後となるのか、その辺、どうしてこうとしておるのか、もう1回明確な形で確認をしておきたいと思えます。

それと、もう1つは、ヘルス事業に関してですが、今回の老人保健法の中で、有料化と抱き合わせで、ヘルス事業が出てきたわけですが、私は、本来、いわゆる予防というものを考えれば、早期発見、早期治療は、老人保険法云々とか別問題にしても、この点は充実していく必要があると思うわけでございます。先ほどの答弁では、61年をめどとして、ということでしたが、1つはっきりして確かめおきたいのは、法律の解釈はいろいろありますが、いわゆる負担の問題からいけば、間違いなく来年2月から始まっていく。61年をめどとしていけば、2月からスタートしなくともかまわんことになってるのかどうか。それと、61年には、いわゆる老人保健法に書かれている医療以外の保健事業すべてをやっていくのかどうか、この2点についてお伺いしたい。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 先ほど申し上げました61年をめどに、ということは、一応、厚生省の方で各都道府県、市町村の行政指導の中で明らかにされてるものでございます。現状、各市町村、特に阪南各市の実態を見ていただいてもよくおわかりのように、医療を除く6つの保

健事業がございしますが、これをほとんど完全にというところまでは至ってませんが、ほとんどこれらの事業をすでに取り組みでおられる市もございします。それぞれの市によって対応は違いますが、今後、61年をめどに、段階的に地方自治体の自助努力によって事業拡大を図っていかねばならないという指導を受けてるものでございします。できるだけ早い時期に、これら医療を除く保健事業を十分市民のために完成していくのが当然であろうと考えております。

それぞれ事業の内容はございしますが、まず健康手帳の交付から始まってすべて一連性のものでございまして、関連を持ちながら健康診査から機能回復訓練、訪問指導等を行っていく内容でございします。

以上、お答えいたします。

- 市民部次長(中川鉄也君) 一部負担の導入問題でございしますが、確かに各団体からいろいろ要望も出されてるものは事実でございします。この事業は、大阪府下統一してやられたという経過もあり、補助率も5分の4、80%が府費負担、20%が市費負担ということで、われわれとしては今後、市長会の部会あるいは、事務担当者の中で何回も府との折衝があるとは思いますが、われわれの対応として考えてますのは、まず、一部負担を導入するかどうかは、大阪府下の全市町村が統一した歩調をとるべきだと考えております。導入する、しないにかかわらず、すべて同じ態度で臨むべきではないかというのが第1点でございします。

それから、2点目は、この負担は70歳以上という老人保健法という法律に伴うものと、65歳から69歳に対する大阪府の制度、この負担を導入する場合、これらについて同じ方法を導入すべきだ。する場合はする、しない場合はしない、ということでございします。今後とも市長会を通じて大阪府と十分協議を行っていきたいというのが、現在のわれわれの考えでございします。

- 8番(原重樹君) 2点ばかり。府下全市町が統一する形で出ておりますが、先ほどから自治省の行政指導の問題が、午前中を通じてもいろいろ出てますが、1つは、ぜひとも理事者の皆さんに御紹介しておきたいと思いますが、これは参院の社会労働委員会での質疑応答の内容ですが、沓脱タケ子さんが質問して答えさせた分です。地方自治体が国の方針どおり、有料にするのか、無料制度を継続するかは最終的には自治体の判断に任せる、という厚生省の答弁です。二つ目は無料にして、患者負担分を地方自治体が肩がわりする、上乘せしても法律違反にはならない、これは自治省の答弁。3点目には、上乘せ事業をやったからといって、交付税の減額対象にはならない、という自治省の答弁です。この3点は重要なことなので、何回も確認した点です。

先ほど来、いろいろ国の問題が出ておりますが、自治省あたりが實際上、単独で65歳~69歳の分について指導していくといういい言葉ですが、実際は干渉していくようなことがやられるが、地方自治権を侵す憲法違反になるという点を強く指摘しておきたいと思ひます。

そして、最後にヘルス事業についてお伺いしておきたいんですが、いわゆる法律で一緒に出てきたわりには、スタートはそれぞれの自治体の努力にかかっているとありますが、このヘルス事業についても、完全無料制度でいくということではなく、老人保健法から言えば、まさに有料化することも可能なわけですが、ちょっとその点の確認だけ。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 先ほど申し上げました保健事業の中で健康診査の欄がございます。あくまでも、予防と早期発見、治療という予防衛生の面からですが一般診査、精密診査、胃ガン検診、子宮ガン検診は、それぞれ本人一部負担がかかるということでございます。

○ 8番（原重樹君） 一部かかるというよりも、取ることができるという、これはえらい違いがあるので、ひとつ指摘しておきたいと思います。

老人医療の有料化は、まさに福祉削減、受益者負担の動きの第一に出てきた内容ですので、まさに突破口になろうとしているという、意見を申し上げておきます。いわゆる無料化継続でも府にぜひとも働きかけていただきたいということで、この点での意見を申し上げておきます。

それと、ヘルス事業については、答弁の中でも明らかなように、まさに全く不十分なものであり、2月からちょっと法律に書いてある内容どおり進む状況でもございませぬので、この点では、市の責任とやる気が大きく作用する問題でもあります。早期発見、早期治療の体制を整えていく意味でも、まさに老人保健法と切り離れた形ででも一日も早く充実していただきたいと要望しておきます。先ほどの福祉行政の水準を落とさないということで、助役さんから決意を述べていただきましたので、その観点で大いに努力していただくよう要望しておきます。

最後に、保健センターについて言われましたが、ちょっとお聞きしておきたいのは、保健センターの内容自体、何をするのか、先ほどの答弁では、老人保健法に出ているヘルス事業プラスアルファはもちろんあると思いますが、その辺の兼ね合いはどうなるのか。

たとえば、母子保健相談も保健婦さんがやっていますが、その辺もこれに含まれるのかどうか。

それと、体制の問題について一つお聞きしたいのは、いわゆる保健婦さんの確保が言われてますが、大体のめどとして何人ぐらいということは持っておられると思いますので、規模と全体の保健婦さんの数が少ないという問題があるので、確保とは違うと思いますが、全く白紙なのかどうか、確保の面はどうしようとしているのか、明確にお答えいただきたいのと、老人保健法のヘルス事業をすれば、国、府と合わせて3分の2の運営補助が出るということですか。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 保健センターの事業ですが、老人保健法に基づく事業は当然、保健センターで実施されるべきだと思います。現状、和泉市には保健センターは未設置ですが、保健センターの設置されてる各市は、活発な事業がすでに実施され、先ほど申された母子福祉相

談、妊産婦相談、精神衛生、栄養指導、健康相談事業、成人病予防相談事業、各種予防接種、結核予防の対応など、いろんな事業を行うわけです。御指摘ございましたように、老人保健法が制定されての事業は、ここへ組み入れられますが、もともと保健センターの事業それぞれについては、内部で行う諸事業についての対応、取り組みがあったということでございます。

それから、保健婦のめどでございますが、現状、非常勤で採用させていただき、衛生課に配置されております。いろいろと奔走され、それぞれの業務についてしっかりやっております。非常に研究熱心で、泉南の方からお通いですが、居住する周辺の市町から、あすからでもすぐ正職員にするから—という誘いもかかっておりますが、ぜひ和泉市に勤務してください、ということで、もちろん、ちゃんとした正職員に早くしていただくよう、4月1日以降ぜひとも当面、1名は必要ではないかと考えております。将来これら保健事業を含めて事業を推進する中、現状和泉保健所が所管しているそれらの業務も移管される傾向もございますので、それらに対処する体制を整えなければならぬと考えております。

それから、運営費ですが、建設後の運営費は、それぞれの事業を行う上で国、府の補助金もございます。十分明確な問い合わせはしておりませんが、あるということは聞いております。

以上でございます。

- 8番(原重樹君) 体制について、非常に苦勞されてるということもありますが、この保健センターについての今後やっていこうとする体制は、正直言ってお粗末だと思います。1つの大きなめどとして、体制がどうなるかが、保健センター自体充実したものになっていくかどうかの別れ道の問題かと思っておりますので、その点十分考えて対処していただきたいと思っております。

また、前回の議会でしたか、母子相談のところでも指摘をしておいたと思いますが、まさに、保健相談もそうですが、こういうことをやるのは、確かに一步前進には違いないが、それに伴う体制なり、後の受け皿ができない限り、実効力あるものにならない。まさに有機的に結びついた体制が必要だと申し上げました。そうでないと、店を開けてもお客が来ないという状況にもなりかねないので、今後の保健センターについても、当市でこれだけの施設があります。という格好だけでなく、保健所とも十分な連絡を取り合って、早期発見、早期治療に役立つものにしていただくよう要望して、終わっておきます。

- 議長(藤原要馬君) それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午後3時休憩)

(午後3時25分再開)

- 議長(藤原要馬君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 19番(大谷昌幸君) 一般質問の要旨説明を申し上げます。

昭和57年度当初一般会計予算の52ページ、総務費の中の総合計画策定委託料と総合会館建設の調査委託料が計上されております。基本計画の策定320万円は、かねてより昭和47年度に策定された基本構想の改定をするということで意味はわかるんですが、総合会館建設の100万円はその後、どのように執行されているのか。年度のちょうど2分の1を終わろうとしている時点で、私ども議会人としても当然、知るべき権利があるように思うわけでございます。この予算が現在、どのように執行され、どのような発想のもとに行われてるのか、この際、つぶさに御説明を求めたいと思うわけでございます。御答弁のいかんによりましては、再質問の権利を留保して、簡単ですが、要旨の説明を終わらせていただきます。

- 議長(藤原要馬君) 理事者答弁。
- 市長公室理事(平野誠蔵君) 御答弁申し上げます。

今年度の予算100万円の調査費に関する御質問でございますが、関連いたしまして、本年の総合会館についての取り組みの概要、方向等について、まず、御報告、御説明申し上げたいと思っております。

総合会館の建設につきましては、昭和56年7月に庁内組織といたしまして検討委員会を設置関係部局の次長、課長9人のプロジェクトチームで位置、財源、管理運営、この三部会を分担いたし、研究、検討を続けてまいっているところでございます。検討項目といたしましては、総合会館で対応すべき施設の内容、総合会館の規模、財源並びに場所の選定が中心でございます。現時点においては、鋭意検討、研究を続けておるんでございますが、いまだ結論にまでは至っておりませんで、各事項の整理に努めてまいっているところでございます。

現在のところ取りまとめつつある方向を申し上げたいと思います。、まず、総合会館に取り入れる施設の内容でございますが、福社会館機能、公民館機能、それから、婦人文化会館機能、コミュニティーセンター機能を対象といたしまして、これらの機能を総合した複合した施設の方向で具体的な内容を検討しているわけでございます。老人の方々の健康の増進、教養、レクリエーション等の老人福祉センター、身体障害者の健康増進、教養、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練等の事業を行う身体障害者福祉センター並びに中央公民館、婦人文化センター、コミュニティーセンター等々の各センターを検討対象としているわけでございます。

これからの施設の規模、事業費等につきましては、諸事項の整備中の段階でございますが、まだ結論には至っていないのでございますか、大まかな概算で申し上げますと、必要延べ床面積は

大体5,000平方米程度、建設に必要な事業費といたしましては、10数億円になるのではないかと概算しておるわけでございます。

それから、最も問題として掘り下げ検討いたしております財源問題でございますが、現行制度下でこれらの各施設の補助制度等を洗いますと、国、府の補助は約一割程度と見込まれ、起債を見込んで多額の一般財源が必要であるという状況でございます。現在まであらゆる方面に渡り、有利な補助の獲得に向けて検討を行っているところでございます。

また、総合会館の位置につきましては、駐車場用地等を合わせて最低2,000平米程度の敷地が必要と考えるわけでございまして、一応センターの性格から見て、市の中心部、府中の周辺に立地を検討しております。

今後も鋭意これら諸事項の検討、調整を進めまして、一定の整理がついた段階で議会に御協議申し上げ、御意見、御指導を賜りたいと存じております。現段階では検討を進めている最中でございます。具体性を欠いた答弁で恐縮でございますが、以上のような状況を御賢察賜りたく存じます。

それから、御質問の調査費100万円につきましては、これらの諸事項があらかた整理が終わりました段階で、専門家に一定の基本構想計画の委託をしようという考えでございます。

簡単でございますが、方向、概要の御説明を終わらせていただきます。

- 19番(大谷昌幸君) 先にプロジェクトチームにはどんな方が入っておりますか。言うていただけませんか。
- 市長公室理事(平野誠蔵君) 検討委員9人のメンバーでございますが、まず、市長公室関係では私、企画室長、人事課長、財政課長、管財課長、市民部では市民部次長、建設部で建築課長、計画課長、教育委員会で社会教育担当の次長、土地開発公社次長、以上、9名の委員の顔触れでございます。
- 19番(大谷昌幸君) そうすると、私が先にお聞きした発想は、こういふうに理解していいんですか。1つの会館の中に教育委員会の担当する部門、市民部の担当する部門、いわゆる教育、民生を合わせたものを1つの建物の中に包含する感じですね。そう理解していいとするならば、敷地面積は、駐車場をどのくらい見ているんか知らんが、2,000平米(約600坪)、その中に5,000平米の建物を建てるとすれば、当然、延べ床面積、普通に言う坪坪やないものですが、3階ぐらいになるんですか、そこまでのかないかも知れません。そうすると、2,000平米で建蔽率70%あるいは50%と見た場合、1,000平米しかない。5,000平米とすると5階建、相当高層なものになってくる。私どもは、そんな大きなものが和泉市の府中周辺にできることについては、何ら反対したり、とやかく申し上げるものではございませんか、果たして国の

補助対象の中で文部省関係のもの、厚生省関係のものと縄張りがきついと理解しておるんです。

たとえば、かって、この場で私もよくお願いしましたが、幼保一元化ということで交野市へ見に行きましたが、向こうでも幼保一元化はやっているとは言いながらも、1つの敷地の中で真中に境界の柱を立てて、こちら側は文部省の管轄、向こう側は厚生省管轄の保育園である。そして午後の時間になると、両方合わせて一緒にカリキュラムでやるんだと聞きました。俗に言う縄張りが厳しい中で、こういう建物が果たして建つのかどうか。現段階でどことなくあいにくに受けとめられているか、御説明を願いたいと思います。

- 市長公室理事（平野誠蔵君） お断り申し上げましたように、現在、検討の最中でございますので、先ほど申し上げました規模、敷地面積等もほんの概算でございますので、その辺、まず、御理解いただきたいと思います。お尋ねの文部省、厚生省等の縦割りの補助制度の中で、こういった複合的な総合施設というものができるかどうか、至極御もったもな御意見と思います。議員さんが御指摘のように、ある程度1つの総合的な建物を高層化いたしまして、立体的な複合施設にせざるを得ないという感じでございます。そうした場合にはごちゃ混ぜになると、たとえば1階なら1階の1つのフロアの中に福祉施設があり、教育施設があるという形になると、非常に整理がつきにくいということですが、われわれの検討の方向は、何とかフロア別に区切りまして、たとえば1階は福祉施設、2階は教育施設というふうにして、それぞれの文部省なり、厚生省の公民館ないしは福祉センター補助を受け得るといった見込みでございます。
- 19番（大谷昌幸君） これはほかの市でどこかあるんですかな。うちが計画しているようなものに該当する建物をつくっている先輩の都市はありますか。もし、あるとすれば、その市はどのような意見を持ってやったのか、わかっているならば、お答えいただきたいと思います。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） 実のところ、当市が考えているような文化的なセンター並びに福祉的なセンター、この2つ複合したという事例は余りございません。大半は、福祉なら福祉、文化なら文化という形のセンターです。文化のセンターの中でたとえば文化ホールを置き、公民館を置くという、同じ系列のものでまとめるのが大半でございますので、本市のような現状から見ると、福祉とか教育、コミュニティ施設といった複合はちょっと見当たりません。
- 19番（大谷昌幸君） そして経費は十数億、「教」という表現は非常に副が広いので、15億要るやら18億要るやらわかりませんが、これだけの土地を手当し、建物を建て、しかも、什器類を見ると20億近い金額になると思います。どれだけの補助がされるかわかりませんが、仮に建設費総額の10％程度が補助されるとしても、残りの90％は非常に大きな財源になると思います。いかに起債が認められても、恐らく自前の財源を出さなくてはできないでしょう。現在、累積赤字が約11億あって、今年の決算では幾らかの単年度の黒字が出るかと漏れ承っております。

が、やはり赤字の基調は変わらない。そういう大きな赤字を抱えている当市で、そのほとんど9割以上が自分のところの持ち出しとなるようなものが果たしてできるんでしょうか。その点、非常に不安を感じるわけです。もし、できるとするならば、財源をどのように考えておられるのか、その御答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 確かに御指摘の通りでございます、いろいろな施設の内容とか運営面も問題でございますが、一番の問題は、やはり財源でございます。財源のめどがつかなければ建てられないのが実情でございます。概算建設費に対する補助が1割程度という中で、仮に起債を受けても、かなりの莫大な財源が必要との見通しでございます、これをいかにより有利な補助を取るかについて現在、さまざまな角度から検討、折衝を続けているところでございます。と申し上げましても、飛躍的な補助率の好転ということは現実、至難でございますけれども、いろいろな御要望、御要求におこたえするには、まず、財源の問題について、あらゆる方途を講じて打開いたしたいということで、実のところ、まだ最終的な結論に達していないということでございまして、なお、継続して検討、折衝していきたいという考えでございます。

○ 19番（大谷昌幸君） 私の考えを強調するようになって申しわけないが、たとえばこの総合会館を市民部の民生関係と教育委員会の関係に分けて考えた場合、公民館でしたら、先ほど、ずうっと例を挙げられましたが、たとえば婦人会とか、その他の文化活動とか、あるいは一般のコミュニティの関係とか、あるいは老人の施設の関係とかいろいろあります。また子供会とか、あるいは市民一般の会合とか、そういう面から考えた場合、総合会館的な要素として使用される部分が非常に大きなスペースを占めるんじゃないかと思うわけです。

そうなった場合、教育委員会にお尋ねしますが、当市には現在、残念ながら、公民館法に基づく公民館は1館たりともありません。ただし、隣の泉大津市では、私の知る範囲では、たしか2館が運営されております。他市の例から考えられても結構ですが、もしも、当市に泉大津の規模のような公民館が1館でもあると仮定した場合、ここに挙げたような市民活動が受けられるか受けられないものか、その点、ちょっとお示しいただきたいと思えます。

○ 指導部次長（竹田明郎君） お答え申し上げます。

先生御指摘の公民館につきましては、社会教育団体の使用は可能だと思いますが、一般の使用となってくると、たとえば、その中で販売行為はできないとか、公民館法にうたわれているいろいろな制約がございます。全部が全部、その中で賅えるということにはならないと思えます。

○ 19番（大谷昌幸君） こうすると、公民館法で規定されている中で1つの枠をはめるわけですね。

次に、先ほど市民部の方で挙げられた、特に老人福祉及び身体障害者の方の福祉には、どうい

うものを予定及び企画されてるんですか、お伺いいたします。

- 市民部次長(中川鉄也君) お答えいたします。

総合会館の中で市民部関係で現在、検討をお願いしておりますのは、老人関係の老人福祉センター、障害者を対象とした身体障害者福祉センターの2つでございます。老人福祉センターの内容は、健康相談、機能回復訓練室、集会室、娯楽教養室、それから浴場、和室等を予定しております。同じく機能回復訓練室、相談室幼児訓練室、それから園児図書室、会議室、それから、盲人のための録音室等も予定しております。

以上です。

- 19番(大谷昌幸君) 今の双方の内容をお聞きした場合、民生関係が非常に広いスペースが要するという気がする。いろんな部屋の大きさは別にして、项目的に非常に多い。公民館の方は割合少ない。そういうことから考えた場合、これを単独で建てるとするならば、普通の定められている補助制度による金額は大体どれぐらいになるわけですか、お聞きいたします。
- 指導部次長(竹田明郎君) 公民館は一定の額で、現在では、3,700万円ぐらいの見当になっております。しかし、その年の国の予算の規模に応じてプラスアルファが出てまいります。たとえば、泉大津市の場合、約2億円の建設費でございましたが、府と国の補助が約7,000万円ほどついてきます。しかし、一定の補助基準を見ますと、3,700万円ということで明記されております。
- 市民部次長(中川鉄也君) 福祉関係では、老人センター、身障センターの合計で約9,000万円でございます。
- 19番(大谷昌幸君) そういうものを別個に建てた場合、どのぐらいいるか、そのうちの補助金が9,000万円ということですか。
- 市民部次長(中川鉄也君) 別個に建てると、その規模によって違いますが、最近の例では、泉大津市さんが市役所の隣りに福祉会館を建設されたのですが、これの総経費が6億余と聞いております。
- 19番(大谷昌幸君) 初めて国、府の補助金がわかったのですが、一方は大体2割近く、他方は、泉大津市の例では3分の1もらえる。それなら別個にやった方が国と府との補助金が多いという感じを受けるわけです。現在、市長さんにもよく聞いておいてもらいたいが、本市には、今から計画されているようないわゆる集会の場、コミュニティセンターがありませんので、いかに苦勞されているかという1例として婦人会活動を挙げると、本市には連合婦人会があり、その下に各校区別の婦人会があります。その連合婦人会が大體、会合を府中近辺で持つわけですが、南横山校区はそれに参加されない。と申し上げるのは、南横山校区の婦人会の会員数も少ないん

ですが、ここへ出てこようと思えば、往復のバス代が1,000円以上要ります。その出張費というか旅費をいちいち持っているとか費の会計がパンクしてしまう。だから、校区の婦人会は結成させてもらい、連合婦人会にも参加させてもらうが、連合婦人会の行事には参加させていただけないんだというわけです。どういふふうに申し上げていいのかわからず、円満なコミュニティを欠くような感じの会合になっております。

これを解決するためには、私の考えでは、少なくとも3カ所や4カ所のまず、公民館的なものが必要ではないかと思えます。この総合会館の中には公民館的な要素が何%あるか、それぞれの比率は聞いておりませんが、一応、まず、人の集まるところだということから考えれば、まず公民館が頭に浮かんでくる。そうすると、3つや4つの公民館をつくってもらった方が、かえって国の補助金もたくさん入りますし、そして、先ほどもお聞きしたように、泉大津市では松ノ浜の駅近くに昨年の4月から開館しましたが、これが2億、3億で非常にりっぱなものができております。そういう小さいものから1つずつやっていっていただくのが、本当に市民のコミュニティ、文化を高める上に寄与するのではないかと。奥村議員の質問にも出ましたが、南池田公民館は名前だけで現在、使用に耐えない、いつ建てるかわからないというようなニュアンスの答弁もございましたが、非常に貧困さを感じます。その点について、市長さんの一遍、根本的なお考えをつぶさにお聞きしたいと思えます。

- 市長（池田忠雄君） この3月の当初予算議会のときか、それ以前でございましたが、よく総合会館について御質問をいただきまして、その都度、私からお答えをいたしてまいりました点は、本市では施設が少ない中で、福祉会館では身障者の方々あるいは高齢化社会の中でお年寄りの方々のための福祉的なセンターの設立が急務として強く要請を受けているものでございます。

片や、やはり文化活動に資するため、多くの方から文化会館的なものということで、連合婦人会からは婦人会館の建設を、ということで、それぞれ福祉部門、社会教育部門を初め、それぞれの分野の方々から何とか1つのセンターを、と多方面からいただいているのが本市の実態でございます。その中で、各方面の御要望にひとつひとつお答えすることは、本市の財政実態からして至難だという中で、何とかして福祉的なもの、あるいは教育、文化的なものそれぞれの機能を総合した複合機能を持った1つの会館でもって対応させていただいてはいかかがか、というのが本総合会館の発想でございます。先に先般の議会でも答弁いたしたとおりでございます。

それでは、ということでのいろいろ検討委員会もつくり、企画室を中心として福祉、教育関係関連の担当者を集めてプロジェクトチームをつくり、先ほどお断わりいたしましたとおり、まだ結論は出ておりません。検討途上でございますので、今日の御答弁は、こういうものをつくりたいという明確なことではございません。検討中土台的なものと企画室長がお答えしたわけでございます。御理解をいただきたいと思えます。

したがって、予算の規模も確定しておりません。少なくとも、そうした複合機能を持った会館をつくらうとするならば、あらゆる面で補助金を獲得しないことには、この会館が建つものではないと断言させていただきます。計画だけが立って銭がないという、計画倒れに陥る恐れがございます。何とか各方面の御要望にこたえて総合会館をつくるために財源を獲得しなければならない。そのためには、頭を使えということで、あらゆる検討をさせていただいております。何か教育委員会なら文部省、福祉会館なら厚生省という、単一的な発想ではだめだということで、現行の制度を駆使する中で財源を求めていくということでございます。

これだけ行政改革のやかましい中、行革がやかましかったらこういうものを建てなければいけません、というわけにはまいりません。行革は行革として自ら襟を正す中で、市民の皆さんの御要望には何とかおこたえしなければならないという矛盾の調和の克服が行政だと思っておりますので、前向きでこういう嵐の中でも積極的に取り組んでいるところでございます。

私、他府県へちょいちょい行きますが、文部省関係の1つの建物を建てるのに文部省の補助金をもらってやっていますが、中へ入ると2つか3つの補助金をもらってる市町村をお見受けします。ものすごく創意と工夫をこらしてやっている。そのかわりに1つの体育館の横に別のものが建っています。それは何だというと、文部省の補助金獲得のためにちょっとだけつくっているという場合もございます。抜け道ではございますが、それぞれがたくましく研究している実態を私なりに見ております。したがって、福祉とか教育という観点だけで補助を獲得するという能のないことではだめだということで、より高度な、よりよい方法がないものかということで、計画の策定とあわせて財源獲得の方法の研究、調査もやらせていただいております。

御指摘のように、あちこちに公民館を建てるということは、私もよく理解するところでございますが、福祉、社会教育関係のものを複合的に建てるとなるとそういうわけにもまいりません。その意味で努力中でございますので、御理解をいただきまして鋭意、検討させていただいて財源のめどをつけ、議会の皆様に御協力を申し上げます。いましばらくの御猶予をいただきたいと思っております。

- 19番(大谷昌幸君) 銭がないから、頭を使っていろいろ金を集めるという心意気には敬意を表しますが、果たしてそれができるかということです。全国で651の市があって、どこかの市にそれがあるんだという具体的に言えないようなものが、果たして和泉市に全国で第1にできれば、もろ手を挙げて賛成しますが、何かアドバルーン的なものだけがどんどん上へ揚がって、しまいは宇宙へ行ってパンクするのではないか。宇宙の先よりも、まず現在をどうするかです。

先ほども教育委員会の方から公民館使用の内容の御答弁がございましたが、極端に言うと、この市民会館1つです。何といっても足の便がよろしい。どの谷から来られても、バスを降りれば

1分か2分で来られる。昔から行き慣れているところですし、何もかもここでやる。現在、市民会館はほとんど使われていません。空いている日がない。たとえば、今の10倍というと話が大きいが、5倍ぐらいでも使える部屋数があれば十分事が足るはずなんです、それが普通に使える部屋は5指で余ってくる。

そういう状態の中で、少なくとも、泉大津市にあるような公民館が1つでもあれば、現在、社会教育課がこなしているやつが十分こなせるんじゃないか。現在は、社会教育課の方に社会教育指導主事という、免許あるいは資格を持つ方もおいでになるが、公民館がないために実際の公民館活動ができていない。失礼だが、単なる事務的なお手伝いしかしておられない。せっかく大学まで出て資格を持っておりながら申しわけがない、市民に対しても申しわけがないのと違うかと思う。立場も違い、見解の相違といえはそれまでですが、市長、そこを十分考えていただきたい。とにかく、昔からある北松尾公民館は一応名前だけ、南池田しかり、府中に至っては、和泉町の時代から持っているやつを売ってしまいました。ここへ何とか公民館らしきものを建ててくれというお願いが出ているにも関わらずね。私は非常に残念だと思います。

市長、幾ら頭を使って国から取れといっても、この行政改革の厳しい折に至難な技やと思います。仮に取っていただければ、20億のごつついものを建ててもらったら結構です。しかし、それよりも先に申し上げたように、各地にたくさんある方が、本当のコミュニティセンター的な役割を果たすのではないかと。とにかく府中と出てますが、別に府中に限ったことでない。府中になれば、府中地区の人は一番ありがたいですが-----。しかし、先ほど申し上げたように、せっかく府中にあった土地が売られたことは、非常に府中市民にとっては残念やと思います。どのようなことで売られたのか、一応、議会という場所で御表明いただきたいと思います。

○ 市長（池田忠雄君） 御指摘の向きは、旧の青少年会館跡地のことと存じます。

御案内のとおり。いろんな経過がございまして、図書館機能を持った青少年会館ということの中で、いわゆる図書館の設立に伴いましてこぶらせていただいた、跡地利用は、公社と市の土地が一緒にあるという土地でございまして。その旧の青少年会館の跡地やから府中町のために、という町民、町会長らがお見えいただき、御心情としてはよく理解するところでございまして。しかし、公社経営の実態は御案内のとおりでございまして。御理解をいただきたい中で売却させていただきました。公社特別委員会でも御協議いただいたところでございまして。

したがって、各地に公民館的な青少年会館的なものがあるということは、コミュニティとしては大事だという御指摘は、私も御もっともに存するわけでございまして。それぞれの各地区にあるということは、いまの財政実態からして、福祉、教育的なことにしければ御もっともだと存じますが、片や身障の国際障害年の中で、障害者への対応あるいは高齢化社会への対応という、多

面的な御要望をいただいている市当局の立場としては、やはり一体の複合機能を持った会館を設立する中で、各方面の御要望に何とかこたえてまいらなくてはならぬ、そうした発想の中で総合会館としての構想に踏み切らせていただき、いま検討に入っているわけでございます。

府中町の中における問題につきましては先ほどお話し申し上げたような経過で売却させていただき、そのかわりといっはは何んですが中心街ですので、いろんな施設ができてくるので、どうしても中心街的な発想をしなくてはならない、こういうことの中でひとつ御理解を、というお話をさせていただいた経過もでございます。

その意味合いから申し上げまして、総合会館の規模、内容、財源は未確定ではございますが、少なくとも、アドバルーンを上げてお茶を濁しているつもりは一切ございません。何とかつくりさせていただきたいという熱意に燃えて、規模、財源等とにらみ合わせながら、これが基本でございますので、アドバルーンだけのつもりでなく、真剣に検討していることは事実でございます。

一定のめどがつか次第、議会に御発表させていただき、担当委員会を通じて御協議させていただきたい、かような現状でございます。アドバルーンだけで、いつできるんやわからんということではございませんので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

- 19番(大谷昌幸君) 市長がそない言うけど、予算編成の段階からかれこれ1年、予算執行から半年たつんです。それで、先ほどから言ってもらってる答弁しかもらえない。市長は一生懸命やってる、アドバルーンやと言われて腹が立つでしょうが、われわれもそう見ざるを得んです。せめて、種ができてきて撤く段階になって、こえをやらんといかんときに処分したとなったら話はわかるが、全く海のものとも山のものともわからんうちに、市民の要望が出ているなかで、一方のものをバーンと処分してしまろ。町会長にも何ら話もなかつたとなると、市長の1人よがりやと思います。

水掛論になりますが、これはこれとして1つ提言したい。泉北広域行政圏の中でコミュニティーセンター云々というのがありますが、これはどなんぐあいになってるんですか。この中にはスポーツ施設もあるはずですよ。いま、総合会館の話をしてるんですが、当然、市民のコミュニティーを考えると、スポーツは大きなウエイトを占めてくる。和泉市という赤字の都市から考えると、昨年から出てきた広域行政圏の基本計画の中にある関連のものを何としてでも和泉市に持ってこなければ、と思うんですが、これもアドバルーンの段階ですか。その後の動きについて御答弁をいただきたいと思います。

- 市長公室理事(平野誠蔵君) 泉北広域行政圏の取り組みでございますが、広域圏の基本構想としては、さまざまな分野のものが決められております。事務当局の段階で調整、検討を進めております幾つかの項目の中で、今年度、スポーツ、レクリエーション施設と地場産業振興センタ

一の2つを一応、調査してみようということで調査費の予算を充てていただき、コンサルに委託して調査に入ってるところでございます。これが広域行政圏の事業として採択できるかどうかはまだ先の話でございますが、まず、いろんな調査を進めようというところから入ってるわけでございます。

- 19番(大谷昌幸君) それこそ雲をつかむような話で、いつかわからんという、当てにしていると腹が立つ感じですが、市長、行革の厳しい中、補助なんか削られるのではないかと一まつの不安を持ってる時、総合会館は一層むずかしいと思うんです。もしも補助金が10%とすると、今後、どんなくあいにプランを展開されていかれるか、その見通しをお話いただけませんか。
- 市長(池田忠雄君) まだ構想の段階で失礼ですが、補助の額も確定したものではありません。現行の文部、厚生縦割り行政の補助制度を勘案しての財源は、1割そこそこの例として室長が申し上げたものだと思います。何割の補助を取れるか、あるいは発想の転換の中で他の方策が求められるのか、複合施設ですのあらゆる可能性を追求せよ。というのが私自身の考え方でございます。私自身他の方面を当たっていることは事実でございます。そして、できるだけ多くの補助をいただけるめどを何とかつくってきたいというのがいまの気持でございます。いましばらくお時間をちょうだいしたいと申し上げてるつもりでございますので…。ただ1割や2割の補助で建つとは思っておりません。
- 19番(大谷昌幸君) いつできるかわからん、というふうに理解してよろしいですか。
- 市長(池田忠雄君) まだ検討段階ですが、近い将来ということを考えながら作業をしているということでございます。4年、5年後のために調査費を計上してございません。
- 19番(大谷昌幸君) 表現の違いで、聞いている側としては、いつできるかわからんという理解しかできない。百万円という、ほかの10万円の金も出し渋るのに、災害復旧でもなかなか思うようにいってないのにもったいない。この市民会館も20年余も前のもので、市民の期待に沿えない。できるだけ早く、もっと集まりやすい公民館というと語弊があるが、集まりやすい館をつくってやってください。これだけ要望があるのに何かこっちを向いてるのにパッと売るのは、アドバルーンと言われてもしょうがない。

市民の中には、その資金にと寄付されてる篤志な方もいるわけです。20億の何百分の1、何千分の1か知りませんが、そういう期待にこたえるためにできるだけ早くつくってください。そうでないと、市の財産を処分した金はどこへ行ったのか、せっかく建ててもらうために買ったのに、池田市長になってから売ってしまおうたやないか、という汚名だけが残ったのでは市長に申しわけないのでね。もう1回、取り組み方について、このままでは、一般質問の貴重な時間を

いただいて、いつかわからんというお返事だけでは皆さんに申しわけないので、もうちょっと前向きの答弁だけいただき、終わりたいと思います。

- 市長（池田忠雄君） 貴重な時間をいただきまして、近い将来とだけ申し上げて御不満と思いますが、少なくとも、2～3年を目途にしておくことは事実でございます。そうした点で努力を重ねて財源の方策を何とか見つけ出していきたいと存じます。

-
- 議長（藤原要馬君） お諮りをいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

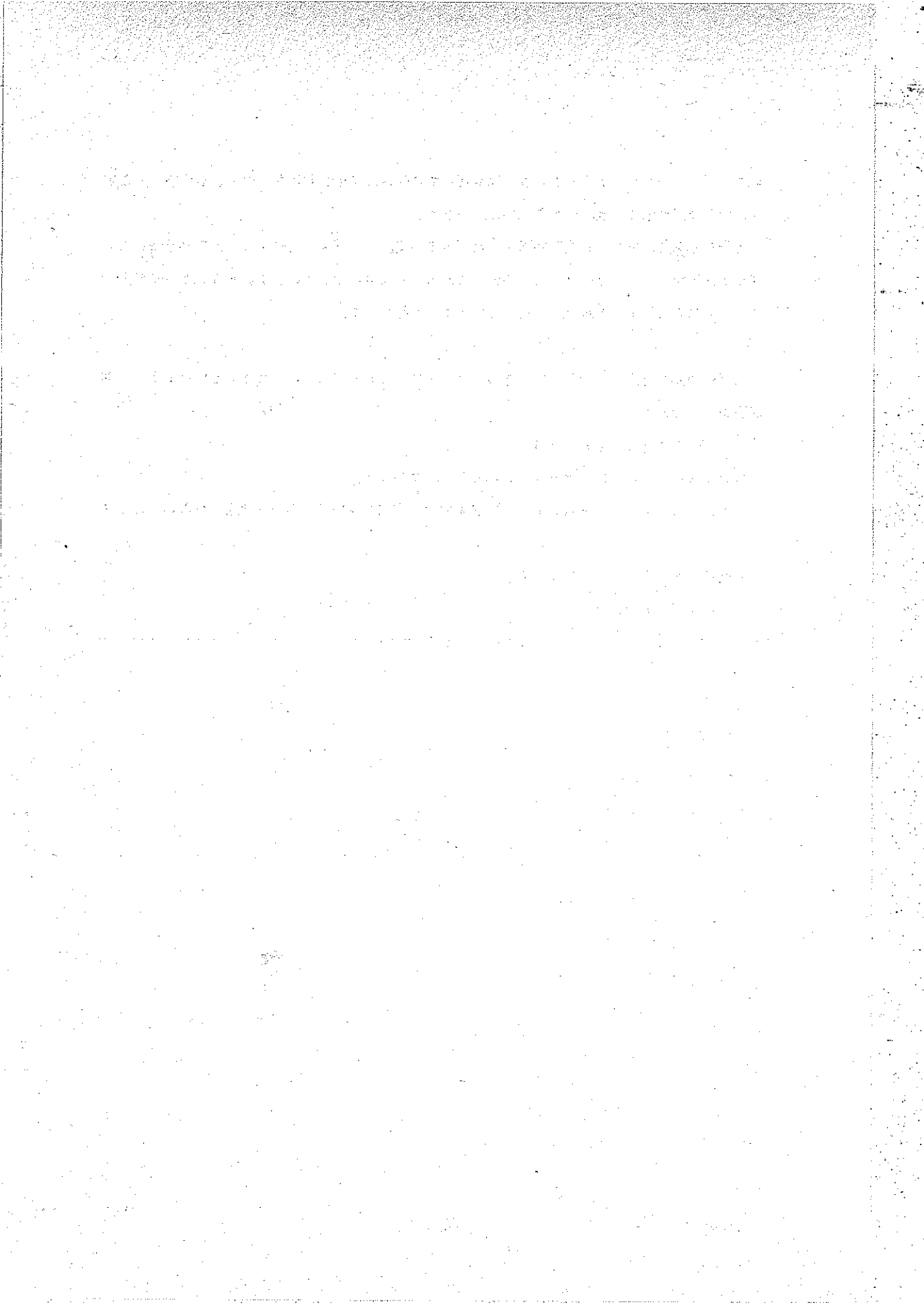
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

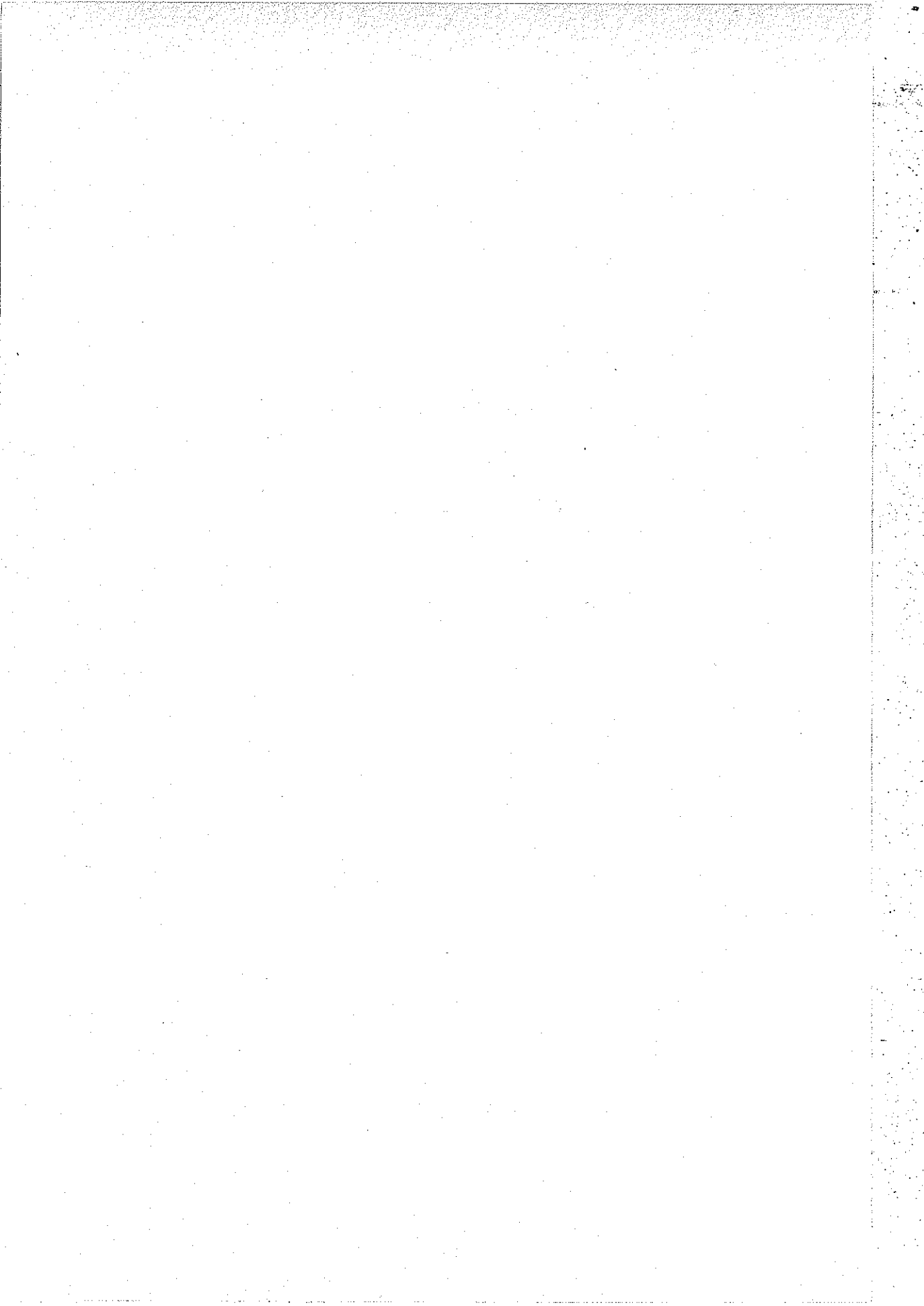
なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

長時間御苦勞さんでございました。

（午後4時15分散会）



第 2 日



昭和57年10月29日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
		29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市民部次長兼福祉事務所長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
市長公室理事	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 次 長 (商工担当)	青 木 孝 之
兼企画室長事務取扱	神 藤 恒 治	建 設 部 長	逢 野 一 郎
市長公室次長	石 本 博 信	建 設 部 次 長 兼 兼	中 上 好 美
兼人事課長事務取扱	麻 生 和 義	建 築 課 長 事 務 取 扱	都 市 整 備 部 長
秘 書 広 報 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
財 務 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
財 務 部 次 長 兼 兼	生 田 稔	改 良 事 業 部 長	角 谷 泰 夫
財 政 課 長 事 務 取 扱	向 井 洋	改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正
同 和 対 策 部 長			
同 和 対 策 部 理 事 兼 兼			
解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱			
同 和 対 策 部 次 長			
兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱			

改良事業部次長兼 工事課長事務取扱 病院長	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病院事務局長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原巳好
水道部長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼 総務課長事務取扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会計課長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事 ・土地開発公社事務局長 用地担当参事 ・土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
教育委員長	岩井益一	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
備考	堀内由延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程

(9月29日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時開議)

- 議長(藤原要馬君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しいところ連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員数等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは16名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、16名でございます。

- 議長(藤原要馬君) ただいまの報告どおり、出席議員16名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 議長(藤原要馬君) 日程第一「一般質問」を行います。13番・並河道雄君。

- 13番(並河道雄君) 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

市民を取り巻く経済環境は依然として厳しく、その前途は楽観を許さないものがあります。近年、福祉施策については、低経済成長下における地方自治体の財政危機が叫ばれる中で、福祉見直し論も出てくる状況であります。しかし、福祉は、経済あるいは財政の事情により左右されてはなりません。もちろん、さまざまな施策の選択を行いながらも、一層の福祉向上に努めなければならぬものと考えます。

そこで、通告順に従って次の点を明確にお答え願いたい。

1. 福祉行政について。①老人問題について。高齢化社会にどう対応するかは、本市においてもさきわめて大きな課題であります。そこに抱える問題は、年金とか医療とか、主に国での取り組みに期待しなければならないことも多いが、同時に自治体や地域ではこれにどう対応し、いまからどう準備したらいいのか、問題点も多いようです。

そこで、次の点をお尋ねしたい。1. シルバー人材センターのその後の経過。2. 老人保健法制定による市の対応策。3. 独居老人、寝たきり老人、それに最近、特に問題になっている痴呆性老人対策。

②人間ドック市補助について。老人保健法では保健事業が義務づけられ、自治体においてもいろいろ検討されつつありますが、本市においても、1日人間ドックの市補助制度を考えるとどうかと思うが、この点いかがお考えか。

- ③心身障害者(児)問題。毎年9月は心身障害者雇用促進月間で、今年も1日から障害を

持つ人々の雇用促進運動が実施されている。障害者雇用はここ数年進んではいるものの、その歩みはきわめて遅い。今年に国際障害者年を契機に策定された障害者対策に関する計画がスタートする年でもあるが、本市としての考え方を聞きたい。

④保育所問題について。市行政の中での保育所の占めているウェイトは高いし、また、最近の社会、経済的ないろんな変化の中で、最も矛盾の現われている一つが保育所ではないかと思われます。保育所問題は、福祉問題の象徴と言われております。保母の配置基準、保育単価等の関係と思われるが、未満児の当初及び途中入園が困難で、市民の保育ニーズに十分にこたえられていないように思うが、この点はどうお考えか、お聞きしたい。

⑤母子（父子）家庭問題。現在、和泉市には約500世帯の母子家庭がありますが、最近の激動する社会経済情勢の中で児童の健全な育成と生計維持という二重の責任を負わされている母子家庭にとっては、一層厳しいものが想像されます。これらの母子家庭に各種の施策を実施し、母子福祉の向上を図らねばなりません、本市としての取り組み、対応策をお聞きしたい。

2. 教育行政について。①幼稚園問題について。入園者の減少が目立ってきており、基本的には、幼稚園と保育園をどう調整するかが問題である。また、2年保育を実施してはと思うが、この点についての当局のお考えをお聞きしたい。

②通学路対策について。信太一号线は道幅も狭く、建て売り住宅等の急増により上代幼稚園への通園児、鶴山台北小学校、信太中学校への通学生で車の通行量の増加する中、非常に危険な状態です。車の流れをスムーズにするためにも上伯太線を泉大津松原線に接続してもらいたいと思いますが、この点理事者としていかがお考えか。

③鶴山台北小学校生徒増対策。上代町。上町を中心に最近、宅地開発が進み、昭和59年、60年ごろにはピークになり、鶴山台北小ではパンク寸前になることと思われます。そこで、教育委員会としてどのようなお考えを持っておられるのか、お聞きしたい。

再質問の権利を留保して、趣旨説明を終わります。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 福祉関係について御答弁させていただきたいと思います。

まず、老人問題のうちのシルバー人材センターの設立後の現在までの経過についての御報告をさせていただきますと思います。本年7月1日に議員先生方の御協力によりまして無事、和泉市にもシルバー人材センターが発足いたしました。現在までということですが、8月31日までの2ヶ月間の状況ということで報告させていただきたいと思います。

会員数については222名でございます。内訳は、男151名、女71名でございます。2カ

月間に受注した仕事の件数は61件、働いていただきました就業延べ時間が2,258時間、それに従事した延べ人員が399人でございます。この2カ月間の1日平均の就業人員でございますが、7.6人で、同じく1日平均の就業時間が5.6時間、1時間平均の配分金、いわゆる賃金の単価が496円、1日に直しますと5.6時間ですから、1日平均単価として2,788円の配分金、1カ月にすると、平均1万4,290円というのが現状です。スタートから2カ月ということでもまだいろいろ問題がありますが、当初の予想どおりのスタートというぐあいに思っております。

なお、若干の問題点もありますので今後、先進都市のシルバーの状況等を研究しながら、これらの率をアップするようがんばっていきたいと思っております。

引き続きまして、独居老人、寝たきり老人等の問題でございますが、独居老人の数は現在381名、寝たきり老人が317名でございます。常々、並河先生からは、各種老人対策についていろいろ御質問あるいは御意見をいただいておりますが、本市として現在行っておるもの、あるいは考えてるものを若干申し上げたいと思います。

まず、寝たきり老人の入浴サービスについては昨年度、市の福祉課が簡易浴槽を買い入れ、これを貸し出しているのと、それから、市内にある2カ所の特別養護老人ホームの浴場を週2日間開放をお願いし、寝たきり老人に使っていただいているのが現状でございます。ただし、これについては、老人ホームまでその家族の方が老人を連れて行っていただくという不便さがあるわけでございますが、一応、老人ホームの御協力を得まして、現在もそういうぐあいにやらせていただいております。

それから、痴呆老人ですが、特にいま、大きな社会問題となっております。今後は、行政面でも一定の対応が必要だというぐあいに考えております。府が9月議会でこれの実態調査のための予算を計上しているとも聞いておりますので、本市としても府の方針を受け、まず、これの調査を行っていきたくと考えております。

それから、寝たきり老人対策の問題点としてもう一点、現在、ヘルパー制度を適用しております。ただし、これについては御承知のとおり、身体障害者並びに寝たきり老人の低所得者ということで限定しております。これに対して、低所得者層以外からもこれに対する要望ニーズが非常に高まってきておるわけです。したがって、低所得者層については、引き続き現状どおり、無料で派遣するということに加えて、今後、寝たきり老人あるいは身障者で一定の所得税の課税世帯については、有料ヘルパー制度というのが本年10月より国で実施することになったわけです。これについては、基本的に理解できるということで現在、細部については府と協議中でございますので、府と協議が整い次第本市としても実施していく方向で取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、人間ドックに対する市の補助でございます。高齢化社会が進行する中で、住民の要求も多様化してまいっております。このため国におきましても、病気の予防や治療、そしてリハビリを含んだ新しい保健制度を検討しておりましたが、このたび新しい制度として、老人保健法が来年2月より施行されることになりました。この制度は、これからの医療は治療だけでなく、予防やリハビリも含めた総合的な保健対策も必要であるという考えから生まれたものであります。

御質問の人間ドック実施につきましては、市長の健康づくり、健康管理の一環としては、非常に重要であると認識しております。現在、大阪府下におきましても、数市が人間ドックを実施しております。それに対して、市が補助という格好をとっております。しかし、これは全市民を対象としたものではなく、国民健康保険の被保険者のうちの希望者を対象としたものでございますので、実際の受診者はごく限られておるといふぐあいに聞いております。

当市におきましても、人間ドック受診については、従来より種々検討はしておったわけでございます。幸いにも老人保健法が実施されることになり、40歳以上の市民につきましては健康診査、これは中高年者に多く見られる成人病の予防対策と早期発見、早期治療に結びつけるものでございますが、あるいは健康相談等の保健事業も対象とされております。今後は、これらの事業と並行して考えてまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしく御理解をお願いしたいと考えております。

それから、保育所の問題でございますが、御指摘のように、保育所問題というのは、福祉の中でもかなり重要な部分を占めていることは、われわれも十分認識しております。本年4月当初の措置率では98.7%ということで、かなりの児童を措置したわけですが、残念ながら、28名の待機者がございました。特にそのうち1歳児で8名、2歳児で9名ということで、若干の待機者が出ております。

さらに、年度途中の4月1日以降の途中申し込みの中でも現在、ある程度の待機者が出ております。これらについては、その後、退園されたり、そういう状況が発生した場合、年度途中でも入っていただくことも考えておりますが、現在のところ、これらの待機者はいわゆる阪和線沿線というか、鶴山台あるいは国府校区、伯太校区を中心に固まっております。したがって、今後、これらの解消ということは、現在、池上小学校区には保育所が未設置でございますので、これの早期新設を計画しながら解消に努力してまいりたいと思っております。

それから、母子家庭に対する取り組みでございますが、これについては、ほとんど国あるいは府の制度として行われております。かなりの貸し付けということで、13の貸付制度が行われております。さらに母子家庭に対しては、母子福祉年金、児童扶養手当、さらには大阪府の制度として一昨年からは実施しております母子家庭の医療費助成あるいは母子家庭への介護人派遣制度、

府営住宅の母子福祉住宅あるいは国の制度といたしまして、所得税、住民税の寡婦控除等が母子家庭に対する施策としてございます。

本市といたしましては現在、和泉市母子福祉会という団体がございまして、その団体が集まってこういういろんな福祉的な施策と同時に、全体的ないろんな悩み事の解消とか、母子家庭であるために起こっている問題を解決するため、そういった団体が活躍されているところでございますが、現在、和泉市内でそれらの組織が半分ほどの校区ではまだ未結成でございまして、母子福祉会の役員さんと相談しながら、すべての校区に母子福祉会の支部をつくり、その中から各校区に1名となっておりますが、大阪府母子福祉推進委員さんにも出ていただき、全体の悩みの解消等の御相談に応じていくという、体制づくりの援助を市としても行っていきたいと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、福祉関係の答弁を終わりたいと思います。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 市長公室次長（神藤恒治君） お答えいたします。

身体障害者の雇用につきましては、御存知の身体障害者雇用促進法によりそれぞれの事業団体の雇用率が規定されております。本市の場合で申しますと、水道、病院等の企業会計職員につきましては、1.8%の法定雇用率でございすけれども、実際の雇用率は4.1%、そして他の部局では法定雇用率が1.9%でございすが、実際の雇用率は、2.5%となっております。そういった関係で一応、法定上の雇用率を上回った実態でございす。

御指摘の今後の雇用対策といたしましては、国際障害者年を契機といたしまして、また、身体障害者雇用促進法の趣旨を十分認識いたしまして職域の拡大を図るなど、雇用率の向上を図るよう努めてまいりたい、かように考えております。

以上です。

- 議長（藤原要馬君） 次。
- 産業衛生部次長（吉田種義君） お答え申し上げます。

老人保健法制定に伴う御質問でございすが、老人保健法事業のうち、保健事業に関する政令、省令は、9月末に制定される見込みでございす。実施基準については、国の公衆衛生審議会で審議され、10月中に決定されるようで、各市町村に対する府からの説明は、10月中に開催される見込みでございす。それに伴いまして本市の対応については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、その他関係団体と十分連絡を密にするとともに、この事業に対応していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） それでは、2点目の教育行政についてお答え申し上げます。

まず、第1点目の幼稚園問題でございます。幼稚園と保育所の調整について、幼保一元化についての御質問でございます。大変むずかしい問題でございますが、この幼保一元化につきましては、国においても問題とされ、昭和52年10月に厚生省、文部省との間で学識経験者等による幼保懇談会が設けられ、協議の場がつけられ、3年8カ月にわたっての幼稚園、保育所に関連する諸問題につきまして協議を重ねられてまいったわけでございます。

その3年8カ月の協議の結論といたしましては、幼稚園は学校教育施設であり、保育所は児童福祉施設であって、目的、機能をそれぞれ異にする中で必要な役割を果たしている以上、簡単に一元化が実現できるような状況でないという結論が出ておるわけでございます。

しかしその後、56年9月に再び行政管理庁長官によりまして厚生省、文部省に対し、幼保一元化について再検討の勧告がございまして、この問題については、まだ結論に至っていないようでございます。国におきましても、その制度上のむずかしさを示しておりまして、御指摘の問題は非常にむずかしいのでございますが、和泉市といたしまして、先生御指摘の意を体しまして、幼稚園、保育所共通の面を拡大していく方向で検討いたしてまいりたい、このように思うわけでございます。

それから、2点目のいわゆる4歳児保育問題でございます。この問題については、過去何回か議員先生方より御意見をいただいております。本年3月定例議会におきまして請願がございまして、厚生文教委員会において御審議を煩わしているところでございます。確かに幼児数の減少の中で、公立幼稚園8園の定数1,080名に対し、就園園児が681名から見まして、定数を大きく割っているわけでございます。しかし、この問題につきましても、施設、人的問題等々検討課題もございまして、前回にもお答え申し上げてきておるわけでございますが、教育委員会といたしまして、4歳児問題を含めまして、幼児教育のあり方あるいは今後の取り組み方につきまして、専門の先生方あるいは学識経験の先生方をお願いして協議機関を設けて御教示を承りたいと申し上げたわけでございます。

いずれにいたしましても、幼児教育については重要な課題でございます。これら幼稚園問題につきまして今後、本市における幼児教育のあり方について、ただいま申し上げました学識経験者の先生方あるいは市民代表の先生方、公私立幼稚園関係の方々など関係者を含めての審議機関を設けまして御意見、御教示を賜ってまいりたい、このように考えるわけでございます。

なお、この審議機関につきましては、本定例会に和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についての議案を御上程申し上げたく予定いたしております。御議決いただければ早期に審議会を設けまして、幼児教育の振興充実を図るために御審議を煩わしてまいりたい、この

ように考えておるわけでございます。

2点目の通学路対策でございます。過去、取り組んでまいりました経過だけ御説明させていただきますと、御質問の市道の上代に通ずる道路の安全対策でございます。かねてから地元の町会関係の方々から、安全確保に向けて御要望をいただいております。その中で市の交通公害課とも御協議をいたしております中で、交通公害課の指導を得まして、昭和56年9月11日から大型車の規制の措置を行いました。また、上伯太線と信太2号線の交差点について、信号待ちが道路が狭いために非常に危険であるということから、都市整備公団の御協力をいただきまして、一部公団の用地をお借りいたしまして、信号待ちの退避所としての安全確保を図ってまいりました。

御指摘の上伯太線の泉大津松原線までの接続の問題につきましては、建設部とも十分協議をしておりますと思うわけでございます。

いずれにいたしましても、今日の交通実態の中で、児童生徒の登下校の通学の安全確保については常に意を注いでいるところでございます。しかしながら、生活道路としての実態の中で、通学道路としての規制をすることのむずかしさがございます。御了解いただきたいと思います。

それから、3点目の鶴山台北小学校の生徒増対策ということでございます。鶴山台北小学校の児童数は現在1,137名、学級数30学級でございます。校区については、泉大津松原線の進捗に合わせて地域における宅地開発が予想され、今後の児童増が見込まれるわけでございます。私たち教育委員会としては、児童生徒の推計を立てて計画をいたしておるわけでございますが、推計は学年振興と議員さん御指摘のこれらも社会増を見込む中、59、60年がピークとなってまいるわけでございます。現況施設からいたしまして、このピーク時においても生徒増に対応することができると私どもは考えております。しかし、これはあくまでも推計でございまして、開発いかんによっては推計を上回った場合でも、運動場に支障を来さない範囲で増築は可能と見込んでございます。

以上でございます。

- 13番(並河道雄君) 最初にシルバー人材センターについてですが、近隣の堺市ではすでに実施されておまして、過日の市議会でも追及されておりました。非常に年収が少ないということですが、私は議会で何回か設置の要望をした経過がありまして、そのときも申し上げましたように、シルバー人材センターというのは、生きがい対策の一つであると思うわけです。いま、ちょっとお聞きしましたら、一日平均7.6人、会員が222名、仕事が61件ということです。働きたい人が222名あって仕事が61件、当然、いまの社会状況から見てむずかしい面があるんですが、過去いろんな都市では、やはり設立当初は非常な苦勞をされてます。いろんなところのデータによると、充足率というか、実際に仕事につけた人は50%前後という現状なんです。そ

れからしても若干少ないようですが、これは設立当初のことでスタートの段階ですのでそういうデータが出てくると思いますが、今後は、一つの生きがい対策としてもっと充実させていただきたい。

それと、堺市の場合は12万円程度の年収で、一日に30.7人の人が働き、一日平均賃金が540円、仕事については、会員853人のうちの4分の1しかおらないという厳しい結果が出ております。今後、老人対策について、どのような充足率を上げ、皆仕事につけるようになるか、ちょっとお聞きしたい。

いろんなところで事務局を設けられて、これは東京都の例ですが、一般家庭や民間企業からの注文がなく、設立当初は苦勞され、団体や企業とかそういうところへ必死になって歩き回った、ふすまの張りかえや大工仕事、塗装など、何でも顔見知りの人に売り込んだ、そういうところからスタートしたということですが、本市の対応策として、どのように仕事につく人の割合をアップしていくか、ちょっとお聞きしたい。

- 市民部次長(中川鉄也君) 発足間もないということで、その辺での効果は、まだまだ十分でないというのは事実でございます。月間の就業率は、8月の平均だけですが、和泉市の数字を申し上げますと、府下平均の月間就業率が27.4%に対し20.1%ということで、府下平均より7%強低いというのが実態でございます。

今後の対応といたしましては、1にPR、2にPRでして、それぞれの企業へ出向き、お願いするというのがまず第一だと思っております。それから、これは会員さんの方も生きがいということで申し込んでるんですが、非常に事務的な労働とかの希望が多いわけです。仕事はそれなりにありながら、その条件ならいやだとか、特に夏なら暑いとか、体がきついか、会員さんの中にもそういう問題があるのも事実でございます。今後は、会員さんの中でも研修会等を開きながら、極力行けるやつはまず行ってもらうということで取り組んでいきたいと考えております。

- 13番(並河道雄君) それから独居老人の問題。これはずっといままでの議会でも言ってきたんですが、市内に300人おられるということですが、先日、春日市というところに視察に行ってきました。人口は約6万人、うちの市の半分ぐらいの規模ですが、福祉宣言都市と言われてるところです。当然、福祉に力を入れてるわけですが、一例を言いますと、65歳以上の人口が3,700人、寝たきりが55人、独居老人が251人と、人口も少ないのでお年寄りもうちよりも少ないんですが、非常にいろんな有益な点がありました。

一例として、なぜ行ったかと言いますと、給食サービスというものが非常に進んでおりまして、朝昼晩の三食とも市がやってる。うちの場合は、議会で常々言うてきましたが、移動入浴車問題にしても、用具は借れるようになりましたが、いろんな形でまだまだ取り組みが遅れてます。私

がずっと福祉関係をやっているのですぐ議会でこの話になりますが、その例では、もちろん有料で昼食が7,000円、夕食が1万5,000円ということで、365日全部、正月もやっているわけです。

そのメリットですが、孤独な老人に給食を届けることによって接触できる。それと、給食によって健康状態の把握ができ、平均した栄養とコンスタントな食事によって健康の確保ができるということです。データによると、独居老人で同じような食事ばかり食べてる、みそ汁を朝昼晩そのまま食べたり、ひどいのになると、同じ食事を9回食べたという話もあります。こういう給食サービスによって栄養のバランスもとれるし、塩分も少なくした食事もできる。運搬車についても30万ぐらいしかかけてない。

老人問題についてはずっと言ってきましたが、移動入浴車も岸和田とか西宮市とかがやっており、本市も若干前向きには考えられてますが、いろんな困ってる人がおられますので、今後一層前向きに考えていただきたいと思います。

それから、痴呆性老人でございますけれども、これは最近、とみに問題になりつつありまして、いま、放置されてる状態です。65歳以上の老人の約1%がこの痴呆性老人ということで、ちょうど医療と福祉の谷間に置かれて非常に問題になってるわけです。せんだっての府議会でも追及され、予算もつきましたが、本市でも65歳以上の1%以上、9,000人ぐらいとすると約100名近くの痴呆性老人がおるといことです。いま、非常に問題になってますが、本市として、痴呆性老人、独居、寝たきり老人全部を含めてですが、その実態調査について、民生委員を通していろんな形で調べてるということですが、それだけで果たして完全に掌握できてるかどうか。その辺はどんなものでしょうか。

○ 市民部次長(中川鉄也君) 独居老人と寝たきり老人については、それなりに把握してるというぐあいに理解しております。寝たきり老人については医療ヘルパーをそれぞれ派遣して、数も正確につかんでおると理解していますが、痴呆性老人については、残念ながら、実態は全くわからないということです。先ほども先生から御指摘ございましたように、府が腰を上げてくれたということになりましたので、非常に幸いなことにこれに乗らせていただき、大阪府でもどうせ各市町村と協力しながらやることになると思いますので、われわれとしても、その方向に沿ってやらせていただきたいと思っております。

○ 13番(並河道雄君) 痴呆性老人は、俗に「ボケ老人」と言うんですが、非常に問題になってます。私にも相談に見えた中で、病気でもないが、体がどうもおかしい。いろんな医者によると、軽度、中度、高度という形があるそうです。紹介しますと、軽度は、日常会話はできるが、内容が乏しい。意思が十分に伝わらない。それから中度というのは、外出ができずに金銭の計算

ができない。高度になると、簡単な日常会話すらもちろん困難で、自分の名前も忘れてしまうという形で、その比率は、軽度が4 1.9、中度2 4.7、高度3 3.4、6 5歳以上の人口の1%はそういう老人がおるということで、いろいろ今後の事故防止のためにも、こういう人たちへの対応を市が先取りして、福祉見直し論も出てますが、何も財源をけちるという意味ではなく、財政状態に関係なく福祉は進めていかなくてはいかんと思いますので、十分その点を考えていただきたいと思います。

それから、人間ドックの市の補助の問題ですけれども、これは高石でやっていますが、老人保健法とは直接関係はないんですが、一日ドック入りして大体5万円ぐらいかかるそうです。お年寄りでも老人医療どうのこうのという問題もありますが、私たちは、まず病気になるよう健康管理をするという視点でそういう形がとられているんです。どれほどの検査をされるのか、詳しいことはわかりませんが、そこで2万円を市が補助してやってる。本市においてもこの際、老人保健法が2月に施行された場合、保健事業が入ってくるわけですが、こういう形で考えていただくということで、具体的にどんなもんですかね。

- 市民部次長（中川鉄也君） いま、先生から高石の例を出されましたが、高石の実態は、私ももつかんでおります。ただ、受診件数が非常に少ないということも事実でございます。というのは、契約医療機関が吹田にあるみどり健康管理センターとなってまして、そこまで出向いて行かないといかんということで、高石なら高石の周辺にそういう医療機関があってやっていただくということになればかなり効果があるということですが、現在、そういう問題点もあると聞いております。人間ドックは、予防と早期発見ということからいえば非常に重要な問題だと思いますので、今後、前向きに老人保健法との関係もありますが、研究させていただきたいと思います。
- 1 3番（並河道雄君） 場所はどこであれ、5万円もする。われわれ40歳にもなれば健康管理もしたいとだれしも思ってるわけですし、住民としては、他の市町村はどうしてるかということが改めの道具になってくる。堺はこうや、高石はこうやとなる。市長の市政方針の中にも、「住んでよかった和泉市、住みたくなる和泉市」とおっしゃってます。私たちが常に行政の悩みは私たちの悩みですので同じようなことを言ってますが、近隣都市でそういう福祉充実が目立ってきた中で、この点については前向きに検討していただきたいと思います。

それから、保育所の問題でございますけれども、これはいろんな最近の社会的、経済的な変化の中で非常に矛盾しているように感ずるんです。いま答弁をいただきました中で98%でしたか、非常に就園率も高いと思うんですが、やはり保育園に対する市民さんの相当な苦情があるわけです。どういうことかと言いますと、先ほど、冒頭にも言いましたように、未満児の問題点と途中入園の問題、確かに私が思うのに通園圏がない、勤務の関係あるいは住宅事情によってばらつき

というか、そういう点があると思うんですが、鶴山台、国府関係は待機が多い。

ここで一つお聞きしたいんですが、保育に欠けるという条件が一つありますね。これも基準が設けられてるわけですが、ちょっとこの辺が納得いかない点もある。地域によっては、保育に欠けない人もたくさん入ってくるという苦情も聞いているので、その辺はどうでしょうか。

- 市民部次長（中川鉄也君） 保育所の入所は当然、福祉施策ですから、保育に欠けるというのが条件になるわけです。ただその場合お母さんたちが仕事に従事してるあるいは病気とかの条件と同時に、勤務見込みということで、入所当初の段階では、保育に欠けるとは言い切れないんですが、保育所で子供を預かっていただければ働きたいという希望があるわけです。そういうことです。われわれとしても極力預かって働いていただきたいということで受け付け、その2カ月後、再度、勤務証明をそのときの約束どおりに出していただくということで現在、やってきておるわけです。そういうことから、以前は働いていないというケースも若干見受けられましたが、最近、かなりそれが満たされてきてると思います。ただ、100%すべてのお母さんが、完全に保育に欠けるかとなると、まだ若干はそういう方もありますけど、一たん入所させた段階で、そこで退所させていくことはむずかしい問題もありますので、その点御了解願いたいと思います。
- 18番（並河道雄君） ここで大事なことは、僕らもいろいろ頼むわけですから、当然そのときは、定員を満たすためにいろんな形で入ってる人もおると思うが、継続の段階で、形式的にハンコさえ押せば、すうっとそのままいける。その前に途中入園の人がきた場合、何とかせないかんが、という人もおるわけですが、定員がいっぱいで入れない。ところが、継続で入ってる人は、入園当初、保育に欠けない人、自動車で送り迎えしている人、ひどいのは、テニスをやっとして子供を保育所に入れておる人も現実におるわけです。継続調査ということで当初からそのまま入れないかん形でやってるケースがあるわけです。それと、次年度には、前年度入ってる人が優先、Aとか言うんですね、調査をやってます。という形で入ってるが、そういう矛盾点があるわけです。それと、3歳までは保育所に行って、4歳になると幼稚園に行ける完全に保育に欠けないという、はっきりした現象やと思うんです。その辺のところどうお考えですか。
- 市民部次長（中川鉄也君） 非常にむずかしい問題ですが、本当に保育に欠けるか、の解釈ですが、当初、28名の待機者は、これはわれわれの十分な調査では、当初の段階では、特に待機をお願いする人についてはやってるわけですが、これらの人たちについては、保育に欠けないというぐあいに見ておるわけです。しかし、保育に欠けないということで却下することよりも、やわらかな方法ということで、28名の方には待機をお願いしたということです。

それから、継続の段階で年度途中では、9月末から10月にかけての時点で、継続の書類を再度提出を求めているわけですが、この段階でそれらの書類も出てこず、さらに問題があるとなれば

退所をお願いするという措置を講じていきたいと考えております。

- 13番(並河道雄君) 先ほどの話ですが、大体了解したんですが、一点だけお聞きしたい。

正直なところ、定員未満の保育所もあるわけですが、その辺で保母さんの交流、たとえば鶴山台では入れない人がたくさんおるといふ場合、たとえば1歳児が10名ぐらい待ってる。片方は欠員が出てるといふとき、保母さんの交流とか、臨時保母さんを入れるとか、そういう形ですね。われわれとしたり98%措置してるという形ですが、あとの2%にしたら零勢ですからね、その辺の感覚もあるので、どうですかね、柔軟性を持たせるんかどうか、今後の対応策として…。

- 市民部次長(中川鉄也君) 本年度の状態から言えば、職員を配置しても、それを満たせるものは、3歳未満児のところではむずかしいという現状でございます。

- 13番(並河道雄君) いろんな問題点もありますが、時間も余りないので、このぐらいで済ませたいと思いますが、そういう未満児対策、乳児保育、障害児保育も含めて、非常に低年齢の子供さんを預かってほしいという、婦人の職場進出もふえてますので、4歳、5歳児については幼稚園へ行く人も少ない、保育園も大体入れるという形ですが、そういう未満児対策を今後の課題としてお願いしたいと思います。

教育関係の通学路対策で一点だけお聞きしたいが、西上代関係で先ほど御答弁をいただきましたように、非常に道幅も狭く、一時は一方通行にしてくれとか、いろんな問題も出ました。私も町会なり、いろんな子供さんを持つ親の方々から非常な苦情が出まして、時間をずっと調べたことがあるんです。大型の車が堺へ抜ける道がない。上代の信太一号線というか、あそこを抜けると、ちょうど坂になってカーブ、電柱があって車が体をかわせない。一方通行にしてほしいという要望も出たんですが、それも非常にむずかしい。これは私らも地元におるのでよくわかるんですが、あそこを一方通行にすると、堺へ抜ける道もなくなる。いま、上伯太線ができて信太一号線につないでますが、その北側には泉大津松原線ができてるが、これをぜひ向こうへつないでもらうと泉南線にも抜けられるし、東の方にも車が流れると思う。それと、道幅が狭いので、側溝を何とかふたをしてもらう措置を講じていただきたいと思うんですが、どうですか。

- 建設部長(逢野一郎君) 上伯太線について、私の方から御答弁させていただきます。

御承知のように、信太一号線は非常に狭く交通量が多く混雑してることは十分承知してるわけです。この実態を府に伝え、上伯太線の延長を要望してるわけでございます。府としても新規採用につきましては非常に困難性は増してるわけですが、われわれといたしましては御要望のとおり、できるだけ早い時点で採択していただくよう今後とも努力したい、かように思います。

- 13番(並河道雄君) 上伯太線を松原線につなぐと完全に解消すると思うんです。鶴山台方面からの車はほとんどあそこへ流れてくるので、ぜひこの点については、要望どおり実現をお願い

いしたいと思います。

それから、鶴北小学校の件ですが、御存知の上代のKマートの東側に宅地が造成され、135戸ですかね。それから、いまの上伯太線の鶴山の公園が60戸ぐらい。また、いま、泉大津松原線の上町のところを宅地造成してありますが、まだ開発許可が出てなくて、たんぽで申請してるとか、いろいろ言うてますが、宅地以外に使い道がない。必ず宅地になるんで、ここ数年後には生徒増問題が出てくる。運動場になると、子供さん一人当たりの面積も少なくなるので、そういう点を考えていただきたい。必ずそういう問題が出てくると思いますので、校舎の増築等いまから御検討をお願いしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、10番・天堀博君。

○ 10番（天堀博君） 通告に基づきまして、質問の趣旨を説明いたします。

まず、和泉市の基本構想と町づくりでございますけれども、昭和48年に策定されました和泉市総合基本構想では、その第一章構想のねらい第一節で、この基本構想の目的としまして、「近年、行政は住民の生活を守り育てる立場からますますその重要性が認識され…」ということから始まって、憲法に保障された基本的人権を尊重し、人々が健康で平等な権利のもとで安心して暮らせる生活、能力を自由に伸ばせる労働の場の確保あるいは青少年問題等を述べております。そして、住民全体により支持される地域社会を実現するために、行政施策を体系的、科学的に総合化し、行政と住民がお互いに協力して人間回復の町づくりを実現することを目的として本構想を策定した—。こうなっております。

今回の基本構想見直しについても、48年に策定されたこの基本構想の基本的な点については大幅に変わることは恐らくないだろうと思うわけでありまして、この構想の目的は、すなわち町づくりであります。ここで言う町づくりは、住民が暮らしていく、生活していくことのすべてを言うわけですから、単に道路形態とかの一部分を指すわけではございません。私がここに挙げさせていただいておる①の町づくりも、そういう点からの質問であります。②の中央丘陵開発について別に取り上げたのは、特に今回、大規模開発が行われるわけでありまして、市の様相が一変する、いままでにも申し上げてきましたが、それに関連する問題も含め別に項を設けさせてもらったわけでありまして。

その点をまず御理解いただいた上で質問に入っていきたいと思うわけですが、まず、①の町づくりであります。和泉市全体の町づくりということから考えまして、まず第一点目は、現在の見直しの進捗状況がどうなってるかということを中心に説明を願いたいと思います。

二点目は、住民や専門家の意見等の取り入れはどのようにやっているのか。

三点目は、48年策定の基本構想は、いままで行政施策の上でどのように生かされてきたか、ということでもあります。これは一般的なことになるので、具体的な問題として数点挙げますので、それによってお聞かせ願いたいのと、今回の見直しにより、それがまたどういうふうに位置づけされようとしているのか、お聞かせ願いたいと思います。

一つは、医療体制であります。和泉市は、この府中町に市立病院がございます。それから、休日急病診療所、さらに府中周辺では元からある府中病院に加え、泉陽、光生その他の病院が次々と開業されてきておりますし、個人の開業医もでございます。中南部におきましても、泉北ニュータウン関係等もございまして、大阪府の母子福祉センター並びにオリオノ病院、その他の病院も次々できてくるようであります。さらに、横山地区では横山農協立病院もでございます。全体の医療体制につきまして、先ほど言いました48年策定の基本構想に基づいて、市としては、どういうふうにこれらを位置づけられようとしていくのかということをお伺いしたいと思います。

二点目は、それとも関連をして消防あるいは救急の体制であります。これは中央丘陵開発にも関係してきますけど、こういうものの位置づけであります。

三つ目は、昨日の奥村議員あるいは大谷議員等からも出され、また、穴瀬議員からも関連として出されましたが、文化、スポーツ、レクリエーション施設の問題であります。さらに、48年策定の基本構想でも、図書館についても位置づけられてますが、もう一つ突っ込んで、われわれも昨年提唱しております、身近なところでよい本が手に届くように図書分室の構想等についてもこの際、お伺いをしたいと思います。

四つ目は、それらとも多少関連をしますが、市の各窓口の業務サービスシステム、これはいわゆるサービスセンターということでわれわれは言ってますが、総合的な窓口サービスについて、これは48年の基本構想ではそう深く掘り下げておられないと思いますが、今回の見直しでどういうふうに位置づけられようとするのか。

さらに五つ目は、人口増に対処するごみ等の環境整備の問題であります。恐らく中央丘陵開発がされますと、現在の3市でやっています舞町の処理場のごみ処理体制では、とうてい間に合わないというふうになってくるだろうと思いますし、また、松尾山の不燃物処理施設についても何度か質問してますが、依然として、これが眠ったままになっております。非常に大きな市の財産でもありますし、この辺につきましても、今後の基本構想の見直しの中でもどういうふうに考え、位置づけられようとしているのか。

できましたら、各セクションからと思ったんですが、項目が余り具体的に なりますと答弁も長くなると思いますので、できるだけ総合的にこの業務を担当している企画その他からお答えを願いたいと思います。ほかにも道路交通、農業などいろいろ問題がありますが一応の例として、そ

ういう五つの点についてお聞かせ願ひ、後でまた問題によっては再質問をやらせていただきたいと思ひます。

次に、中央丘陵開発についてであります、一点目は、昨日も数点の質問、答弁がございましたが、重複するところは避けたいと思っております。まず、お聞きしたいのは、せんだっての8月1日、3日の災害に関連をするものであります。昨日の質問の中で奥村議員さんの方から、河川の改修から重点を入れてやらなければならないという質問が出されておりました。われわれも同感です、特に下流域における河川改修は、最も重要な課題だというふうに考えておるわけです。答弁では、牛滝川合流地点から下流域は府の責任でやるとなっておりますし、これが長期の計画のために、それが完成するまでは、暫定的に沈砂池、遊水池を各ブロックにつくって対処するという答弁でしたが、一つは、果たしてそれで大丈夫かどうかという疑問点があるわけです。それから、この各ブロックにおける沈砂池、遊水池計画につきましては、いわゆる雨量その他の計算が十分なされた上なのかどうか、それができてれば、本日でなくても結構ですが、その根拠になる資料等についても提出を願ひたいと思ひますし、また、その作業についてもどこでやるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

それからこの災害のとき、公団の所有地がくずれて河川に流れ落ち、せき止めた形になっている池田下の大正橋下流等でも、大きな被害をもたらした部分もございます。こういう問題は、今後も引き続き起こってくるだろうと思ひますが、こういう土地の管理や、その責任の問題はどうなってるのかをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それから、いわゆるさきに申し上げました町づくり計画であります、中央丘陵部分における町づくりについては、いままでも何回か申し上げてまいりましたが、一向にその計画の具体的な面が出てこない。市長が「夢とロマンの開発」と言ってますが、夢とロマンの絵になるものがさっぱり出てこないわけです。そこに、住民や議会がどういふふうに計画等に関与していかばいいのか、また、そういう余地があるのか。いままでも何度か質問し、答弁もいただきましたが、現在に至っても、さっぱり私ども議員もそれに関与していく余地があるようには見受けられない。現在、周りの民間の開発が徐々に進み、(仮称)第二石尾中が来年春に開校するなどもなつてきております。主になるものがはっきりしなくて、周りが動き出す形になっているわけです、その辺で特に重要な時点に差しかかっているとと思ひます。

それから、次は改めてここでお聞かせ願ひたいのは、こういう状況を見ておまして、この和泉市の中央丘陵開発は、一体どこが主体になってやっているのか、あるいはやろうとしておるのかという点を、現時点で改めてお聞かせ願ひたいと思ひます。

以上が、一番目の基本構想計画並びに町づくりの問題であります。

次に、土地開発公社問題であります。初めに和泉市土地開発公社が従来より非常に問題が多く、疑惑の持たれる内容も含みまして、議会内外で問題視されてきたわけでありまして。本議会においても昭和51年12月、和泉市土地開発公社特別委員会というものも設置されるなどして、問題の解明に努力がなされてきました。しかし、委員会の性格そのものが、委員会設置の提案理由で述べられておりますように、議会からの意見、助言、協力で公社業務の運営を健全に——となっております。調査権限もなく、過去の問題について十分な解明ができずに、その経過や責任が一定うやむやにされてきた感があることは事実であります。このような過去における公社運営の乱脈のツケは結局市長に回され、そのままに済まされるべきことではないとわれわれは考えるわけでありまして。

なぜ、いま、この開発公社問題を改めて取り上げたかと言いますと、現時点におきまして、すなわち公社独自処分物件のうち、特に委員会等でも問題にされてきた三物件、この処分がほぼ終わった時点で、改めて和泉市土地開発公社問題を明らかにして、過去、現在、将来における責任の所在を解明する必要があると感じたわけでありまして。

そこで一点目は、去る8月の公社特別委員会における報告と私どもの調査によりますと、56年度末累積赤字が9億699万円、10億近くになってるわけでありまして、その内訳を大別いたしますと、一つは、独自処分物件の処分損が1億3,900万円、二つ目に換地事業用地の損失2億3,740万円、三つ目に経常的な損失、すなわち公共用地として府や市等に買い上げられるときの事務費の損失並びに毎年の決算書における赤字相当額がすべて決算処理していかなければならないので、銀行から借り入れておりますその金利等による損失も含めて5億3,000万円余とされております。

まず、第一点目は、この数字についての確認をお願いしたいと思います。もし、誤りなれば訂正をお願いしたいと思います。

二点目は、このような赤字がなぜ出たのか、ということでありまして。大別した三つ、すなわち公社の独自処分物件の損失、換地事業用地の損失、経常的な損失のそれぞれについて、その赤字の要因についてお答え願いたいと思います。

三つ目の経常的な損失につきましては、私ども、通常考えますと、府や市に買い上げられる公共的な用地等の事務費の損失は、本来ないものであると考えるわけでありまして、それも経常損失全体の中に挙げられてるようでありますので、それはなぜかということもあわせてお伺いしたい。

また、この経常損失の中には、各現課から公社に出向して張りついでありますが、これらの人件費も含まれてるのかどうかもお聞かせ願いたいと思います。

公社の三点目は、57年度に入ってから現在までに、この独自物件の処分がされておりますが、

この公社の独自物件処分における57年度4月以降現在までの損失は幾ら出ているのか。また、その損失分には、今後、予想される費用、すなわち、ものによっては造成費が必要でありますし、また売却後、引き渡しの条件として出されているものがございしますが、そういう費用はその数字には含まれてるのかどうか、含まれていないとすれば、それは何に幾ら必要なのかという点についてお伺いしたいと思います。

四点目は、私どもの調査では、公社の独自処分物件の台帳価格には、人件費などの事務費は含まれていないようでありますが、この点について間違いがないかも確かめたいと思います。もし、この独自処分物件の台帳価格に人件費その他の事務費が含まれていないということでありましたら、それらの事務費は、経常的な損失5億3,000万という私どもの調査数字の中に含まれているのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

また、公共用地として買い上げられる分には超過負担はありましても、人件費などの事務費は幾分か含まれてるわけであります。この公社独自処分物件には、なぜ、含まれないのかということもあわせてお伺いしたいと思います。

さらに、そういうものを含めれば、というか、そういうことに対する事務費は、大体幾らぐらいに想定されてるのかということについてもお伺いしたいと思います。

五点目は、公社の独自処分物件として、あとまだ残ってるものがございしますが、主なものを幾つか挙げていただくと同時に、全体としての件数、いわゆる何件残っておって、その取得原価の合計と現台帳価格の合計を明らかにしていただきたいと思います。今後、これらの処分による損益の予測、もうかるかもわかりませんので、損失とは言えないかもわかりませんが、もし損益予測が出れば出していただきたいし、出ないとなれば、現在の鑑定価格等から判断して、現時点ではどのように見積もっておられるのか。

六点目は、以前の委員会や議会で問題の出た3件のうち、ごく最近処分された青少年会館跡地についてお尋ねをしたいと思います。

まず④公社持ち分の地番、筆数、公簿、実測面積⑤取得原価と台帳価格⑥この処分による損益⑦現在、看板がすでに出ておるが、登記簿上の名義がすでに変わってるのかどうか。もし変わっていないとすれば、いつごろ、あるいはどういう理由で変わっていないのか⑧公社への代金納入はされているのかどうか。

七点目ですが、さて、以上の答弁をそれぞれ願うわけでありますが、本件の最後に市長にお伺いしたいのは、一つは、六点目でお聞きしました青少年会館跡地の問題ですが、昨日の大谷議員さんの質問にもありましたが、地元府中町の六町会、中央、東、西、南、北、駅前ですが、連名でもって本年6月に市長あてに公民館等の公共施設の実現方の陳情がきているのかのように伺って

おります。この事実確認とその内容、どのようにこの陳情について処理をされたのか。昨日も多少答弁を聞いていますが、あわせてお伺いしたいと思います。

同時に、その点については、いちいちその陳情や要望どおりにはいかないと思いますが、一定いままでの歴史的な経過もあると聞いておりますので、地元の方々の理解が得られたのかどうか。これは私ども、従前からぜひ地元でこういった公共施設を、と提言してきたものでありますから、あわせてお聞かせを願いたいと思います。

もう一点は、累積赤字が9億余も出てるわけですが、この処理をどうされるのかということでもあります。以前の議会で助役さんの答弁では、いずれ何らかの形で一般会計で処理しなくては、ということでありましたが、現時点において具体的にどうかというお考えをお聞かせ願いたいと思います。あのときは予測の段階でしたが、いまや厳然として赤字がこれだけ出まして、一定の処分が済んでおります。そういう状況で、この後の処理の仕方についてお伺いしたいと思います。

以上、基本構想と町づくりの問題、さらに開発公社の問題と大別して二つに分けて質問させていただきました。できるだけ簡潔明瞭にお答え願って短時間で終わりたいと思いますので、よろしくお願いたします。答弁のいかんによりましては、再質問させていただきます。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 第1点目の町づくりにつきましてお答え申し上げます。

まず、総合基本構想の進捗状況を簡潔に、ということでございますが、昨年度よりこの和泉市総合基本構想の見直し作業を進めてきてるわけでございまして、昨56年度におきましては、基礎調査に重点を置いた取り組みをいたしました。基礎調査資料の収集、アンケートの実施、関係課の問題点、課題の整理等でございます。今年度57年度におきましては、計画案の策定段階でございまして、観測調査結果の公表、関係各課よりおおむね10年間の施策、事業計画書等の提出を求めまして、関係部長等によるヒアリングを行い、これら一連の資料につきまして現在、計画素案を作成中でございます。計画案は、構想編と計画編の2部編成になるように存じますが、この基本構想編につきましては、間もなく素案がまとまる予定でございます。素案まとまりの段階で、庁内組織の策定委員会等で検討調整を加えまして、さらに、市長とも調整を行いました上で審議会の御審議に付し、御答申をいただいた段階で議会に御提案申し上げて御審議を煩わすということで、57年度中には一応完成いたしたいということで取り組んでおるところでございます。

それから、2点目の住民、専門家の意見取り入れをどう行ったのかの御質問でございますが、まず、先ほど申し上げました市民アンケート調査を十分に総合計画の段階で反映いたしたい。それから、専門家の意見取り入れといたしましては、専門委員さんで大学の先生等をお願いしてお

りまして、計画の素案作成に参画していただいております。その中で専門家の御意見を賜っているわけでございます。それから、住民の御意見等につきましては、近々設置、御審議を煩わす審議会の中で市民各層の御意見、御審議をいただくという形で御意向を承りたいと存じております。

それから、かなり具体的に医療ネットワーク、救急体制、図書館分室構想、サービスセンター、不燃物処理等につきまして、総合計画の位置づけということで御質問をいただきましたが、いま申し上げましたように、現在、素案を取りまとめ中でございます。例としてお示しいただきました問題点はいずれも課題でございまして、総合計画の中で一定の方向づけを行うことが必要であると考えられますが、現時点では、まだ、具体的に御審議に供する計画素案がまとまってございませんので、今後、素案の検討調整を全庁的に掘り下げて行う中で指針を盛り込んでまいりたいと存ずるわけでございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） お答え申し上げます。

まず、第1点でございますが、河川の改修が完成するまでの間、暫定的に調整池を設けるということが十分な計算の上に立って行われてるのか、また、根拠があるかどうかということでございます。暫定調整池の計算につきましては、大阪府砂防指定行為基準がございまして、これに基づく開発面積ヘクタール当たり460立米の貯水方法を確保することに決められております。また、これにつきましては、10年の降雨確率を見まして、その降雨総雨量を計算した上でこの貯水量を決めておるということでございます。

さらには、この調整池以外に、この地域にはたくさんのため池がございます。その中で、区域外に受益田を残すところもございますので、それらのため池も統廃合した上で、その受益田がなくなるまで確保してまいります。それらと合わせまして、これらの降水を受けて調整しながら河川に放流していくという形をとってまいります。今後、さらに具体化する中では、市の方もその中に関与してやってまいりますので、万全の体制をとれると思っております。

2点目の買収地の土地の管理の問題でございます。あくまでも、住宅都市整備公団が買収をいたしまして、これを事業化するわけでございます。平素の見回りにつきましては、公団が校区の町会と契約いたしまして、見回り監視を行っていただいております。地形、その他形状、ごみの不法投棄等がございましたら公団の方に連絡、公団で対処させるという形になっております。それから、最終的な問題でございますが、当然、この管理と責任は、住宅都市整備公団でやっていただくことになっております。

3点目でございますが、町づくりの問題で御質問をいただいております。中央丘陵開発の事業計画構想はすでに明らかにしておるわけでございますけれども、それらをいかに張りつけるか、また、既

存の市街地といかに調和させるかという問題がございます。現在、叩き台を作成中でございますが、計画図をつくるについての必要な資料のうち、土質調査、測量調査等について、その必要個所の一部に未買収地がまだございまして、作業工程上、多少のおくれが生じてございます。今後、できる限り早く完了いたしまして、大阪府、公団との詰めを含め協議調整等を終え、叩き台ができますればまず特別委員会に御説明申し上げ、議会先生方の御意見をちょうだいするとともに、地元の対策委員会、町会部会等の御意見を徴し、さらに、専門的な立場での都市計画審議会にお図りをいたしまして計画決定等の手続を行い、事業化を行うというふうにまいりたいと思います。

もう1点、どこが事業主体となってやろうとしているかの問題がございましたが、当然、事業主体というものは、住宅都市整備公団ということでございませうけれども、町づくりを行うについては、市と府と公団との協議の中で行ってまいります。

以上でございます。

(議長退席 副議長着席)

- 10番(天堀博君) まず、基本構想ですが、時間的な制約がございますので、簡単に進めておきたいと思っております。いまの答弁の中で、抜けておる部分がありますので、それをもう一度お答えしていただきたいということではなく、指摘をしておきたいんですが、48年策定の基本構想、「にんげん回復のまちづくり」ですが、ここにいろいろ盛り込まれておることが、いままでどういうふうに生かされてきたか。前にも申し上げましたが、ローリングをどう練ってきたかをあわせてお聞きしたいんですが、その点での御答弁がなかったように思います。

作業の進捗状況については報告がございましたが、市民アンケートその他の報告書もわれわれ、ここにいただいております。そこで一番基本的な問題になるのは、実際にいろいろ計画や構想が出されても、そういうものが、市民の要望やらアンケートによって実現されていくのかどうか、あるいは市がそういうものについて本当に力を入れていくのかどうかの腹構え、腰の据え方、その辺が非常に大事ではなからうかと思うわけでありませう。

その点では、昨日もいろいろ一般質問で出ましたが、たとえば穴瀬議員さんの質問の中でもレクリエーションの問題、文化、スポーツ関係、それから、奥村議員さんから出された南池田公民館の問題、大谷議員さんも各地域に公民館の設置をしていく等、いろんな要求、要望も出されておりましたが、こういう構想であるとか、また、今回の開発の中で言われておりますけれども、中南部地方の位置づけについても、本当を言えば今回からされていくということと、もちろん、それとの調和が必要かもわかりませんが、全くそのとおりに書かれていないわけです。そういういろいろなことについて、本当に基本構想というものが基礎になってるのかどうかというところ辺の問題があると思う。

実際にやることは、たとえば槇尾山の緑の問題とか、いままでにも言われてきましたが、和泉市民や、あるいはもっと大きく大阪府民が本当に憩える、住んでよかった、と言われる町づくりの施策は、前回の構想の冒頭にあるように、第1章第1節の目的で、行政施策を体系的、科学的に総合化して、行政と住民がお互いに協力して町づくりを実現していくこと、と書かれておりながら、あるいは住民からアンケートを取っているいろいろつくりながら、実際はつくっただけのことに終わってしまう。都合のいいことは取り入れるが、進めにくいやつはすべてほったらかしにしているのが現状です。この辺の腹構え、腰の据え方がなっていないのではないかと。だから、幾らつくっても理想にすぎないんです。本当に前の48年に策定した構想を十分練って、あるいは今度は腰を据えて、住民のアンケートも含めてやっていくのかという姿勢を聞くぐらいにとどめたい。この件については思うわけです。これがまず第1点目の町づくりの問題です。その辺はまた後で答弁を願いたいと思います。

それから、中央丘陵の開発については、いま、河川改修等の問題で答弁をされましたが、長崎の災害でも大きな問題になったのは、予想以上の降雨量があったんです。予想というのは何で立てるのか、昨年の降雨量、100年の降雨量とか、しかし、100年の降雨量を想定しているいろいろ計画されるものが、いま、大阪府でも非常に少ない降雨量の計算でやっておられる。それで十分に耐えられるものが果たして確保されるかどうか、われわれも心配なわけです。

特に従来のため池も残る部分もあるから、それも利用する、それから、沈砂池、遊水池もつくるといことですが、ただ単に降水、降雨量の問題だけではなく、草、木とかがなくなっていく。そうすると、その分に吸収されていく水がなくなるから、あるいはアスファルト、排水路その他で集中的に水が流れてくるという現象が起きる。私、今回の災害地のあちこちを見ましたが、考えられないところで大きな災害が起きてます。ものすごく河川のがっちりした護岸工事をしてあるにもかかわらず、その上を水が走ってる。小さい道でアスファルトしたために、その路面を大量の雨水が流れ、その護岸に流れ込んで大きな護岸が全部崩壊してしまうという、考えられないことが起きてる。

そういう実態があるので、大きな規模にわたって開発をすれば、もっともっとこれは規模的にも、量的にも大きくなる。その点で、どんどん上を開発すれば、果たして沈砂池、遊水池あるいは従来のため池の利用の確保だけで間に合うのかどうか。もし、そのことによって災害が起きれば、その責任は業者として、行政としてとれるのか。

昨日も2本の河川と言われましたが、現実には、牛滝川を含めて3本です。牛滝川は忠岡町、岸和田市ですが、実際は松尾川に合流され、槇尾川と一緒に大津川になる。この流域には、繁和町、その他和泉の町も存在します。牛滝川がほかへ流れるというなら別にして、こういう雨

水と開発された部分のすべてが合流されて大津川に流れ込んでいくことを考えていかななくてはならない。いまの開発区域だけの問題を考えれば大変なことになると思いますので、その点での問題点をさらに深くしぼる必要があるのではないかと思います。

その点での問題を再度答弁いただきたいのとあわせ、もし、そういうことで、開発による災害が起きた場合、行政としての責任を市長、とれるのかどうか、はっきりしておいていただきたいと思います。繁和町あたり、この間の水でなくても、常に心配をされてます。市長も以前、住んでおられたのでおわかりだと思いますが、その点での住民の不安を除く、これはもちろん、下流域に迷惑をかけるので、その点のお聞かせを願いたいと思います。

それから、いわゆる町づくりですが、これは計画図をつくっていき、区域に未買収地があったりして、土質調査その他ができなくて、ということを経由に挙げられてますが、そういうもの問題だけでなく、いまからでも遅くはないが、もっと早くから住民とか議会が関与していく、開発主体ともあわせてですが、その場所がなぜないのかということです。その点では、開発の特別委員会でも、いわゆる買収の進みぐあいは表で出している。委員だけにね。それだけで済むのかということです。その辺を合わせてお伺いしたいと思います。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 基本構想等につきましては、48年の「にんげん回復のまちづくり」構想の理念、すなわち、にんげん環境を重視した町づくり構想、こういった基調については、今回の見直しの中でも踏襲していくべきだと考えてるわけでございます。

また、アンケート、審議会等を通じて、市民の御要望等につきましては、十二分にこれを尊重いたしまして、計画に反映させてまいりたい。48年の構想は基本構想でございましたが、今回は、より具体的な構想と基本計画まで盛り込んだ策定をいたしておるわけでございます。昭和70年を目標とした理想であると同時に、現実性のある各種方策の策定を念頭に置いて今後、取り組んでまいりたいと思います。

○ 都市整備部長（浅井隆介君） 再度、お答え申し上げます。

調整池、ため池等を利用してそれだけのものに耐え得るのか、ということでございます。その中で、いまの自然の草木、地面に吸収される土地がなくなっていくということでございますが、当然、先ほど申し上げた大阪府の砂防指定行為許可基準、水の流れる速さ、流速係数と言いますが、それを十分見てるわけですので、普通のところだと0.3ぐらいですが、0.7、0.9というふうに水がほとんど流れていくと見てございます。

それと、下流部門の問題が当然、今回の雨水排水の治水計画には、大阪府の全体計画に基づいて、上流合流点につきましては、開発関連区域公共事業促進費という予算を充て、下流部分は、大津川の河口までの間は、大阪府が年次的に別途改修を行っていく、1本の河川として改修を行

うように協議を整えております。当然、下流部門の改修をしなければ、上流部分を改修しても意味がない。逆に被害を及ぼすことになります。

それから、町づくりの点でございます。もっと早く計画図を出せ、計画についての一応の構想は出してございますが、さて、それを現実に張りつけるとなると、あの地域は、やはり地層の非常に悪いところもございます。そんなところに建物を建てる場合は避けなければならないものもあり、そんな問題が生じてくる前に十分な資料を整えた上で張りつけていこうということがございますので、その上で特別委員会なり地元におろし、十分な意見聴取をさせていただき、いい町づくりをしていきたい、かよう考えております。その時期が遅くなっていることにつきましては、まことに申しわけございません。できるだけ早くお見せできるようにいたしたいと努力をいたしておるところでございます。

以上でございます。

- 10番(天堀博君) 余り時間がないので、市長にも御答弁をいただきたいんですが、長くなりますので…。とにかく、さっき言ったように、市長、腹を据えてもらわんといかんというのは、なんぼ計画をこしらえただけでは、そのことを本当に実現させていく腹構え、腰の据え方が大事です。企画の方では、アンケートも十分反映させていく、今回は、基本計画まで組み込んでいくと言われてるが、そこまで踏み込んだやつなら、さらに実施していくことまでやってもらわねば、それこそ絵にかいたもちです。

それから、中央丘陵については、それで大丈夫だと言い切っておられるので、ひとつこれは市長、市の幹部もちゃんと覚えておいてほしいわけです。全国的にえらいことになって、日本中がひっくり返ることになれば別ですが、そうでなくて災害が発生した場合、相当市行政としての責任も出てくるので、われわれはそれを心配しているから言ってるので、それを十分踏まえていただきたいと思います。

- 副議長(仁井明君) 次。

- 用地担当参事(岩井益一君) 公社の計数面についての確認事項の御質問が多うございますので、計数は概数ですので、あらかじめ御了承賜りたいと思います。

まず、第1点の累積赤字額9億600万円の内訳でございますが、いわゆる経常赤字と申しますものが5億3,000万円、それから、換地事業損失2億3,700万円、独自物件の処分損失1億3,900万円、いずれも昭和56年度決算ベースの数字でございますが、これは仰せのとおりでございますので、確認させていただきます。

第2点目の損失要因の分析でございますが、まず、第1点の経常赤字5億3,000万円につきましては、いわゆる人件費を中心とした経常経費、これは昭和56年度までは27名、それに対しての

事務費の過不足が原因でございます。これの逆サヤが中心的なものでございます。

それから、第2の換地事業損失の主なものといたしましては、現在まで約104区面の換地分譲実績がございますが、このうち大きな損失要因になっておりますのは、いわゆる地区外あるいは地区周辺に分譲区画地が非常に累積赤字が多うございます。これは、買取につきましては、地区内の路線価で買取をしますので、地区外ないしは周辺の土地についても、地区内の路線価の買取価格に連動して分譲価格が設定されております。そうしますと、保有期間の期間利子そのものが丸々損失になるというのが、端的に言った損失要因でございます。

3番目に、独自物件の損失要因としては、これはすでに特別委員会等でも資料は全部公開させていただいておりますとおり、非常に市場性の乏しい物件が多い中、いわゆる帳簿価格と実勢価格とのかり離が差損要因となっておりますのが主な要因でございます。

さらに、公社事務費についての御質問でございますが、本来、公共事業費については、事務損失はないということでございますが、そのとおりでございます。現在の公社の事務費の構成割合につきましても、取得原価に一定割合、これは平均ベースで昨年度までは約8%でしたが、これに基づき、昨年分につきましては、約20億以下の買い戻し額でございますので、6,000万円しか事務費があげられない。一方、人件費等の負担1億4,000万円、明らかに事務費の不足が原因でございます。

こういうことで、本来は、事務費の性格といたしましては、人件費は含まれないものでございます。また、他市の例を見ても、当然、この原価要因でございます。人件費は含まれておらないというのが実態でございます。

第3番目の独自物件の昭和57年度現在時点の損失額は幾らか、ということでございますが、これは先ほど確認させていただいた1億3,900万円ですが、さらに現在、本年度に入って青少年会館、これが約3,300万円、富秋町の物件が約1,800万円、聖神社の進入路の用地分、進入路負担は公社の責任になっておりますので3,150万円、これらを含めて約8,350万円が、昭和57年度における損失額でございます。

なお、今後予想される費用でございますが。この分については造成工事費、現在まだ設計段階等ですので明らかではないので、予測はちょっと避けさせていただきたいと思っております。ただ、ここで明らかに出てまいるのは、3月31日の契約後、代金は未決済になってございますので、これらのいわゆるロス金利が約2,000万円ほど上積みになってくる見通しでございます。

それから第4点目に、帳簿価格に人件費が含まれるかということは、先ほど御説明いたしましたとおり、人件費は含まれてございません。あくまでも、取得原価プラス金利あるいは管理費等の要費でございます。

次に、第5点目の現在の独自物件でございますが、残存してまゐるのは、本年度9月末現在ですが、一応、残存物件は13件、約18億6,000万円でございます。そのうち主なものといしましては、サントリー北、4ブロックに分かれてございまして、これらで11億7,000万円、あとの大きなものは昭栄跡が3億4,000万円、合計15億1,000万円、これらの2物件で、合わせて5物件ですが、全体の81%を占めてございまして、私どもは、当面の緊急処分方針としてトップに取り組んでまいりたい、かように存じております。

それから、第6点目の青少年会館の跡地の公社の持ち分についてののお尋ねでございます。公簿面積については、私ども、実測ベースでしておりますので、いま、詳細な資料については持ち合わせてございせんが、実測でまいりますと386.05平米、所在地は府中町7丁目7番1号の一筆でございます。

現在の台帳価格については1億1,549万7,000円余で、処分価格との差3,375万2,000円が出ております。

登記簿上の名義でございますが、府中電気に処分するに際しまして、市の土地を一応公簿変えいたしまして、現在、公社名義に相なっております。ただし、府中電気との登記名義については、現在、代金決済が9月1日に契約がございまして、9,300万円ちょうだいしております。全体の62%でございます。これでもって蛇足ですが、残りの38%については、現在の代替地の対象となっておる大阪府の泉大津粉河線の用地明け渡し条件となつてまいりますので、それらの関係で年内あるいは年度末までに決済していただくということで、それまでの間は、登記簿名義については、所有権留保となっております。

以上のとおりでございます。

○ 副議長(仁井明君) 次。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろお尋ねをいただきまして、公社当局からお答えさせていただきましたが、最後に、特に天堀議員さんから青少年会館跡地の処分のことについて、前段として、地元町会の陳情にどのように対処したか、という市長あての御質問ですので、簡潔にお答え申し上げます、御理解をいただきたいと存じます。

昨日の大谷議員さんの御質問の際にもお答えさせていただきましたが、確かに地元国府校区連合町会長さん初め地元府中町の町会長さん6名でしたか、私の方にお見えになり、何とか府中の1つの公共的なことで御活用いただけないか、という御陳情をいただいたのは事実でございます。

その節、私がお答え申し上げましたのは、御陳情の趣旨はよくわかるとしても、公社会計の実態からしてそういうわけにはまいらないので、御理解いただきたい。これは処分させていただかざるを得ないということで、きっぱりとその席上で各町会さんに御説明させていただいた経過が

ございます。

その後、特別委員会での御説明をいたしましたとおり、和泉中央線と13号線と泉大津粉河線の国府小学校前の拡幅が緊急の課題になっておる、交通地獄を招いていますので、いま、鋭意、府、市で買収交渉を進める中、府中電気からお譲りいただくに際し、代替地提供というお話がございましたので、公共道路の代替用地として、府中電気さんにお売りさせていただくことの御了解を公社特別委員会で先般、あるお願いをさせていただき、御了解の上で譲渡させていただいたという経過でございます。

したがって、陳情に際しては、こうしたことで売らせていただかざるを得ないということ御理解をお願いを申し上げ、その後、公社局長をして、責任者でございます代表者の国府連合町会長さんに、府中電気さんにお売りすることの中でひとつ御了解を、ということとさせていただいたわけでございますので、地元のお気持はよくわかりながらも、公社の財政実態からして処分せざるを得ないということの経過でございます。全市的な中でいろんな問題があり、また、公社の財政実態という上に立ってのやむを得ない措置でございますので、どうか御了解を賜りたい、このように存じますので、よろしく願いいたします。

- 副議長（仁井明君） 次。
- 用地担当理事（内田繁君） いわゆる赤字に対する今後の処理問題でございますが、これもいろいろ私の方の次長から申し上げましたように、内容が分かれておるわけなのでございますが、それぞれの内容によって対策を考えておるわけなのでございます。とりあえず、経常収支の対策が急務との認識に立ちまして、公社と市で十分協議し、検討する中で、具体的な何らかの形で年次的にこれらの改善を推進していきたい。現在、取り組んでおりますのは、人件費の低減対策でございます。それと事務費率のアップ、いままでは平均3.517にさせていただいているわけです。そのほか処分に基づく赤字、損失の対応策についても何らかの具体的な解消をすべく、市と公社で掘り下げて検討、何らかのめどをつけていきたい、こう思っておりますので、よろしく御了解を賜りたいと思います。
- 10番（天堀博君） 本当はもっと深めたいんですが、とにかく公社に9億の赤字があることは厳然たる事実です。そこへ向けて赤字の要因は、先ほど次長が言われたように、他市の例では人件費は含んでいない。ところが、実際は公社で相当人件費を抱えてる、この辺にも問題がある。だから、一般会計で黒字を出したというが、黒字の要因にもいろいろあり、われわれも評価をしかねるんですが、表裏一体の問題として、和泉市の土地開発公社でこのような赤字を出してる。しかも、最後の赤字の処理はどうするか。局長は、当面こうしていくんやと言われるが、なくなることはない。一般会計で抱いてやるかせんことにはね。今後、売却していったらもうかるんか

どうか、サントリーの北側でも非常に問題があるからなかなか売れない。もうかることは減多にないと言っても過言ではない。その辺の赤字を公社でどんどんこしらえていって、片方で黒字やと言ってる。表裏一体の問題として、黒字になったことにはならないわけであります。

それから、実際の公社の独自処分物件などは人件費も含めず、台帳価格にしてるから、赤字のトータル額1億3,000万円よりも多い、事務費が入ってないから。事務費を一般会計で抱いてやったら別ですが、それでも要らん土地を無理やり買わされたりしたから、その分は、事務費、人件費を含めていかないかん。そうすると、この損失額はさらに大きくなる。何かしら、全体の赤字に算入してるが、独自物件処分の被害を少なく見せるために、言うてみたら、全体の中に包含してるような形に見えるわけです。事務計算上、そうされてるんでしょうが、実際には、それだけ取り上げれば、公社の独自物件処分は非常に大きな赤字を出してる。

市長、この辺の責任は、以前の理事長がやったことやとか退職してわからんということだけではなく、現実一般会計で受けてやらん限りはどないもしようがないとい問題からいって、あるいはいま処分してる土地がありますが、先ほどの青少年会館の土地のように、地元からぜひ公民館とか公共用地ということで陳情があるにもかかわらず、やはり売って金にしていく。何か格好のええことを言っはったのは、泉大津粉河線拡幅の公共用地の代替ということで公共施設の用地みたいに言われてますが、そんなことではないと思いますし、やはり市長の政治姿勢としては、損は出してるが、地元の皆さんにこういうふうにしてますよ、という基本的な姿勢の方がもっと大事ではないか。その辺では、いま、公社の赤字の責任やとか、いろんな問題について、はっきりしていく立場の表明になるんじゃないかと思います。そういうふうに指摘をしておきたいし、議員各位にも、こういう大きな赤字を抱えておる要因は、非常に大きな人件費と、使いものにならん土地を買って、あるいは買わされての結果としていまの現実になったんだということも指摘し、御了解を願いたいということで、時間が多少延長になりましたが、終わらせていただきます。

○ 副議長(仁井明君) それでは、ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

(午後零時5分休憩)

(午後1時3分再開)

○ 議長(藤原要馬君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番・若浜記久男君。

○ 1番(若浜記久男君) 通告に基づき質問要旨の説明をいたします。

初めに、老人保健法についてであります。この件につきましては昨日来、数人の方から質問がございましたので、ほとんど重複するように考えますが、角度を変えて2、3点お聞きをしたいと思います。

御承知のように、この老人保健法については、高齢化社会を前にした、新たな老人医療制度として発足することになったわけですが、この法律は、現在の医療は、病気やけがを直す治療が中心であったわけですが、老人病の特性を考慮した予防治療や、治療後のリハビリ等を重視、また、40歳以上の方は、だれでも成人病の健康診断が受けられるなど、一定の評価をする部分も多いわけです。

しかしながら、いままで無料であった医療費が一部有料になる、いわゆる老人福祉の柱として定着してきたものを崩してしまうことになるわけでございます。さらには、予防やリハビリの施設や保健婦、栄養士等の人材確保が不十分であり、これらを整備、拡張してからでないと、この法律成立の最大のメリットである予防や機能訓練は生きてこないということで、国政の場において、社会党が反対してきたところでございます。自民党、公明党などの賛成多数で可決してしまったことで、大阪府や本市、各地方自治体においても、新たな対応が急がれているところであります。

昨日もいろんな角度から御答弁があったわけでございますけれども、一定の現在、府レベルにおいて、いろんな形で討議をされておるやに聞いておりますので、具体的な答弁は出てこなかったわけですが、こういう形の中であって、1つだけ市長の考え方をぜひ御答弁をお願いしたいと思うわけでございます。

それから、この新法に基づいて保健事業7項目中の何点かは、すでに本市においても行われておるやに聞いておりますし、一部についてお尋ねしたいと思います。いわゆる訪問指導事業、疾病、負傷などにより家庭において寝たきり状態にある者、またはこれに準ずる状態にある者について、保健婦その他の者を訪問させて保健指導する、とありますが、果たして具体的にどうするのかもお聞きしたいと思います。医師、保健婦等の確保を含めて果たしてやれるのかどうか、この点をお尋ねいたします。また、これに関連をしますけれども、昨日も原議員の方から質問がございましたけれども、いわゆる保健者の事務において、加入者の老後における健康保持のための必要な施設、保健センターのことを指していると思いますが、これらの具体的な状況を再度、御

答弁をお願いしたいと思います。

次に、2点目の「開発指導要綱の行政サイドの責任について」と通告しておりますが、適切な回答があるかどうかわかりませんが、この和泉市開発指導要綱、いわゆる業者が開発申請を出す前の条例に基づいての業者と市長の事前協議いわゆる道路、公園、緑地等に応分の負担をさせることと理解しておるわけですが、その後監督官庁等の許可確認を受けるわけですが、この指導要綱が、果たして法的な根拠があるのか、まず、聞いておきたいと思います。

次に、造成途上あるいは建築中の住宅について、これらの検査等は、監督官庁である府、国が行い、本市は一切、これらについては行わないのかもお聞きしておきたいと思います。

最後に、阪本町の大和金属敷地が開発され、80数戸の住宅があるわけですが、これらの道路の認定あるいは公共物の帰属はいつごろになるのかをお尋ねいたしまして、簡単でありますけれども、要旨説明を終わりたいと思います。答弁のいかんによりましては、再質問の権利を留保させていただきます。

以上です。

○ 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 老人保健法の有料化の問題について答弁をさせていただきます。

昨日の原議員さんの御質問にもございましたが、本年度からいわゆる有料化という問題が、老人保健法成立の中で出されてきたわけでございます。本市としても、これについてはむずかしい問題がございますので、全府下的に統一して結論が出せるよう、今後とも市長会の中で努力してまいりたいというのが現在の状況でございますので、よろしく御了解願いたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 産業衛生部次長（吉田種義君） 若浜議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。

御質問の7項目の中の事業実施に当たり、保健婦の確保はどうか、とのことでございますが、保健婦の人材の不足から大変困難なことと思いますが、老人保健法の事業実施につき中心的な役割を果たす保健婦については、大阪府及び保健所を通じ、年次計画的に増員採用してまいりたいと願っているところであり、市としてもこの実施に当たり、積極的に保健婦の確保に努力してまいりたい所存であります。どうかよろしく御了承を願います。

○ 1番（若浜記久男君） この件については、これ以上の答弁は出てこないと思うわけでございますけれども、1つだけお聞きしたいのは、現在、保健センターを考へておられるわけですが、これについては、54年の厚生省の保健センター構想に基づいて、あるいは福祉関係の総合センターとしての考え方によって計画されていたように理解するわけでございますけれども、これについては、この新法が可決成立したことによりまして、これに乗っかるような状況になってきた

と思うんです。

そうしますと、これらのいわゆる法律の特例という形で5年間は猶予期間があります。という形になってるわけですが、私が先ほど申し上げたように、これが逆の立場であれば、これらの保健センターのサービス事業がせられた中で一部有料化の問題が出てくれば、必ずしもこのような大きな反対の声は出てこなかったんじゃないかならうかと考えるわけです。

そうしますと、昨日も年次計画できたことについては考えておると答弁されたわけですが、保健婦については、年に30人ぐらいしか卒業されない、非常に厳しい状況にあるわけです。どのぐらいのスタッフが要るかについては、今後、検討されて出てくる数字だと思いますが、私どもは昨年より当局に働きかけ、母子相談用のための保健婦さんを何とか探して確保してほしいと常々申し上げ、それで嘱託か、どういう表現をしたらいいか、現在、優秀な保健婦さんがおられるわけです。この保健婦さんについて、この法律が成立したことによって、現在、埋もれている保健婦さんの確保に各自治体が動き出すだろうと考えるんです。

それで先日も現在の保健婦さんについて正職員にするような考え方はないか、非常にりっぱな保健婦さんであるから、と参与に非公式に申し上げておったわけですが、今後、新しい保健婦さんの確保について、この方の今後の考え方をお聞きしておきたいと思います。

それからもう1つは、この法律が8月末に成立し、すぐに朝日新聞だったか、アンケートを取っております。この中で、一部有料化負担問題について、府下の市長さんの大体4分の3は、無料化継続をしたい、こういう答えがあったわけですが、残念ながら、和泉市の池田市長にあっては、「府と協議中」という形のアンケートのお答えになっておりました。

それはそれとしていいわけですが、ここで1つ市長にお聞きしたいのは、知事に対する要望、ということでは、一切要望はないんだ、という形、市長が日常、福祉社会ということで口を酸っぱくして言っておられるわけでございますけれども、このような形のお答えになりますと、市長の姿勢というものが疑われると思いますが、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） まず第1点目に、保健センター設置の具体的な考え方ということでお尋ねをいただいております。市町村が設置する保健センターにつきましては、数年前より国及び府が建物並びに備品に一定の補助要綱を定め、建設推進方の指導を受けてまいっております。現状、全国で400カ所ぐらい建設されておまして、国では、老人保健法制定、施行に合わせ、今後、整備のスピードを早め、年間120カ所の整備、老人保健事業実施に必要な機能訓練機器をも補助対象としていくということでございます。

先ほど来のいろんな御質問に次長もお答えしておりますが、保健事業については、おおむね5年程度の期間を設け、61年をめどに段階的にこの事業の拡大を図るとお答えしておりますのは、

施設等の整備では、市町村に設置する保健センターは、61年をめぐりに国では1,000カ所を建設する、現状400カ所に加え、5年間に毎年120カ所、600カ所の整備をするということでございます。今後、府の方と国から下りてきた指導方針等を合わせ、10月中にいろいろ方針を定めてまいるわけでございますけれども、もちろん、本要綱を十分理解し、法の目的に沿った実施をしていかねばならない、かよう考えております。

それから2点目に、保健婦の確保で現状、非常勤の身分と新規増員の場合の対応のお尋ねでございます。現在、非常勤で採用させていただいている保健婦については、3月末まで現状のままでも勤めていただきたいということでいろいろお願いもし、誠心誠意努力されております。いろいろ御指摘のように、保健婦は、正看の免許を持ち、なおかつ助産婦、看護婦の業務を推進しながら、2、3年後に国家試験で免許が下りるものでございまして、なかなか人材が不足しております。先生には、いろいろとこの非常勤保健婦の採用に当たって御努力を賜ってございますが、保健所を通じてなお一層増員もあわせていろいろと接触をしていきたいと思っております。

老人保健法施行2月1日より、たちまち保健事業の実施において中心的な役割を果たすのが保健婦であることは十分に理解しております。国におきましては、市町村保健婦の設置基準を定め、現在設置されている保健婦に対する補助は当然のこと。老人人口、かつ保健婦1人当たりの担当人口等を勘案いたしまして増員補助をしていくという方針を打ち出されております。人材不足の中、保健婦の発掘については一層努力いたしまして、保健事業が円滑かつ効率的に推進でき得るよう、保健所の積極的な支援もあわせて要望してまいりたい、かよう考えております。いろいろ事業がございまして、まず、人的整備等も含め、基盤整備に努力してまいりたい、かよう考えております。

- 市長（池田忠雄君） 若浜議員さんから老人保健法をめぐるいろいろな御指摘なり御要望をいただいているわけでございますが、その中で、過般の法律が可決されたことに伴う朝日新聞のアンケートのことでのお尋ねでございます。

基本的には、こうした法律が可決された上に立ちまして、この70歳以上の一部有料化をどうするのか、あるいは大阪府市町村でやっている65歳から69歳までの国の制度に上積みした中で廃止継続を望むのか、それらについての2点のアンケートでございました。忙しい中ではございましたが、現課の方から言うてきたアンケートについて申し上げたのは、65歳から69歳の医療無料化は、大阪府市町村のいわゆる大阪府が8割、地元市町村が2割を負担する形となっております。

その面からいたしまして、知事に要望する中で、ちょっとおかしいな、と思ったのは、いま、新聞を見てるんですが、私が明確に朝日新聞にアンケートとして返事をしたのは、そうした負担

率の割合の中で、8割を持つ大阪府がまず態度を明確にすべきだと思いますが、この件については、市長会で府と十分協議をすることとなっております。そういう意味合いから、府の態度を明確化されるとともに、地元市町村との十分な協議が必要だということを朝日新聞に書き送ったわけですが、ところが、ミスプリントか、知事に対して望むことはなし、ということは、非常に遺憾に存じております。ここに明確に控えもごございますので、御答弁申し上げたいと存じます。

いろいろ本件については、むずかしい問題でございしますが、十分大阪府と市町村が国の70歳以上の一部負担あるいは65歳から69歳までの上乗せ福祉と言われる扱いについては、いまは府の態度も明確ではございませんが、府の態度とともに、市長会なり地元市町村と十分協議していく、こういうことになってる現状でございしますので、評価はさまざまでございしますが、こうした現実の対応の上に立って、これからの協議によって決めてまいりたいと思っております。どうか本日はそういうことで御了解をいただければありがたいと存じます。

- 1番(若浜記久男君) この件については、もう余り言いたくはないんですが、1つだけ。

いわゆる訪問指導の具体的な考え方を持っておられるのか。たとえば病気で寝たきりであった場合、これは保健婦さんの訪問指導ではできない。そうすると、医療のホームドクターというか、そういう形をどらざるを得ない感じを持つんですが、この件について、議題に上って検討されたことがあるのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 医療を除く6つの保健事業のうち訪問指導がございします。目的は、疾病、負傷等により、家庭において寝たきりの状態にある者またはこれに準ずる状態にある者について、保健婦その他の者を訪問させ、必要な保健指導を行い、もって保健衛生と福祉増進を図ることを目的とする――。これは対象は40歳以上で、それぞれ対象の病状等も明らかにされております。もちろん、保健婦の派遣もあり得るということでございします。

なおまた、医師の往診に準ずるような医師派遣を当然必要とする病状、疾病等の状態にある人も出てこようかと思います。これらに対する医療的な経費等のいろんな問題については、府において10月中に行われる協議の中でこちらからもいろいろ提案申し上げ、明確な方針を打ち立てていくための指導も得ていきたい、かよう考えております。

- 1番(若浜記久男君) 最後に、助役さんにお聞きしたいんですが、助役さんは衛対審のメンバーに入られてますが、当然、この老人保健法についても論議されたのか、これからされるのか。すでに神戸市を初め、幾つかの自治体で行ってきた先行福祉について継続するという、はっきりした形で出てきてるところもありますので、これらについても、大阪府下でも10月中旬ごろには出る、というような答弁が昨日なされておりましたので、ぜひそういう形で進むことを期待しておりますので、その方向で進めていただきたいと思うわけでございします。国保の財政が潤うと

ということの以前に、本当に私らの先輩、これから私らも年をとっていく中で、たとえ300円か400円であれ、老人にとっては死活問題である、医者にかかれない状態となっていくことまで懸念するわけでございますので、ひとつその方向で進めていただきたい。簡単に助役さんの考え方をお願いします。

○ 助役（坂口礼之助君） お答えいたします。

若浜議員さんから御指摘ございましたように、私、大阪府の衛生対策審議会の専門委員に委嘱されたわけでございます。この審議会は知事の諮問機関的な性格でございますが、たまたま私の所属する専門委員会は成人保健部会として、このたび施行される老人保健法の中には、いわゆる医療の関係と健康事業の2通りの法律で成り立っているわけです。老人医療の一部負担問題とかの医療に関するものは、同じ衛対審の中でも私の所属する部分の扱いにはなってございませんが、すでにその部会では第1回の専門委員会が開かれ、いろいろ議論があったように伺っております。

私の所属する成人部会でも、第1回の部会が先日開かれ、その段階では、このたび施行される老人保健法の内容説明と、成人保健部会が受け持つ分野のいわゆる健康を維持するための事業内容について、いろいろ協議があったわけなんです。若浜議員さんがおっしゃっておられます保健サービスの関係を担当することになっておるわけです。非常に大量の事務内容があるように思われます。今後、真剣にこの問題に対しても、そういう立場ですので取り組んでまいりたい、かように存じます。

すでに大阪府下でも特定の市一市とか町が一町、厚生省の指定を受け、健康保健事業等にも取り組んでまいってきている実績がございます。一応、法律上では、昭和61年までを目途として、5年間に順次事業を整備していくという考え方でございますが、決して5年間のゆとりがあるというわけではございません。当然、57、58年度と段階的に内容を充実しながら実施していくことになるようでございます。まだ、いまの段階では、具体的な厚生省関係の省令、政令等が明らかにされてございません。具体的にどのようなテンポで進めるか、いつどういう事業に取り組んでいくのかにつきましては、次回、10月半ばごろに第2回目の委員会が開かれる予定でございますので、その段階では、かなり明細なことがわかってくると思います。

われわれはこの法律を十分尊重いたしまして、健康保健事業の関係については積極的に取り組んでいく、医療の方は別の部会でございますが、新聞報道によりますと、やはり一部負担については難色を示したような審議が行われている、大阪府の65～69歳のいわゆる府と市で独自に行われている老人医療無料化についてもその継続、そのまま進めていただきたいという意向が示され、知事さんにも、そのような方向で恐らく答申が出されるのではないかと考えておるということでございます。

以上でございます。

○ 議長（藤原要馬君） 次。

○ 建設総務課長（坂田平之君） 開発指導要綱に伴う若浜議員さんの8点の問題について答弁いたします。

まず、第1点目の開発指導要綱の法的根拠は何か、ということですが、都市計画法に準拠した形で和泉市開発指導要綱が設けられております。たとえば都市計画法でフォローできないミニ開発、1,000平米以下の宅地開発につきましては、開発業者には道路、公園等の公共公益施設等について行政指導を行い、市の健全な発展と秩序ある町づくりのために寄与しているものと理解しております。

2点目の検査体制についてはどうか、ということですが、一般的な検査につきましては、大阪府の所管範囲でして、ただし、市は、經由事務行っております。造成完成の検査は大阪府が行い、設計図書に基づき工事ができておれば、検査証を発行しております。工事施工内容等につきましては、業者の施工写真、出来高等については寸法を計って確認し、それがきちっと寸法どおりにできておれば、検査完了ということでございます。

3点目のいつごろ帰属するか、という点でございますが、建て売り住宅の道路及び道路の地下に埋設されている構築物等につきましては、最近、異住宅より引き取ってほしいという手続がなされておりますので、書類審査し、具備しておれば、近いうちに市の帰属、管理にしたいと考えております。

以上でございます。

○ 1番（若浜記久男君） なぜ、私が法的根拠ということでお尋ねしたかと言うと、具体的な答弁はなかったんですが、指導要綱というものについては、法的な効力がないんですね、それで答弁がなかったというふうに思うわけです。

実は先ほど来、ずっと取り上げられております8月水害によって大きな被害を受けられた方が何人もおられるわけです。その中で、唐国の擁壁の崩れ、あるいは松尾寺の擁壁の土砂の流れ、さらには、尾井町の地盤沈下によるほとんどの家の壊れ、こういう状況にあるわけなんです。そういう中で、この確認許可を大阪府が出すんですが、事前に市長が協議を行って応分の負担を求める、そのはね返りがどこに行くか、家を買う人、土地を買う人あたりに上積みされて直接はね返っていくんです。

そうして、先ほどの総務課長の答弁にあったように、検査は一切やらん。ただ、市に帰属する分については検査し、検査証を出す。こういうことでは、実際にそれらを購入された方たちは泣き寝入りなんですね。これではたまったものじゃない。同情だけでは済まされない問題です。

そこで、これらの負担を取っとる以上は、さっさりした検査をやらしてもらわんといかんのではないか、こう思うわけです。これらのいわゆる要綱という、私は「私法」と解釈いたしますが、これらを継続していくのなら、要綱の中にそういう1項を設けなくてはいけないのではないか、こう考えるんですが、この点についての答弁をお願いしたいと思います。

- 建設部長（逢野一郎君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御指摘のように、開発指導要綱に基づき、事前協議を行ってらるわけでございます。ただいまの検査のことでございますが、現時点では、あくまでも府の検査に基づく検査証の発行を行っております。市の検査体制のことでございますが、各市もいろいろと開発指導要綱を持っております。これらの市の体制等も十分研究し、前向きな姿勢で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

- 1番（若浜記久男君） これについて私、固執するようですが、造成の中で手抜きあるいはミス工事が、専門家から出てきとるわけです。しかし、でき上がったやつを買ってしまってから壊れても全然私は知らんのか、となると、どこにそれを持っていったらいいか。家を建てるのは、テレビのコマーシャルじゃないが、男子一生の本場、大変なことなんです。それが擁壁が崩れた、いわゆる遊水池の埋め立て、あるいは擁壁部分のめくら排水が何の役にも立っていなかった。見た目には、塩ビの管が80センチにわたってコンクリートの中に入ってる。それが完全にコンクリートでふさいでしまってるということで全く機能を果たしていない、こういうのをミス工事というのですが、こんなのを検査してほしい。その過程においてね。これははっきり申し上げておきます。また、尾井町の5戸の全壊、これについても、強い行政指導もされたと聞いておりますが、こういう責任も、市としては考えてもらわんといけない。

市の方の指導もある程度はやってくれるとは思いますが、基礎的なことについては、もうできない。家を壊して改めて基礎を打ち直してそれから建てるということではできない。今後もこういうミニ開発、いわゆる不良業者に対しては、小さいことでも告発していきますし、市としても、そういう不良業者の徹底的な指導というよりも締め出しという形でやっていただきたいし、その問題について、1つ検査項目という形で要綱の中に設けていただきたいと考えますので、ひとつ前向きに、この要綱を継続するならば、ぜひやっていただきたいと思っております。これについては、これで終わらせていただきます。

阪本町の道路認定については、道路は市道の形で認定されると思うんですが、公共物については、どういう形になっていくのか。具体的にちょっと説明していただきたいと思っております。

- 指導部次長（竹田明郎君） 先生の御質問の中では、広場の問題だと思いますので、お答え申し上げます。

御案内のとおり、あの場所は、遺跡でございます。隣接の団地開発に当たって、文化財保護法では届け出をしていただくわけですが、府の教育委員会では、それより以前に、あの地に遺構が発見されております。奈良時代前期の地方の寺院としての貴重な遺構ということがわかっておったわけです。そのようなことから、開発に当たりましては、あの土地には家は建てられない、どうしても、現場で埋蔵文化財を保護していく、そのような見解が示されたわけです。

そのような結果から、教育委員会では開発業者と協議する中で、54年4月に所有者の大阪金属株式会社代表取締役山田守氏より土地約1,200平米の寄贈を受けたものでございます。

なお、遺構を守るために史跡公園と位置づけ、それらの整備に際しては、異住宅にお願いして整備、そしていま史跡公園として教育委員会が引き続いて管理しているものでございます。

- 1番(若浜記久男君) これはもう市に帰属しているということですか。
- 指導部次長(竹田明郎君) そうでございます。
- 1番(若浜記久男君) これはどういうことですか、大阪金属から寄付を受けたということですか。
- 指導部次長(竹田明郎君) 私どもに大阪金属株式会社山田守氏から寄付の申し出を受け、和泉市の所有に切り替え、史跡公園としての整備は異住宅がやったということでございます。
- 1番(若浜記久男君) ちょっとよくわからないのですが、あそこの阪本の開発は異住宅がやってるわけですね、そうすると、先ほどの開発指導要綱に触れると思うんですけど、異住宅からの80数世帯、100名以上となると、当然、公園を市に帰属してもらわんといかんと思えますが、そういう申し入れはなかったんですか。あれがなくて指導がなされたのか、この点をちょっと聞かせてください。
- 指導部次長(竹田明郎君) 私の方から補足説明をさせていただきます。
私どもの知る範囲内では、この住宅には一定の施設が必要だということもわかっておりましたが、遺跡が2,200平米余もある。その中で、本来なれば、和泉市あるいは国、府が買収でもして遺跡を守るのが当然であったわけですが、開発者側の方からこれらの土地を寄付を受けるということで、2,210平米の中には御案内のとおり、公園部分も一部含まれており、また、緊急の通過道路としての部分も含まれてるわけです。
- 1番(若浜記久男君) これは大阪金属から寄付を受けたと答弁があったと思いますが、その業者からの分も含まれてるということですか。負担分については…。
- 建設総務課長(坂田平之君) 異住宅の前の所有者が大阪金属さんでございまして、異住宅と大阪金属の売買条件の中に、そのような形で教育委員会から重要な文化財として2,210平米を残したいという申し入れをされ、異住宅さんの方も、その中に公園としての面積も含んだ形なら

ば、ひとつ2,210平米を教育委員会の方で管理していただくということで、当初の開発面積は9,656平米ですが、そのうちの5%が公園用地の形で開発地内に取っていただきたいということで、482平米の公園面積ということを建設部として申し上げたわけでございます。教育委員会の関係もございまして、遺跡公園、文化財用地という形で、2,210平米の中に公園用地も含まれたということでございます。

- 1番(若浜記久男君) ちょっと腑に落ちないんですが、これについては、また十分勉強しながらもう1回お尋ねしたいと思いますが、何カ月か前に教育委員会にお聞きしたことがあったんですが、建設総務の方では、まだ帰属されてないというように聞いておったし、先日もそう聞いておったんです。3年前に帰属されておったのが、建設の方では知らんというのでは非常に困るし、その辺の連携というか、お互いにそんな大事な問題については、ひとつしっかりしていただきたいと思います。

なぜ、この問題を取り上げたか、と言いますと、旧町会と新住民の間に若干、公園をめぐるトラブルが発生し、お互いに困っておられるという状況がございましたので、市に帰属しての中で、公園としての機能を果たせるようにしていただければ、こんなトラブルもなくなるだろう、言うなれば、市のそういうスポーツ広場というか、そういうものが欠如している中から起きてきた問題だと思うんです。2,000平米ぐらいのちょっとした広場で、ソフトボールなどでもできるぐらいの広さもあるわけですから、新住民の小さな子供たちが遊んでいると、邪魔だから出て行け、しかし、ここは私の…、という形でいろんなことがあったように聞いてますので、ぜひお互いに溶け合った中での住民意識というものを持っていただきたいために、この問題を提起させていただきました。その経過については、私ももう少し調べていきたいし、教育委員会の管理の中で、ひとつ住民がお互いにうまくいくように話し合いの中に入っていただきやっていただきたいと考えますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

-
-
- 議長(藤原要馬君) 以上をもちまして、一般質問は予定より早く終了いたしました。皆さんの御協力、まことにありがとうございます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明30日は休会とし、10月1日に議案審議を行いますので、よろしく願い申し上げます。長時間、まことに御苦勞さんでございました。

(午後1時58分散会)

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for ensuring transparency and accountability in financial operations. This section also outlines the various methods and tools used to collect and analyze data, highlighting the need for consistency and precision in data entry and reporting.

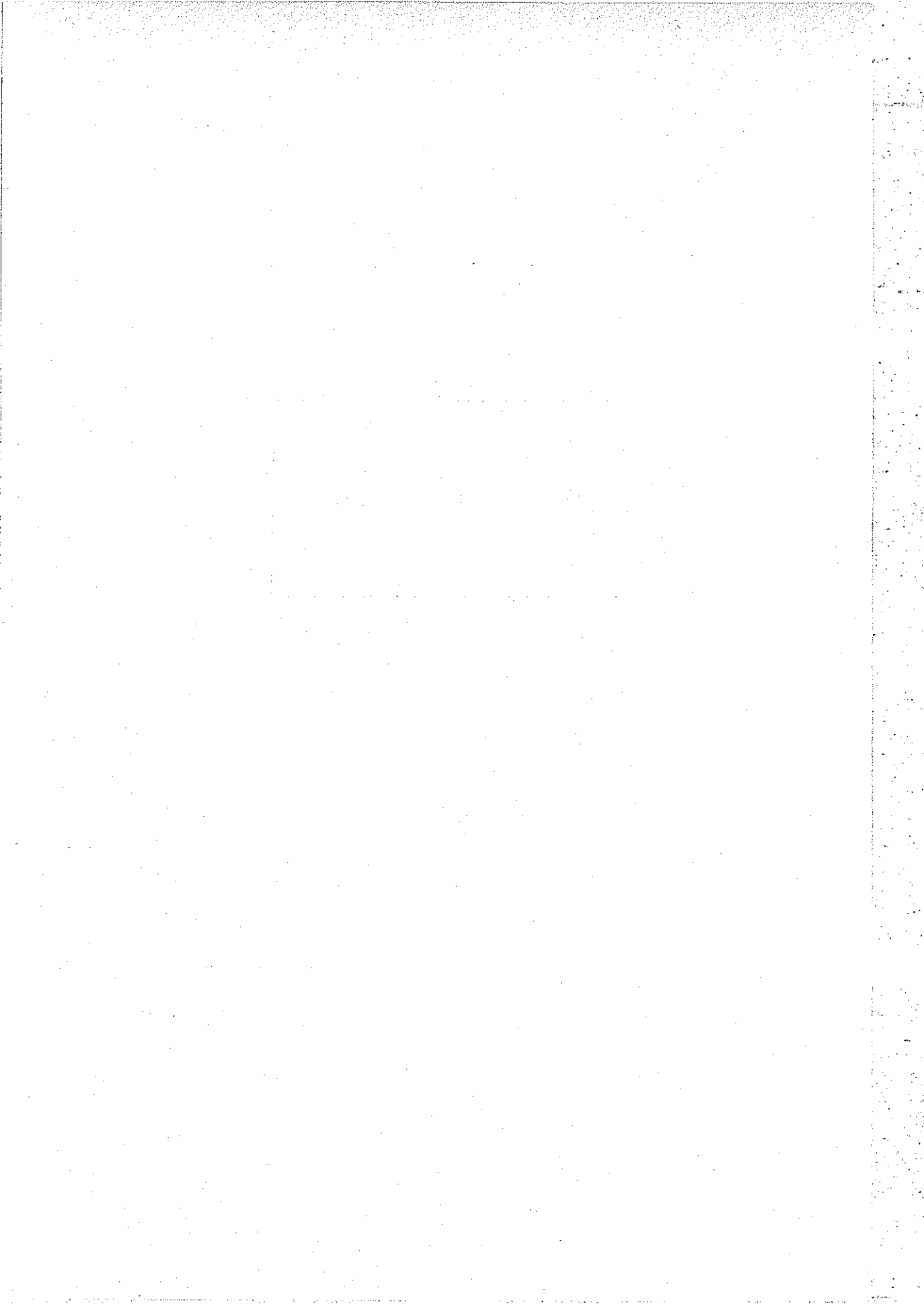
2. The second part of the document focuses on the implementation of internal controls and risk management strategies. It details how these measures are designed to prevent fraud, minimize errors, and protect the organization's assets. The text provides a comprehensive overview of the internal control framework, including the roles and responsibilities of different departments and individuals involved in the process.

3. The third part of the document addresses the challenges and opportunities associated with digital transformation in the financial sector. It explores how emerging technologies such as artificial intelligence, blockchain, and cloud computing are reshaping the industry landscape. The text discusses the benefits of digitalization, such as improved efficiency and data security, while also acknowledging the potential risks and the need for robust cybersecurity measures.

4. The fourth part of the document discusses the importance of regulatory compliance and the role of external audits. It provides an overview of the current regulatory environment and the impact of various international and local standards. The text also highlights the significance of external audits in providing independent assurance and enhancing the credibility of the organization's financial statements.

5. The fifth and final part of the document concludes with a summary of the key findings and recommendations. It reiterates the importance of a proactive and integrated approach to financial management and risk mitigation. The text also provides a clear call to action for the organization's leadership and staff, emphasizing the need for continuous improvement and a strong commitment to ethical and transparent practices.

第 3 日



昭和57年10月1日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭 一 郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
		29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮 之 助	市民部次長兼福祉事務所長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
市長公室理事事務取扱	平 野 誠 威	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
兼企画室長事務取扱	神 藤 恒 治	建 設 部 長	逢 野 一 郎
兼人事課長事務取扱	石 本 博 信	建 設 部 次 長 兼 採	中 上 好 美
秘 書 広 報 課 長	麻 生 和 義	建 築 課 長 事 務 取 扱	浅 井 隆 介
財 務 部 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 長	西 川 武 道
財 務 部 次 長 兼 採	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 理 事	萩 本 啓 介
財政課長事務取扱	生 田 稔	都 市 整 備 部 次 長	角 谷 泰 夫
同 和 対 策 部 長	向 井 洋	改 良 事 業 部 長	前 田 守 正
同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱		改 良 事 業 部 次 長	
同 和 対 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱			

改良事業部次長 兼工事課長事務取扱	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原己好
水 道 部 長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼 総務課長事務取扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事 ・土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局次長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
用地担当参事 ・土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
教 育 委 員 長	堀内由延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月1日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年3月分)	
2	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年3月分)	
3	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年3月分)	
4	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年度昭和57年4月分)	
5	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年4月分)	
6	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年4月分)	
7	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年4月分)	
8	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和56年度昭和57年5月分)	
9	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年5月分)	
10	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年5月分)	
11	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年5月分)	
12	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和57年6月分)	
13	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和57年6月分)	
14	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和57年6月分)	
15	監査報告 第31号	定期監査(昭和57年度第1次分)結果報告	
16	認 定 第1号	昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について	
17	認 定 第2号	昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について	
18	議会議案 第3号	決算審査特別委員会の設置について	
19	議 案 第46号	和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について	
20	議 案 第47号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	
21	議 案 第48号	和泉市ラブホテル建築規制条例制定について	
22	議 案 第49号	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	
23	議 案 第50号	和泉市美術館条例制定について	
24	議 案 第51号	財産処分について(美術館運営準備基金用地)	
25	議 案 第52号	財産取得について(和泉市立光明台中学校校舎)	

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
26	議 案 第 5 3 号	財産取得について（和泉市立光明台南小学校校舎）	
27	議 案 第 5 4 号	工事請負契約の締結について （和泉市立郷荘中学校増築工事）	
28	議 案 第 5 5 号	工事請負契約の締結について （旭第一団地 4 期建設工事）	
29	議 案 第 5 6 号	工事請負契約の締結について （旭第二団地 4 期（その 1）建設工事）	
30	議 案 第 5 7 号	和泉市と高石市との境界の一部変更について	
31	議 案 第 5 8 号	市道の路線認定について （和泉みたち山 1 号線ほか 4 路線）	
32	議 案 第 5 9 号	昭和 5 7 年度和泉市一般会計補正予算（第 2 号）	
33	議 案 第 6 0 号	監査委員の選任について	
34	議 案 第 6 1 号	公平委員会委員の選任について	
35	選 挙 第 1 号	和泉市選挙管理委員および補充員の選挙について	
36	意 見 第 1 号	市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書	
37	意 見 第 2 号	老人医療費無料制度の継続を求める意見書	
38	決 議 第 2 号	第 9 次道路整備五箇年計画の策定に関する決議	
39	決 議 第 3 号	申告納税制度見直しに関する要望決議	

（午前 10 時 0 分開議）

- 議長（藤原要馬君） 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには公私何かとお忙しいところ、多数御出席を賜りありがとうございました。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

（市会事務局長報告）

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは 18 名でございます。欠席届の議員さんはございません。天堀議員さんから遅刻の届出がございます。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。

現在、18 名でございます。

- 議長（藤原要馬君） ただいまの報告のとおり、出席議員 18 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長（藤原要馬君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

- 議長（藤原要馬君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第15までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年3月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年6月7日

監査委員 久 光 喜多男
同 横 田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年6月7日
- 2 検査の対象 昭和57年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年6月7日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年6月7日
- 2 検査の対象 昭和57年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年6月7日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年6月7日
- 2 検査の対象 昭和57年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第20号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和56年度昭和57年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年7月5日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

1 検査実施日 昭和57年7月5日

2 検査の対称 昭和56年度昭和57年4月分の出納状況

3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年7月5日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

1 検査実施日 昭和57年7月5日

2 検査の対象 昭和57年4月分の出納状況

3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年7月5日

監査委員 久光 喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年7月5日
- 2 検査の対象 昭和57年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年4月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年7月5日

監査委員 久光 喜多男

同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年7月5日
- 2 検査の対象 昭和57年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和56年度昭

和57年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年8月11日

監査委員 久光 喜多男
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年8月11日
- 2 検査の対称 昭和56年度昭和57年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年8月11日

監査委員 久光 喜多男
同 横田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年8月11日
- 2 検査の対象 昭和57年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第26号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年8月11日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年8月11日
- 2 検査の対象 昭和57年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第27号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和57年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年8月11日

監査委員 久光喜多男

同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年8月11日
- 2 検査の対象 昭和57年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年9月7日

監査委員 久光喜多男
同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年9月7日
- 2 検査の対象 昭和57年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和57年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和57年9月7日

監査委員 久光喜多男
同 横田憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和57年9月7日
- 2 検査の対象 昭和57年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 30 号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 57 年 6 月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 57 年 9 月 7 日

監査委員 久 光 喜多男

同 横 田 憲治郎

記

- 1 検査実施日 昭和 57 年 9 月 7 日
- 2 検査の対象 昭和 57 年 6 月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 6 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第 31 号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 3 項の規定に基づく昭和 57 年度定期監査（第 1 次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第 8 項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和 57 年 7 月 30 日

監査委員 久 光 喜多男

同 横 田 憲治郎

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第 17 号より第 31 号までの報告を終わります。

- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第 16 号「昭和 56 年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

認定第 1 号

昭和56年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により昭和56年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和56年度和泉市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に比へば決算 額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	注第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 1,457,201,000	円 68,600,000	円 0	円 1,525,801,000	円 1,532,343,488	円 6,542,488	
第1項 営業収益	1,287,311,000	96,100,000	0	1,383,411,000	1,386,600,042	3,189,042	
第2項 営業外収益	169,790,000	△27,500,000	0	142,290,000	145,743,396	3,453,396	
第3項 特別利益	100,000	0	0	100,000	0	△ 100,000	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	法第26 条第2 項の規 定による 繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	法第24 条の第3 項の規 定によ る支出額	小 計	法第26 条第2 項の規 定によ る繰越額				
第1款 水道事業費用	円 1,525,466,000	円 32,898,000	円 0	円 0	円 0	円 1,557,859,000	円 0	円 1,557,859,000	円 0	円 17,816,144	
第1項 営業費用	1,294,467,000	42,198,000	0	0	0	1,276,660,000	0	1,268,466,188	0	13,193,812	
第2項 営業外費用	289,499,000	△10,000,000	0	0	0	279,499,000	0	276,379,148	0	3,119,857	
第3項 特別損失	500,000	200,000	0	0	0	700,000	0	697,525	0	2,475	
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	考 備
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第 1 款 資 本 的 収 入	円 429,910,000	円 60,000,000	円 489,910,000	円 26,100,000	円 0	円 516,010,000	円 476,860,320	円 △39,149,680	
第 1 項 企 業 債	141,000,000	21,000,000	162,000,000	26,100,000	0	188,100,000	148,500,000	△39,600,000	
第 2 項 工 事 負 担 金	281,400,000	39,000,000	320,400,000	0	0	320,400,000	320,860,320	460,320	
第 8 項 負 担 金	7,500,000	0	7,500,000	0	0	7,500,000	7,500,000	0	
第 4 項 固 定 資 産 売 却 代 金	10,000	0	10,000	0	0	10,000	0	△ 10,000	

支出

区分	予算額						翌年度繰越額			備考	
	予		算		額		決算額	法第26条の規定による繰越額	継続費 通次繰越額		合計
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小計	法第26条の規定による繰越額	継続費 通次繰越額					
第1款 資本的支出	円 472,550,000	円 73,628,000	円 0	円 546,178,000	円 26,100,000	円 0	円 518,119,725	円 89,600,000	円 0	円 89,600,000	円 14,558,275
第1項 建設改良費	385,075,000	73,628,000		458,703,000	26,100,000		484,803,000	89,600,000	0	89,600,000	14,558,247
第2項 企業償還金	87,475,000		0	87,475,000	0		87,474,972	0	0	0	28

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4,125,940.5 円は当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

昭和56年度和泉市水道事業損益計算書

(昭和56年4月1日より昭和57年3月31日まで)

1. 営業収益	
(1) 給水収益	1,287,955,689円
(2) 受託工事収益	79,441,703円
(3) その他の営業収益	19,202,650円
	<u>1,386,600,042円</u>

2. 営業費用	
(1) 原水及び浄水費	698,576,129円
(2) 配水及び給水費	160,769,136円
(3) 受託工事費	59,989,173円
(4) 業務費	132,940,067円
(5) 総係費	98,202,566円
(6) 減価償却費	175,797,976円
(7) 資産減耗費	35,101円
(8) その他の営業費用	2,156,040円
	<u>1,268,466,188円</u>

128,133,854円

3. 営業外収益	
----------	--

(1)	加 入 金	115,740,000 円		
(2)	受 取 利 息 及 当 金	5,176,146 円		
(3)	雑 収 益	14,827,250 円		
(4)	他 会 計 補 助 金	10,000,000 円	145,743,396 円	
4. 営 業 外 費 用				
(1)	支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	27,637,914 円	27,637,914 円	△130,685,747 円
	経 常 損 失			7,501,893 円
5. 特 別 損 失				
(1)	過 年 度 損 益 修 正 損	697,525 円	697,525 円	△ 697,525 円
	当 年 度 純 損 失			8,199,418 円
	前 年 度 繰 越 欠 損 金			466,529,173 円
	当 年 度 未 処 理 欠 損 金			474,728,591 円

昭和56年度和泉市水道事業剰余金計算書

(昭和56年4月1日より昭和57年8月31日まで)

欠損金の部

1. 前年度未処理欠損金	466,529,173円
2. 前年度欠損金処理額	0
繰越欠損金年度末残高	466,529,173円
3. 当年度純損失	8,199,418円
当年度未処理欠損金	474,728,591円

資本剰余金の部

1. 国庫補助金	
(1) 前年度未残高	57,448,000円
(2) 前年度処分額	0
(3) 当年度発生額	0
(4) 当年度処分額	0
(5) 当年度未残高	57,448,000円

2. 府補助金

(1)	前年度末残高	9,778,400 円
(2)	前年度処分額	0
(3)	当年度発生高	0
(4)	当年度処分額	0
(5)	当年度末残高	9,778,400 円

3. 工事負担金

(1)	前年度末残高	2,358,912,160 円
(2)	前年度処分額	0
(3)	当年度発生高	320,860,320 円
(4)	当年度処分額	0
(5)	当年度末残高	2,674,772,480 円

4. 負担金

(1)	前年度末残高	39,000,000 円
(2)	前年度処分額	0
(3)	当年度発生高	7,500,000 円
(4)	当年度処分額	0
(5)	当年度末残高	46,500,000 円

6. 受贈財産評価額

- (1) 前年度末残高
- (2) 前年度処分額
- (3) 当年度発生高
- (4) 当年度処分額
- (5) 当年度末残高

60,412,868 円

0

0

0

60,412,868 円

2,848,911,748 円

昭和56年度和泉市水道事業欠損金処理計算書

1. 当年度未処理欠損金	<u>474,728,591 円</u>
2. 欠損金処理額	<u>0</u>
3. 翌年度繰越欠損金	<u>474,728,591 円</u>

昭和56年度和泉市水道事業貸借対照表

(昭和57年3月31日)

資 産 の 部

1. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ. 土地	276,590,983 円	820,471,864 円
ロ. 建物	41,205,884 円	235,385,099 円
ハ. 構築物	5,208,769,170 円	4,466,428,814 円
ニ. 機械及び装置	977,551,671 円	
ホ. 量水器	131,095,720 円	678,868,848 円
ヘ. 車輛及び運搬具	14,893,553 円	77,982,803 円
ト. 工具器具及び備品	87,888,860 円	4,737,910 円
建物減価償却引当金	4,120,588 円	
構築物減価償却引当金	742,940,356 円	
機械及び装置減価償却引当金	299,187,828 円	
量水器減価償却引当金	53,112,917 円	
車輛及び運搬具減価償却引当金	10,155,643 円	
工具器具及び備品減価償却引当金	20,883,302 円	17,005,558 円

子、建設仮勘定	419,894,894 円	
有形固定資産合計		6,220,270,790 円
(2) 無形固定資産		
1. 水利権	110,000 円	
2. 電話加入権	91,500 円	
無形固定資産合計		201,500 円
(3) 投資		
1. 投資有価証券		
投資合計	120,000 円	
固定資産合計		6,220,592,290 円
2. 流動資産		
(1) 現金預金	208,164,954 円	
(2) 未収金	126,133,954 円	
(3) 保管有価証券	2,100,000 円	
(4) 貯蔵品	29,035,952 円	
流動資産合計		365,434,860 円
資産合計		6,586,027,150 円

負債の部

3. 固定負債

(1) 退職給与引当金

15,500,000円

固定負債合計

15,500,000円

4. 流動負債

(1) 未払金

51,423,264円

(2) 前受金

95,475,180円

(3) 預り金

11,242,400円

(4) 預り担保有価証券

2,100,000円

流動負債合計

160,240,844円

負債合計

175,740,844円

資本の部

5. 資本金

(1) 自己資本金

119,808,235円

(2) 借入資本金

1. 企業債

3,916,299,914円

3,916,299,914円

4,036,103,149 円

資本金合計

6. 剰余金

(1) 資本剰余金

イ. 国庫補助金

57,448,000 円

ロ. 府補助金

9,778,400 円

ハ. 工事負担金

2,674,772,480 円

ニ. 負担金

46,500,000 円

ホ. 受贈財産評価額

60,412,868 円

資本剰余金合計

2,848,911,748 円

(2) 欠損金

イ. 当年度未処理欠損金

474,728,591 円

欠損金合計

474,728,591 円

剰余金合計

2,374,183,157 円

資本合計

6,410,286,306 円

負債、資本合計

6,586,027,150 円

- 議長（藤原要馬君）：提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君）：それでは、お許しを得まして、ただいま上程されました認定第1号「昭和56年度和泉市水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

まず、15ページの事業報告から申しますと、過去2年間、天候等の影響により減少しておりました給水量が、本年度は前年度を6%上回る好結果となりました。しかし、経常収支においては、施設の維持管理費等が増加したため、総費用を埋めることができず、単年度純損失819万9,418円発生いたしました次第でございます。今後においては、なお一層諸経費の節減に努め、健全な財政運営を図りたく存じております。

次に、本年度の給水の状況につきましては、夏期の渇水時におきましても、異状なく順調な給水ができました。

また、建設改良事業の進捗状況につきましては、より安定した給水及び水質を確保するため、水道施設等整備事業において、水質試験室の築造等計画どおり施行するとともに、配水管更生事業として、水量増強のためのクリーニング、ライニング工事を施行しました。

また、改良工事、光明台水道施設等建設事業については、一部を除き、原因者負担による配水管布設工事をそれぞれ施行いたしました。

次に、普及の状況でございますが、昭和57年3月31日現在、人口、戸数とも98.8%と相なっております。

それでは、前に戻りまして、1ページの決算報告書について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第1款 水道事業収益予算額合計15億2,580万1,000円に対し、決算額は15億3,234万3,438円となっており、予算額に比べ654万2,438円の収入増となっております。

決算額の内訳は、第1項 営業収益では、給水収益及び受託工事収益外で13億8,660万42円、第2項 営業外収益で、加入金外で1億4,574万3,396円となっております。なお、第3項 特別利益については決算額はございません。

一方、支出につきましては、第1款 水道事業費用予算額合計15億5,785万9,000円に対し、決算額は15億4,054万2,856円で、不用額1,731万6,144円となっております。不用額につきましては、自己水活用に伴う受水費662万円のほか、受託工事費199万円、支払利息306万円等であります。

決算額の内訳は、第1項 営業費用では、水づくりから料金回収までのすべての費用として12億6,346万6,188円、第2項 営業外費用として企業債の支払利息等2億7,637万9,143円、第3項 特別損失として過年度損益修正損69万7,525円でございます。第4項

予備費については、決算額はなく、全額不用額となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第1款 資本的収入予算額合計5億1,601万円に対し、決算額は4億7,686万3,200円であります。内訳といたしましては、第1項 企業債で、決算額1億4,850万円で、予算額に比べ3,960万円収入減となっております。これは、水道施設等整備事業の一部が工事の遅れたことにより、借入を翌年度に繰り越したものでございます。

次に、原因者負担としての第2項 工事負担金については、決算額3億2,086万3,200円で、予算額に比べ46万3,200円収入増となっております。

次に、第3項 負担金は、決算額750万円で、一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金として収入しております。

第4項 固定資産売却代金については、決算額はございません。

一方、支出につきましては、第1款 資本的支出、予算額合計5億7,227万8,000円に対し、決算額は5億1,811万9,725円であります。

決算額の内容につきましては、第1項 建設改良費4億3,064万4,753円で、その内訳は、環境改善整備事業による配水管整備事業費84万9,540円、旧配水管内部のクリーニング、ライニングのための配水管更生事業費2,862万4,250円、水質試験室及び第2阪和国道等配管工事としての水道施設等整備事業費1億2,823万4,267円、開発地への配管工事等として改良工事費2億5,428万667円、光明台団地内配管工事として、光明台水道施設建設費790万6,170円、水道メーター等購入のための営業設備費1,074万9,859円となっております。

なお、翌年度へ繰り越しされる予算繰越額3,960万円を除き、1,455万8,247円の不用額が生じておりますが、これは改良工事費で261万円、光明台水道施設建設費1,049万円その他であります。

なお、これらの工事概要につきましては、19ページ以下に記載いたしておりますので、御参照願いたいと存じます。

次に、第2項 企業債償還金につきましては、決算額は8,747万4,972円となっております。

以上が、今回提出させていただきました決算報告書の概要でございますが、財政収支につきましては、昭和56年度末累積欠損金4億7,472万8,591円と相なります。しかし、資金面での不良債務額について申しますと、逆の2億519万4,016円となり、若干、資金余裕ができたということでございます。

なお、損益計算書以下につきましては省略させていただきます、簡単でございますが、昭和56年度和泉市水道事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

決算附属書類といたしまして、15ページ以下に各明細を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、速やかに認定賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（田中包治君） 流動資産をどのように償却してまんねん。というのは、水道本管なんか引きますわね、それは消耗費でやっていくのか、流動資産でやっていくのか、どちらですか。固定資産と流動資産とのかみ合いはどのようにになっているんですか。減価償却というようなものがどうなっているかな。ちょっと少ないような気がするけれども。
- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 水道部次長（中辻寿夫君） 水道部次長の方からお答えいたします。

流動資産につきましては、ただいま御質問の場合、材料等一時保管しているものを流動資産として保存いたしております。実際配管工事等で使用しまして、精算した場合は、全部、建設仮勘定の方で固定資産として振り替えてございます。流動資産として残っておる貯蔵品の中には、実際に在庫として持っている材料だけでございます。

- 5番（田中包治君） ちょっとおかしいのと違いまっか。水道機械なんかは流動資産ですわね。工場でも一緒に、規定上、5年したら償却するとか、あるいは6年したら償却する問題がからんできますわね。そうすると、この場合は減価償却をせないということですか。減価償却をせないと結局どうなるかということですね。決算書に問題が起こってくるのと違いまっか。

- 水道部長（田中稔君） 私の方から御説明申し上げます。

11ページの貸借対照表を見ていただきますと明らかになっておりますが、機械及び装置とか、量水器というのは、すべて固定資産として、有形固定資産の中の土地、建物、構築物、機械、量水器、車輛というふうに出ております。当然、減価償却はいたしております。ここにも載っておりますように、減価償却引当金というふうに明らかに表示しておりますので、いま言われておりますところ流動資産というのは、先ほど次長が申し上げましたように、まだ使ってない材料ということでございますので、使用した機械等はすべて減価償却をし、ここに表示しております。

以上でございます。

- 5番（田中包治君） そうなると問題になってくるのと違いまんのか。固定資産税課に一遍聞いてごらんさいな。流動資産の償却はどうしてまんの。ここらの問題がからんでくるんでしょ。まあ、市だから何してもええということだっか。

それともう一つ、私聞きたいのは、水道本管引きますわね。これは固定資産であるのか、流動資産であるのか、どちらなんですか。

- 水道部長（田中稔君） 固定資産としてはっきりここに表示して、貸借対照表に。配管し

た場合に。それから流動資産、そういうものについては、実際工事しなければ減価償却はしません。これは材料ですからね。減価償却するように、企業会計原則ではそういうふうになっておりませんから。企業会計原則にのっとりまして、償却するものは償却するということです。

- 5番(田中包治君) その解釈がちょっと理解できないんだけどね。普通、固定資産いうたら、家とか土地とかいうものですわね。流動資産いうたら、機械類であるとか、あるいはその中に使っているものとか、これが流動資産ですわね。せやないとこれ、普通の企業が流動資産の償却費で毎年何回か落としますわね;それと……。

ここでは、残っているやつは材料費なんですよ。残っている材料は。材料と違いますの。機械買うとったら、材料費ですよ。私もあんまり専門家じゃないから詳しくわからんけども、普通、会社なんかの決算ね、これは複式ですから、縦、横合わすためにやっているのか知りませんが、ここらがちょっと疑問に思うんやけどな。あんた方が流動資産を固定資産だと認定するところに問題があるのと違うかと言っているんです。

- 水道部長(田中稔君) どうも先生のお話を聞いておりますと、流動資産を固定資産にしているというふうに言われておりますが、そうやなしに、たとえば1本の配管がありますね、材料。これは材料として持っているときには流動資産でございますけれども、工事をして配管が終わって来た時点では、固定資産として帳簿に表示し、それを減価償却しているということでございます。

- 5番(田中包治君) ちょっと待って。流動資産は減価償却の対象ですわね。土地というのは減価償却の対象になりますから、固定資産ですわな。逆に質問したら、土地100万円で買いますね。これを減価償却していくんかいうたら、してないでしょう。同じ固定資産でしょう。あなた方の論法からいえば。

- 水道部長(田中稔君) 不動産、動産の関係でしてね、土地は明らかに、不動産は減価償却せんということは、企業会計原則で明らかになっておりますので、これは当然のことです。そういうふうに動産で、一方償却資産ですからね。償却資産率というのがございますが、われわれが工事をして、それを使用する状態にした場合は、全部償却していただくわけですが、ただ、材料として貯蔵しているときに、これは償却できませんから、貯蔵品として置いておく。その貯蔵品というのは流動資産だと。こういうことです。流動資産の中にはもちろん現金もございますけれども。

- 5番(田中包治君) わしもちょっと理解できないんだけど、これは本会議ですからいつまでも言うわけにいかんのでね。ただ言えることは、水道本管を工事した場合には、いつごろまでに減価償却が終わりまんねん。逆にいえば。

- 水道部次長(中辻寿夫君) 鋳鉄管の場合は30年ございます。

○ 議長（藤原要馬君） ほかに……。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件については、この内容を十分御審議願いたいと思います。決算の審査を、後刻委員会議案として上程せられる決算審査特別委員会を設置し、付託の上、閉会中も継続審議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件は決算委員会に付託することに決めます。

○

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第17「昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和56年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律）第292号第30条第4項の規定により昭和56年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和56年度和泉市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法 第24条第3項 の規定による支 出額に係る財源 充 当 額			
第1款 病院事業収益	円 3,125,514,000	円 54,377,000	円 0	円 3,179,891,000	円 86,177,992	
第1項 医業収益	2,929,457,000	62,740,000	0	2,992,197,000	85,537,797	
第2項 医業外収益	155,577,000	△ 8,863,000	0	147,214,000	640,195	
第3項 特別利益	40,480,000	0	0	40,480,000	0	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越額	不 用 額	備考
	当初予算額	補正予算額	予備 費支 出額	流用 増減 額	地方公 営企業 法第24 条第3 項の規 定によ る支出額	小 計	地方公 営企業 法第26 条第2 項の規 定によ る繰越額				
第1款 病院事業費用	3,352,892,000	145,253,000	0	0	0	3,497,650,000	0	3,497,650,000	0	7,798,862	
第1項 医 業 費 用	2,981,574,000	198,098,000	0	0	0	3,174,667,000	0	3,174,667,000	0	6,295,099	
第2項 医業外費用	370,518,000	△ 47,835,000	0	0	0	322,683,000	0	322,683,000	0	1,198,763	
第3項 予 備 費	300,000	0	0	0	0	300,000	0	300,000	0	300,000	

なお、事業運転資金にあてため一般会計から91,662,000円を借り入れた。

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予算額				額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円 498,988,000	円 286,000	円 494,219,000	円 158,500,000	円 0	円 0	円 652,725,924	円 6,924	
第1項 出資金	109,595,000	0	109,595,000	0	0	0	109,595,000	0	
第2項 他会計長期借入金	384,388,000	0	384,388,000	0	0	0	384,388,000	0	
第3項 企業債	0	0	0	158,500,000	0	0	158,500,000	0	
第4項 投資	0	288,000	288,000	0	0	0	288,124	124	
第5項 固定資産売却代金	0	48,000	48,000	0	0	0	48,000	6,800	

支 出

区 分	予 算 額						翌年度繰越額			不用額	備考	
	当初予算額	補正 予算 額	流用 増減 額	小 計	地方公営企 業法第26 条の規定に よる繰越額	継続 費通 次繰 越額	合計	地方公 営企業 法第26 条の規 定によ る繰越 額	継続 費通 次繰 越額			合計
第1款 資本的支出	円 584,413,000	円 0	円 0	円 584,413,000	円 203,330,000	円 0	円 787,743,000	円 0	円 0	円 0	円 80,987	
第1項 建設改良費	26,233,000	0	0	26,233,000	203,330,000	0	229,563,000	0	0	0	80,864	
第2項 企業債償還金	198,180,000	0	0	198,180,000	0	0	198,180,000	0	0	0	73	
第3項 他会計長期 借入金返還金	310,000,000	0	0	310,000,000	0	0	310,000,000	0	0	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額84,986,189円は、繰越工事資金4,830,000円及び損益勘定特別利益40,106,139円により補てんした。

昭和56年度和泉市病院事業損益計算書

(昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで)

(単位:円)

1. 医業収益		
(1) 入院収益	1,990,207,007	
(2) 外来収益	1,005,848,849	
(3) その他医業収益	81,678,941	3,077,784,797
2. 医業費用		
(1) 給与費	1,645,633,288	
(2) 材料費	1,059,741,426	
(3) 経費	273,137,208	
(4) 減価償却費	182,358,274	
(5) 資産減耗費	504,580	
(6) 研究修費	6,997,180	3,168,871,901
医業損失		
3. 医業外収益		
(1) 受取利息当金	6,874,428	
(2) 他会計補助金	117,221,000	
		90,637,104

(3) 国庫(府)補助金 6,093,000
 (4) 患者外給食収益 12,939,440
 (5) その他医業外収益 147,854,195

4. 医業外費用
 (1) 支払利息及び 309,306,756
 (2) 患者外給食材料費 12,177,481

321,484,237
 △173,630,042

264,267,146

40,480,000

223,787,146

2,239,538,055

2,463,325,201

821,484,237
 40,480,000

264,267,146
 223,787,146

5. 特別利益
 当年度純損失
 前年度繰越欠損金
 当年度未処理欠損金

昭和56年度和泉市病院事業欠損金計算書

(昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで)

(単位：円)

欠損金の部

1. 欠損金	
1. 前年度未処理欠損金	2,239,538,055
2. 前年度欠損金処理額	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高	2,239,538,055
3. 当年度純損失	223,787,146
当年度未処理欠損金	<u>2,463,325,201</u>

資本剰余金の部

1. 府補助金	
1. 前年度未残高	1,118,000
2. 前年度処分額	<u>0</u>
3. 当年度発生額	0
4. 当年度処分額	<u>0</u>
5. 当年度未残高	1,118,000
翌年度繰越資本剰余金	<u>1,118,000</u>

昭和56年度和泉市病院事業欠損金処理計算書(案)

(単位:円)

1. 当年度未処理欠損金	2,463,325,201
2. 欠損金処理額	0
3. 翌年度繰越欠損金	<u>2,463,325,201</u>

昭和56年度和泉市病院事業貸借対照表

(昭和57年3月31日現在)

(単位:円)

	資	産	の	部
1. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
1. 土地				158,285,865
2. 建物				2,804,491,844
建物減価償却引当金				<u>874,852,047</u>
				2,429,689,797

3. 構 築 物	3,266,791		
構築物減価償却引当金	1,159,850	2,106,941	
4. 車 輛	3,330,000		
車輛減価償却引当金	2,426,984	903,016	
5. 器 械 及 備 品	749,278,481		
器械備品減価償却引当金	389,616,057	359,662,424	
有形固定資産合計		2,945,548,048	
(2) 無形固定資産			
1. 電話加入権		2,347,556	2,347,556
(3) 投 資			
1. 投資有価証券		7,077,280	
2. 長期貸付金		2,300,000	
投資合計		9,377,280	2,957,272,879
固定資産合計			
2. 流動資産			
(1) 現金預金		96,607,408	
(2) 未収金		527,773,704	
(3) 貯蔵品		49,812,038	
(4) 前払金		750,000	
流動資産合計			674,943,150
資 産 合 計			8,682,216,029

負債の部

3. 固定負債		
(1) 特例債	81,040,000	
(2) 他会計借入金	91,662,000	
(3) その他固定負債	11,705,291	
固定負債合計		184,407,291
4. 流動負債		
(1) 一時借入金	1,600,000,000	
(2) 未払金	404,970,212	
(3) その他流動負債		
1. 預り金(共済基金)	3,100,000	
2. 預り金	86,547,856	
その他流動負債合計		89,647,856
流動負債合計		2,044,618,068
負債合計		2,229,025,359

資 本 の 部

5. 資 本 金			
(1) 自 己 資 本 金		616,468,871	
(2) 借 入 資 本 金			
1. 企 業 債	2,864,591,500		
2. 他 会 計 借 入 金	<u>384,338,000</u>		
借入資本金合計		<u>3,248,929,500</u>	
資 本 金 合 計			<u>3,865,397,871</u>
6. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金		1,118,000	
1. 府 補 助 金			
(2) 利 益 剰 余 金	(223,787,146)		
(当 年 度 純 損 失)			
当 年 度 未 処 理 欠 損 金	2,463,325,201		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>△2,463,325,201</u>	
剰 余 金 合 計			<u>△2,462,207,201</u>
資 本 合 計			<u>1,408,190,670</u>
負 債 資 本 合 計			<u>3,632,216,029</u>

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長（藤原光夫君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました認定第2号「昭和56年度和泉市病院会計決算認定について」その概要を御説明申し上げます。

まず、別冊決算書15ページの事業報告から申し上げます。

今年度の運営に当たりましては、市民の健康と生命を守る公的病院としての機能を充実するため、前年度からの繰り越し事業でありました本館及び旧看護宿舍改造事業並びに泌尿器科の新設とレントゲン科にコンピューターX線解像装置導入等、設備の整備に努めました。

また、診療状況につきましては、入院患者年間延べ9万1,806人、1日平均にいたしまして251.5人、外来患者年間延べ16万5,319人、1日平均556.6人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院患者は年間延べ719人、外来患者は延べ7,427人の増加と相なりました。

次に、会計決算の状況を御説明申し上げます。決算書の2ページをお願いいたします。

昭和56年度和泉市病院事業決算報告書、1. 収益的収入及び支出、収入第1項 医業収益決算額30億7,773万4,797円、第2項 医業外収益決算額1億4,785万4,195円、第3項 特別利益決算額4,048万円、会計第1款 病院事業収益32億6,606万8,992円、前年度と比較いたしますと、医業収益で3億1,241万6,510円、11.3%の伸び、医業外収益で648万1,006円、4.6%の伸びであります。

一方、支出第1項 医業費用決算額31億6,837万1,901円、第2項 医業外収益・医業外費用決算額3億2,148万4,237円、会計第1款 病院事業費用34億8,985万6,138円。なお、事業運転資金に充てるため、一般会計から9,166万2,000円を借り入れいたしました。前年度と比較いたしますと、医業費用で4億6,368万7,130円、17.1%の増加、医業外費用で4,435万8,561円、12.1%の減少となりました。

以上の結果、医業収支で9,063万7,104円、医業外収支で1億7,363万4,200円の欠損、特別利益を加えた経常収支で単年度2億2,378万7,146円の欠損と相なりました。

前年度末未処理欠損金22億3,953万8,055円を合わせ、昭和56年度末未処理欠損金は24億6,332万5,201円に達し、すべて翌年度へ繰り越しせざるを得ない状況となりました。

この単年度欠損金の生じた主な要因は、昭和56年度6月に収益の増加となる薬価基準が18.6%の大幅な引下げと、本館改造の前後期間、騒音等の問題で病床の一時閉鎖により入院患者の一時的な減少による収益の減少と、費用面では、増床に伴う要員充足及び給与改正による職員給与、泌尿器科開設等診療内容充実のための材料費、経費等の増加によるものであります。

続きまして、決算書4ページの資本的収入及び支出の状況であります。収入第1項 出資金

決算額1億959万5,000円、第2項 他会計長期借入金3億8,433万8,000円、第3項 企業債1億5,850万円、第4項 投資23万8,124円、第5項 固定資産売却代金5万4,800円、会計第1款 資本的収入6億5,272万5,924円に対し、資本的支出第1項 建設改良費決算額2億2,948万2,136円、第2項 企業債償還金1億9,817万9,927円、第3項 他会計長期借入金返還金3億1,000万円、会計第1款 資本的支出7億3,766万2063円、収支差し引き8,493万6,139円の不足額と相りましたが、繰越工事資金4,483万円及び損益勘定特別利益4,010万6,139円より補てんいたしました。

なお、厳しい病院財政状況ではありますが、医療の積極的充実、高度化を目指す中で、収益向上の活路を目指し、医業収支のバランス改善を課題として、病院長を中心に懸命の努力を傾注する所存であります。

以上、簡単でございますが、昭和56年度和泉市病院事業会計決算の概要を御説明申し上げます。

なお、決算書15ページ以下決算付属書類、参考資料等を添付いたしておりますので、御参照の上、よろしく御審議を賜り、原案どおり御認定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても、十分の御審議を願うために、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審査を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって本件を決算審査特別委員会に付託することに決めます。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第18「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第3号

決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和57年10月1日提出

和泉市議会議員

天 堀 博	並 河 道 雄
若 浜 記久男	穴 瀬 克 己
竹 内 修 一	大 谷 昌 幸
田 中 包 治	奥 村 圭一郎
勝 部 津喜枝	貝 淵 博 治
成 田 秀 益	

記

1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

2. 付託事項

昭和56年度和泉市水道並びに病院事業会計決算

3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査を行なうことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 10番（天堀博君） ただいま上程されました議会議案第3号につきまして、はなはだ僭越ではございますが、提出者を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、昭和56年度の和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重審査を期するために本委員会を設置するものであります。何とぞよろしく満場の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

- 議長（藤原要馬君） 質疑、御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって議会議案第3号は原案どおり可決いたしました。

なお、委員の選任につきましては、定例会の会期中に選任させていただきたいと思いますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。さよう決定いたします。

○ 議長(藤原要馬君) 日程第19「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第46号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市民交通傷害補償条例(昭和48年和泉市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 死亡したとき 1,000,000円

(2) 後遺障害があるとき 1,000,000円

附 則

この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

理 由

昨今の経済情勢にかんがみ、7年余据えおかれた市民交通傷害保険の死亡保険金額及び後遺障害保険金額を引き上げ、もって同保険への加入を促進し、市民生活の安定と福祉の増進を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市民交通傷害補償条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(保険金額)</p> <p>第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死亡したとき <u>1,000,000 円</u></p> <p>(2) 後遺障害があるとき <u>1,000,000 円</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 前項第1号の保険金の額は、被保険者が傷害を受け、その直接の結果として当該傷害を受けた日から180日以内に死亡した場合に、これを支払う。この場合において、すでに当該被保険者に支払った保険金があるときは、すでに支払った保険金相当額を控除して支払うものとする。</p> <p>3 第1項第2号に規定する後遺障害の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1眼又は両眼が失明したとき。</p> <p>(2) 両耳の聴力を全く失ったとき。</p> <p>(3) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき。</p> <p>(4) 1腕(手関節より上部をいう。)若しくは両腕又は1脚(足関節より上部をいう。)若しくは両脚を失ったとき。</p> <p>(5) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき。</p> <p>4、5 略</p>	<p>(保険金額)</p> <p>第9条 被保険者1人についての保険金の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 死亡したとき <u>800,000 円</u></p> <p>(2) 後遺障害があるとき <u>500,000 円</u></p> <p>(3)~(10) 略</p> <p>2 前項第1号の保険金の額は、被保険者が傷害を受け、その直接の結果として当該傷害を受けた日から180日以内に死亡した場合に、これを支払う。この場合において、すでに当該被保険者に支払った保険金があるときは、すでに支払った保険金相当額を控除して支払うものとする。</p> <p>3 第1項第2号に規定する後遺障害の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 1眼又は両眼が失明したとき。</p> <p>(2) 両耳の聴力を全く失ったとき。</p> <p>(3) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき。</p> <p>(4) 1腕(手関節より上部をいう。)若しくは両腕又は1脚(足関節より上部をいう。)若しくは両脚を失ったとき。</p> <p>(5) その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき。</p> <p>4、5 略</p>

○ 議長(藤原要馬君) 提案理由の説明をお願いします。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） それでは、お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第46号「和泉市民交通傷害補償条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書5ページをお願いいたします。

昨今の経済情勢からして、7年余り据え置かれまして市民交通傷害保険の死亡保険金の額及び後遺障害保険金の額を引き上げまして、もって同保険1の加入を促進し、市民生活の安定と福祉の増進を図ろうとするものでございます。

その内容でございますが、6ページの新旧対照表をお願いいたします。第9条の改正は、被保険者1人についての保険金の額に関するものでございまして、第1項第1号「死亡したとき80万円」を「100万円」に同項第2号「後遺障害があるとき50万円」を「100万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の和泉市民交通傷害補償条例の規定は、昭和57年4月1日から適用するものといたしております。

以上、簡単でございますけれども、提案理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 15番（穴瀬克己君） 改定に関することには問題はないんですけど、加入の促進ですね、現在の加入者数と、その前の年、55、56、57年度の加入者の推移をちょっと報告願います。
- 議長（藤原要馬君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） ただいまお尋ねの加入状況についてお答え申し上げます。昭和49年、この制度を施行いたしましたときの当該年度は6.8%の加入率でありました。最も近い状況から見ますと、昭和55年が8.2%、昨年度の決算見込みでは7.9%、現年度では現状で7.8%の加入率になっております。
- 15番（穴瀬克己君） ここで、加入を促進し、市民生活の安定と福祉の増進を図る必要がある、とおっしゃっておるんですけども、市民へのPR、加入に対する啓蒙が非常に手簿のように感じられるわけです。数字の実態から見ても、減少していているという状況なんでね。この理由の、中身のあるような推進計画があるのかどうか。その辺のところをお聞きしたいと思えます。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） 加入率の横ばい、また幾分低下しているということの状況分析は、いろいろ理由がございましょうと思えます。当該保険金の加入については、2月、3月、集中的に市民の皆さん方にPRいたしまして、加入促進を図ってきたというのが現状でございます。今回、この議案を御可決いただいた後は、加入促進を図ることでの、保険金額等を中心に

PRしてまいりたい、かように考えております。

- 15番(穴瀬克己君) どういう形でPRするのか、具体的な形での計画があるのかどうか、ちょっとお示し願います。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) 広報「いずみ」等をまず利用させていただきますけれども、その他パンフの配付等については十分内部で協議いたして、できるならその方法をも採用させていただきたい、かように考えております。
- 15番(穴瀬克己君) 特に交通量が非常に多くなってきた昨今、通学児童に対するいろんな事故等が盛んにふえておるようにも聞いておりますし、そういった形の中で、マイカーに関する人たちは車に対する任意保険、強制保険に入っておるわけですが、特に児童等に対する交通または御婦人に対する損害保険的なものは皆無のような状況なんで、そういったところから起こる交通事故の後遺症並びに家庭的苦痛というのは、後を絶たない状況だと思います。こういった形の中で、本当に推進できるような具体的な啓蒙を考えていただきたい。このことを要望しておきます。
- 議長(藤原要馬君) 他に。
- 10番(天堀博君) いま質問がありまして答弁をいただきましたが、特に促進方については要望すると同時に、中身ですね。今回、後遺障害の一定の基準の金額と死亡した金額は引き上げられましたけれども、それ以外についても、保険会社その他の関係がありますけれども、ぜひその点についての改善も行っていただきたい。

掛け金自体は480円ですね。安いですから、その辺の中身についてこれからの改善をぜひやっていただくということを要望しますと同時に、これは附則で「公布の日から施行し」ということで、57年4月1日から適用するとなっておりますけれども、4月1日以降現在までこれに該当するような事故があったのかどうか。もしあれば、この点どう処理をされてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 幸いにして本時点では、死亡事故並びに後遺障害に該当するものは発生いたしておりません。

今議会で御提案を申し上げ、御審議を賜っているわけでございますけれども、本来市と保険会社において、傷害保険契約中に改定事項が発生した時点で、速やかに保険会社に連絡されるものでございます。しかし今回、4月以降に、全国損保協会等もいろいろの協議の後で保険金額が改定されたんでございますけれども、保険会社より何ら連絡もございません。7月初旬に初めて通知を受けたわけでございます。

市といたしましても、保険契約において支払保険金改定という重大な事項を連絡されなかった

ということについて、保険会社に強く抗議をいたしましたところ、謝り状をもってその不手際を認めまして、今後かかることのないよう細心の注意をするということの回答と、それをまた促してまいっております。

今後かようなことのないように十分に配慮の上、速やかな御議決を賜りますような手続を進めてまいりたい。あわせておわびをも申し上げ、御報告にかえたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって議案第46号を原案どおり可決いたしました。

○ 議長（藤原要馬君） 次に、日程第20、議案第47号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読いたします。

（市会事務局長朗読）

議案第47号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例（案）

和泉市営住宅条例（昭和35年和泉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令第5条第1項第1号」を「令第5条第1号」に、「令第5条第1項第2号」を「令第5条第2号」に改める。

第5条の2第3号中「令第4条の3」を「令第4条の5」に改める。

第11条中「3万6千円」を「14万1千円」に、「こえ」を「超え」に、「4万5千円」を「17万8千円」に、「こえる」を「超える」に、「2万円」を「8万7千円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由

政令の条文の繰下げ及び入居者資格等の収入基準の改正により、所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第47号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
<p>(市営住宅の意義)</p> <p>第2条 この条例で「市営住宅」とは、市が建設し、市民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>第1種市営住宅 <u>令第5条第1号</u>に定める基準の収入のある者に対して賃貸する令第2条第1項に定める規格の住宅</p> <p>第2種市営住宅 <u>令第5条第2号</u>に定める基準の収入のある者に対して賃貸する令第2条第2項に定める規格の住宅</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条の2 市長は、次の各号に該当する者を、公募によらず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) 災害による住宅の滅失</p> <p>(2) 不良住宅の撤去</p> <p>(3) <u>令第4条の5の各号</u></p> <p>(4) その他市政上特に必要があると認める場合</p> <p>(割増賃料)</p> <p>第11条 入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において令第6条の</p>	<p>(市営住宅の意義)</p> <p>第2条 この条例で「市営住宅」とは、市が建設し、市民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で次に掲げるものをいう。</p> <p>第1種市営住宅 <u>令第5条第1項第1号</u>に定める基準の収入のある者に対して賃貸する令第2条第1項に定める規格の住宅</p> <p>第2種市営住宅 <u>令第5条第1項第2号</u>に定める基準の収入のある者に対して賃貸する令第2条第2項に定める規格の住宅</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第5条の2 市長は、次の各号に該当する者を、公募によらず市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1) 災害による住宅の滅失</p> <p>(2) 不良住宅の撤去</p> <p>(3) <u>令第4条の3の各号</u></p> <p>(4) その他市政上特に必要があると認める場合</p> <p>(割増賃料)</p> <p>第11条 入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において令第6条の</p>

新	旧
<p>2 第1項に規定する収入基準を<u>超える</u>収入があるときは、市長が指定した日から収入基準超過がなくなった旨の指定をした日又は市営住宅を退去した日まで割増賃料を徴収する。</p>	<p>2 第1項に規定する収入基準を<u>こえる</u>収入があるときは、市長が指定した日から収入基準超過がなくなった旨の指定をした日又は市営住宅を退去した日まで割増賃料を徴収する。</p>
<p>2 前項の割増賃料の額は第7条の規定により定めた家賃（前条の規定により変更し又は別に定めた場合は当該家賃）に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 前項の割増賃料の額は第7条の規定により定めた家賃（前条の規定により変更し又は別に定めた場合は当該家賃）に次の各号に掲げる率を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1) 第1種市営住宅にあっては、当該入居者の収入が<u>14万1千円を超え17万8千円以下</u>であるときは0.2、<u>17万8千円を超え</u>るときは、0.4</p>	<p>(1) 第1種市営住宅にあっては、当該入居者の収入が<u>3万6千円をこえ4万5千円以下</u>であるときは0.2、<u>4万5千円をこえ</u>るときは、0.4</p>
<p>(2) 第2種市営住宅にあっては、当該入居者の収入が<u>8万7千円を超え14万1千円以下</u>であるときは0.3、<u>14万1千円を超え17万8千円以下</u>であるときは0.5、<u>17万8千円を超え</u>るときは0.8</p>	<p>(2) 第2種市営住宅にあっては、当該入居者の収入が<u>2万円をこえ3万6千円以下</u>であるときは0.3、<u>3万6千円をこえ4万5千円以下</u>であるときは0.5、<u>4万5千円をこえ</u>るときは0.8</p>
<p>3 第8条第2項及び第3項並びに第9条の規定は第1項の割増賃料について準用する。</p>	<p>3 第8条第2項及び第3項並びに第9条の規定は第1項の割増賃料について準用する。</p>

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第47号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、提案理由ですが、昭和57年6月1日政令第158号により、条文の繰り下げ及び入居者の資格等の収入基準の改正でございます。最近における勤労者所帯の収入の増加等の事情にかんがみ、公営住宅の入居資格としての収入基準等を大幅にかえるとともに、それに関連いたしました割増し賃料の限度額についてもあわせて改める必要が生じたので、議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

次に、内容を御説明申し上げます。

まず、第2条ですが、第1種市営住宅中「政令第5条第1項第1号」を「政令第5条第1号」に、第2種市営住宅中「政令第5条第1項第2号」を「政令第5条第2号」にそれぞれ改めたく存じます。

次に、第5条の2ですが、この条文中「政令第4条の3」を「政令第4条の5」に改めたく存じます。

次に、第11条でございますが、第1種市営住宅については「3万6000円」を「14万1,000円」に、「4万5,000円」を「17万8,000円」に改め、第2種市営住宅については「2万円」を「8万7,000円」に、「3万6,000円」を「14万1,000円」に、「4万5,000円」を「17万8,000円」にそれぞれ改めたく存じます。

また、本条文中「こえる」という語句を、「超える」に改めたく存じます。

なお、附則ですが、この条例は公布の日から施行いたしたく存じます。

以上、簡単ですが、内容の説明を終わります。新旧対照表は9ページ以下に記載しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） 金額の点ですが、公募のときの段階の金額というのは、8月から府は変わってますけども、市の方はどうなるのかという点と、実際当初2種住宅であったのが、3年後に一種に等格するとかいう場合はどうなるのか。現在、どのぐらいの人がこれをオーバーするだけのあれがあるのか。また、今回限度額の範囲が大きく変わっておる。じゃいままでこれはどういうことで変えられなかったのか。その点の御説明をお願いします。
- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 建設総務課長（坂田平之君） まず、最後のなぜ変えられなかったのかということでございますが、当初、条例制定後7回の改正がございましたが、いままで条例改正をしなかったのは、私どもの方の事務の手落ちということで、今後このようなことのないように、改正ごとに条例を改正いたしたいというふうに考えております。
- それと、第1点目の和泉市と府の関係でございますが、府の今福団地の募集につきましては、改正された金額でもって受付をいたすということになっております。和泉市におきましても、今後、市営住宅の入居の申込みがありましたときには、本改正に従った形で入居申込みを受付したいというふうに考えております。
- 16番（赤阪和見君） 金額を超えている人はどのぐらいあるのか、1番最高オーバーしているのはどのぐらいの人が入っているのか。それだけ。

- 建設総務課長（坂田平之君） 昭和56年度の公営住宅の実態調査ということで、昨年実施いたしておりますが、調査戸数450戸中、回答のあったものは355件でございます。そのうち収入超過者ということで、121件の方が収入オーバーいたしております。以上です。
- 16番（赤阪和見君） 最高額が4万5,000円を超えた分ですね、またそれ以上超えた分だと思わんですわ。これだけしかないわけですね、121件しか。今回の収入上限から計算すれば、大体おさまるといことになるんでしょうか。
- 建設総務課長（坂田平之君） 先ほどの答弁でございますが、今回改正する以前に、54年にすでに改正されております。先ほどの14万1,000円のところが、54年につきましては9万5,000円になっております。上限が11万1,000円ということで、この基準ののっとって調査をして、その調査結果が、先ほど申しあげましたように超過者が121件あるということでございます。
- 16番（赤阪和見君） ということは、運用の段階ではすでにお金の計算はされている。条例は変えてなかったと。そういう意味の先ほどの謝りの答弁であったと、こういうことですか。
- 建設総務課長（坂田平之君） はい。
- 16番（赤阪和見君） 非常に老朽な市営住宅が多くなっているという点と、もう1つは、今後建て直ししなければならない点もたくさんあろうと思います。また、市営住宅の要望も強うございます。府営住宅が建っておりますけれども、今回のこれを見ましても、今後募集していく中で、以前の議会でも言ったように、当選してから5年も待っておったという人の例を挙げましたように、これを機会に、市営住宅の見直しと老朽化しているのを建て直しという方向でやっていただいて、低所得者に対する住宅供給を図っていく考えを基本的に持っていただきたい。その要望しておきます。
- 議長（藤原要馬君） 他に。
- 5番（田中包治君） ちょっといまの答弁私納得できないんですけどね。条例を変えなくても運用できると言いましたな。どういう意味だったか。そうすると、あんた方向ですか、条例以外のことを……、範囲内というけど、それを超えるやつはできませんのか。金額的に。これは大きな問題ですよ。本会議場で答弁したんだからね、これは法的にわれわれ議会としては納得できないですよ。どうしてくれまんね。
- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 建設総務課長（坂田平之君） 先ほどの答弁で申しあげましたように、当然、改正ごとに従って条例を改正しなければならんということをおもは認識しておりますが、当時はどういうふうな考えかわかりませんが、抜けておったということで、今回、改めて議会で御上程させていただいたということでございますので、今後こういうことのないようにいたしますので、ひとつ御理

解のほどをお願いしたいと思います。

○ 5番(田中包治君) そんなもんね、了解してくれいう話と違いますよ。そうでしょ。あんた方何のために議会で条例作ってまんねん。条例の中で規則を作るのはまた別や。条例を超過した運営いうたら、これは違法ですよ。これ執行権限ありませんの。はっきりしてください。おれは執行権限はないとみている。あるならはっきり言ってください。

○ 建設部長(逢野一郎君) 先ほどの答弁につきまして私の方から御回答を申し上げます。

確かに議員さんおっしゃるように、都度、都度の改正は当然せなければならぬわけですが、政令の通達に基づきまして、一応の運用でさせていただいたということでございます。先ほども課長から申し上げておりますように、今後、こういうことのないように十分注意をしまして、その都度改正していただくということにいたしますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○ 5番(田中包治君) あのな、こんなもん了解してくれとかそういう問題と違うでしょう。あなた方は議会が市長の付属機関だと思っているんですか。この点ははっきりしてください。せやないと納得できませんわ。

○ 16番(赤阪和見君) ぼくは先ほど質問して理解したのは、450名のアンケート調査をした。その中で355名の回答があって、121名が、いまの規定からいうたら上回っているという見積もりを出したというふうに理解して、質問を引いたわけですけれども、ちょっとそちらに聞くんですがね、ただそれは、法的に何も根拠がなしに、大体どれくらいの収入がオーバーされているかというアンケート調査の結果でしょう。何もそれによって督促を出したとかいうことはないんでしょ。

○ 建設総務課長(坂田平之君) はい。

○ 16番(赤阪和見君) そういうことで私は引いたんですから、そのようにはっきりと……。ぼくのとった方でしているわけですから、その点ははっきり回答してあげてください。法的権限ないんでしょ。

○ 建設総務課長(坂田平之君) 参考のために調査をさせていただいたということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○ 5番(田中包治君) そんなもん納得せいうたかて、議会の問題……。代表者会議で一遍ははっきりしませやないか、この問題は、議会が付属機関だといわれておったんじゃ、われわれ納得できませんよ。何のためにわれわれ選挙して出てきてまんねん。

条例の範囲内の規則ならわかりますよ。条例を逸脱した行為をいまままで運用でやっとなんだからね。こんなもん納得できまっかいな。おまえらの付属機関だといわれているのと一緒や

ないか。

- 助役(坂口禮之助君) 私からお答えをいたしますけれども、原課の方の答えの中では、条例改正もせずに、割り増し料金を取っておったような印象を与えておるわけでございますけれども、今日までそういう収入基準ですね、今回改正になっております収入基準以前の収入基準でもって割り増し料金を取っておるといようなことは、事実やっております。

ただ、入居の場合の基準額というものは、これは条例で決めてないわけでございまして、建設省令で決まってくるわけでございます。全国統一した金額で行われてございまして、条例事項ではないわけなんです。それを過去、53年なり、あるいは今回今福の府営団地を募集することで、議員さん方御承知だと思いますけれども、8月1日から新たな収入基準でもって算定されて、第1種、第2種の入居者を決定していくということになってございまして。その改正事項はいわゆる建設省の省令で決められておるわけでして、条例事項にはうたってございせん。ただ、割り増し料金を取る場合の基準だけを、今回の政令改正に伴って割り増し料金を取る場合には、これは条例事項になりますので、今回改めてこの基準を改正させていただくと。

確かに、過去十何年の間に何回か省令の改正がありましたものを、その都度、割り増し料金の基準額として改正していくべきでございましたんですが、割り増し料金そのものを事実上取ってなかったということもございまして、その都度改正をせずに今日までに至ったということは、これはわれわれ行政をあずかる立場として非常に申しわけないことでございまして、したがって、以降に、条例が改正をされてないのに一定の割り増し料金を取っておったといようなことはなかったわけなんでございまして、その点ひとつ御了解を……。適当に運用しておったということではございせん。

ただ、長年の間に改正すべき時に改正しておらなかった。今回それが一遍に改正することになりましたので、これだけ大きな収入基準の増額ということになったんでございまして、その点ひとつ御理解を賜りたい。われわれの方の事務の怠慢でございまして、御理解願いたいと思います。

- 5番(田中包治君) ちょっと。わしの言うてることが間違っておるんなら、一遍議事録調べてもらいたいと思うんですよ。その問題をどう処理するかという問題ですよ。そうでないと、議会でどうたらこうたら言えないと思うんですよ。答弁はやっぱり責任を持ってもらわな困りますよ。助役さんの言われるように、それをうちは変えんと取っておらなかったと。わしは取ってるか取ってないか、監査委員やないから知りまへん。監査せえへんから。しかし、そういう答弁をここで行われていることは事実ですね。そうでしょう。

そうなってくると、やっぱり問題ですよ。助役さんの言うように、いや取っておりません、基

準はどうだこうだというなら、また話は別ですよ。ところが、運用でそうやっておりますと。確かにわしそう聞きましたから文句言っているんですよ。その問題がね非常にわしは重要やと思いがな。議会としてそんなあほなこと納得せいうたって無理ですよ。

そら答弁の誤りでございます、取り消しとか取り消さないとかいう問題は、それはよろしいですよ。やってないやったら。助役さんもそこまで……。仕事のこっちゃからな、ここでうまいこと答弁で逃げられるんやないかという気持ちもするわけですね。ただね、わしらが一番心配するのは、議会というものの權威を考えなくちゃならんというんです。その權威を侵害されたらですよ、しかも本会議場で侵害されたら、わしはどう考えても納得できないだろうと。わしだけやなくてほかの議員も納得できないだろうと思うんです。そこら辺の問題なんですこれ。

そら細かい問題かも知れせんよ。問題としてはそう大きな問題ではありません。しかし、何してもいいんだという考え方でやられたら困りますよ。そこらの問題ですわ。まあ、ほかの人の意見も聞いてください。私はどうしてもおかしいと思いがな。

○ 11番(成田秀益君) いま伺っておったら、どっちも意味がはっきりわかりにくいんで……。頭が悪いのか知りませんが。いま助役さんのおっしゃった、建設省の建築基準に基づいて賃貸料の設定をやるんだということやから、条例に優先するんだというふうに私は理解したんですが、それなれば、条例こさえんでもそのままいいんじゃないかと。家賃の賃料のね。建設省のなにだけでいいんじゃないかという、二重みたいな感じがしますんですけど、その辺ちよっとお伺いしたいと思いがな。

○ 助役(坂口禮之助君) お答えいたします。

私が建設省令で決められるということを申し上げましたのは、いわゆる第1種住宅に入居する方の収入の基準というものは、8万7,000円以上14万1,000円以下と。これが1カ月の収入——計算基準がございますけれども、計算した結果が、8万7,000円以上14万1,000円までの収入の方は第1種住宅に入居する資格はない。8万7,000円以下の方は第2種住宅に入居する資格がない。その収入の基準でございますね、これは条例で決めるんでございませんで、建設省令で決められるものでございませんで。したがって、本市の条例でも、いわゆる収入基準というものは条例の中でうたっていないわけです。それを申し上げておるわけでございませんで。

ただ、それを超過して割り増し料金を取る場合には、建設省令で直接決めるわけではございませんで、各種の条例で決めさせていただくということになります。

したがいまして、今回改正の対象になっておりますのは、市営住宅条例の第11条で、これが割り増し賃料を取る場合の規定でございませんで、その場合の基準になる収入は、建設省令で決められた最高14万1,000円を上回り、かつ17万8,000円以下の方に対しては、何%の割り

増し料金を取るという決め方をするのでございます。それは条例で決めなければならないということで、今回条例を提出いたしましたということでございます。

- 11番(成田秀益君) そうだということであれば、建設省のその基準をオーバーする場合には、ぐあい悪いのだ、市はそういう条例を決められんわけですね。
- 助役(坂口禮之助君) 制限つけているわけです。
- 11番(成田秀益君) だから、しいてこういう条例をつくる必要があるんかどうか、その辺についてもいろいろと問題があるんじゃないかなと思うんですけどもね。かえって問題が複雑になってくるんじゃないかと思うんですけども。私らこういう問題についてはわかりにくいんであれですけども、理事者の方はその辺についてはいろいろと研究しておられるんで、もうこの辺でおいておきます。
- 16番(赤阪和見君) 確認だけ。そうしたら前回の条例ですね、第1種住宅にあっては3万6,000円を超え4万5,000円以下であるときは0.2を掛ける。また、4万5,000円を超えるときは0.4……、この基準はとっておったわけですか。
- 建設総務課長(坂田平之君) 基準そのもの自体は一応とってございましたけれども、割り増し料金等については、助役からも申し上げましたように、一切入居者から取っておったということではございません。
- 16番(赤阪和見君) そうしたら、条例を決めても、今後の方向性ですね、取るんですか、取らないんですか。
- 建設総務課長(坂田平之君) 建設省令で、市営住宅、公営住宅そのものは低所得者向けの住宅であるということから、十二分にその辺の趣旨を踏んまえ維持、管理せよというふうなこともあわせてやってございますので、私どももこの省令に従って、今後は収入調査をいたしまして、収入超過者等については適当な指導をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。
- 16番(赤阪和見君) 市の方向性として、はっきりもらう。それといま向こうから答弁あったように、指導すると。もらうというのと指導するというのと大分ニュアンスが違いますのでね、その点ちょっと聞いておきたい。

それと、4万5,000円を超えるときは0.4というプラスアルファをしておったということ自体が間違いだと思うんです。というのは、先ほども謝りはありましたけども、5万5,000円を超え9万何ほまでが一種を申し込める。5万5,000円を超えということは、それ以下やったら二種ですけども、二種を申し込んでも、5万4,000円だったらすでに二種の割り増し料金にかかってたと。そういうこと自体が条例の不備が……。いままで直してなかったという責任は

重大やと思うんですよ。二種を申し込んでも一種の割り増し料金にかかっているということ自体が大きな問題だと思います。その点の釈明だけ助役からお願いします。

- 助役（坂口禮之助君） 御指摘ごもっともでございます。市営住宅の管理条例のその都度の改正を行っておらなかったということは、まことに申しわけなく存じておるわけなんです。

そういう結果になったということは、一つは、超過料金というものを事実上はいただいております。本来、市営住宅の一種なり二種なりに入居していただく方々につきましては、平均的な金額よりも下回った方々を対象に考えておりましたものですから、できるだけ割り増し料金というふうなことを考えなくて、今日までできたわけなんですけれども、そういうことに起因して、これだけ大幅な一挙に改正をせざるを得なくなったという点につきましては、まことに申しわけなく、心から謝る以外にないと思います。

そういう思想で今日までできておりますので、今回、割り増し料金に対します改正が行われたからといって、直ちに収入調査をして、上回っているものにつきましては割り増し料金を取るということまでは、庁内の意思決定はいたしてございません。

今後、条例の改正を一つの契機として、そういうものの調査の結果に基づきまして、はるかに多額な収入を得られている方もあるやもわかりませんので、そういう実態を踏まえた上で対応してまいりたいというふうを考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

- 議長（藤原要馬君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって議案第47号を原案どおり可決いたしました。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第21「和泉市ラブホテル建築規制条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第48号

和泉市ラブホテル建築規制条例制定について

和泉市ラブホテル建築規制条例を次のように制定する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市ラブホテル建築規制条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、和泉市環境保全条例(昭和57年和泉市条例第1号)の基本理念にかんがみ、ラブホテルの建築について必要な規制を行うことにより、快適で良好な生活環境の実現に資するとともに、青少年の健全な育成及び教育環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館業を目的とする施設をいう。
- (2) ラブホテル 旅館等のうち、もっぱら異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設であって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(届出及び同意)

第3条 市内において、旅館等を建築(既存の施設の増築、改築、用途変更及び移転並びに大規模な修繕及び模様替えを含む。以下同じ。)しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その同意を得なければならない。

(ラブホテルの規制区域)

第4条 市内の都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域及び同法第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち次の各号に掲げる地域(以下「規制区域」という。)内においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 第1種住居専用地域
- (2) 第2種住居専用地域
- (3) 住居地域
- (4) 準工業地域

(中止命令)

第5条 市長は、前条の規制区域内においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について中止を命じることができる。

(勧告)

第6条 市長は、規制区域以外の地域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について必要な勧告を行うことができる。

(立入調査)

第7条 市長は、この条例の施行のため、職員に建築物及び建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に掲示しなければならない。

(審議会の設置)

第8条 この条例の施行に関する重要事項を調査審議させるため、審議会を設置することができる。

(罰則)

第9条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業員がその業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際、第4条に規定する規制区域内に現に設置されているラブホテルについては、増築する場合を除き、同条の規定は、適用しない。

理 由

いわゆるラブホテルが、住環境及び青少年の健全育成に与える悪影響にかんがみ、ラブホテルの建築の規制を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第48号参考資料

和泉市ラブホテル建築規制条例施行規則(案)抜粋

(定 義)

第〇条 条例第2条第2号に規定する規則で定める構造及び設備とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 営業時間中、自由に出入りすることのできる玄関
- (2) 受付、応接の用に供する帳場、フロント等の施設
- (3) 自由に利用することのできるロビー、応接室、談話室等の施設
- (4) 会議、催物、宴会等に使用することのできる会議室、集會室、宴会場等の施設
- (5) 食堂、レストラン、喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設
- (6) 帳場、フロント等から各客室へ通じる共用の廊下、階段、昇降機等の施設で宿泊又は休憩のために客室を利用する者が通常使用する構造のもの
- (7) 付近の住居の環境を損なわない素朴な外観

2. 前項第1号から第5号までに掲げる施設は、収容人員に相応した規模のものであって、宿泊又は休憩のために利用する客においても利用できる構造でなければならない。

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市長公室理事（平野誠蔵君） それでは、お許しを得まして、御上程いただきました議案第48号「和泉市ラブホテル建築規制条例制定について」提案理由と内容を御説明申し上げます。

現在、いわゆるラブホテルとみられるものは市内に5軒でございますが、最近、第二阪和国道の開通に伴いまして、沿線にラブホテルの建築の動きがあり、付近住民の反対運動が起こっております。また、近い将来、中央丘陵開発が進み、近畿自動車道、泉州山手線などの幹線道路が整備されますと、沿線付近がラブホテル街となることが懸念され、町会連合会、青少年問題協議会、婦人団体等の各層から規制の行政措置を求める要望が高まっております。

本市周辺の市町村におきましても、56年に忠岡町が全町区域にラブホテル建築規制を行い、隣接の泉大津、岸和田、泉佐野、泉南の各市も相次いで条例を制定し、一定地域のラブホテル建築規制を行っております。

現在、将来にわたって健全な社会環境を保ち、良好な生活環境の実現、青少年の健全な育成を図るため、本市におきましてもラブホテル建築規制措置が必要であり、本条例案を提案いたしました次第でございます。

現行法上では、ラブホテルは旅館業に属し、旅館業法によりまして、知事の許可を受けなければならないとされておりますが、特にラブホテルを一般の旅館等と区別した規制はなく、旅館業一般について、学校、児童福祉施設、社会教育施設の周辺約100メートル以内は、知事は同意しないことができる、とされております。また、建築基準法では、ホテル、旅館等は、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、工業地域、工場専用地域には建築できない、とされております。一方、モーテルにつきましては、風俗営業取締法、これに基づく大阪府条例によりまして、和泉市全域は営業禁止区域と定められております。

このように、旅館業法は、公衆衛生の見地から一定の取り締まり規制を行い、また建築基準法は、公共福祉の増進のため建築物の最低の基準を定めておりますが、一般のホテル、旅館が対象でございまして、特にラブホテルに特定した規制はいたしておりませんので、実情・実態に即し、ラブホテルに限定した建築規制を市条例で行うことが必要適切であるとの考え方に立って、条例案を取りまとめたものでございます。

次に、条例案の内容を御説明申し上げます。12ページでございます。

第1条は目的で、市民、事業者、行政とぞって、良好な都市環境の実現を目指す環境保全条例の理念にのっとり、ラブホテルの建築規制を行う旨を掲げております。

第2条は定義でありまして、旅館等とは、旅館業法第2条のホテル、旅館、簡易宿、下宿をいい、ラブホテルとは、旅館等のうちもっぱら異性を同伴する客に利用させることを目的とし、一定の構造、設備を有しないもの、と定めております。

構造、設備につきましては、別途規則で、実態から見まして、一般のホテル、旅館にありましてラブホテルには有しないと見られるフロント、帳場、ロビー、談話室、会議室、食堂、厨房、各室へ通じる共用の廊下、階段並びに付近の住環境を損わない素朴な外観等、7項目を予定いたしております。これらにつきましては、参考資料として規則案抜粋をお手元に御配付申し上げておりますので、御参照賜りたく存じます。

第3条は届出、同意で、市内で旅館等を建築しようとするときは、市長に届け出、同意を必要とさせるもので、増改築、用途変更、移転、大規模な修繕、模様替えについても同様、届け出、同意を必要とするものでございます。

第4条は、ラブホテル建築規制区域を定めるもので、市街化調整区域、第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域並びに準工業地域を規制区域と定めるもので、面積的には市域の99%は規制区域となります。法的な問題等から、商業地域、近隣商業地域は規制区域から除外いたしますから、實際上ラブホテル立地の余地は少なく、また必要に応じ行政指導で対処するよう考えておりまして、ほぼ全市的にラブホテル建築を規制する方針でございます。

第5条では、規制区域内でラブホテル建築が行われようとする場合には、市長が中止命令を行い、規制を実行するもので、第7条で必要な立ち入り調査、第9条、第10条で、中止命令に違反した者には、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金の罰則を規定し、効果的な運用を期しているものでございます。

第6条では、さきに申し上げましたごとく、規制区域外でのラブホテル建築についても必要な勧告を行い、行政指導で対処するものでございます。

第7条では、重要事項について必要に応じ審議会を設置し、公正適切な運用を図ってまいります。

ものでございます。

なお、附則といたしまして、条例は公布の日から速やかに施行を予定し、また、すでに規制区域内に設置されておりますラブホテルについても増築は規制する旨を定めるものであります。

以上が条例案の要点でございます、手続等の細目は、別途規則に定めるべく調整を整えております。何とぞよろしく御審議を賜り、原案を可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 13番（並河道雄君） ラブホテルに関しては、いまお話しがありましたように、周辺の市で条例化され、和泉市で条例化されていないということで、和泉市の方へそういう建物が建つ傾向があると。環境保全の立場からもこの条例は非常に結構なことだと思います。町会連合あるいは青問協からも陳情等が出ておりましたので……。

ただ、ちょっとお聞きしたいのですが、現実にチェック機関が非常にむつかしくなると思いますが、一定の設備を擁しているものということだけで、ラブホテルの定義がつけられておるわけですけれども、たとえば旅館とか、ビジネス旅館とかいろいろな形で申請が出てきた場合に、どのように対処されるのかということと、現時点でラブホテルの申請があったかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 答弁。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） 確かに御質問のように、ラブホテルの定義を、先ほど申し上げた参考資料のような、一定の設備に欠けるものを判定の基準といたすわけでございますので、表面上、いま御指摘のようなビジネスホテルとか旅館とかいった形態で出てきたものを、実体的にどう判定するかというのが、実施段階で非常にむつかしい問題になるかと存じます。

これは先例にならうわけではございませんが、大体のところ、各市ともラブホテルの見分け方と申しますか、区分の仕方につきましては、法律とかでそういった特別のものはございませんので、実体から判断いたしまして、こういうふうな、設備・構造に欠けるものとしたわけでございます。申請段階におきましてよく実体を見きわめるという手段を講じまして、適切な対応をしてみたい。

それから現時点では、ビジネスホテル申請が1件出されているやに聞いております。

○ 13番（並河道雄君） 先ほども申し上げましたように、旅館とかビジネスとかいう形で申請が出てきました場合に、チェックが非常にむつかしいと思うんですが、その場合、会議室とかフロントが付いておれば受け付けるということですね。

○ 市長公室理事（平野誠蔵君） その辺の細目につきましては、規則でかなり細かい規定をするわけでございますが、かなり細かい図面、参考資料を届出書に添付させるということになってございま

して、片や建築確認申請でもチェックするということでございますので、ほとんど、実態的から判断いたしまして、ラブホテルとしての届け出はまずなからうと。ほとんどが、先生おっしゃいますようなビジネスホテルないしは旅館といった形の申請になってきて、実体はラブホテルに該当する場面が多いんじゃないかと考えられるわけでございます。

そのチェックの方法の拠りどころは、先ほど申し上げましたように、設備・構造を有しないもの、たとえば素朴な外観等も重視すべき事項であろうかと思えます。運営に当たりますては、建設部等とも十分調整いたしまして、遺漏のないようにやっていきたいと思えます。

○ 議長（藤原要馬君） 他に。

○ 9番（直村静二君） ラブホテルの定義ですけど、ラブて何じゃいということですね。さっぱりわからん。ですから、内容でラブというやつをきっちりお答え願っておかないと……。私気にいりませんねや。

「和泉市ラブホテル……」と書いてますやろ。実際の答弁では、だれもラブホテルやいうて申請出てきゃへんと、こう言っているでしょ。だからこれは、通称のラブホテルという理解をしているんであってね、条例の名称としては、これは一工夫しておいてもらわないと困る。あくまでもこれは日本文字じゃないでしょ。片かなで書いてますから、これは日本文字やいうたらそれまでやけどね。こういう名称は本来の姿ではないと思うんです。出てくるのは、「ラブホテル」で出てこないと言明しているでしょ。定義の中で「旅館等のうち……」とか、この辺からひとつ変えていただきたいということを質問しておきます。

2番目は、本当に腹の底から和泉市にこのようなホテルを規制したいというならば、全市に網をかけたら、100%いけるじゃないか。なぜ全市に網をかけないのか。この点をお答え願いたいと思えます。

第3点目は、既存のホテルについては増築だけではあかんと。じゃ中身の改築——すでにそうなってますけれども、これは適用除外だ。同条の規定は適用しないとなっておりますが、その点についても明快にしてもらいたい。

全面規制の問題言いましたが、今度は申請のときの罰則ですね。これは実際にどないしてするんか。方法としては、条例に違反したから告発ということなんですけど、そこへゆくまでに、立ち入り検査その他で細かな点で合わなかったら、即時やるのか。

それから質問の中で1つ抜けておりましたが、一部分はこの条例案では外れるわけでしょう。つまり全市規制ではないから。そうすると100あったら、99%で1%と。私も総務委で質問しておりますから重複は避けたいんですけど、そのときにも指摘しておきましたが、地図出てきてないのは何かということで指摘して、本会議ではどの辺まで規制だ、どの辺がすいているんだ

ということを明らかにしてもらわんと困るですな。和泉市全体の地図出すのはかなわん、文書だけでいくと。じゃ、見る方の人によっては、和泉市の場合にはことごとことこやったらいけるんやということになってしまうわけでしょう。それを規制するためにも……。つまり1%の区域外の規制条例ですわな。そやないですか。

たくさんありますが、いま指摘した分だけまず答えてもらえますか。

- 市長公室理事（平野誠蔵君） 5点にわたって御質問いただきましたが、まず第1点は、ラブホテルの片かなといいますが、洋文字といいますがそれがちょっとけしからんというふうな御発言でございしますが、ラブホテルを日本語に訳して、日本語で書けというふうな御趣旨のように聞こえたんでございしますが、日本語で書きましょうとも、いわゆる通念語で書きましょうとも、ラブホテルを定義づけるということは非常にむづかしい、というのが率直な話でございします。これが旅館業に属しておったら、旅館業の1形態であるということで、法律とかどこを見渡しても、ラブホテルとはこれこれであるという定義はないんでございしますから、実体的に判断いたしまして、先例都市等の例も研究いたしまして、こういう定義づけをせざるを得ないという現状の判断でございします。

それから2番目は、全市規制を行わないで、一部規制区域から外しておるという事情でございしますけれども、確かに商業地域、近隣商業地域は規制区域から除外した原案になってございします。この2地域をあえて除外をいたしましたのは、精神的には、全市の規制を行いたいという精神でございしますが、全面的に100%規制をするということにつきましては、大きな問題としては、憲法上の職業選択の自由、営業の自由等に、限界を超えるのではないかという法的な問題もございしますので、住居系を中心にした地域を選ばさせていただきました。

これら規制区域外といいますが、商業地域、近隣商業地域につきましては、実態から見て、ラブホテルの建築の立地の余地が非常に小さいという判断と、必要な場合には、この地域においても行政指導を勧告の形で行ってまいるということでございします。

それから、既存のラブホテルの増築のみ不可としておって、他の改築とか模様替えとかを許しておる事情でございしますが、やはり既存のラブホテルを基本的に否定するわけには実態上まいらないわけでございまして、改築等、防災上の見地等もございしますので、その規模をふやさないという精神で、増築は規制するといいたしたわけでございします。

それから罰則規定の適用でございしますが、中止命令を行いまして、中止命令に違反した者には罰則の適用をするという条文でございしますが、実態的に、こうした中止命令なり罰則の適用という段階は、いわば最悪の段階というふうに考えられますので、ここまで立ちゆく前段の段階で十分な対応をまいりたい。納得していただいて、引き下がっていただくという形で努力をいた

したいと考えるわけでございます。

それから最後に、これは総務委員会でも先生から御指摘がございましたが、一見して規制区域と規制区域外と図面上で判別できるような資料はということでございます。総務委員会でも承っておりましたが、全市的な適当な縮尺図等の形が用意できませんで、まことに申しわけないと思えます。

- 9番(直村静二君) これは議長に言うときけどね、規制区域があるという場合、これは地域があんねやからね。いまどんなコピーでも縮尺できますからね。で、詳細については原課へ来てくれということではよろしいわな。しかし、区域を決めておいて、どこやというやつがわからん。これは議会を軽視しているということですよ。じゃまくさいからとかな……。その点は議長からもしっかり言うてほしいんです。26枚や30枚の地図作って、どこが悪いんですか。その点は議会を軽視しているということを申し上げたい。

それで、ラブホテルの定義について、私は通称というふうにしておいてもらええと申しているんですよ。普通は、通称ラブホテルでしょう。あなたの答弁のとおり、定義はないんやからね。それぞれの自治体なり、それぞれのとこで一応統一的な見解をつくって、定義はこういうふうにしてますと。「旅館のうち」でしょう。だから、旅館業法の中とか、通称ラブホテルというかこうしておいてもらわんといかんのやないかと思う。これは見解の相違いうて、うやむやにするわけにいきませんけどね。

本来は、1つの旅館業法の中の規制なんでしょう。違った形のものでしょう。これははっきりしておいてもらわんと……。そうでないのも現存であるんでしょう。きょうの答弁の中でも、市内の5軒。これははっきりしてますわな。現にやってますわな。しかし、それ以外にもぼくはあるんじゃないかと思っているんです。もっぱらですよ、異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設がね。和泉市ではそんなんはないのか。ほかはないんですか、皆無ですか。絶対ないか。——そういうことで、単なるラブホテルではいかんということを言っているんですよ。

それから既存の場合には、逆にいうと、5軒は認めたと。これから和泉市は人口増ですよ。そこだけはやるという問題がありますわな。まあ、はやらないかもしれませんよ。そうすると、既存の分についても厳しい指導をしていかないかといかんのやないか。だから、全面規制というやつをやっておいてもらうたら……。

あ、そうそう、答弁が抜けてましたわ。全面規制しない理由を明確に答えなかったね。法的に問題があるんですか。そんなら忠岡は法的に問題が起きたんですか。つまり政府からやめとけと言われたんですか。忠岡の場合には全面規制をやったでしょう。それはどこからクレームついて、つまり政府の方針に反して、全面規制は法律違反だということではなかったんですか。隣にあるや

ないか。なんで和泉市は全面規制をしないんですか。しなけりゃしないで、しない理由を言うてもらわないかん。法的根拠を言うてもらわないかん。これ答えてよ。

- 市長（池田忠雄君） いろいろと御指摘をいただいております。企画室長からお答えをさせていただきましたとおり、ラブホテルの建築規制条例、近隣の状況、世論の動向、本市の実情いろいろ勘案いたしまして御提案をさせていただきます、先般の総務委員会並びに厚生文教委員会協議会それぞれに御説明をしながら、御提案をさせていただいた次第でございます。

基本的に、全市一円禁止区域にしたいという気持ちはございました。しかしながら、御指摘のように、近隣の中で忠岡町は全面規制をいたしておりますし、他の各市——泉大津をはじめその他条例をすでに議決されている市にありましては、一部除外という形をとっております。それはなぜかと申しますと、先ほど企画室長お答えいたしましたように、本市の広大な面積の中で、商業地域、近隣商業地域というのは全面積の約1割ほどでございます。

全部禁止したらいいじゃないか、1割残すなという御指摘だと思います。御趣旨は私も同感でございますけれども、憲法で保障されている営業の自由、職業選択の自由、これらからいまして、他府県で全面禁止的な措置をとって、業者に告訴されて敗訴したという事例も私たち見聞しております。

そういう意味合いからいまして、議会に御上程するのに、全面禁止よりは、一部商業、近隣商業だけを除外をしていく。ほとんど全面禁止の気持ちでございますので、そうした1割の商業あるいは近隣商業地域では、立地条件からしてほとんどラブホテルは至難ではないかと、現実論として実は考えておるわけでございます。

そうした商業、近隣商業地域においても、個々の条例で——6条でございますが、規制区域以外の地域において建築しようとする者に対して、いわゆる商業地域、近隣商業地域でもしあった場合には、当該ラブホテルの建築について必要な勧告を行うことができるということで、好ましくないという行政指導は行ってまいりたい。

憲法の点、あるいは他府県の実施の中で、告訴されて敗訴をしたという事例も見聞しておりますし、また、こういう中で、9割に及びます地域は全面規制、残り1割の地域についても立地は現実的にほとんど不可能ではないかという判断に立ちつつ、そこだけ除外をさせていただいたということでございます。

これ以上発展途上の和泉市の中で、環境上、あるいは青少年に対する風俗上の観点からしても、ラブホテルは建てさせないという気持ちでの提案であるという趣旨をひとつ御理解をいただき、いろいろと御指摘をいただいておりますけれども、そうした意のある点を御賢察をいただき、何とぞひとつ御賛同をいただきたい、このようにお願いする次第でございます。

○ 9番(直村静二君) そうしたら1つ聞くけれども、どっかで全面規制をやって負けたところというんでしょう。負けた市なり町はどないになりましたんや。結局ラブホテルが建ったわけですか。今後ひとつその資料を取り寄せてもらって、納得するようにしといてもらわないかん。資料を取り寄せてください。負けてどうなったんか。堂々と建ったんかね……。それが1つ。

もう1つは、99%の規制で、1%はそういうことであけたと。そうすると、1%の中でできるのかできないのか。腹は100%規制だ。しかし、1%の中で立地条件からいって至難であろう。つまり出てこないであろうという希望的観測を聞かされたわけですね、いま。そうすると、第6条の当該ラブホテルの建築について必要な勧告を行うことができるというのは、どういうこと。条文として明快になしてよ。

規制区域以外ということは、つまりホテルを建てたいという人がそこへ来るわけですね。で、必要な勧告というのは、行政指導ということですか。罰則の方で懲役何ぼ、罰金何ぼと書いてあるんですけど、勧告というのは行政指導。つまり行政指導できかん場合には、罰則でゆくんだと。そういうふうな理解でよろしいのか。

つまり規制ですから、建ててもらいたくないわけでしょう。だから勧告するわけでしょう。それがあかん場合には罰則でゆくのか……。いま市長の答弁で、当然6条ということが出たからね。じゃどの点で勧告をして、あかなんたら罰則の方でゆくのか、具体的に言うてもらわんと……。

○ 市長公室理事(平野誠蔵君) 敗訴例の資料でございますが、これは仰せのように、長崎県の飯盛町でこういった事例があったんでございますが、その後の状況等につきましてよく勉強したいと思えます。

それから第6条の関係でございますけれども、規制区域外——条例案の上では、商業地域、近隣商業地域にラブホテル建築があった場合に必要な勧告ということで、この場合は勧告と罰則は結びつかない。罰則の適用は、その前条の4条の、規制区域内で強行される場合には中止命令を行い、中止命令に応じない場合は罰則の適用ということでございます。

この場合は勧告にとどまるわけでございますが、その勧告の中身といたしましては、消極的な場合は、施設のたとえば構造とか特に外観が非常にげげげしいとかいうふうな、構造設備についての勧告がまず考えられます。なおさらに、積極的な対応といたしましては、当然にこの地域でありまして、付近の住民の方々から反対運動が起こるのは必至であろうと考えるわけでありまして、こういった場合には住民の意向も十分に受け入れまして、業者に必要な勧告を行う、行政指導を行う。平たく申しますと、何とか御遠慮願えんかというふうな話もするという意図でございます。

○ 9番(直村静二君) これできっちり詰めておきたいのは、ラブホテルの問題では、住民の世

論、反対というものを、市なり議会なりに意思反映してやっていかなあかんという問題がありますのでね。必要な勧告というのはどういうことを背景にしておるのか。単なる条例違反では罰則にならんしね。

答弁では、規制区域内の分については罰則でゆく。しかし、規制区域外で出てきた問題についてはこれしかないということでしょう。つまり勧告を行うことができる。結局1%のなにをあげてある。そのあげた分については勧告だけだということがはっきりしているわけです。その勧告は単なる行政指導。まあ御遠慮願うと。また、住民の反対運動が精いっぱいということですね。

いずれにしても私は、世論という問題につきましても、申請してくる業者の指導の段階で、看板を上げいと言うとったんです。今度ここにこういうホテルを建てますが、近所の方いかがですかと。学校から100メートルあるのか、200メートルあるのか……。100やったら、101メートルのところに建てたらいいと。そんなことはないでしょう。そういう意味でも、近隣商業地域の中に学校関係がどこにあるのか、青少年の問題としてどこが悪いのか、おのずと判断ができてくると思うんです。

そういう点では、「必要な勧告」という中に、住民側の声を聞くというのもつくってもらわなにかんと思う。あなたの答弁では、いずれ近所の住民から反対運動とか陳情があるだろうと。それに基づいて勧告ということですけどね。これはなかなかむづかしい問題ですから、私はあえて追求しませんけどね。

申請行為の段階では、和泉市はまことに難儀やな、障害があってこれはあかんわ、もうからんわと。そうなれば、勧告せんでも撤退していただけるということになるんじゃないかと思うんです。そうしないと、下手すると、99%しめたけども、あとの1%で「どうぞやってください」、勧告だけやということになれば、業者はいろんなことをしますからね。その点を特に、住民にも納得してもらえるような、申請行為の段階で計画の概要を……。

どこの家でも建てる場合には、ちゃんとやるでしょう。申請とかを。その点がちっとも入っていないからね。造成段階からきっちりと申請すべきである。看板を上げるべきだと。そうでない場合にはやめていただくということを……。

市長と私の腹は一緒でんね。100%いきたいねん。腹は一緒やなのに、なんで分かれるのか。そうでしょ、だから分かれんように、事実上決着できるように、規則をきちっとね、そういう面を追加していく。それだけ要望しておきます。

- 5番(田中包治君) 私これ不思議に思うんですがね。環境条例違反なら、これはモラル条例ですから守らなくてもいいわけですけども、この条例は罰則規定が入っている。そうすると問題になるのは、ラブホテルを建設するということについては、大阪府の権限ですわね。あるいは

風俗営業についても大阪府の権限ですわね。そして建築法の規制に基づくならば、調整区域は別として、住民区域はできませんわな。法的にいても。あとは準工地帯と商業ゾーン、この問題が焦点だと思うんですよ。

ところが、われわれは規制する権限がないわけですね、これ。というのは、権限は府にあるわけです。建築許可の権限は。市でやっていないでしょ。ラブホテルの申請されてもね、市は何にも関係ないわけでしょう。まあしょうないわと、そのまま通るだけの話でしょう。

そうなってくると、わし非常に矛盾を感じるんですよ。実際これが保安条例とか……、いわゆる市の最大の目標だというんならわかるんですよ。ところが、罰則規定が付いておるといふ以上は、この罰則規定が、法律の第何条の違反のためにこういう罰則を付けたんですか。環境保護法であるのか、あるいは建築法であるのか……。どこの違法行為であるということではなかったら、警察にひっばられませんわな。われわれのこれは権限じゃないから。法何条の規定に違反したからこういうものをつくりましたというんなら、まだ話はわかるんですよ。ただ市会で法律の罰則規定どうたらこうたらというあれはできないと思うんですけどね。

これはモラルやし、何とかお互いに協力してやろうやないかという法律と、罰則規定という、順守さすという条例とはおのずから性格が違うと思うんです。もし大阪府で風俗営業のなにをもちて営業した場合に、市が言いに行ったら、おまえあほかと言われるのと違いまんの。ここらは一遍、出す以上はね……。

つくったらいかんということはだれでもわかりまんねん。市長の言うとおりですわ。ところが、建築基準に基づくならば、準工地帯と商業ゾーンはあきまへんのか。農地でいえばC農地ね、C農地以下はできないんです。市街化区域のC農地まではあかんわけでしょう。ここらの問題をどういうようにするのか……。わしも町会から出してくれちゆう要請した人間だからね、各所調べてからやってくださいよと、こんこんと事務局長に言うといたはずなんですけどね。ここらの話はどうですかね。

○ 市長（池田忠雄君） 本条例についての趣旨は御理解をいただいた上に立って、いわゆる罰則規定がある条例ということで、他の法律との兼ね合わせなりいろいろの御心配をいただいた御質問だと御理解をさしていただきまして、お答えをさしていただきたいと思います。

もちろん各方面いろいろと原課におきまして精査検討をさしていただきました。他の法令との関連もいろいろと……。一部商業地域を除いたということは、全面規制ということになって、もし御議決いただいて何かあったときにはいかがということ、一部外さしていただいたということは事実であります。

それから罰則の点については、御案内のとおり、建築基準法に基づけば、市が受理をして、大

阪府に上げて、大阪府知事の建築許可ということになっておりますが、少なくとも地元市の同意のないものについては、大阪府も現実的な運営として許可ができていくというのは、議員さん御案内のとおりであります。

本市に届出があった場合に、少なくとも和泉市の地方分権の中で、議会で手続を踏んで御議決をいただいた条例ならば、それに違反したものについては、条例違反ということの中でお断わりもできますし、また罰則規定等についても、御案内のとおり、第9条は、市長の中止命令に違反した者は6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する、ということになっておりますが、即市長命令で罰金とか懲役ということは、私自身の権限じゃございません。

当然、他の法的機関に告発する中で、そこで判決をいただいて、6月以下の懲役又は30,000円以下の罰金に処する、こういうことに相なるわけでございまして、決してそうした行為については、他の法律なりいろんなものに抵触するものではございません。

本市がこれを提案させていただくのは、府下30市のうちの12番目でございまして、11の市のこうした条例の可決された実態もそれぞれ全部調査させていただきましたが、このことについては、青少年問題上、あるいは環境衛生上ぜひとも規制しなきゃならんと。いわゆる環境保全条例は理念条例でございしますが、本件については、強い決意で踏み切らしていただくべく御提案をさせていただいている趣旨からいたしまして、ただの理念条例のようなことでは、せっかくの御議決をいただいても、後の運営がしんどいのではないかと。

いろいろと研究の結果、こうしたことはほとんどの市が条例の中で取り入れておりますので、本市としてもその強い姿勢ということの中で第9条に表させていただいたわけでございまして、決して他の条例に違反しない、このように思っておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

- 5番(田中包治君) 他市もやっているということですからね、どっかの法律を適用していると思うんですよ。ただ、提案者はもう少し勉強してもらいたいですよ。ざっくりばらんに言いましたら。法律というものは国家しか決められませんねや。それに基づいて府なり市なりの条例が作られる。罰則もそれに付いてくるわけでしょう。せやから、どこの法律を適用して罰則規定を作ったかということの勉強ぐらいはね、商売人やから、しっかりやってもらいたいと思いまんな。まあよろしいですわ。わしは作ってくれという要請した一人やからね。言いませんけども。
- 議長(藤原要馬君) 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、よって議案第48号を原案どおり可決いたしました。

ここで暫時、お昼のため休憩いたします。

(午前11時53分休憩)

(午後1時再開)

○ 副議長(仁井明君) 休憩前に引き続き議案審議を行います。

日程第22「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市附属機関に関する条例(昭和32年和泉市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号の表に次のように加える。

和泉市幼児教育振興 審議会	幼児教育における諸問題についての調査審議に関すること。
------------------	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

近年の出生率の低下による幼児数の減少が公立及び私立の幼稚園に及ぼす影響の重大性にかんがみ、幼児教育にかかる諸問題の調査審議を行わせるため和泉市幼児教育振興審議会を設置し、幼児教育の振興と充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市附属機関に関する条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧																			
(設置) 第1条 法律若しくはこれに基く政令または別に条例に定めるものを除く外、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 (1) 市長の附属機関		(設置) 第1条 法律若しくはこれに基く政令または別に条例に定めるものを除く外、市が設置する執行機関の附属機関を次のとおりとする。 (1) 市長の附属機関																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	(略)	(略)		
名 称	担任する事務																				
(略)	(略)																				
名 称	担任する事務																				
(略)	(略)																				
名 称	担任する事務																				
(略)	(略)																				
名 称	担任する事務																				
(略)	(略)																				
(2) 教育委員会の附属機関		(2) 教育委員会の附属機関																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市適正就学対策審議会</td> <td>市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。</td> </tr> <tr> <td>和泉市幼児教育振興審議会</td> <td>幼児教育における諸問題についての調査審議に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。	和泉市幼児教育振興審議会	幼児教育における諸問題についての調査審議に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市適正就学対策審議会</td> <td>市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市適正就学対策審議会</td> <td>市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和泉市適正就学対策審議会</td> <td>市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。
名 称	担任する事務																				
和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。																				
和泉市幼児教育振興審議会	幼児教育における諸問題についての調査審議に関すること。																				
名 称	担任する事務																				
和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。																				
名 称	担任する事務																				
和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。																				
名 称	担任する事務																				
和泉市適正就学対策審議会	市立小学校及び中学校児童生徒の就学の適正化をはかるため、その就学区域の再編成その他適正就学についての調査審議に関すること。																				

○ 副議長(仁井明君) 提案理由の説明を願います。

○ 教育次長(杉本弘文君) お許しをいただきまして、ただいま御上程いただきました議案第49号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由並びに内容を御説明申し上げます。

幼児教育に対する諸問題は、すでに何回となく議員皆様方より御意見をいただいております。特に4歳児保育につきましては市議会に請願がなされ、厚生文教委員会に付託されているところであります。これら住民要望とあわせ、公私立幼稚園の共存にいかに対処すべきか。また御承知のとおり、依然出生率の低下に伴う幼児数の減少等々、幼稚園に及ぼす影響は大きく、深刻な問題になりつつあります。これは本市のみならず、府下各自治体共通の悩みでございます。またかつ、全国的な問題となっているのであります。

これらの問題を踏まえまして、幼児教育の振興と充実を図るため、幼児教育における諸問題を

専門的に調査審議をお願いしようとするもので、教育委員会の附属機関として和泉市幼児教育振興審議会を設置していただきたく御提案申し上げる次第でございます。

条例の改正の内容でございますが、16ページに記しておりますように、和泉市附属機関に関する条例第1条第2号の教育委員会附属機関として、「名称和泉市幼児教育振興審議会」、事務内容といたしまして、「幼児教育における諸問題についての調査審議に関すること」を加えるものでございます。なお、附則として、この条例は、公布の日から施行いたしたく存する次第でございます。

17ページには、参考資料として新旧対照表を掲げてございます。

何とぞよろしく御審議を賜りまして、御可決、御決定下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長（仁井明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 9番（直村静二君） 第1点は、国府の幼稚園は請願で建てかえということで出てますね。確か私も署名議員になっているんですが、国府の横にある幼稚園の建てかえをやるのかやらんのか。その件が出ているから、しっぺ返しにこれを出してきたんと違うかと。つまり建てかえしないということですね。これが2点。

それから、幼稚園の中の公と私の共存、これを考えていかなあかんと。その点は、市立の方が高いのか、私立の方が高いのか、この格差の問題について明快な市としての基本を持っているのかどうか、その点をお尋ねしたい。

それから、幼児の減少などというっておりますが、和泉市はこれからまちづくり、ニュータウンその他いろいろ入れて、人口急増地帯になっているんですから、単なる児童幼児数の減少だけでこの審議会が運営をされては困るということなんです。

それから、幼稚園の要望がいま市内で何カ所出ているんか。つまり公立幼稚園をつくって欲しい。その件数についてはどのようにしようとしているのか。

そういうことを含めて、この目的は、幼児教育の振興と充実と。しかし、聞くところによると、この附属機関では逆に公立を減らして、私立をふやす。そして幼児産業発展、金もうけということになる危険性があるとわれわれは危惧しておりますので、いまの4、5点の質問に明快にお答えを願いたいと思います。

- 副議長（仁井明君） 理事者答弁。
- 教育次長（杉本弘文君） お答え申し上げます。

国府幼稚園の建てかえの問題でございますが、この問題につきましては請願が出されまして、厚生文教委員会におきましていろいろと御審議を煩わしているところでございます。私どものお

答え申し上げてきているのは、老朽化については十分承知するところでございますが、一定補助対象ということになりますと、いまなおその基準に該当いたしておりませんので、現状建てかえについては、財源確保を図る中で検討をいたしてまいりたいというお答えを申し上げているところでございます。

それから、私立幼稚園と公立幼稚園の保育料の格差の問題でございますが、私立幼稚園にはそれなりの運営方法がございます。公立としてはいま6,500円の保育料をいただいておりますが、これにつきましては今後、私立幼稚園は府の方の設置の許認可の中でございますが、できるだけの指導はしていかなければいけないと考えております。

それから、要望が出ている幼稚園の問題でございますが、これにつきましては、本議会におきまして過去何回か御質問をいただいてきておりまして、信太校区における幼稚園の要望というのがございました。現状私どもでは、信太校区における幼稚園の要望ということについて承ってきたわけでございます。

それから、お尋ねの危険性の問題でございますが、今回この審議会を設置して、御審議いただく私どもの考え方といたしましては、御承知のように請願の出されている4歳児保育の問題、それから現状、出生率が1.7というような低い情勢の中で、私立幼稚園との共存問題、これらにつきまして御意見を伺ってまいりたいというふうに考えておりまして、現有幼稚園施設については、現状をもって対応していく考えでございまして、そのほかの意図というものはいまのところ持っておりません。

以上でございます。

- 9番(直村静二君) しまいの方からいきますけどね、要望の出ている幼稚園は信太方面、これは阪和線西側ということで理解してよろしいか。信太校区。ところが、しまいの方で、幼稚園については現状で対処していきたいと。だから信太の方の要望もあかんとことや。公立幼稚園については現状で対処するということは、国府の幼稚園については、財源のめどが立たない限りはだめだということですわね。

そうすると、先ほど私が言いました人口はふえていくのに幼児は減少する。率はね。しかし、現実の絶対数はふえていくと私は見ているんですけどね。

その辺で、この間どっかの議会でやっておったように、守口かなんや知らんけども、幼稚園を半分にしてしまう。あれは人口の減少でしょう。和泉の場合は人口がふえていくんやから、そう簡単な意味でやってもろたら困るということを指摘しておったんですがね。

しかし、いまのお答えを聞いてみると、幼稚園は現状のまま固定だ。あとふやすんやったら私に行ってもらおうかと。人口がふえた分を吸収するのは私や。これは府の方が指導して許認可

を与える。

そんなら府の方が、これから公立はやめておけ、市で建てるやつはやめておけ、全部民間にせいということ、市はこれを受け継いで、この案を出したのかどうか。府の指導というやつをもう一遍ははっきりしといてもらおか。先走りしているのか、府から言われているのか、どちらですか。

○ 教育長（葛城宗一君） 葛城がお答え申し上げます。

現状の中では、御承知のとおり公私立幼稚園の問題につきまして、府下衛星各市におきましても、政策の選択が迫られるような問題にまで発展しているような状況でございます。

私どもは、今回のこの諮問機関を設け、御審議をいただくという趣旨は、率直に申し上げまして、4歳児保育についての請願がなされていることをいかにするかということの基本にしての考え方でございます。お説の人口増に対処してどうするかということにつきましては、これは地域性もあろうと存じます。それらの実態に即してさらに振興を図っていかなきゃならんという基本的な考えを持っておるものでございまして、その点御理解いただきたいと存じます。

府からこれに対して圧力その他はございません。その点、明らかにしておきたいと存じます。

○ 9番（直村静二君） 格差は正もやってくれるやろな。それから、この審議会のメンバーがどういうメンバーになるかということもね。いま言うた趣旨、特に4歳児の問題についてどうするかということ、それに限ってやるのか……。恐らく全般的にやるんじゃないかと思うんですが、やる場合に、それなりの基本というものを決めといてもらわないかん。

われわれが危惧しているのは、いま杉本氏の答弁から聞いても、公立幼稚園は現状で対処する。信太の要望については、あるだけですと。ということは、しゃあないということですね。私の方に頼むという答えがそれやったら先に出てしもうてますからね。

で、教育長のお答えがあったように、4歳児の問題についてはどうするか。やるんだと。じゃ、そういうかっこうのものとしてきちっとできるのかどうか、それを受け答えできるような審議会になるのか、メンバー構成についてはどういう構想を持っているか、お答え願います。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

メンバー構成につきましては、条例を御承認いただきました上においては、細部にわたりまして規則で決める考え方でございます。現在の草案におきましては、学識経験者の方々、公立・私立幼稚園の代表者、市民の代表の方、市の職員等を含めて、幅広く、全市的な立場に立って、本市の幼児教育の4歳児保育を行うかどうかを前提とした今後のあり方について、御諮問申し上げます。以上のとおりお答え申し上げます。

以上のとおりお答え申し上げます。

○ 9番(直村静二君) この条例のことですけど、私もよく知らないので教えてほしいのですが、いままでも振興審議会というのはおましたんやな。なかったの。今度初めて。今度初めてだとするとね、いま教育長の言うた4歳児保育をやるということについて諮問をしたいと。それ済んだら解散するんですか。限定していると言うてるからね。

そうしないと……。これが勝手に走ってゆくとしたらですね、都合のいいものができた。これから幼児教育については皆ここへ諮ってということですね、本来の審議会とか委員会で十分にせんと、ちょっと悪い方に持っていくと。まあエゴが知りませんけどね。これを常設のようにする。これじゃいけませんので……。じゃ、済んだらこれは解散するのかどうかですね。

いままであったかという、なかった。今度初めてやということでしょう。そうしたら将来、常設的なものになってくる傾向もありますのでね。そんな必要はないと思います。いま特に出した理由は、4歳児の問題だということでしょう。これが済んだら廃止するのか、休憩するのか、それを聞いておかんと……。

常設で一人走りしてしまったら、もう議会を抜きにして、勝手に招集して、たっただと出されたら、われわれ議会は後から言わないかん。ルールだけつくって、電車だけ勝手に走ってしまう。こっちは電車まで見とられへんからね。何のための審議会か。だから、教育長が答えた分だけかと。それ済んだらやめるのかと。これを明快に言ってほしい。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

委員さんの任期は一応2年といたしております。

なお、本条例は、今回の意図いたします問題について御審議をいただくということでございますが、今後における幼児教育の振興の上からの御意見を賜ると同時に、任期の点、その後はどうするかということにつきましては、事案のあるときにまた改めて御選任申し上げます。条例の上では、教育委員会の附属機関として、いつでも委員さんを御任命申し上げ、御審議をいただける機関として存続してまいりたい、かよう考えるんでございます。

なお、つけ加えますけれども、先生先ほど守口市の例を申されておりました。府の圧力云々の言葉もございましたけれども、本市には構成いたしておりませんが、自治法条例に根拠のない、任意の幼児教育協議会をつくっている市が相当にあるわけでございます。

そうして、公私立ともに子供の減少していく中で、いろいろその問題が発展して、先ほどちょっと触れましたように、政策の選択の問題にまで発展しているという実態等を踏んまえて、われわれは慎重に対処し、本市の幼児教育の振興については、共存もさることながら、現時点では、教育委員会が主体性を持って振興を図ってまいりたいという考え方のもとに、本機関を設けたい、かように考えるものでございます。この点もあわせて御理解をいただきたいと存じます。

○ 9番(直村静二君) 私が危険性を指摘しておりましたのは、住民からの要望があった場合に、公立幼稚園を要請された場合には、原則として、それにこたえていくという姿勢がまず基本であろうと。そして私については、何といひましても父兄の立場からゆくと金額が高い。補助をもらうということだけでも、一面では、事業に魅力を感じて、資本を投下してお金もうけをするという私企業の面も強いので、その辺の圧力が出てくるのではないか。そういうことに左右されてはいけない。ほんとの幼児教育の振興と充実を図るという原則をはっきりしておいてもらわんと困る。これは一人歩きしますけれども、教育委員会の附属機関ですから、教育委員会の言うとおりに動くという傾向もあります。

もう1つは構成の問題で、学識経験、公立・私立の代表者、市民代表といひますけれども、市民代表という中には、本当に園に携わっている教諭とか、いろんな人も参加できるようなものをつくっておいてもらわんと……。附属機関であるけれども下請機関だ、それがいろんな面で走ってしまうということのないようにしてもらいたい。これを希望しておきます。

この案件そのものについて私は反対だというんでなくて、扱い方によってはそういう危険性が大いに起こってくるから、ここできちんとしてもらわないかん。

要望があっても、幼稚園は建てないということを教育委員会が腹を決めたら、結局教育委員会だけは通りにくいから、この附属機関に諮って、建てるでもええという答えをもらおうとしているのと違うかとか、それが危険性の第1点ですわ。

そういうことのないように。いま答弁がありました、やはり第1番目の4歳児の問題に限ってやると。

で、その都度という場合に、やっぱり議会にも、委員会にも出してもらわんとですね。部外のところで結論が出た、答申を受けた、議案になって議会で賛否ということではぐあい悪い。市民代表は入っているんだけど、議会が入っていないからね。その点、あとの構成についても、まんべんなく各層の意見が通るようなメンバー構成をやってもらいたい。名前聞いてませんから、私何ともよう言いませんけども、やってほしい。

私はそれだけです。

○ 副議長(仁井明君) 他にございませんか。

○ 16番(赤坂和見君) 最近の厚生文教委員会に上がっている請願の中で、4歳児保育をということでいろいろあるわけですがけれども、厚生文教委員会のあれでは、教育委員会または市民部局でいろんな話ができるわけですがけれども、こういう形になってきますと、教育委員会の附属機関ということになると、市民部局、保育関係のなにはどうなるのか、という点が1つと、すでに私立幼稚園では、通うのが8歳児、4歳児、5歳児というふうに年齢的に低下している。そうい

う中で公立が4歳児保育をということであれば、なおさら保育園との関係が出てこようと思いません。どのように運営を考えているのか、その点だけお願いします。

- 副議長(仁井明君) 答弁。
- 教育長(葛城宗一君) 葛城お答え申し上げます。

保育所との関係でございますけれども、先生御理解のとおり、おのずから趣旨、目的を異にした保育でございます。家庭における措置に欠ける子供を保育するということと、教育的見地に立っての考え方の幼稚園とおのずから目的、趣旨を異にいたします。あくまでも本審議会におきましては、発展した幼・保問題までには触れないで、先ほどもお答え申し上げましたように、幼児教育の振興、充実を基本にした4歳児保育のあるべき姿について御諮問申し上げてまいりたい、かように考えるものでございます。

以上でございます。

- 16番(赤阪和見君) 教育長、それはたてまえ論であってね。現実、父兄その他はそういうことは思うてないわけです。幼稚園、保育園という枠の中で、じゃ父兄が熱心なために幼稚園にやらしているかというたら、そうでもないふしがあるわけです。

この前も一般質問の中で話があったわけですが、市民部局が答えている中で、保育園といえども、なるほど保育に欠けるというのが基本でありますけれども、小さいときから集団、団体になじます、また、近くの友だちが保育園に行って、自分はひとりぼっちになる。そういう点を懸念して、保育園にやりたいという親の願いというものを考えていただかなければ、どうしようもないものがいま現実にあるんじゃないか。ですから、たてまえ論じゃなくて、本音を行政としてくんでいくべきじゃないか。それだけでは済ませられんものがたくさんあると思うんです。その点の考え方はどうでしょうか。

- 教育長(葛城宗一君) 先般来他の先生からも御指摘いただきました国における幼保一元化の問題、それは御承知のように、53年に設置されました幼保懇談会なるものの趣旨は、全国的に幼稚園を見まして、保育所に偏重している。幼稚園を建てないで、保育所にばかり偏っている市が30%ある。

その施設施策の不均衡ということで、懇談会を設けるように指摘されたんですが、その後答申の中では、それぞれの立法の上で目的、趣旨を異にする中ではその一元化はむづかしいという総括した答えがございましたが、施設の偏在性を指摘したことに対して、答えが、行政管理庁が指摘した事項とは合っていないということから、再び懇談会を設置して審議を諮るよう指摘されておるわけでございます。

たてまえ論と言われればごもっともでございますけれども、措置に欠けるか、あるいはまた幼

児教育のたてまえから、幼児に対しての集団教育を必要とするか、いずれもその内容においては、保育所におきましても、4、5歳児については幼児教育との連携を図って、集団教育、保育をしていることは事実でございますけれども、あくまでも現在の立法の上に立っての趣旨に沿わないかん。今後のまたその答申の結果を見ながら対処しない限り、論議は尽きないことになるのではないかと考えるものでございます。

御趣旨を体してそういう意見はいただきますけれども、当面設置していただくとする教委の現在の考えでは、4歳児保育、幼児教育の充実発展を目指してのあるべき方向について、広い視野から御検討、御意見を賜りたいという趣旨でございますので、その点御理解いただきたいと存じます。

- 16番（赤阪和見君） 最後、意見だけにしておきますけれども、いま教育長がおっしゃるように、和泉市の目標は、1校区1幼稚園の形の中で進んできた。それがまだ若干実現されてない。そういう中で私立幼稚園に依存している。また、5歳児ということであれば保育園へ依存している、という現実はお存じでしょうね。

それは、幼稚園ですべて賄えているから云々じゃなしに、保育園へ行かなきゃならない事情のある家庭もあるでしょうけれども、幼稚園がないから保育園へ行っているという、施設のアンバランスの中で、幼稚園で5歳児が満タンになっているという姿もあると思うんです。

たとえばいうならば、北松尾方面は、保育園で5歳児はとらないというふうに校区で決めて、幼稚園へ行っている。これは絶対数、幼稚園で収容できるだけのあれが実際あるかどうか。これからもそれが確保されるかどうかという疑問もあります。その点で、幼児教育イコール幼保一元化の1つの時代の流れじゃないかと私は考えます。そういうことも取り入れて、和泉市幼児教育振興審議会の中でしっかりやっていただきたい。

それと人選についても、先ほど直村議員さんから話がありましたように、私たちが運営の仕方についてよく目を見開いて、監視もしていきたい、そのように思っております。

- 副議長（仁井明君） 他にございませんか。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第49号を原案どおり可決いたしました。

- 副議長（仁井明君） 日程第23「和泉市美術館条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

和泉市美術館条例制定について

和泉市美術館条例を次のように制定する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市美術館条例(案)

(設置)

第1条 美術に対する知識及び教養の向上に資するため、和泉市は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、次のとおり美術館を設置する。

名 称 和泉市久保惣記念美術館

位 置 和泉市内田町85番地

(事業)

第2条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術品及び美術工芸品(以下「美術品等」という。)の収集保管及び陳列展示
- (2) 美術品等に関する調査研究
- (3) 施設の貸与
- (4) その他教育委員会(以下「委員会」という。)が美術に関する知識及び教養の向上のために必要と認める事業

(美術品等の利用)

第3条 研究その他の教育目的のため美術館の管理する美術品等資料を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(施設等の使用)

第4条 美術館の施設及び設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

(観覧料等の納付)

第5条 美術館の常設展(美術品等の常時展示をいう。以下同じ。)を観覧しようとする者は、別表1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 美術館の特別展（常設展以外の展示をいう。以下同じ。）を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納付しなければならない。

3 美術品等資料を利用しようとする者で、第3条の許可を受けた者は、別表第3に定める利用料を納付しなければならない。

4 美術館の施設等を使用しようとする者で、第4条の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を納付しなければならない。

（観覧料等の減免）

第6条 委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料等の返環）

第7条 既納の観覧料は返環しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由のあるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（入館の制限）

第8条 委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 展示台を汚損し、又は損傷するおそれのある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれのある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) その他管理上必要な指示に従わない者

（利用許可の制限）

第9条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、美術館の施設の利用を許可しない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(3) 建物、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他管理運営上支障があるとき。

（利用権の譲渡禁止）

第10条 使用の許可を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸することができない。

（損害の賠償等）

第11条 入館者は、美術館の施設、設備、美術館資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ない。

(管理の委託)

第12条 委員会は、美術館の管理を公共的団体に委託することができる。

(施行の細目)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 第1

常設展の観覧料

区 分	個 人	団体20名以上
一 般	1人1回 200円	1人1回 160円
高校生・大学生	〃 150円	〃 120円
小学生・中学生	〃 100円	〃 80円

別表 第2

特別展の観覧料

区 分	個 人	団体20名以上
一 般	1人1回	1人1回
高校生・大学生	1,000円以内で	個人に係る所定の 観覧料の8割に 相当する額
小学生・中学生	市長が定める額	

別表 第3

美術品等資料の利用料

区 分	金 額
写 真 の 撮 影	1点につき 10,000円
写真原版の使用	〃 5,000円

備考 写真原版貸出しの期間は3箇月とする。

別表 第4

施設等の使用料

室名	午前 午前9時から 正午まで	午後 午後1時から 午後5時まで	夜間 午後6時から 午後9時まで	全日 午前9時から 午後9時まで
展示室 1	—	—	—	—
展示室 2	—	—	—	—
講演室	6,000	8,000	8,000	22,000
教室 1	4,000	6,000	6,000	16,000
教室 2	2,000	3,000	3,000	8,000
茶室 1	10,000	10,000	—	—
茶室 2	2,000	2,000	—	—

備考1 本表の使用料は、午前、午後及び夜間の使用区分をもってそれぞれ1回とする。

2 冷暖房を使用するときは、当該使用区分に係る基本料金の4割を加算する。

3 会費又は入場料を徴収するときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算する。

理由

久保惣太郎氏ほかより寄贈を受ける美術品約500点、建物及び附属施設をもって本市に美術館を設置することにより、市民の美術に関する知識及び教養を高め、市民文化の高揚を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 副議長（仁井明君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、説明させていただきますが、説明に先立ち、まことに恐縮ではございますが訂正箇所がございますので、御訂正方お願いいたします。

訂正箇所は、議案書21ページの上から4行目、「入館の制限」第8条の条文ですが、(3)に「めいていしている者、又は精神に異常があると認められる者」とありますが、その「又は」以下の条文につきましては不適當でありますので、抹消していただきたくお願い申し上げる次第でございます。今後、提案するにつきましてかようなことのないよう十分注意いたしてまいりますので、お許し賜りたく存じます。

それでは、議案第50号「和泉市美術館条例制定について」の提案の理由並びにその内容につ

いて御説明申し上げます。

昭和55年第1回定例市議会において「久保惣太郎氏ほかより美術品並びに美術館の寄付を受贈するについて」を御議決以来、この間、市議会議員の皆様方には何かと御指導、御支援を賜る中、寄付者側と協議を進めてまいりましたが、美術館の建築は順調に進み、去る9月15日竣工、来る10月25日に寄付者久保惣太郎氏ほかより美術品、美術館とも受納する運びと相なりました。つきましては、館を設置するについて、博物館法第18条の規定により、名称、位置、事業内容等につきまして条例の制定を必要といたしますので、所要の議案として御提案申し上げるものでございます。

まず、条例の内容でございますが、第1条では、設置の目的、名称、位置を定めるものでございまして、目的は、美術に対する知識及び教養の向上を目的としています。名称につきましては、和泉市久保惣記念美術館といたしまして、和泉市内田町85番地に位置するものでございます。

第2条につきましては、第1条にございます設置の目的を達成するために行う諸事業を列記いたしております。

第3条では、館蔵美術品を資料として、写真撮影また写真原版の利用について。

第4条では、館施設及び設備の利用について。

第5条では、美術館の展示、観覧料等の料金を定めるもので、議案書22ページから24ページにかけ別表として掲げておりますとおり、観覧料として、常設展では、別表1のとおり、1人1回一般200円、高校生・大学生150円、小学生・中学生100円、団体20名以上の場合、1人1回一般160円、高校生・大学生120円、小学生・中学生80円といたしたく存じます。

特別展につきましては、別表2のとおり、1人1回1,000円以内で、市長が定める額とさせていただきますが、特別展では「展覧会の規模、内容によって観覧料は異なっておりますので、一定の枠を定めさせていただきます。なお、特別展におきましても、一般、高校生・大学生、小学生・中学生と3つに区分し、団体20名以上のとき団体割引を適用、個人にかかわる観覧料の8割と定めたく存じます。

次に、美術品資料の利用等について、別表3のとおり、館蔵する美術品の写真撮影につきましては、1点10,000円、写真の原版使用につきましては、1点について5,000円を徴収しようとするものです。

次に、館施設の使用料についてでございますが、別表4のとおり、講演室、この施設は、市民の方々の作品の展示できる市民ギャラリーにも御利用いただけるもので、午前6,000円、午後8,000円、夜間8,000円。教室の1については、2階の広い教室で午前4,000円、午後

6,000円、夜間6,000円。1階の小教室につきましては午前2,000円、午後3,000円、夜間3,000円。茶室につきましては、茶室1は、美術館川向いの大きな茶室でございまして、午前・午後とも各10,000円。茶室2につきましては、美術館の裏にございます小さな茶室で、午前・午後とも各2,000円と定めさせていただきたく存ずるものでございます。

なお、施設の使用料につきましては、午前・午後・夜間と区分をもって、それぞれ1回とし、冷暖房使用のとき、使用区分に係る基本料金の4割加算、また、施設を会費又は入場料を徴収するときには5割加算とすることといたしてございます。

なお、観覧料、施設使用料につきましては、市の他の施設、また近隣美術館等を参考にする中で、1人でも多くの方が施設の利用ができ、また展覧会の観覧を誘導するという趣旨からも、観覧料をできるだけ低い額となるよう考慮いたしております。

第6条では、減免。第7条では、観覧料等の返還。第8条では、入館の制限。第9条では、施設設備の利用の制限。第10条では、利用権の譲渡禁止。第11条では、損害賠償を規定するものでございます。

第12条では、本美術館の管理を公共団体に委託できるよう定め、現在、本美術館管理につきましては、すでに大阪府教育委員会より設立許可をいただいております財団法人和泉市文化振興財団に委託することといたしてございます。

第13条では、委任事項で、本条例の施行をするに際し必要な事項は教育委員会規則で定めるものといたしてございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日は公布の日から施行することといたしたく御提案申し上げる次第でございます。

なお、開館の日程につきましては、本条例を御可決賜りますれば、10月26日に開館式と記念特別展を実施させていただきます、31日まで市内の各種団体の役員の方々をはじめ国、府、府下都市等の関係者の特別招待日といたします。さらに、11月2日から「文化の日」を中心に7日まで1週間を、一般市民の方々に無料公開いたしたく考えるところでございます。

まことに簡単ではございますが、以上が提案の理由並びに内容の概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（仁井明君） 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 7番（勝部津喜枝君） 貴重な美術品を御寄贈いただきまして、いよいよスタートするわけですが、久保惣という名称につきましては、これまで収集されてきた美術品が専門家の間、また一定世論の中でも定着しているということで結構だと思うんですが、和泉市久保惣記念美術館ということになっておりますけれども、和泉市立美術館ということで明確に理解しておいてよ

いのかどうか、1点確認しておきたいと思います。

その上に立ちまして、館長さんということになるのかどうかわかりませんが、そこに配置される方々の身分、そういうふうなものはどうなるのか。あわせて特別な専門家の配置を考えているのかどうか。そして、館の組織運営管理はどういうふうになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

2番目に事業活動ですけれども、第2条で調査研究などを書かれておりますけれども、和泉市独自の池上遺跡等を含めた貴重なものへの事業活動というのは、この中でどういうふうに位置づけられているのか、お尋ねしたいと思います。

先ほど御説明もありましたけれども、12条で管理の委託を公共団体にすることができるということで、文化振興財団ということが言われましたけれども、この団体の性格なり状況をもう少し明確に御説明いただきたいことと、後ほど補正予算で出てきますけれども、5300万かの委託料が出ておりますけれども、この辺のところの関係もあわせて御説明いただきたいと思います。

以上です。

○ 副議長（仁井明君） 答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 担当しております竹田よりお答え申し上げます。

第1点目の和泉市立と和泉市の関係でございますが、昨今、博物館あるいは美術館等がたんさん建ってきているわけなんです、現在の流行といってもいいんでしょうか、とらえ方の中で、何々市美術館というような名称が多くなっております。たとえば近隣の堺市におきましても堺市博物館、あるいは他の館で申し上げますと、岐阜の中津川市等でも中津川市美術館と申しますし、また、熊本市におきましても熊本記念美術館というように、最近できたところは、何々市美術館と呼んでいるところがたくさんありますので、そのようにしたわけでございます。中身は市立ということで御理解いただきましたら結構かと存じます。条例でこのようにお定めいただくわけでございますから、内容は和泉市立と変わりはありません。

それから館長につきましては、美術館等の昨今多くなる中で、専門職も非常に少ないわけなんです。われわれといたしましても、館竣工までには館長の招聘をと思ひまして努力してまいりましたが、今に至りましても決定を見ておりません。早急に専門の館長職を招聘してまいりたいと存じます。それまでの間は、教育委員会の指導部の職員が代行をしてまいりたい、このように考えております。

それから美術館の職員でございますが、重要文化財あるいは国宝もたくさんございますし、500点にわたる貴重な美術品でございますので、これらの取り扱い、博物館法によりまして、学芸

員の資格のある職員でなければならないとなっておりますし、また、文部省等の行います一定の講習をも受けなければならないとなっておりますので、現在、地方の美術館、あるいは大阪市の美術館等にもお願いいたしまして、2名の、現在決まっておりますのは、学芸員の資格のある職員をお願いいたしまして、こちらの方へ来ていただくことになっております。

それから組織管理でございますが、和泉市久保惣記念美術館として、社会教育施設として教育委員会指導部の中での一課として位置づけてまいりたい、かように思っております。

それから2点目の活動でございますが、御指摘のとおり、和泉市には非常に古い文化遺産がございます。当然、美術館活動の中には考古資料の展示もございます。たとえば東京でございます高架下から出てまいりました鏡等一連の発掘物もございますし、それらのお里帰りも考えなければなりませんし、市内の池上遺跡ほかから出ました考古資料につきましても、展観を私どもとして取り組まなければならないと存じております。

それから管理の委託の件でございますが、管理権は、あくまでも市の教育委員会の方にございます。御審議を煩わしております条例に従いまして市が管理するわけでございます。委託いたします法人の管理というのは、いわゆる維持管理の方の管理に当たるものでございまして、美術館にお越しの皆様には善良な維持管理のもとに関連していただけるように努力する。このような維持管理と御理解いただきましたら結構かと存じます。

最後に、法人の概要でございますが、この法人は、和泉市が3億円を出資いたします法設置の法人でございます。名称は、財団法人和泉市文化振興財団と名をつけておりまして、その理事には市議会の御代表の方々、あるいは市理事者、教育委員会、市文化団体の代表者等約13名の構成で参りたい。理事長には葛城教育長が当たることになっております。また、市議会の議員さん、あるいは市長、学識経験の方々から本法人運営につきまして助言を賜りますように、顧問に御就任いただくような考えを持っております。

以上、簡単でございますが御説明を終わらせていただきます。

○ 7番(勝部津喜枝君) この問題は当初から、1つは、個人の方が大切にしておられた美術品を寄贈された後での一定の懸念と、さらに運営上の財政的な赤字の問題、こういう点が議論されてきたと思うんです。その点は、十分に効果を上げ、なお赤字運営にならないよう要望を申し上げまして、目的にも掲げられておりますように、郷土和泉の発展、市民の文化向上に尽くしていただけるようにということを申し上げておきたいと思えます。

○ 副議長(仁井明君) 他にございませんか。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第50号は原案どおり可決いたしました。

○ 副議長(仁井明君) 次に、日程第24「財産処分について(美術館運営準備基金用地)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第51号

財産処分について

次のとおり美術館運営準備基金用地を売却するについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

1 財産の所在地、種別、数量

和泉市春木町778	雑種地	4,167㎡
和泉市春木町780の1	雑種地	7,310㎡
和泉市春木町780の2	雑種地	3,945㎡
和泉市春木町781の2	畑	175㎡
和泉市春木町781の3	畑	1,163㎡
和泉市春木町781の4	山林	416㎡
和泉市春木町781の5の1	畑	429㎡
和泉市春木町781の5の2	畑	595㎡
和泉市春木町781の7	山林	1,600㎡
和泉市春木町781の10	山林	416㎡
計		20,216㎡

2 売却予定価格

255,691,000円

- 副議長（仁井明君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、御説明申し上げます。議案書26ページでございます。議案第51号「財産処分について」提案の理由とその内容について御説明申し上げます。

本議案は、さきに御可決賜りました和泉市久保惣記念美術館運営基金に関するものでございまして、美術館、美術品の寄付受納するについて、3億円の基金と運営費については、久保惣太郎氏ほかより寄付いただくことといたしていますが、今回、春木町778番地雑種地4,167平方メートルほか9筆、計2万216平方メートルの土地の寄付を受け、それらの資金に充当しようとするもので、処分するについては、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により御審議をお願い申し上げるものでございます。

処分いたそうとする土地は、春木町778番地のほか9筆で、合計2万216平方メートルで、売却予定価格が約2億5,569万1,000円を予定いたしてございます。御議決賜れば、開館も10月26日と迫っておりますので、現在、一部事務折衝を持っているところもありますので、早急に換置いたしたく考えている次第でございます。

なお、美術館運営準備基金の収支状況でございますが、現在、国債で額面4,055万円、現金では利子を含めまして約1億1,800万円、さらに今回御提案申し上げます土地処分予定価格2億5,500万円を含めると、約4億7,900万円となります。このうち3億円は、美術館の運営基本財産として財団法人へ市より出資金として、残額は運営費と会館整備等を賄うよういたしてまいりたいと存するものでございます。

まことに簡単でございますが、以上提案の理由並びにその内容の概要でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 副議長（仁井明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第51号を原案どおり可決いたしました。

○

- 副議長（仁井明君） 日程第25「財産取得について」（和泉市立光明台中学校校舎）と、日程第26「財産取得について」（和泉市立光明台南小学校校舎）を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第52号

財産取得について

和泉市立光明台中学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- | | |
|----------|--|
| 1 場 所 | 和泉市光明台一丁目28番1号 |
| 2 構造及び面積 | 鉄筋コンクリート造3階建 194㎡ |
| 3 取得予定価格 | 23,366,152円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長 |

議案第53号

財産取得について

和泉市立光明台南小学校校舎として次の建物を取得することについて、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- | | |
|----------|--|
| 1 場 所 | 和泉市光明台三丁目8番1号 |
| 2 構造及び面積 | 鉄筋コンクリート造3階建 706㎡ |
| 3 取得予定価格 | 92,971,450円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区九段北一丁目14番6号
住宅・都市整備公団
大阪市城東区森之宮一丁目6番85号 |

住宅・都市整備公団 関西支社
理事 松下良一
支社長

- 副議長（仁井明君） 提案理由の説明を願います。
- 教育次長（杉本弘文君） お許しをいただきまして、ただいま一括御上程いただきました議案第52号及び第53号の「財産取得について」提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

この議案は、いずれも住宅・都市整備公団の建てかえ施行により建設し、すでに供用を開始いたしております市立光明台中学校及び市立光明台南小学校の建物を、相手方住宅・都市整備公団との契約によって取得するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の御議決をお願いするものでございます。

それでは、議案第22号より「財産取得について」の内容を御説明申し上げます。

本件の光明台中学校校舎は、昭和53年3月完成し、供用を開始いたしており、本年度国庫補助金1,457万5,000円の交付を受け、市有財産として取得するものであります。構造及び面積は、鉄筋コンクリート3階建て194平方メートルで、特別教室1教室でございます。取得価格は2,836万6,152円を予定いたしております。なお、財源内訳といたしましては、国庫補助1,457万5,000円、起債540万円、一般財源339万1,152円でありまして、国庫補助金以外の一般財源相当額については、昭和58年より昭和77年度まで年6.5%で、半年賦、元金均等払いにより償還することといたしております。

なお、参考までに現在までの取得状況を申し上げますと、第1期工事として全事業面積2,484平方メートルを建設いたしました。そのうち56年度までに2,092平方メートルを取得いたしております。今回194平方メートルを取得し、残りは198平方メートルであります。なお、今回の取得面積を含めると、取得率は9.2%でございます。

次に、30ページの議案第53号でございます。

光明台南小学校校舎でございまして、本件の光明台南小学校校舎も昭和57年3月に完成し、すでに供用を開始いたしておりまして、本年度国庫補助金5,760万9,000円の交付を受け、市有財産として取得するものであります。構造及び面積は、鉄筋コンクリートづくり3階建て706平方メートルで、普通教室4教室、図工教室等で、取得価格9,297万1,450円を予定いたしております。

なお、財源内訳といたしましては、国庫補助金5,760万9,000円、起債2,160万円、一般財源1,376万2,450円でありまして、国庫補助以外の一般財源相当額については、昭和62年より昭和71年度まで、年利6.5%で、半年賦、元金均等払いによって償還することとしたし

ております。

なお、本校舎についての取得状況についても申し上げます。第2期工事分でございますが、全事業面積940平方メートルのうち、今回706平方メートルを取得いたします。残りは234平方メートルでございますが、75%の取得率でございます。

以上、簡単でございますが提案理由といたします。何とぞよろしく御審議賜りまして、御可決御決定下さいますようお願い申し上げます。

○ 副議長(仁井明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本2件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第52号及び議案第53号を原案どおり可決いたしました。

○ 副議長(仁井明君) 次に、日程第27「工事請負契約の締結について」(和泉市立郷荘中学校増築工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第54号

工事請負契約締結について

和泉市立郷荘中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立郷荘中学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 132,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市阪本町246番地の1
森本建設株式会社

代表取締役 森 本 薫

6 工 期 自 昭和57年 月 日(議決の日)

至 昭和58年 3月15日

7 契約保証金 6,600,000円

8 保 証 人 和泉市府中町三丁目3番19号

株式会社 福本工務店

代表取締役 福 本 恭 一

議案第54号参考資料

和泉市立郷荘中学校増築工事概要

- 1 工事場所 和泉市寺門町2番地の1
- 2 敷地面積 25,895㎡
- 3 工事種別 増築
- 4 構造及び規模 鉄筋コンクリート造3階建 建築床面積 362㎡
延床面積 1,086㎡

普通教室6、養護教室、音楽室、準備室、便所、その他

- 副議長(仁井明君) 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長(逢野一郎君) お許しを頂まして、ただいま御上程いただきました議案第54号「工事請負契約締結について」提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

和泉市立郷荘中学校は、校区内の人口増加に伴い増築事業を実施しようとするものでございます。工事請負契約締結するにつき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の御議決をお願いしようとするものでございます。

その内容は、契約金額1億3,200万円で、契約の相手方は和泉市阪本町246番地の1森本建設株式会社代表取締役森本薫と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を頂きました日から昭和58年3月15日までといたたく存じます。工事場所は和泉市寺門町2番地の1で、敷地面積2万5,895平米で、構造及び規模は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、建築床面積362平米、延べ床面積1,086平米、普通教室6室等でございます。

なお、工事概要等につきましては参考資料のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長(仁井明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

- 9番(直村静二君) 森本組というのが出てますね。違いますの。これの実績をちょっと言うて。いままでどんな工事をやったかというのを。
- 副議長(仁井明君) 答弁。
- 建設部長(逢野一郎君) 森本建設でございまして、最近の工事ですと、芦部小学校の増築工事をしております。
- 9番(直村静二君) 市内実績はそれだけ。
- 建設部次長(中上好美君) 建設部次長からお答えいたします。
- 森本建設は、ただいま部長からお答えしましたように、昨年度芦部小学校増改築工事1億7,000万円余りの事業を実施していただきまして、それ以前から老人集会所その他主要な公共事業の市の事業をやっていたいでいるいわゆる中堅の業者でございます。
- 副議長(仁井明君) 他にございせんか。
- 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
- お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認めます。よって議案第54号は原案どおり可決されました。

○

- 副議長(仁井明君) 日程第28「工事請負契約の締結について(旭第一団地4期建設工事)」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。
- (市会事務局長朗読)

議案第55号

工事請負契約締結について

旭第一団地4期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

- 1 契約の目的 旭第一団地4期建設工事
- 2 契約者 和泉市長 池田忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札

- 4 契約金額 159,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥野喜八郎
- 6 工期 自 昭和57年 月 日(議決の日)
至 昭和58年 3月31日
- 7 契約保証金 7,950,000円
- 8 保証人 和泉市府中町三丁目3番19号
株式会社 福本工務店
代表取締役 福本恭一

議案第55号参考資料

旭第一団地4期建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市旭町187番地の1ほか
- 2 敷地面積 1,632㎡
- 3 工事種別 新築
- 4 構造及び規模
- ・住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟
住宅16戸、延床面積1,017㎡
 - ・附帯工事：ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等
 - ・子供の遊び場：1箇所 237㎡

- 副議長(仁井明君) 提案理由の説明を願います。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第55号「工事請負契約の締結について」提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第一団地4期建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決をお願い申し上げるものでございます。

その内容といたしまして、契約金額1億5,900万円で、契約の相手方は和泉市北田中町219番地大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和58年3月31日までといたしております。保証人は和泉市府中町三丁目3番19

号株式会社福本工務店代表取締役福本恭一でございます。

工事場所は和泉市旭町184番地の1ほかで、敷地面積は1,632平方メートル、構造及び規模は、鉄筋コンクリートづくり地上4階建て住宅1棟で、住宅16戸、延べ床面積は1,017平方メートル及び附帯工事一式、その他子供の遊び場所1カ所237平方メートルでございます。

なお、位置図等につきましては、別冊議案参考資料の2ページ以下に添付いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案第55号「工事請負契約の締結について」の提案理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長（仁井明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（田中包治君） この工事ね、いままで改善事業だから一般行政だと思っておったんだけど、市の側はいつでも同和行政だということ認識しておりますわね。で、いままで入札の場合に、同建業者でなくてはいかんとかいろいろもめましたね。その制度はなくなったんですか。
- 副議長（仁井明君） 答弁。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） 同建業者の育成指導とあわせて、市内の一般業者につきましても、育成指導の立場から一般業者についても入札指名しておる現況でございます。
- 5番（田中包治君） いや、そう言いますが、いままで複並かなんかどっかの人が来ましたね。そういうことは、制度というものを廃止したのかせんのかということですわ。府が指導どうたらこうたらいうて、いままでいつも論議されたんですけど、その指導はなくなったということですか。法律が4月から一般とのかね合いということで変わりましたが、それによって府からの行政指導というものは中止になったんですね。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） それは以前と同じでございます。変わっておりません。
- 5番（田中包治君） それはおかしいよ。いままでは複並と竹内だけしかさきさんで、今度はなぜ変わってきましたの。過去は複並と竹内だけが入札に参加して、市内の業者は参加しておらなんだということか。そんなんやったら、いままでの契約出してくださいな。
- 市長（池田忠雄君） 舌足らずで申しわけございません。私からお答えをさせていただきたいと存じます。

御案内のとおり、同和対策事業の環境改善に伴いますものは、過去に議会でもいろいろ御議論をちょうだいいたしておりますが、いわゆる同建ルールと申し上げております制度はございます。前から相互乗り入れと申しましょ、同和事業に携っている同建業者の方々も市内のいろんな一般事業に入っていただく。あるいは一般業者も同和事業に参加をしていただく。地場産業の業者育成という観点から、同建ルールの中にはめ込んでまいるとか、いろいろと過去にございまし

た。

しかしながら、議会での御指摘をいただく中で、行政として可能な限り、同建ルールがありながらも、地元業者育成という立場から指名に加えるように努力をしてみいました。したがって、指名業者は数社いつも指名をしております。

今回、そうした中で地元業者の大高建設が落札をしたということでございまして、いつの場合でも指名につきましては、同建ルールに基づきます業者、あるいは地元業者ともにさしていただいております。そういうことで、指名競争入札の結果、大高建設が落札をしたということでございますので、ひとつ御理解を相賜りたいと存じます。

○ 5番(田中包治君) これは非常に重要な問題だと思います。というのは、同建業者を育成するということになると、よその会社入れたらあかんわけですね。常識から考えてそうでしょ。公有財産だからということになってくる。

私はいつでも請負契約については疑義を持っておるんですがね。いままでから同和事業——これは構造改善事業ですけどね、おたくらは同和事業と言ってるけれども、一般法に基づいてやっているわけですからね。補助があるのかどうかわかりませんが、一般事業なんです。せやなかったら一般会計に入ることはないんですよ。

そういういきさつの中で、過去、住宅についてはほとんどが竹内か榎並だったわけです。出ておるのは、最近では別としても、光明台は竹内が入っておる。これは決まっていたね。そうでしょ。それから北松尾とかそういうところなら大林。とにかく決まってるねん。

それが、郷荘中学の次に森本が入ってきたんで、あ、これ、ここで何やなという気持ちがあったんですよ。地元の業者だからおろしたんだと、こういうふうに理解せざるを得んですね。そうしたら、実際競争入札をやっているのかどうか疑問に思うのと、同建業者のからくりというものをなくすんなら別に問題はないんですけど、それがいま市長が言うように、あると。

和泉市の業者いうたらしれてますわね。5社か6社です。ざっくりばらんに言うたら、それでいままでやってきて、場所も全部業者で決まっている。どこの地区はだれ、どこの地区はだれと。で、今回、旭団地については大高が入ってきているからおかしいと言っているわけです。だったら、同建ルールをなくしたのかと。だれが考えたってそうなるでしょ。

いままでは榎並か竹内やったんですよ。幸の場合は。そこらがね……。せやから、市民からいろいろと疑いの目が出るのは当然なんです。決まっておるんですよ。するとこが、ここに工事がある、そんならこの業者がやるんやなど。もう2年も前から決まっているんですよ。ばさっと。決まっていいうんやったら、いままでの契約の資料出しなさいな。

わしは10年議員やってますけど、おんなしとこが皆やっている。ときたまかわったら、か

わったそのままずっとかわった人がその区域を担当しているというのが、和泉市の請負契約の現実ですわ。わしの言うことが違うていうんやったら、反論してください。

いまさらどうたらこうたらという話は別としても、同建業者というものが無いというんならですわね、全部したらそれは公募になりますわな。いまもあるのに、なぜこんなところが入っているのか、説明してください。それやったら。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 同和地域の建設業者の育成指導も必要な問題になってまいりますが、先ほど市長も御説明申し上げましたように、本市内にはBランクの業者等がございますので、一般業者の育成もあわせて、両方の育成のために、以前からも市内業者の指名等々いろいろと御意見を賜っている中で、一般の和泉市内の業者が落札した。一般業者育成という姿勢の中で落札したという経過になっておりますので、その点御理解賜りたいと思います。

○ 5番（田中包治君） わしはもう言いませんけどね、あんた方常識で考えてみなさい。そうでしょう。そういうように決まったルールできておって、かわったら同建業者という……。そんなんやったら、いままで20回も30回もやって一遍も入ってないのは何やということになりますわな。そういう疑問がわくでしょう。だれが考えても。

私たち、地域業者の育成と言ってますけどね、これは税金を払うんですよ。市民が税金を払っておるんですよ。せやから、育成のために市の税金をよけいやるのか、ということをお願いするわけですわ。金は少なく済んだら、市民は喜ぶわけでしょう。

あんた方育成、育成いうて……。そら同建業者が和泉市の税金を半分出しているというんなら、話は別やけど、わずかな金でしょう。中小企業ですから。中小企業でも小企業の方ですわな。その中で、私が言っておるのは、競争ささんと、ただ地域的にこれはどこ、これはどこという制度でね。わしらに言わしたら、税金の取り合いとしか考えられないんですよ。

ただ、今回は変わったケースが出てきたので、制度上変えたのかと。これは府の指導やと、いままでせんどわしら言われたんですよ。あこが仕事なのに、なんでこれ一緒に入れてくれるんだらう話をしたけどね。それは言わなんだけども。

そういうことで、入札というものはもう少し公開的な方向でするのがね……。その時期じゃないんですか。これほど入札問題で、談合であるとか、あるいは金もうけをやったとか……。この間も泉佐野で問題出ておりますしね。こういう中でまだ、ここは決まった人、ここは決まった人というように出てくるというのが、どうしてもわしは納得できないんですよ。きょうはこのくらいでおいときますけどね、このまま続行するなら私たちが考えざるを得ないと思います。

○ 副議長（仁井明君） 他にございませんか。

○ 9番（直村静二君） 私は常々、同和地区内の環境改善、改良住宅については、同和業者優先

ということはいかないということは主張してきましたし、その前にも言っておったんですけども、今回、このように大高が入ったということは、市会議員として「今度入ったのかな」ということなんですけどね。

答弁としては、結果として大高になったというふうに言われているんですけど、基本的には、私は前から言っておりますように、同建業者優先ではなしに、ほかでも下請をやっていると。ほおばり過ぎではないか、いや、そうではないというようなことからいきますと、やはり特定の物件については、同建業者優先ではなしに、その分外して、市内業者、他の業者も入れていくというルールをつくってほしいのですわ。

いまのところ、相互乗り入れということですから、業者は金もうけするんですから、同建業者であろうとも市内の業者ですから、どこでもいけるという権利も当然ある。しかし、基本的には、同建業者優先というんですか、同和地区内におけるものについて優先するならば、他の地域の分は他の業者に回していくということもあり得るんですけどね。その辺のルールをつくっておいてもらわないとね、妙な手をしておいてもらたら困ると思うんです。つまり、いついっか期限を切って、準同和建設ということで受付をやめたんで、失格したから優先だとか、そういうことではなしに……。それは私も強く指摘し、今日このようになったと思うんですけども。

具体的にお聞きしたいのは、全面的に全部呼んで、入札に参加させて、結果こうなったのか、それとも1つの企業についてはたくさんほおばっておる、この第一団地の4期工事については遠慮してもらいたいということで、他の市内業者が入ったということになったのか……。しかし、その後の件では竹内建設が入っているからね。2つあった場合には分けていくのか、その辺のこともきちんとしておいてもらわんと困る。その点が1つ。

それから1つ困るのは、そういうふうな工事が出てきて……。通常、げたばきのやつが出てましたね、1階が商店街。今回は商店がない。もちろんないので結構ですけどね。ただ困るのは、これ16戸でしょ。片方も何戸でしょ。そうすると、トータルで何戸が建つということになりますわな。

これ同じ同和地区内での改良事業計画の中での建設戸数ですからね、57年度の分としての予算を消化した、何といいますか、ことし40戸なら40戸、その中で仕上がったのが30戸、あと何は残るといふように参考資料としてなってこんとね。実際どどん出されても、何ほになっているのか……。

一体、幸地区の改良住宅の戸数何ほかと私よく質問するんですけど、もとがわからんからね。建設委員会の少なくとも委員クラスには、本年度の改良住宅の建設予定戸数の中で、これが通れば何戸になりますということをやっておいてもらわんとね。私この案件出るたびに何回も聞かな

いかん。たとえ工事案件であっても、財源は何ぼで、国、府の負担は何ぼやとかよく聞きましたわ。そんなんばかり聞いていると、いやみに聞こえる場合がありますわな。

このような改良住宅、団地については、年次計画をもってやっているんだし、それなりの見直しもして5カ年計画をやらないかん。和泉市のやる分はこれで、そのうちの何ぼだという参考資料をつけていただかないと……。毎回分離されて出てくるから、全容が頭に入らない。同じとこばかりつかないかんということになる。

その点で今後、こういう案件で戸数何ぼというのは、少なくとも建設委員会のときに、協議会の説明のときにはそういうものを出してくれるのかどうか。そうしないと、私はしょっちゅうよう似たことを質問して、それでしまいと。全体でどれだけ進捗しているのやらさっぱりわからん。

これでいくと、商店がない。じゃ、これからげたばき用のやつはあるのかないのか。何戸あるのかということ……。これはその都度聞きますけどね。この点どうですか。2つお答え願いたいと思います。

- 改良事業部長(角谷泰夫君) まず、同建業者と相互乗り入れの問題、また特定の建設物に対する問題等につきましては、先ほど来申し上げておりますように、一般地区の建設業者の育成の問題と同和地域の建設業者育成の問題と相まった考え方の中で、公正な方法をとっていこうように努力いたしてまいりたいと考えております。

それから今年度の事業計画量の問題でございます。今後、その点十分に御理解いただけるような資料等について検討してまいりたいと考えております。当面、今年度につきましては、一応124戸の住宅建設予定をいたしてございます。現在、用地買収等の問題で、今回実施できるのは、この2つの案件で出てまいっております16戸、2棟ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) 答弁聞いておられますと、わかってくれないというのかね……。同建業者の育成とそれ以外の地元業者の育成とミックスしてこうなったということですが、そんな器用なこととはできないと思うんですよ。それをしようと思ったら、一定のルールが要りますわね。

先ほど言うたように、竹内建設が同建業者としてある。いままで優先しておったから何とか省け。この団地についてはこの人は遠慮していただくと。同建業者は外して、そして入札すれば、当然だれかに入ってくる。結果としても、相互乗り入れやってるなということになりますわな。

どちらにしても、この件については全部の市内業者を呼んできて、入札した結果、こうなったんだということではいけばね、今度は、ほおぼるという問題についても、私らでも取れるという問題が出てくるからね。相互乗り入れについては、それなりのルールをつくってもちょうと……。いまの答弁のように、同建業者の育成と市内業者の育成……ということだけでは、何にも

基準にならへん。育成やったら、育成する対象を全部呼んで入札したら、それでしまいですからね。ほおばり過ぎの問題もあるし……。

これは市内業者ですから、田中議員が言うように、みんなもうけてもらわないかんし、税金は払ってもらわないかん。また、市のためにも働いてもらわないかんということになればね、やっぱり知らん顔やないからね、市内業者というのは。その辺もわかって、行政が指導性を発揮して、今回は実績からいけばこうなってますから、ちょっとということで……。その辺のルールぐらいつくっておいてもらわんといかんのやないか、ということをお私に言うわけですわ。これだと、結果的には両方とも立てるということになるやろし、またいろんな非難もないだろうしね。ただ、両方育成ということだけでこうなりましたというのは、われわれ何ほ素人でもそれだけでは……。自由裁量になってもろては困る。

それから参考資料ね、いま聞くと、今年度は124戸の予定やけども、用地買収その他あって、今回16戸の2棟、合計32戸というかこうですわね。こういうものは、何らかの形で提案のときに参考資料としてつけてもろとかなとね。引き続き何年もやってることやから。

実際いうたら、もともと聞きたいですけどね。もとは特別委員会なりなんなりで聞きますけどね。これではさっぱり進捗率が……。こんな請負案件だけで相当聞かないかんということになる。その点、本会議に出しにくいというならば——出してもらいたいですけどね、建設委員会のときにでも出してもらって結構だということなんでね。そうすると、われわれの質問も省けるし、もろと違った形で促進なりなんなりも図れるんじゃないか。再度答弁してください。

○ 改良事業部長（角谷泰夫君） 今後の資料の問題につきましては、いま一度検討させていただきたいと思います。

先ほどから申し上げておりますように、一般業者と同建業者と相まった育成の問題、それと各業者によります事業規模の問題等々を配慮して、今後努力を続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 9番（直村静二君） ちょっと待って。私の言い分の90ぐらい聞いてくれて答弁してくれているの。それとも、頭からそんなものは抜きにして言っているの。その辺聞いておかんと……。聞き方によっては、ううん、よかったなと思うし、場合によったら、するんかいなと思ったりするし……。市長、はっきりしてよ。あなた最高責任者だからね。これだけ論議されたから、一応の答えを持っているはずやから。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろ御指摘をいただきまして、ただいま改良事業部長からお答えをいたしましたとおりでございます。もろもろ勸案をさしていただきつつ、地元業者の育成という観点——同建ルールはございますが、おっしゃるように配分の問題、みんなが仕事ができる

いう行政勢力もやらしていただいております、こういう結果が出てきているという1つの証左でもございますので、御賢察をいただきたいと存じます。

むづかしい問題でございますけれども、いろんな御意見を体しながら、入札あるいは工事ということについては、私たちにえりを正しながら、明朗な中で運営をさせていただいておりますので、よろしく今後とも御指導をお願い申し上げたく存じます。よろしくお祈りします。

- 9番(直村静二君) こういうことなんですよ。一定のルールをつくっておかないとね、最初に言うておったやつが途中でころっと変わってしまう。それでは問題がありますのでね。力の強いやつが勝ちやということになる。

そうやなしに、相互乗り入れ、公開その他いろんなルールを立ててもろて、結果としてこうなったんだというのであればね、それがかんばってもらえば、他市で問題になっているようなことは発生しないだろうと。それは知りませんよ。しかし、市の方ではそんなすきを与えないようにしていくためにも一定のルールがあるんだと。そのことをやってもらわんとね……。岸和田なんか大分かんばっているらしいんですけどね。

今後、不況その他の問題で、仕事の取り合いとかいろいろなことが出てきますのでね。市でつくったルールというものはやっぱり守っていかなあかん。いかなる暴力、脅迫に屈せずにやってもらわなあかん。あごやらどこそこがコブが出たり、どこからか落ったり、晩の電話でひっくり返ったとか、そんなあほなことないようにね。それにはまず、市がきちっとしてもらわなあかんということなんです。

さっきの部長の言うている点については、よく検討して、数値は入れてほしいということ強く要望しておきます。

終わります。

- 副議長(仁井明君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第55号を原案どおり可決いたしました。

- 副議長(仁井 明君) 次に、日程第29「工事請負契約の締結について」(旭第2団地4期(3の1)建設工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第56号

工事請負契約締結について

旭第2団地4期(その1)建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 契約の目的 旭第2団地4期(その1)建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田 忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 175,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文
6. 工期 自 昭和57年 月 日(議決の日)
至 昭和58年3月31日
7. 契約保証金 8,750,000円
8. 保証人 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳一

議案第56号参考資料

旭第二団地4期(その1)建設工事概要

- 1 工事場所 和泉市旭町237番地の1ほか
- 2 敷地面積 2,087㎡
- 3 工事種別 新築

- 4 構造及び規模
- ・住宅棟：鉄筋コンクリート造地上4階建1棟、住宅16戸
延床面積 1,017㎡
 - ・附帯工事：ポンプ室受水槽、自転車置場、植樹等
 - ・道路築造：総延長 249㎡
 - 2号線巾 1.1m×延長 8.4m
 - 17号線巾 6m×延長 9.0m
 - 27号線巾 6m×延長 7.5m

- 副議長（仁井 明君） 提案理由の説明をお願いします。
- 改良事業部長（角谷泰夫君） それではお許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第56号「工事請負契約の締結について」提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする旭第二団地4期（その1）建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

その内容といたしまして、契約金額1億7,500万円で、契約の相手方は和泉市旭町37番地の4株式会社竹内建設代表取締役竹内博文でございます。工期につきましては、御議決得ました日から昭和58年3月31日までといたしております。保証人は、和泉市箕形町437番地の4小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一でございます。工事場所は、和泉市旭町237番地の1ほかで、敷地面積は2,087㎡、構造及び規模は、鉄筋コンクリートづくり地上4階建て住宅1棟で、住宅16戸、延べ床面積は1,017㎡及び附帯工事一式、その他2号線、17号線、27号線の道路築造工事で総延長249㎡でございます。

なお、位置図等につきましては、別冊議案参考資料2ページ以下に添付いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、議案第56号「工事請負契約締結について」の提案の理由並びに内容の説明を終わります。よろしく御審議の上原案どおり可決御決定下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長（仁井 明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） この前の2件のことについても参考までに…。

この指名競争入札は、各3件の議案について、何軒ずつ…。できたら名前も言うてくれませんか。ざっと言うてくれませんか。

- 副議長（仁井 明君） 答弁。
- 建設部長（逢野一郎君） 指名のことでございますが、前回の議会のおりに再三御指摘をいた

だきまして、私どもも、指名委員会といたしましては、一応金額的に指名の数を決めております。

御報告申し上げますと、1千万円までの工事につきましては5社以上、1千万円から5千万円までの工事につきましては8社以上、5千万円を超えるものにつきましては10社以上という、基本的な指名の業者数を決めております。これに基づきまして、この3案件とも10社で指名を行っております。

以上です。

- 16番(赤阪和見君) ひとつひとつ。名前だけざっと言うて。
- 建設部長(逢野一郎君) 私どもの案件の中の指名の業者でございますが、福本建設、森本建設……。
- 16番(赤阪和見君) それはどこですか。いまのやつ。
- 建設部長(逢野一郎君) これは郷荘でございます。福本建設、森本建設、小野林建設、大高建設、竹内建設、寄田組、藪内工務店、杉本建設、中西建設、南海建設、以上10社でございます。
- 改良事業部長(角谷泰夫君) 旭第一団地4期の工事でございますが、安部工務店、榎並工務店、小野林建設、井阪組、志真建設、大高建設、竹内建設、中西建設、福本工務店、藪内工務店となっております。

それから、ただいま御上程いただいております旭第二団地4期(その1)の場合でございますが、榎並工務店、小野林建設、井阪組、志真建設、大高建設、竹内建設、三輪建設、多奈川産業、中西建設、福本工務店、大平建設、以上でございます。

- 16番(赤阪和見君) この保証人は、同じ入札した相手が入っているわけですね。この前からそういう意見があって、保証人の関係は外すべきじゃないかと。

それからもう1点、最近の汚職—高石にしろ、また近くは泉佐野にしろ、神戸とかいろいろのところで出ておりますけれども、大体15社ぐらいの選定になっていると聞いているんですが、数多くしながら談合という形であれしていく。というのは、きょうは現説あるんだな、入札あるんだなという日は、前の喫茶店が満員である。大きい声でべらべらしゃべっているというのが、周知の事実だと思うんですよ。だから、われわれもしなんぞあればという懸念をするわけで、そういう点、もうちょっと気を配っていただきたい、というのが1点です。その点何かありましたらお願いします。

それからこの工事ですが、「その1」というのはどういう意味合いだという点と、なぜ道路築造と地図から見て離れているところをくっつけてやっているのか。これは何かの理由があってやっていると思うんですが、その点お願いします。

- 建設部長（逢野一郎君） 一点目の件についてお答え申し上げます。

保証人の件でございますが、以前から御指摘を受けておったのは、相互の保証のし合いは省いたらどうかというふうなことでございました。その点で、保証人については双方はさせんということで、一応指名の範囲内から保証人をお願いしたいということできているわけでございます。

2点目の前の喫茶店云々の件でございますが、この辺につきましては、業者にも十分注意するよう今後心がけていきたい。かように思います。

- 改良事業部次長（笠木恒忠君） 改良事業部笠木お答えいたします。

「その1」の名称をつけましたのは、実は旭第二団地4期建設工事といたしまして、建計委託を行ったわけでございますが、今回、施行可能になった部分が1棟のみでございますので、全体としては4期でございますが、「その1」という形の名称をとらせていただきました。

なお、2点目につきましては、改良事業ということで住宅並びに道路等も築造を行っておるわけでございますが、今回建設いたします場所につきましては、現状、工事進入路として使用できる道路がございません。そのために仮設進入路等をつくる必要があるわけですが、相当延長も長いということから、たまたま今年度築造可能となりました道路を利用いたしまして、仮設進入路といたしたく考えたわけでございます。そういう点から、同時に施行していくのが費用的に、また技術的に得策であろうという判断から、同一事業として発注をしておるものでございます。

- 16番（赤阪和見君） 5号線から下へ27号線通って入れるというふうな形があるのと違いますか。この地図から見れば。

それと、進路は道路の専門的な業者——竹内さんやどこでもジョイントを組んでますから、あると思いますけどね。ちがった見方をすれば、金額合わせのためのものというふうにもとれるわけですわ。2カ所のところを合わせてどうのころのというのはね。まして、ここに入るのはいかならないと言われども、ここからどう入るの。上から入れる道路があるのと違いますの。真横にきているという道路ならなるほどわかるんですね。現実ないわけですか。1回調査しましょうか。

- 改良事業部次長（笠木恒忠君） ここに5号線というものを書いておるんですが、現実にはまだ築造がされていない。それから5号線から、この参考図面でいきますと、下に下がって27号線、これは1部完成はしておるわけですが、ここの完成している道路に通ずる間の道路が非常に狭隘であるということから、現在できている1号線から2号線を通して、今回やろうとする27号線の計画敷地内を利用して工事をしたい、こういうことでございます。

- 16番（赤阪和見君） もう1点だけ。そうしたら幸保育園……。第一団地4期建設工事、これはいけるわけですな。進入道路はあるわけですな。

- 改良事業部次長（笠木恒忠君） はい。

○ 16番(赤阪和見君) そうすると、その横ずっとあって、集会所の横に完成した道路と27号線の1部との間に、すでに完成していますね。そしてまた、幸保育園の横も完成していますね。この地図で見れば。そこまできてこの道路が完成しているということは、こっちは道は、机上だけのあれですけども、現実そうになっているんならそれでいいと思うんですけども、あるわけですね。これだけ離れた所であると。そうなれば作爲的なものだというふうに感じるんですが、ほくら現場知りませんから、その点わかるように教えて下さい。

○ 改良事業部次長(笠木恒忠君) 今回の幸第一団地の4期の北側になるわけですが、これはすでに完成しております。ただし、この場合にも、通行可能な道路から現場に至る間、仮設道路を築造して工事をやってきたという経過がございます。

○ 16番(赤阪和見君) 結構です。また現場で見ます。

○ 副議長(仁井 明君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第56号を原案どおり可決いたしました。

○ 副議長(仁井 明君) 日程第30「和泉市と高石市との境界の一部変更について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第57号

和泉市と高石市との境界の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、昭和58年5月1日から和泉市と高石市との境界の一部を次のとおり変更することを大阪府知事に申請する。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市に編入する区域

高石市南1613の1、1613の2、1613の3、1613の4、1613の5、
1613の6、1613の7、1613の8、1613の9、1613の10、1613
の11、1613の12、1613の13

高石市に編入する区域

和泉市富秋町256の1、256の2、257の1、257の2、257の3

○ 副議長（仁井 明君） 提案理由の説明を願います。

○ 市室公室理事（平野誠蔵君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程いただきました議案第57号「和泉市と高石市との境界の一部変更について」提案の理由と内容を御説明申し上げます。

今回、境界変更を行おうといたします区域は、和泉市、高石市お互いの区域に深く入り込んでおります飛び地でございます、相互交換により住民の不便を解消し、境界の適正化を図るものでございます。

本市の王子町山手の聖神社南の通称アカッチと呼ばれる区域に高石市南1,613の1ほか12筆、面積1,108.92㎡の飛び地があり、また、高石市北助松の高石自動車教習所付近に和泉市富秋町256の1ほか4筆、面積695.28㎡の飛び地があります。

高石市の飛び地区域には11世帯36人、和泉市の飛び地区域には1世帯5人の住民が居住され、ごみ、尿尿の収集、水道給水、小中学校への通学などの行政サービスは、それぞれの飛び地の所在する市より受けておるわけでございますが、選挙権の行使、行政区域の違いによります付近住民とのコミュニティ等の問題がございまして、高石市と協議を進めてまいりました結果、この両飛び地を交換し、境界の適正化と住民福祉の向上を図ることとした次第でございます。

なお、両地区の住民、地主の御意向も境界変更を望んでおられまして、御議決を得ました上で、大阪府知事に明58年5月1日から境界の一部変更を申請いたしたく存ずるものでございます。

行政境界の適正化につきましては、隣接の泉大津市との関係が大きゅうございまして、泉大津への編入を求める請願2件を継続御審議中でございますし、また、行政境界適正化協議会をはじめ議会、委員会でも種々御指導を賜っているところでございますが、泉大津市との関係につきましては、その面積も広く、利害関係も複雑でございまして、問題解決には相当の時日が必要でございます。可能な範囲から解決を図っていく方針のもとに、今回、高石市とお互いの飛び地の整理による境界変更を図りたく存ずる次第でございます。

何とぞよろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○ 副議長（仁井 明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第57号は原案どおり可決されました。

○ 副議長（仁井 明君） 次に、日程第 3 1 「市道の路線認定について（和泉みたち山 1 号線ほか 4 路線）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 5 8 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和 5 7 年 9 月 2 8 日提出

和泉市長 池 田 志 雄

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
和泉みたち山 1 号線	240.70	7. 40	府中町 5 丁目 642 番地の 8 先	府中町 5 丁目 642 番地の 9 9 先	
和泉みたち山 2 号線	131.50	6. 75 7. 50	府中町 5 丁目 642 番地の 6 5 先	府中町 5 丁目 616 番地先	
和泉みたち山 3 号線	131.30	7. 40 7. 50	府中町 5 丁目 642 番地の 1 先	府中町 5 丁目 642 番地の 1 0 1 先	
和泉みたち山 4 号線	61.30	4. 90	府中町 5 丁目 642 番地の 1 7 先	府中町 5 丁目 642 番地の 2 4 先	
和泉みたち山 5 号線	68.00	4. 90	府中町 5 丁目 642 番地 3 6 先	府中町 5 丁目 642 番地の 3 4 先	

議案第 5 8 号参考資料

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 項の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

- 副議長(仁井 明君) 提案理由の説明を願います。
- 建設部長(逢野一郎君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第58号「市道の認定について」提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本路線は、住宅整備公団が開発を行ったガーデンハウス和泉みたち山団地内の道路で、公団との協議が整いましたので、道路の認定をお願いしようとするものでございます。

次に内容ですが、位置は府中町5丁目の森田紡績の一面で、延長632.80mで、団地内の道路でございます。

各路線別に申し上げますと、まず、和泉みたち山1号線は、起点は府中町5丁目642番地の8先から終点は府中町5丁目642番地の99先で、幅員7.40m、延長240.70m。2号線は、起点は府中町5丁目642番地の65先から終点は府中町5丁目616番地先で、幅員6.75mないし7.5m、延長131.50m、3号線は、起点は府中町5丁目642番地の1先から終点は府中町5丁目642番地の101先で、幅員は7.40mないし7.50mで、延長は131.30m。4号線は、起点は府中町5丁目642番地の17先から終点は府中町5丁目642番地の24先で、幅員4.90m、延長61.30m。5号線は起点は府中町5丁目642番地の36先から終点は府中町5丁目642番地の34先で、幅員4.90m、延長は68mです。

以上、簡単でございますが内容の説明を終わります。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長(仁井 明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
大谷議員。
- 19番(大谷昌幸君) 1号線の矢の先ですけど、これは確か200m足らず先に岸和田南海線がつく予定になっているんですけども、南海線も当然つけてもらわないかんわけですし、つくと思いますが、これに将来この道路を接続する計画があるのかどうか、お伺いします。
- 建設総務課長(坂田平之君) 接続する計画を現在持っております。
- 19番(大谷昌幸君) そうすると、2号線と1号線といまの延長した場合に、現在森田紡績の工場のところまで延長した場合に、小栗街道で結ばれますね。これはむつかしいかもわかりませんが、将来これも計画してもらいたいと思うんです。

これに関連しまして、大阪府住宅供給公社が開発した府中団地という名称ですか、和泉中央線と岸和田南海線の予定地とを現在結んでおります。この道路は、この道路の先に図書館、体育館、勤労者青少年ホーム及び市役所の分庁舎ともいえる都市整備の部があるわけですが、これが信号も設置されているのに、いまだに市道に認定されていない。これはいかなる理由に基づくものであ

るか。信号がつくまでは、老人集会所に達する細い昔の農道を改良した道路が入っておったわけですが、これは鋭角的に交差している関係で大変危ない。しかも狭いということで、広くされたんですけれども、いまだに設定されておらない、

もう1件、13号線のサントリービールかなんかの看板が上がっているところですが、ここに住友不動産の開発した土地があります。ここはすでに信号が設置されて、相当広い道路が直角に入ってきております。この信号も1分間隔ぐらいで点滅するかわですけれども、この道路から車が出てくるのを見たことがない。朝夕はどうか知りませんが、日中はいたずらに信号だけが赤に変わって1台の車も出てこない。そして車の渋滞が起こるという現状になっておりますが、この2点について御説明を願いたいと思います。

○ 建設総務課長(坂田平之君) お答え申し上げます。

いま大谷先生が御指摘の場所につきましては、府の供給公社が府中団地として5.8ヘクタールを開発いたしました。開発に伴う公共施設及び公園施設の市への帰属管理につきましては、工事完了検査及びほぼ入居者が完了した時点におきまして、市に帰属管理するという基本的な考えを持っております。

いま御指摘の点につきましては、道路として完備されておりますが、府中団地内の周辺道路につきまして、一部整備改善の必要箇所を府の供給公社に対しまして指導いたしておるところでございます。一日も早く市道認定いたすべく鋭意努力をいたす所存でございますので、御理解のほどをお願い申し上げます。

それとサントリーの前の件でございますが、あれは開発当時、歩行者道ということで販売し開発しておりますので、その点につきましても、今後、入居者と十二分に協議して検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 19番(大谷昌幸君) 府中団地の方ですけど、いま私指摘した道路につながるもう1本の、団地内を迂回しているような道路がありますが、そのことをおっしゃっているんじゃないかと思うんですけれども、これは私どもから考えますと、供給公社が市の方と協議している段階で、すでに設計図が示されていたはずなんです。そのときに、そういうやり方をやると市道の認定が遅れるとかどうかという指示があつてしかるべきだと思うのが、一つ。

それともう一つは、先ほど言った道ですけれども、病院の方の信号から100mほど行ったところで直角に曲がりますね。公園を通過したところで直角に曲がって、今度都市整備の方に突き当たるこの直線200mぐらいの道路で子供がよく遊んでいて、非常に危ない。現在、市道に認定されていない関係で道路標識が全然ないので、そういうことが起こるんだと思いますけれども、認定が遅れるなら遅れるで、もう少し運転者の注意を喚起するような標識なんかを多くしたらど

うか。その点の御答弁をお願いして、終わりたいと思います。

- 建設総務課長（坂田平之君） 道路の管理上の問題でございますが、それにつきましては、関係機関と協議し、対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。
- 副議長（仁井 明君） 他に。
- 9番（直村静二君） 提案されて、よろしく御審議可決決定してほしい。こうお願いされたわけですけども、十分審議してふさわしいかどうかですね。

一つは、私もこの近所におるんですけども、いまだに境界がわからない。つまり一定住んでいるとこと今回の市道認定という範囲では、どこが境界か、一向に未確認なんです。私のことですからいま初めて言うということではなしに、前から言うているんですけど、さっぱりわからん。

わかりやすく言うと、もともと私たちの前には里道があって、そして公団が来て道を広げたんですけどね。里道も、市道にする分について公団がつくっても、これはこの分になると思うんです。しかし民有地があるんでね、市道のところがどこに境界があるのか、後々もめたときになんかなんと思うんです。多分 現状のままやろといっても、印がどこにあるのかですね、この点を…。

私は保留にしてほしいといふところまでは言いたくないけれども、よろしく審議して可決決定願いますと、まあお願いしている立場やから認めようかとなりますけれども、それやったらそれにふさわしいようにちゃんとしておいてもらわんと困ると思うんですよ。通った後でもよろしいから、ここへピンでもつけておいてもらって、これが境界ですよというふうにやっておいてもらわんと、近所の人からどこが境界や、自分らで勝手に決めたところでええんかということになってきたときに、やっぱり困るんやないですか。私も困る。これが何でできないのや、ひとつはっきりしておいてもらわないかんね。それが一つ。

もう一つは、正直言って公団にしても、こういう案件を市議会に出すということやから、われわれの要望をかなり具体的に聞いたんじゃないかと思うんですね。また聞いてくれな困る。ところが、公団はわれわれいなかの市議会議員よりもごっつい力があるんでね、再々話し合いをしてお約束をしても、部分的には聞いたような顔をして、仕事の面では聞いてないというやつが出てくる。後で言いますと、いやあそういうことはなかったけどということやね、いまさらめくれとも言えんしね。結局私でも相当いかれてなににするんやから、市の方も大分しっかりしてもらわんと、住宅公団の下請の丘陵開発をやっているんやから、ろまいこといかれてしまうという懸念がある。これはいやみではなしに聞いてもらわないかん。

そこで、市道認定がすめば、あとわれわれひっかかりがなくなるんですね。その場合に、相手方の整備公団の中はすでに市道ですから、市が責任を持つ。しかし、あとの緑やとか歩道やとか

いろいろありますけれども、ごみやとかいうときに、だれに言うていくのかということですね。言うていく先があるのかなのか。その場合に、住民の自治管理組合とか、その他規約とかそういうものをこしらえて、周辺の住民の責任の問題は明確にしておいてもらおうということをしておいてもらわんといかんのやないか。

2番目の質問として、公団は、これが通ってしまったら地元の住民との関係はないということを確認できますか。みたち団地についてわれわれが意見を言いたいときに、市の何課に言うたら聞いてくれて、相手に言うてやってくれるか。この2つを明確にしておいてもらわんと困る。

これは一般の市民でもそう言っているんです。私ら議員さかいによけい言えるやると。私がやめた後——残ってくれたらええけれども、残らんとなすりゃ言うてゆくとこないですわな。その点で、市民が来たたらちゃんとできるようにきちんとやっておいてもらわんと困る。単に議員が言うたからするとかいうことでなしに、ここの住民が来てどうするんだと言った場合に、窓口はここですというふうにしておいてもらわんといかん。これが通ってしもたら公団とは縁切れだ。で、公団の中でいろんな問題が起こったときに、どこえいったら窓口として受け付けてくれるのか、その点。

それから、最終的に変則的なことになったということですね。水の問題で言いますと、横田議員と2人の前ですから、市長も来はったんですけども、見た目ではよう言ったと言うか知らんけども、結局、森田さんがありましてね、雨水がどこへ行くんやと。25センチのこんなとこしか行かない。その行かないとこへ、前が広ったからどどん押し込も。市道の横の側溝に、住民の強い要望でせきをつけたわけですけどね、これを乗り越えて水がどどんくるんです。

その点について私は、第3点の問題として、なかなかそれはうまくいかなかったんだけど、地元住民のということで努力をしたんですが、ここではっきりしておるのは、最近また隣のとこをめぐってきた。ホースのスギムラの代表が来ました。これは測量明示ですわ。私の方の前の。25センチのとこからね、これ私が小学校へ通うときに通った道ですけどね、水路を……。これは相手方はどっかへ売ったんでしょう。その場合に、住宅・都市整備公団と民間の開発とどれだけの違いが出てくるかですね。

つまり25センチ大きくしてくれるかどうかという問題と関連して、今後出てきますのでね。だから、既存の森田紡績のいまもう北のところ明示も入れました。あれについてはいずれ計画の申請が上がってくる。その場合、われわれとのつながりの点について明快な計画をつくっておいてもらわんと、また住民から苦情がくる。

いろいろあったけれども、ここ2年ほど合わせての経験から通じて、市としてきちんとしておかないかん点はこの際はっきりしておいてもらわんと後々困るんやないか。その点3つ答弁を…。

○ 建設総務課長（坂田平之君） まず、1点目の官民の境界でございますが、直村議員さんのおっしゃるように、都市整備公団が開発しました開発区域内の道路と、従来からあります里道と含めて指導管理をしていくということで、官民の境界ぐいを打つべくいま手配しておりますので、遅ればせながら御理解のほどをお願いしたいと考えております。

それと2点目の付近住民とのいろいろと摩擦の問題でございますが、入居者管理組合というのが向こうにございまして、その中で付近住民の方との対応についてもやっていくという考えを持っております。

それと開発に伴う付近住民の方々にいろいろと御迷惑をおかけしたことは、私どもも十分承知をしておるところでございまして、今後かようなことのないよう、開発業者に十分指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 9番（直村静二君） それで一つは、これ私賛成するんやから、クレームをつけているわけじゃないんですが、いまの答弁からいって、当然、指摘されているとおり、官と民とのそれはしてもらわないかん。してもらって、5軒ほどありますからね。図面としてちゃんと渡しておいてほしいと思うんですね。それで一応けりだということになりますので、その点をお願いしたい。

それから、地元の管理組合というのもね……。窓口は市の中にはないんですか。問題になったら……。管理組合——場所も名前も知りませんが、これから捜しにいきますけどね。市としての窓口はどこか、何課やと。その点の答弁がなかったね。

○ 建設総務課長（坂田平之君） 市の窓口といたしましては、建設総務課の方が窓口になりますので、よろしくお願いいいたします。

○ 9番（直村静二君） 後の点として市長に言うておきます。久保田さんとかみんなやっておるからね。明示入れて、水路も含めて3メートル道路で、片方歩かれんというようなことが出てますわ、工事中はね。その点については、付近住民のことを考えて、生活道路を侵奪しないように平穏を乱さないような行政指導を今後続けてほしいということを要望して、私は終わります。

○ 副議長（仁井 明君） 他に。

○ 5番（田中包治君） この開発はミニ開発としてやったんか、あるいは新住法の適用の中でやったのかということですね。新住法を適用したら、1.2メートル道路で6メートルですわね。これともう一つは、これ逃げ道がないんですね。生活道路やろと思うんだけど、わしは場所も知らんけれどもね、ただ問題があるのは、民有道路をたくさんつくってますわね、道路認定はしても、市道認定というのはいままでやってませんわな。なぜこれだけ市道認定をせざるを得ないのか、ということがまず1点。

それから、直村さんの質問の中で聞いたんだけど、境界がわからんのにここで提案すると

いうのは、もってのほかですわ。こんなでたらめな提案の仕方ないと思う。

それと、われわれ常識で考えましてね、いままでから市道認定をお願いする場合は6メートル以上やと聞いておったんですが、これは5点何ぼとか、4点何ぼとかいうてましたな。こんな普通の私道でしょう。ただ、公団がやったから認定してくださいと、こういう意味だっか。

いま、観音寺の横の辺の、松風台でも認定してくれいうたら、認定しまんのか。真ん中の道路、70軒から80軒ありますわな、あれはいまだにしませんわな。そんな話は通りませんぜ。相手によって市道認定……。私は6メートルなかったら市道認定はできないんだという考え方に立っておったんだけどね、そこらはどうなの。

- 建設総務課長(坂田平之君) まず1点は、官民の境界については、現在、どこの位置につくかということはきちっとできておりますが、たまたま境界ぐいを打っていないということでございますので、その点御理解をいただきたいと思えます。

それと市道の認定云々ということでございますが、先ほど大谷議員さんの御質問のときに答弁させていただきましたように、開発における公益につきましては、すべて工事完了届が出て、完了工事を私の方で確認し、入居の方がほぼ入った時点で市に帰属管理するというふうな考えを持っておりますので、先ほど申し上げられました松風台等につきましても、その点について十二分に完備されていない部分があるというふうなことで、市道認定がされておらないということでございますので、よろしく願いいたします。

- 5番(田中包治君) ちょっとおかしいのと違いまっか。そうしたら何のために販売さしたんや。あれ10年以上でっせ。そういう話ならまかりならんですよ。なぜそんなんやったら、あれやらしたんですか。なぜ入居さしたんですか。業者やからあかん、公団やからええということと違う。

こんな提案はおかしい。境界がはっきりせへんいうんなら、建設委員会に付託しなさいな。境界もわからんのに、だれがこんなもん認定できまっかいな。

松風台と言うたけども、松風台にしても、三井団地の中でも一緒ですわ、勝手に道つくったら……。私道の道路認定は市が出してますよ。せやけども市道認定はしておりませんよ。

それやったらね、最後の決までせんと……。われわれは現場見てませんねや、どこにあるのかわらん。見にも行かんしね……。ここで決めてもろたら困る。こんなでたらめなやつは困る。

- 建設総務課長(坂田平之君) 先ほどから申し上げておりますように、ただ現地には境界ぐいを打っておらないということでございますので、確かに御指摘の点について今後私どもの方も臨みたいというふうに考えております。図面上ではきちり境界は確認されておるということで、現地にぐいを打っておらないというのが直村議員さんの御指摘でございますので、その点ひとつ

御理解を賜りたいというふうに思います。

- 5番(田中包治君) 境界認定は、両者の認定がなかったらできませんねん。あんた方専門家でしょ。片っ方の人とこっちの人と判を押して、登記所へ行って初めて境界というものは認定されまんね。くいを打ったから境界認定でありませんぜ。周囲の人の判をもろて初めて境界が認定されるんですよ。これが登記上の問題ですよ。

登記上の問題を考えると、いや、くいを打っておらんだけやと。図面なんてだれでもかくわな。法務局へ行ったら図面あるわな。その図面が正しいというたところで、前提として、両方のいわゆるかみ合いの印鑑証明かけてちゃんとせなかつたら、境界認定はできませんよ。あほなこと言いなはんな。

- 都市整備部長(浅井隆介君) ただいま田中議員さんから境界の問題でいろいろ御注意を受けているわけでございますが、先ほど直村議員さんの御質問の中にもありました境界の点につきましては、一応直村議員さんと直接お話をしまして、あとは境界の件だけ残して、せんだって了解をしているところでございます。あとは現時点で、直村議員さん御指摘のように、境界をはっきりしておいてくれという点での御指摘だというふうに理解をしておりますので、事前に境界の確認をしているというふうに御理解を願いたいと思います。

- 5番(田中包治君) あのね、議会に出ているんでっせ。特定の議員が納得したらそれでええんというんか。地元の議員でねきの人がおって、その先生が、間違うとったぜ、ええよいうたら、それでええちゅうんか。すべてが納得せなんだらあかんはずですよ。そんな話があるかいな。

- 建設総務課長(坂田平之君) いま直村議員さんという名前が出たわけでございますが、隣接の地主さんともその問題についてお話しさしていただいて、一応了解を得たということでございます。ただ、境界ぐいをはっきり現地におこしてないというのが現状でございますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

- 5番(田中包治君) そんなごまかしのこと言うなよ、なあ。登記完了して初めて境界いろのは決まりまんね。だれが考えたかてそうでしょ。わしの言うこと間違うてるいうんやったら、周囲の判、ここへ出しなさい。認め印を。そんな架空の問題を審議してくれというような話ありまっか。そうでしょう。

いや、決まってまんねいうて、息子がここや言うとして、親が来て、これは違うと言われたら、どうにもならない。そうでしょ。境界いろやつはそんなもんですよ。この境界の限度というものを出す以上は、はっきり実印を押したやつを……、所有者の実印を押して、登記所へ出して初めてこれが認められて、図面上出てくるんですよ。そうでしょ。

それと、いまも言うたとおり、相手によって完備しているとかせんとかいう話しとったけどね、

そんなもん、どこでも完備しているやないか。これはミニ開発でしょう、はっきり言うたら。これらの土建屋が建てるやつと一緒にしょう。何戸建ってるか知らんけど。わしらが気に食わないのは、公団やから4メートルでもよろしい。普通の建売り業者やから6メートルないとあかんと。

この問題は非常に重要な問題で、これもし決めるんやったら、ほかが申請したら、出してくれるかいんです。これははっきりしてもらわんと困りますよ。

せやから、私が言っているのは、これはあわてる問題と違うんやから、建設常任委員会に付託しなさいと。それがたてまえですよ。こんなもん、ぼおんと出されてね、ここにいる25人がみんなわかっていることやあれへんねから、建設委員会に付託しなさいと。

○ 建設総務課長(坂田平之君) 先ほどから田中議員さんから相手を見て市道認定をする云々というお話でございますが、私どもは相手が公団であろうが、民間の業者であろうが、先ほど申しました基本的な考え方を持って、完備しておれば市道として認定をしていくということでございます。昨年3月の議会でも、丸笠団地の奥の開発についても市道認定をしたという経過がございますので、その点とあわせて御理解願いたいと思います。

○ 5番(田中包治君) こんな問題はね、ただ単に本会議場で決めるんじゃなくて、はっきり書類を見た中であるのが筋なんです。大体、委員会が中心で、付託するのが常識ですわ。ましてや、道が狭くても公団やったら認定するんやということではね……。そういうふうにしか考えられない。

それやったら、何開発法に基づいてやりまんね。まさか新住法と違うでしょう。新住法やったら12メートル道路が要る。それと、生活路線として6メートルの道路認定をしないといかん。これは必然的に法律で決まっています、できたら検査して市道認定をしますわな。それはもうあんたら専門家やからようわかっているはずですよ。そういう中で私は言っているわけですよ。

せやから、はっきりしとるならいいけれども特定の人だけ認めるということはおかしいから、建設委員会に付託して、もう少し調べたらええやないかと。こんなもん別にあわてることあらへんでしょう。

○ 10番(天堀 博君) 議事進行について。

先ほどから直村議員さんの質問も出ておりますし、それに対する答弁も出ております。特にこの地元には、横田議員さんと直村議員さんの2人の地元議員さんがおられますし、それから建設委員会でもこれは2回にわたって出てきております。せんだっての建設委員会協議会では、一定地元での話も解決といいますか、了解の段階に至ったということの説明もありまして、そういうことで協議会としては説明を受けたわけでありまして。

それが本議会の議案として上程されてきているわけでありまして、その点では十分な一定の

過程というものもあったと思うんですが、なおかついろんな手続上の問題とか、いままでの経過等を含めまして質問が続いておりますので、一たん休憩に入っていただいて、その点での説明もそれぞれしていただいて、その上で納得がいくかいかないか、あるいはまた、この議案をどうにかするということでしたら、都合によったら議運その他も開いていただいて、協議したらどうかというふうに思いますので、よろしくお諮りいただきたいと思います。

- 副議長（仁井 明君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午後3時18分休憩）

（午後3時45分再開）

- 議長（藤原要馬君） 休憩前に引き続き会議を行います。

休憩前の田中議員の質問に対し、理事者より明確に答弁を願います。

- 建設部長（逢野一郎君） 先ほど来非常に舌足らずな答弁をいたしまして、議会の皆様方に大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。

本件につきましては、本道路が建築基準法に基づく位置指定道路で、和泉市の開発指導要綱に基づく最小限の道路の幅員量を持った道路でございます。境界につきましても、この件につきましては、周辺住民とも十分協議をいたしまして、すでに立合も終わっております。即刻明示をし、くい位置も確定はしておりますので、くい位置を即刻したいと思いますので、よろしく御理解をお願いいたします。

- 5番（田中包治君） いろいろとありましたけどもね、問題はこれだけやなしに、関連問題もたくさんあるので、そこらをよう考えて……。聞くところによると、建設委員会の協議会で2回もやっているという話もございますので、私は了解いたします。

- 議長（藤原要馬君） 他に。

- 16番（赤阪和見君） 先ほどからいろいろ意見が出ておりますし、若干聞いておきたい点がありますので、その点だけお願いします。

市が認定された時点で、ここに付属する建造物または樹木、これらは掌握されておるのかどうか、どのくらいであるのか……。というのは、民間デベロッパー等のあれもありまして、緑ヶ丘、青葉台については、10年住んでからの認定だというふうに私たちは理解しておるわけです。このみたち山については、建造すると同時にというふうな形なので、何でかなと。こういうものは、道路の工事自体は別としまして、いろいろなものが後々出てくるというふうに感じるわけです。

これともう1点、粉河線へ抜ける道を、舗装するとかせんとかいう話もありましたけども、あれもまだ解決してないんじゃないか。その点お聞かせ願いたいと思います。

- 都市整備部長（浅井隆介君） ただいまの御質問であります道路に付属する街路灯その他につ

きましては、大変申しわけないのですけれども、手元に資料を持ってございませんので、後日、提出させていただきますと思います。

なお、御指摘の2点目でございますけれども、紛河線に向けての道路の舗装については、当初そういう話もありましたけれども、実際上は、道路の舗装については具体的に実施するということの協議はできてないということでございます。したがって、補足させていただきますと、将来、南海線ができた段階でそれに向けての接続をするということで、この問題を解決していきたいというふうに考えております。

- 16番(赤阪和見君) 意見だけにとどめますけれども、南海線もまだまだ日にち的にかかるんじゃないか。そういう点で、あそこから出てくる車等のあれがあって、一部農道ですけれども、それを舗装するというふうな形で聞いておったんですが、その点の後の詰めをしっかりといただきたい点と、やはり認定する以上は、それに付属する電柱、樹木、街路灯などこれらはしっかりと掌握しておいていただかなければですね、関西電力からの収入もあれば、いろんな形の収入もあれば出費もある。認定するということは後々の管理が伴うわけですから、ひとつしっかりと現課の方で管理をしていただけるように要望しておきます。

- 議長(藤原要馬君) 別に、質疑、御意見ないものと認め、これで終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議案第58号を原案どおり可決いたしました。

○

- 議長(藤原要馬君) 続いて、日程第32「昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第59号

昭和57年度和泉市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,682万330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及び負担金		353,848	57,770	411,618
	1. 分担金	12,512	14,470	26,982
	2. 負担金	341,336	43,300	384,636
8. 使用料及び手数料		293,857	775	294,632
	1. 使用料	250,288	775	251,063
9. 国庫支出金		4,864,099	114,635	4,978,734
	2. 国庫補助金	2,383,935	114,635	2,498,570
10. 府支出金		1,496,778	71,651	1,568,429
	2. 府補助金	1,199,218	69,109	1,268,327
	3. 府委託金	130,059	1,638	131,697
	4. 府交付金	1,212	904	2,116
11. 財産収入		355,698	415,906	771,604
	1. 財産運用収入	6,255	7,924	14,179
	2. 財産売却収入	349,443	407,982	757,425
13. 繰入金		329,383	443,968	773,351
	1. 基金繰入金	329,383	443,968	773,351
14. 諸収入		3,202,840	49,125	3,251,965
	5. 雑収入	2,428,440	49,125	2,477,565
15. 市債		1,658,890	133,500	1,792,390
	1. 市債	1,658,890	133,500	1,792,390
歳入合計		25,536,000	1,287,330	26,823,330

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,072,866	12,495	2,085,361
	1. 総務管理費	1,086,626	9,495	1,096,121
	7. 同和対策費	293,300	3,000	296,300
6. 農林水産業費		205,722	11,949	217,671
	1. 農業費	195,255	4,654	199,909
	2. 林業費	10,467	7,295	17,762
8. 土木費		3,380,348	81,597	3,461,945
	3. 河川水路費	190,809	23,018	213,827
	4. 都市計画費	709,699	56,569	766,268
	5. 住宅費	1,894,867	2,010	1,896,877
9. 消防費		595,248	17,045	612,293
	1. 消防費	595,248	17,045	612,293
10. 教育費		4,733,193	514,660	5,247,853
	2. 小学校費	1,134,591	118,482	1,253,073
	3. 中学校費	2,173,271	8,500	2,181,771
	4. 幼稚園費	763,602	30,935	794,537
	5. 社会教育費	320,001	356,743	676,744
12. 諸支出金		823,010	409,011	1,232,021
	4. 基金費	543,000	409,011	952,011
15. 災害復旧費			240,573	240,573
	1. 民生施設災害復旧費		1,500	1,500
	2. 農林施設災害復旧費		66,319	66,319
	3. 土木施設災害復旧費		140,670	140,670
	4. 教育施設災害復旧費		32,084	32,084
歳出	合計	25,536,000	1,287,330	26,823,330

第2表 債務負担行為補正

事 項	交 更 前		交 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
光 明 池 緑 地 整 備 事 業		円	昭和57年度 } 昭和60年度	円 21,000
光 明 台 南 小 学 校 増 築 事 業			昭和57年度 } 昭和82年度	44,585
伯 太 小 学 校 体 育 館 増 改 築 事 業	昭和57年度 } 昭和58年度	100,625		

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後						
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
都市計画事業	61,400	普通貸借 又は 証券発行	年9.0%以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換える。	72,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0%以内	府行 政銀 その他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換える。
消防施設整備事業	7,700	同上	同上	同上	同上	11,800	同上	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	804,669	同上	同上	同上	同上	847,469	同上	同上	同上	同上
幼稚園施設整備事業	84,100	同上	同上	同上	同上	106,300	同上	同上	同上	同上
災害復旧事業						58,700	同上	同上	同上	同上
計	1,658,890					1,792,390				

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました「昭和57年度一般会計補正予算（第2号）」についてその内容の御説明を申し上げたいと存じます。

今回提案いたしました補正予算の主な内容は、去る8月の風水害に伴います災害復旧工事費をはじめ、10月に開館予定の美術館運営経費と加えまして、一部補助金等の確定に伴う事務事業費の補正が主なものでございます。

それでは、予算書に基づきましてその内容を御説明申し上げたいと存じますが、まず、第1条でございますように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億8,733万円を追加し、歳入歳出予算の総額を268億2,330万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。光明池緑地整備事業2,100万円、光明台南小学校増築事業は、4,453万5,000円の追加、また伯太小学校体育館の増改築事業は、今年度補助の採択を受け、歳入歳出予算に計上いたしますために、今回債務負担行為を廃止するものでございます。

第3条は地方債の補正でございます。起債の目的、限度額、方法、利率等第3表のとおり定めるものでございます。

以上が補正予算の内容でございます。

続きまして、事項別明細書により内容の御説明を申し上げます。54ページでございます。

まず総務費でございますが、庁舎の管繕工事費の追加260万円、財産管理費につきましては、今年度より財産区財産の売払い収入の65%相当分を地元へ交付すべく地元公共事業交付金として689万5,000円計上いたしました。財産区の財産処分に伴う経理方法は、大阪府の指導があり、従前は市に収入すべき金額のみ歳入予算に計上しておりましたが、今回から処分金額全額を歳入で受け入れ、歳出で地元へ交付すべき65%相当額を計上することを改めたものでございます。よろしく御了承を賜りたいと存じます。

次に同和対策費といたしまして、南王子水平社創立60周年記念誌刊行委託料として300万円計上したものでございます。

次に、農林水産業費でございますが、農業費につきましては465万4,000円計上いたしてございます。これらはそれぞれ補助金等の確定に伴います事務事業費の補正でございます。林業費につきましては、山地崩壊防止事業費として729万5,000円計上いたしました。

次に土木費でございますが、河川改修費につきましては、東松尾川、南面利川改修事業費のそれぞれの追加、長谷川河川につきましては、大阪府よりの受託事業でございます。1,680万

円計上いたした次第でございます。

また、都市計画費につきましては、光明池緑地をはじめ松尾寺公園整備事業費、阪和東側1号線の追加計上でございます。阪和東側線につきましては、今年度事業完了を見込んで計上いたしたものでございます。住宅費につきましては、住宅補修費201万円の追加計上でございます。

次に、消防費につきましては、消防団員の公務災害共済基金負担金をはじめ小型高所放水車両購入費等といたしまして1,704万5,000円の追加でございます。

次に教育費でございますが、小学校費につきましては、光明台南小学校の増築及び仮称光明台北小学校の新設に伴う設計委託料の計上をいたしてございます。また、伯太小学校体育館増改築事業費につきましては、今年度補助採択された関係で、債務負担行為より歳出予算への組みかえてございまして、1億672万5,000円計上いたしました。中学校費につきましては、和泉中学校改修費850万円、幼稚園費につきましては、横山幼稚園の新設事業費3,093万5,000円の追加でございます。

次に社会教育費につきましては、議員各位のお力添えをいただきまして、10月にオープンを予定いたしております美術館の管理業務委託料をはじめ財団法人和泉市文化振興財団に対する出資金等3億5,674万3,000円を計上いたしたものでございます。

次に、諸支出金でございますが、公共施設整備基金への積立金といたしまして、財産区財産売払い収入分の市の持ち分35%相当分を基金へ積み立てるべく371万2,000円計上いたしました。また、美術館運営準備基金への積立金として4億529万9,000円計上いたしました。

最後に、災害復旧費でございますが、8月の風水害に伴う復旧工事費でございまして、民生施設、農林施設、土木施設、教育施設へのそれぞれの災害復旧工事費2億4,057万3,000円をそれぞれ計上いたした次第でございます。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、これら歳出に充当いたします歳入について御説明申し上げます。48ページでございます。

まず、分担金及び負担金ですが、分担金につきましては、農林事業関係の分担として1,447万円また負担金として、都市計画事業費負担金4,330万円それぞれ計上いたしてございます。

使用及び手数料につきましては、美術館の観覧料、いわゆる入場料等として77万5,000円計上いたしました。

国庫支出金1億1,463万5,000円、府支出金7,165万1,000円は、それぞれ補助対象等を勘案して追加計上いたしたものでございます。

財産収入につきましては、財産運用収入として、美術館運営準備基金の運用収入として、792

万4,000円、不動産売払い収入といたしまして、財産区財産売払い収入1,060万7,000円、また、美術館運営準備基金用の用地として寄付された用地の売払い収入3億9,737万5,000円をそれぞれ計上したものでございます。

次に繰入金として、公共施設整備基金から8,900万円、美術館運営準備基金から3億5,496万8,000円それぞれ繰り入れるべき措置を講じた次第でございます。

諸収入につきましては、過年度収入として3,535万8,000円、雑入1,376万7,000円それぞれ計上いたしました。

最後に、市債でございますが、1億3,350万円追加いたしてでございます。これらは、歳出予算の事業に伴う適債事業を勘案いたしましてそれぞれ計上いたしましたものでございます。

以上が今回御提案申し上げました一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

- 議長(藤原要馬君) 本件について質疑、御意見ございませんか。
- 10第(天堀 博君) 3点ほど伺います。

ページ数からいきますと、51ページの基金繰入金の項でございますが、ここで今回、8,900万円公共施設整備基金から繰入金追加ということで出ております。これは年度当初の予算委員会でも、この基金のことでわれわれ質問いたしまして、基金の中での出したり入れたりするあれです。これが、議会では今回のように繰入金追加ということで入ってきますし、基金へ入る方も基金へ繰り入れということで出てくる。ですから、何がどういうふうになっているかわからない。

今回、池の売却の35%を基金に入れる、こういうふうに聞いているわけですが、これは以前からわれわれ指摘しておりまして、池を売ったやつ、これの市の取り分を一般会計にほり込んで、何やわけわからんようにしてしまうという点では、改善されていると思うんですよ。

そういうふうなもので、美術館の基金もありますし、基金類については、ぜひとも年度末で表をつくっていただいて、全議員さんに、今年度は年度当初でこういう額がありました。それから、こういふものから入ってこういふものが出ていきましたというやつを、そういふ経理状況というんですか、こういふものを明確にさせていただきたい。この辺ひとつ約束していただけるかどうか、ということが1点。

それで、今回の8,900万円については、われわれ予算委員会等でいろいろお聞きしたときに、答え等もいただいておりますんですけども、57年度の予算当初額でなにかからどういふものを幾ら収入を予定しておって、幾ら出していく予定になっておったか、そして、57年度末でどれぐらいの基金の残がある予定になっておったかということと、そのうち8,900万円という額が、後で幾らでしたかな、いわゆる35%の池の分が予定に入っておったかどうかということもあ

せてお聞きしたい。

これが1点目。

それから2点目は、55ページの防衛施設周辺調査費、今回、290万円の調査及び設計委託料が出ておりますけれども、これはどこをどういう目的でやられようとしているのか。

それから、前に戻りまして54ページですが、同和对策総務費で300万円、南王子水平社創立60周年記念誌発行委託料というのが出ておりますが、これを見れば、内容が大体どうであるかということはわかるんですが、どういうところに委託されて、いつごろ発刊されようとするのか。できれば中身についてもお聞かせ願えたらと思います。

以上3点だけお聞きします。

- 議長（藤原要馬君） 答弁。
- 財務部長（麻生和義君） 3点の質問のうち1点目については財務部長お答え申し上げたいと思います。

今回、8,900万円のいわゆる基金取りくずしということで計上いたしておりまして、これに伴ないまして、予算委員会等で御答弁申し上げました57年度末の基金の残高の見込みの額が若干変更してまいりまして、8,900万円取りくずしまして、さらに371万2,000円、これは財産区財産の35%相当分ということで、より経理を明確にしていまいりたいという観点から、それらを加えますと、57年度末の基金残高見込みとしましては約16億3,000万円程度になる見込みでございます。

それから、お申し出の基金の一覧表でございますが、適当な様式等を考えまして、十分御相談を申し上げたいと思います。

以上です。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 55ページの防衛施設周辺調査費ということで委託料290万円計上していただいておりますけれども、どこをどういう目的でというお尋ねでございました。信太山演習場は、古くは山林、雑草の生い茂った環境でありましたけれども、昨今団地化したしまして雨水等の流出が速くなり、水路やため池に害を与えている現象が見られます。これらの耕地施設の公共性の高い水路、ため池をとらえまして、まず全域調査をし、施設整備を図ろう、かよう考えておるものでございます。

関係する農協は、北池田、和泉、信太農協に該当する方々の営農指導員または地主等の方々に、こういう制度についての事業取り組みについていろいろと御説明を申し上げ、今回、水路3本、ため池1本について補助対象を受けていたらどうかということでございますので、水路については惣ヶ池水路でございますけれども、これについては設計委託料、その他については、防衛施

設内、信太山演習場内すべてを調査するというところで、かような予算計上をお願いいたしましたのでございます。

- 同和対策部長（橋本昭夫君） 3点目の南王子村との関係につきまして同対策部長からお答え申し上げます。

3点御質問がございましたが、まず、委託先は社団法人部落解放研究所を予定しております。

それから期限でございますが、来年の4月3日が、南王子水平社を創立しましてちょうど満60年になります。それに合すべく3月末に刊行したい、そういう計画で進めたいと思っております。

なお、中身につきましては、行政史——行政関係の歴史、いわゆる南王子村から八坂町、それから和泉市というふうに移っておりますが、行政的な歴史、住民の生活環境の歴史、産業の歴史、それから水平社運動の歴史等々が主な編集内容でございます。

- 10番（天堀 博君） 1点目の基金の表については、ぜひそういうことでお願いしたい。そうでないと、どうもわれわれいつも、先ほどの改良住宅の話じゃないですけれども、聞かないとわからんということでね、どちらも手間ひまかかりますので……。

それから、これは確か前もいろいろお聞きしたんですが、利子が一般会計に入ってきますけれども、これは恐らくすでに5月か6月ごろの定期が満てて、利子自身は発生しているというんですか、出ているんだと思うんですけれども、この利息は予算の中に入っているのか、あるいは会計でどういふふう処理されているのか、これだけ聞いておきます。

それから信太山演習場の周辺調査及び測量設計委託料なんですけれども、いまお聞きしたら、産衛部長がなぜ答えてくれるのかなと思っていたんですが、いわゆる耕地関係ですね、水路、ため池の類ということで。もちろんそういうことで、水路がきちっと整備をされる。雨水の処理が、いまの説明のように、以前は森もあつたりしたけれども、いまはそうじゃないということで、その辺の処理をきちっとするのは一面いいと思うんですけれども。

ただ、これは市長にも意見として申し上げておきたいのは、市長と見解の相違が以前にもありましたけれども、伏屋町の会館にしる、今回にしる、防衛施設の周辺整備ということでよくなっていくのはいいにしても、一定そのことによる……いま平和の問題、いろんなことが問題になっておる時期ですから、そのことによる逆の方向ですね。その辺の危険性をわれわれは危惧しているわけです。前にもちょっと言い合いになったんですけれども、とにかく金もろて周りようしているんやから、こっちから言いたいことも言えないということではだめなんで、それは改めて姿勢を聞こうとは思いませんけれども、指摘だけはしておきたいと思えます。

先ほどの基金の利息分だけちょっと……。

○ 財務部長（麻生和義君） 1点目の基金運用に伴います利子が一般会計に入っているということですが、現在、基金全体、残高全部を銀行預金にいたしておりますが、その中で現在、定期の期間中であるということですが、来年年明け春に、一年定期ですので、満期が参ります段階で約9,800万円——当方の試算でございますが、約9,800万円の利子収入が計上できる見通しでございます。

以上です。

○ 10番（天堀 博君） もう終わろうと思ったんですがね、いまの答弁では、来年の8月末と言ったんかな、定期の期間やから利息がどうのこうのということですが、ぼくの理解しているところでは、定期は5月末か6月末ぐらいに満ているはずなんです。元金そのまま、利息だけが出てきているんですね、それをたとえば収入役さんのところで預かっておられるとか、年末に確定した時点——もうているんですけども、利息に利息をつけて一般会計に歳入として処理をされようとするのか、その辺きっちり聞かしてください。

○ 会計課長（赤田傳信君） 会計の赤田お答えいたします。

56年度の利子でございますが、それにつきましては、この5月に一般会計に収入してございます。

○ 10番（天堀 博君） 一般会計に収入しているというのは、ちょっとぼくも調べてないんですが、補正予算かなんかでもう入っているんですか。

○ 会計課長（赤田傳信君） いいえ、まだ補正予算としては……。それを財源としては補正予算に入ってございません。

○ 10番（天堀 博君） ということは、その金は一たん収入してるけれども、収入役さんなりがごっかへ預かって管理をしているということの意味なのか、その辺ちょっと聞かしてください。それを年度末で処理するのか……。

○ 会計課長（赤田傳信君） その利子につきましては、一般会計へ収入しまして、その利子の補正予算はまだやってないということでございます。一遍一般会計へその利子を入れたまになつてございます。

○ 10番（天堀 博君） 一般会計へ入れて、一般会計でもう使っているということなのかね……。

○ 助役（坂口禮之助君） 財政運営の關係の資金繰りの關係のことでございますので、私から御説明申し上げます。

5月に満期になりまして、利息は収入に入るといふようになりますと、その利息は当然、条例等にも書いてございますように、一般会計の収入として使わしていただくということになってございます。したがって、一般会計の利子収入の中で、予算科目の利子収入の中に収入をしまして、

歳計現金として収入役の手元でその資金の運用をやっていただいているということでございます。

補正等で必要な支出が起きました段階で財源が不足する場合、その財源等の利子収入を改めて補正予算に組みまして、歳出科目をまた適当なものを組みましていただく、そういう扱いになるんですが、それまでの間はいわゆる歳計現金ということになるわけです。歳入していったやつと支出していったやつとの間に残っている現金が常にあるわけです。

それは、できるだけ安全で有利な管理ということで、収入役さんの手元で、当番銀行に、長くゆとりがあったら3カ月定期ぐらいにして、余り時間がないということなら、支払指定預金というのが最近できておりますが、そういうふうな形で、できるだけ有利な善良な管理をしまいる、そういうシステムになっているわけです。

したがって、昨年度の満期になっております利息につきましては、歳計現金として収入役さんの手元で預かって、銀行に預金をしていただいているということでございます。

- 16番(赤阪和見君) 特に災害復旧の点でどうしても生活の用に供さなきゃならん。山林又はミカン山等の取り入れ等を控えて、そのままほうっておくことによって、あと災害復旧を受けるという形はあるんですけども、ところが、それを待っておって自分の生活に支障を来すということで、先やりますね。そういう形のフォローというのは全然できないというふうに、いま制度上なっているわけなんです。

そういう点、基本的に今回の災害を通じ、また今後のこととして、山地崩壊防止事業を行うところ等もその制度にのった手当てを受けられずして、自分とこの費用でやらなければ生活ができないという非常に切迫したところがあるんですが、その点どうフォローされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 今回の災害で耕地関係、また林業関係で多大の被害をこうむっております。地元の皆様方のいろいろな熱意で、市からお出しいたしました現物支給等でもって当面、応急復旧でしのいでおられる方もたくさんおられます。

これら災害の本復旧につきましては、御承知のように、農林、大蔵両省の査定をまって、採択されたものについて実施されるというのが、当面の制度上の技術的な問題でございます。応急復旧の段階では、これら日常生活に支障を来さない面も含めて、特に重点的にやらさしていただいております。

御指摘のミカンの樹園地に係る農道等の整備につきましては、格段の配慮をしながら応急復旧もいたしおると、確信までは持ってませんが、かなり努力をいたしました。査定を受け、本復旧について鋭意努力してまいりたい、かように考えております。

- 16番(赤阪和見君) 応急処置だけではどうしょうもないところもあるわけでございます。

たとえば自分のところで土砂を取らなければならない。また下からがっちりしてこんなことには大きな車は入れない、そういうところがたくさんありますし、9月20日で現物支給は打ち切りという形の中で、非常に遅れているところもあって、後からの要望も非常にあったように聞いております。

その点で、今回のような大きな災害、また、こういう手当てがあるのを知らずして自分で復旧して行かざるを得ない。なけなしの銭をはたいて、このミカンの安い中、財産を守るためにやっていくというのはわかるわけですが、そういうところがたくさんあるわけです。

今後、そういう点をフォローできる形を考えていただいて、災害復旧——今回の補正だけではとても足りないと思いますが、次の補正予算等も出てくるだろうと思いますが、それまでに検討して、どうするかという点の答えを、次回で結構ですのでいただきたいと思います。

○ 議長（藤原要馬君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第59号は原案どおり可決しました。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第33「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第60号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

議案第60号参考資料

〔1〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。

この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2、3 略

(任期)

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

監 査 委 員	任 期 満 了 日
久 光 喜 多 男	昭和57年10月1日

議案第60号参考資料

監査委員に選任される者の経歴等

氏 名 久 光 喜 多 男

住 所 和泉市鶴山台4丁目18番4号

生年月日 大正3年11月15日

職 業 無 職

主な経歴 昭和4年 大阪府庁に就職
昭和30年 大阪府議会事務局長
昭和45年 大阪府庁退職
昭和45年 財団法人大阪府開発協会常務理事
昭和49年 大阪府土地開発公社常務理事
昭和51年 大阪府土地開発公社副理事長
昭和53年 大阪府土地開発公社退任
昭和53年10月2日 和泉市監査委員に就任

現在に至る

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程いただきました議案第60号「監査委員の選任について」提案の理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在監査委員として御苦労願っております久光喜多男氏は、本日10月1日をもちまして任期満了となっておりますが、引き続きまして久光喜多男氏を監査委員に御選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

久光喜多男氏は、昭和53年10月2日に知識経験を有する者の中から選任される監査委員一期を歴任され、人格識見ともに兼ね備えられた方ございまして、監査委員として適任者であると存じます。

お手元に参考資料としてお届けをいたしておりますとおり、住所は和泉市鶴山台4丁目18番4号で、大正3年11月15日生まれでございます。

何とぞ議会皆様方の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。
本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第60号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第34「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第61号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により議会の同意を求める。

昭和57年9月28日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第 6 1 号参考資料

〔 I 〕 地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)抜粋
(人事委員会又は公平委員会の委員)

第 9 条 人事委員会又は公平委員会は、3 人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、
且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が
選任する。

3 第 1 6 条各号(第 4 号を除く。)の一に該当する者又は第 5 章に規定する罪を犯し刑に処
せられた者は、委員となることができない。

4 委員の選任については、そのうちの 2 人が、同一の政党に属する者となることとなつては
ならない。

5 ~ 9 略

10 委員の任期は、4 年とする。但し、補欠類の任期は、前任者の残留期間とする。

11 ~ 13 略

〔 II 〕 前任者の任期満了日

公平委員会委員	任期満了日
申野音吉	昭和 57 年 10 月 24 日

議案第 6 1 号参考資料

公平委員会委員に選任される者の経歴等

氏 名 申野音吉

住 所 和泉市府中町 3 丁目 1 2 番 2 3 号

生年月日 明治 4 3 年 1 月 1 日

職 業 美容院経営

主な経歴 昭和 4 5 年 和泉市商工会総代

昭和 5 5 年 社団法人 大阪府公衆衛生協力会理事

昭和 5 5 年 大阪府和泉保健所運営協議会委員

昭和 4 4 年 2 月 2 5 日 和泉市公平委員会委員に就任

現在に至る

○ 議長(藤原要馬君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) 引き続き、ただいま御上程をいただきました議案第 6 1 号「公平委員会

委員の選任について」提案理由並びに内容につきまして御説明を申し上げます。

現在、公平委員として御尽力を願っております申野音吉氏は、来る10月24日をもって任期満了となっておりますが、引き続きまして申野音吉氏を公平委員に選任をいたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

申野音吉氏は、昭和44年2月25日に公平委員に選任せられ、4期歴任されており、御活躍を賜っております。氏は資性きわめて温厚にして、人格高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に御理解があり、かつ人事行政に関して正しい理解と適切なる判断をもって当たられ、公平委員としてまことに適任者であると存じます。

お手元に御配布の資料のとおり、住所は和泉市府中町3丁目12番23号で、明治43年1月1日生まれでございます。

何とぞ議会皆様方の御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしく御願申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） お諮りいたします。

本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第61号を原案どおり同意することに決めます。

○ 議長（藤原要馬君） ここで、ただいま御同意いただきました監査委員さん及び公平委員さんのあいさつの申し出がありますので、これを許します。

（監査委員就任あいさつ）

○ 監査委員（久光喜多男君） 私、ただいま御紹介をいただきました久光でございます。お許しをいただきまして、また貴重な時間をおかりいたしまして一言御礼を申し上げたいと存じます。

先ほどは監査委員の選任について御同意を賜りまことにありがとうございました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

願いますれば過去4年間の間、多々至らぬ点があったことは存じますが、何とか今日まで無事に務めを果たし得ることができました。これひとえに議員皆様方の温かい御指導と御厚誼の賜物でございまして、ここに重ねて深く感謝を申し上げる次第でございます。

この上は、まことに微力短才な者ではございますが、心を新たにいたしまして、引き続き監査事務の遂行のため専心努力をいたしてまいり所存でございますので、この上とも議員の皆様方におかれましては一層の御指導と御鞭達を賜りますよう心から御願いを申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単で意を尽くしませんが、これをもってお礼のごあいさつにかえさせていただきます。
ありがとうございました。

(公平委員就任のあいさつ)

- 公平委員(串野音吉君) 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま本議会におきまして、私、公平委員の再任を承認していただきましてありがとうございます。
います。

微力ではございますが、誠心誠意、公正に職務完遂のために懸命の努力を払いたいと思います
ので、今後とも皆様には御指導と御鞭達、御援護を心からお願い申し上げまして、はなはだ簡単
ではございますが私の再任のあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

-
- 議長(藤原要馬君) 次に、日程第35「和泉市選挙管理委員および補充員の選挙について」
を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第1号

和泉市選挙管理委員および補充員の選挙について

昭和57年10月24日をもって選挙管理委員および補充員の任期が満了するので、地方自治法第182条の規定により各4名を選挙するものとする。

昭和57年10月1日提出

和泉市議会議長

藤原要馬

記

選挙管理委員

氏名	住所	生年月日

選挙管理委員補充員

氏名	住所	生年月日

選挙第1号参考資料

選挙管理委員会に関する法律抜粋

(選挙管理委員及び補充員の選挙)

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定するもののうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなったときも、また、同様とする。

選挙第1号参考資料（選挙管理委員）

氏名	やまと 犬	やまと 和	すすむ 進	よね 米	だや 田安	お 雄	たか 高	はしま 橋正	みち 道	わか 若	はやし 林久	かず 一
住所	和泉市箕形町149番地の1	和泉市和田町209番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市久井町428番地	和泉市伯太町5丁目25番20号	和泉市伯太町5丁目25番20号	和泉市伯太町5丁目25番20号
生年月日	明治42年1月11日	明治44年3月27日	明治44年3月27日	明治44年3月27日	明治44年3月27日	明治44年3月27日	大正9年2月22日	大正9年2月22日	大正9年2月22日	大正12年8月6日	大正12年8月6日	大正12年8月6日
職業	無職	無職	無職	無職	無職	無職	農業	農業	農業	園芸業	園芸業	園芸業
主な経歴	大正12年 北松尾村尋常高等小 学校卒業 北松尾村村会議員2 期8年・北松尾村農 業委員会会長・北松 尾農業協同組合理事 和泉市農業委員会副 会長 昭和41年 箕形町町会長 国民年金委員 防犯委員 昭和56年10月より 和泉市選挙管理委員 現在に至る	大正14年 南池田村尋常高等小 学校卒業 昭和21年 南池田村農業委員 昭和26年 南池田村会議員 昭和35年 和泉市町会連合会南 池田校区会長 昭和48年 人権擁護委員の委嘱 を受け現在に至る 昭和58年8月より 和泉市選挙管理委員 現在に至る	昭和8年 横山村尋常高等小学 校高等科卒 昭和38年 和泉市農業委員 昭和40年 南松尾農業協同組合 理事 昭和44年 久井町町会長 昭和47年4月より 和泉市選挙管理委員 現在に至る	昭和12年 伯太尋常高等小学校 卒業 昭和25年 防犯委員 昭和43年 伯太町町会長 昭和48年 岸和田検察審査協会 会長 副会長 昭和49年 和泉市選挙管理委員 補充員 現在に至る 昭和53年 光明池土地改良区 総代								

選挙第1号参考資料(補充員)

氏名	つほいぎぞう 壺井儀蔵	たどころしげのぶ 田所重信	まついかずを 松井雄	おくだゆういち 奥田勇一
住所	和泉市北田中町44番地	和泉市府中町2丁目8番34号	和泉市伏屋町178番地	和泉市太町231番地の1
生年月日	大正7年4月22日	昭和4年3月4日	大正15年3月8日	大正14年8月24日
職業	御嶺山カーペット取締役社長 昭和7年 横山尋常高等小学校 卒業	藤伸建設株式会社代表取締役 昭和20年 岸和田市立岸和田商 業学校卒業	松井織維株式会社代表取締役 昭和18年 岸和田市立岸和田商 業学校卒業	米穀店経営 大阪通信講習所卒 郵便便局電信課勤務
主な経歴	昭和33年 カーペット製造	昭和40年 和泉市商店連合会 会長	昭和18年 南池田村役場勤務	昭和26年 米穀店開業 現在に 至る
	昭和43~45年 北田中町町会長 防犯委員	昭和43年 泉大津納税協会評議 員 現在に至る	昭和21年 織布業、ニット業	民生委員
	昭和50年~52年 北田中町町会長 防犯委員	昭和47年 和泉市交通安全協会 理事 現在に至る	昭和26年 松井織維株式会社設 立 代表取締役 現 在に至る	光明池土地改良区総 代
	昭和50年 年金委員 現在に至 る	昭和55年 民生委員 現在に至 る	昭和42年 泉州織物工業組合理 事	昭和56年 北信太パッチェイ ング センター経営
	昭和53年 選挙管理委員補充員 現在に至る	昭和57年 和泉市商工会副会長 現在に至る 和泉市シルバー人材 センター理事 現在に至る	昭和52年 和泉大阪ライオンズ クラブ会長	昭和57年 太町町会 副会長

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 本件につきましては、議案として議会から御提案申し上げておりますので、はなはだ僭越でございますがお許しをいただきまして自席より、私から提案の内容説明を申し上げます。

和泉市選挙管理委員及び補充員の任期が、来る10月24日をもって満了となります。しがたが、いまして、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定により、委員及び補充員の選挙を議会において行わなければならないことになっております。委員4名、補充員4名、計8名を選挙願うわけでございますが、補充員につきましては、順位の決定もあわせてお願い申し上げたいと存じます。

なお、当該委員及び補充員の選任については、指名推薦の方法をもって行うことができますので、よろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単でございますが提案の理由の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（藤原要馬君） 本件につきましては、各委員の選任任期満了に伴いまして議会で選挙をしなければならぬことになっております。しがたが、いまして、こと人事に関するところでございますので、慎重を期して、さきの各派代表者会議において人選を協議申し上げ、一応の御了解をいただいておりますので、はなはだ僭越ではございますが、私から委員の氏名を申し上げまして御推薦をさせていただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでございますので、私から指名推薦いたします。

選挙管理委員に高橋正道、米田安雄、大和進、若林久一、以上4名の方に、次の補充員といたしましては、1番 壺井儀蔵、2番 田所重信、3番 松井一雄、4番 奥田勇一、以上4名の方を推薦いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって選挙第1号を指名推薦どおり決定いたしました。

○
○ 議長（藤原要馬君） 日程第36「市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第1号

市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年10月1日

提出者

和泉市議会議員

田中包治

奥村圭一郎

穴瀬克己

天堀博

竹内修一

成田秀益

池辺秀夫

和泉市議会議長

藤原要馬殿

市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

市町村社会福祉協議会は、地域住民の福祉向上をめざす住民の自主的な組織として地域福祉、在宅福祉活動の推進、福祉コミュニティ形成に重要な役割を果たしてきた。

今日の多様化した福祉問題や地域社会の変化に対応し、地域福祉活動を発展させていくためには、市町村を区域とする市町村社会福祉協議会の役割がますます高まってきており、その拡充・強化が必要となってきた。

しかるに、現行の社会福祉事業法においては、市町村社会福祉協議会に関する規定がなく、法的な位置づけがなされていないため、その活動進展に大きな障害となっている。

よって、政府におかれては、社会福祉事業法を一部改正し、市町村社会福祉協議会を法制化して法的な位置づけを明確にされるよう強く要望する。

上記のとおり、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年10月1日

大阪府和泉市議会

○ 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 11番（成田秀益君） ただいま局長から意見書について御発表をいただきましたが、その内容について、私からお願いいたしたいと思うことがございますので、意見書の第1号について、はなはだ僭越でございますが、私より提案理由の説明をいたしたいと存じます。

今日、市町村社会福祉協議会は全国のすべての市町村に設置されておりますが、活発に活動を進めて、地域の社会福祉向上を目指しております。住民の自主的な福祉活動推進に大きな役割りを果たす組織に発展しておりますことは、いまさら言うまでもございません。

しかし、今日の多様化した福祉問題と地域社会の変化に対応して、その活動をさらに一層発展させるには、市町村の社会福祉協議会活動の大幅な拡充強化が必要となっておりますが、現在、法的な位置づけがないため、その進展に大きな障害となっております。よって社会福祉事業法の一部を改正して、社会福祉協議会の位置づけを法制化するため、政府に対し強く要望するものであります。

何とぞ御理解いただきまして御決議賜りますよう、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○ 議長（藤原要馬君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって意見書第1号を原案どおり提出することに決めます。

○ 議長（藤原要馬君） 日程第37「老人医療費無料制度の継続を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

意見第2号

老人医療費無料制度の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年10月1日

提出者

和泉市議会議員

赤坂和見

柳 瀬 美 樹
飯 坂 楠 次
成 田 秀 益
池 辺 秀 夫
松 尾 孝 明
天 堀 博
若 浜 記久男

和泉市議会議長

藤原要馬 殿

老人医療費無料制度の継続を求める意見書

先の国会での老人保健法の成立による老人医療費有料化は老人とその家族に大きな不安をあたえ、怒りを起こさせている。

これまで大阪府が行ってきた年齢制限の上乗せや、自治体負担による無料枠の拡大などの措置に対して、厚生省はこれを機会に法律に沿った形での見直しをするべきだとの意向を示している。

老人医療費の無料制度は、老人福祉法第2条の「老人は多年にわたり社会の進展に寄与したものとして敬愛され、かつ健全で安らかな生活を保障されるものとする。」という理念を一步具体化したものであり、今後ますます高令化社会をむかえる上で、重要な社会保障制度の一つである。その制度をたとえ一部負担であっても、老人福祉の柱として定着してきたものを崩してしまう事は重大な福祉の後退といわざるを得ない。

また、この制度はもともと大阪府などの自治体が取組み政策として実施され、我が国に定着してきたものである。

よって本市議会は、大阪府が独自にすすめてきた65歳から69歳の医療費無料制度を今後も継続するとともに、70歳以上についても現行の無料制度を維持する方策を検討することを求める。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により大阪府に対し、意見書を提出する。

昭和57年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（藤原要馬君） 提案理由の説明をお願いします。
- 1番（若浜記久男君） ただいま詳しく局長の方から朗読していただきましたとおりでございます。詳しくは申し上げませんが、府市民の無料化に継続、いわゆる自治体負担の声

非常に高くございます。これらの方策を十分考慮していただくというための意見を申し上げる次第でございますので、ひとつ皆様方の御協力よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 本意見書について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって意見書第2号を原案どおり提出することに決めます。

-
- 議長（藤原要馬君） 次に、日程第38「第9次道路整備5箇年計画の策定に関する決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

（市議会事務局長朗読）

決議第2号

第9次道路整備5箇年計画の策定に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年10月1日

提出者

和泉市議会議員

奥村圭一郎

成田秀益

田中包治

穴瀬克己

竹内修一

池辺秀夫

和泉市議会議長

藤原要馬 殿

第9次道路整備5箇年計画の策定に関する決議

道路は、国土の均衡ある整備と地域の健全な発展を図るうえで、必要欠くべからざる基盤的施設

である。

しかしながら、本市においては道路整備状況が未だ著しく遅れており、その整備率は非常に低い水準にある。

現在の財政事情は真に厳しいものがあるが、今後さらに増大する交通需要を適切に処理することが本市の活力を維持高揚することに大いに寄与するものであると思料する。また、多数の市民の生活を災害・交通事故、交通公害等から守り、良好な都市環境を形成してゆくことは、本市行政に課された緊急な課題である。

したがって、政府におかれては、今後とも、道路整備の一層の推進を図るため、揮発油税・自動車重量税等の道路財源を確実に充当し、昭和58年度から始まる第9次道路整備5箇年計画の策定にあたっては、大幅な事業費枠の拡大を図られるよう強く要望する。

以上決議する。

昭和57年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（藤原要馬君） 提案の趣旨説明をお願いします。
- 15番（穴瀬克己君） ただいま上程いただきました決議第2号について僭越でございますが私より提案理由の説明をさせていただきます。

道路は、わが国の経済並びに社会生活を支える根幹的な施設として欠くことのできないものがあります。これまでの道路整備は、昭和29年度を初年度とする第1次道路整備5カ年計画以来、現在の第8次道路整備5カ年計画まで鋭意進められてきましたが、いまだ十分なものとはいえない状況にあります。本市はもちろん、府下全域において十分な事業費が確保できず、そのため道路整備状況は著しく遅れており、その水準は非常に低いものであります。

このたびの第9次道路整備5カ年計画の策定にあたり、政府に対しその事業枠の拡大を図り、われわれの熱望する道路整備の推進に十分にこたえられるよう対処方を強く要望するものであります。

何とぞ御理解の上御決議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

- 議長（藤原要馬君） 本決議文について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって決議第2号を原案どおり決議することに決しました。

○ 議長(藤原要馬君) 日程第39「申告納税制度見直しに関する要望決議」を議題といたします。

決議文を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第3号

申告納税制度見直しに関する要望決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13号の規定により提出します。

昭和57年10月1日

提出者

和泉市議会議員

柳	瀬	美	樹
飯	坂	楠	次
成	田	秀	益
赤	阪	和	見
天	堀		博
松	尾	孝	明

和泉市議会議長

藤原要馬 殿

申告納税制度見直しに関する要望決議

中小企業は、長期に亘る経済不況と、所得税減税5年間据え置きという中で、営業と生活は増々苦しくなる一方です。

しかし、それに追い打ちをかける様な臨時行政調査会の基本答申には、驚きという他はありません。

本来の行財政改革とはほど遠く、中小業者を始め国民により多くの負担を強いる方向で進められてきています。

中でも、申告納税制度見直しは、大型間接税(新一般消費税)の導入を始め、大增税への道を開こうとするものであり、みすごすわけにはいきません。

今、臨調答申で政府が行おうとしている申告納税制度の改悪は、納税者に対して「記帳の義務化」「推計課税の合法化」「納税者に挙証責任の転嫁」「総収入申告制」の導入など、納税者の権利を奪いさり、中小企業などに、より一層の重税を押しつけるものであり、この様な方向は一日も早く改め、国民が求めている大幅減税で国内の景気を一日も早く回復させていく様強く望んでいます。

記

1. 納税者の権利を奪う申告納税制度の改悪は行わないこと。
2. 税金の為の「記帳義務化」は行わないこと。
3. 納税者を無視した一方的推計課税を行わないこと。
4. 納税者を泣き寝入り追いこむ挙証責任の転嫁は行わないこと。
5. 大型消費税の導入に道を開く様な収入申告制は行わないこと。

以上決議する。

昭和57年10月1日

大阪府和泉市議会

- 議長（藤原要馬君） 提案の趣旨説明を願います。
- 10番（天堀 博君） 決議第3号につきまして、提出者を代表いたしまして、はなはだ僭越ではございますが趣旨の説明を行わせていただきます。

ただいま局長が朗読したとおりであります。記帳の義務化、推計課税の合法化、納税者に挙証の転嫁並びに総収入申告制などを導入されます。そういうこととなりますと、中小業者は現在でも大変な状況でありますのに、ますます苦しく、生活そのものが破壊されていくという状況にあります。ましてや国民に与える影響も非常に大きなものでありますので、ぜひとも皆様方の御賛同をいただき、決議をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（藤原要馬君） 本決議文に質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、よって決議第3号を原案どおり決議いたすことに決しました。

- 議長（藤原要馬君） ここで暫時休憩いたします。

恐れ入りますがそのままお待ち下さい。

(午後4時44分休憩)

(午後4時45分再開)

- 副議長(仁井 明君) 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま藤原議長から辞職願が提出されました。

何分ふなれな私のことでございますので、議事運営に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、お諮りいたします。「議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、「議長辞職許可について」を日程に追加することに決めます。

それでは、「議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第4号

議長辞職許可について

本市議会議長 藤原要馬氏 から、昭和57年10月1日づけで、辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年10月1日 提出

和泉市議会副議長 仁 井 明

- 副議長(仁井 明君) ただいま朗読のとおり、藤原要馬氏の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって藤原要馬氏の議長辞職を許可することに決しました。

この際、藤原前議長のごあいさつをお願いいたします。

(藤原前議長あいさつ)

- 29番(藤原要馬君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

昨年10月、皆様方の温かい御推挙をいただきまして、この1年間議長として大過なくその職責を全うできましたことは、ひとえに皆様方の御支援と御協力の賜物と心より感謝申し上げます。

本日から1議員として市政発展に全力を尽くしてまいりたいと存じますので、どうか同様によりしく御指導のほどをお願い申し上げます。

御礼のごあいさつにかえさせていただきます。まことに長い間ありがとうございました。(拍手)

- 副議長(仁井 明君) 御丁寧なるごあいさつにありがとうございます。藤原前議長さんにはこの1年間本当に御苦労さんでございました。

この際、お諮りいたします。「議長選挙について」を日程に追加したいと思います、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって「議長選挙について」を日程に追加いたします。

「議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第2号

議長選挙について

本市議会議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和57年10月1日

和泉市議会副議長 仁 井 明

- 副議長(仁井 明君) お諮りいたします。議長選挙をいかが取り計らいますか、御意見をお伺いいたします。
- 12番(横田憲治郎君) 本日はこれにて散会し、議運で既決の決定のとおり休会をとっていただきまして、12日から再開をさせていただきますので、よろしくお取り計らいをお願いします。
- 副議長(仁井 明君) 他に御意見ございませんか。
- 10番(天堀 博君) この後散会していただきまして、会派代表者会議等を開いていただき、後の選挙の日程と申しますか、受け付けその他について協議していただけたらと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- 副議長(仁井 明君) ただいま散会という御発言がございました。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

○ 副議長（仁井 明君） 続いてお諮りいたします。明2日から11日までは休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

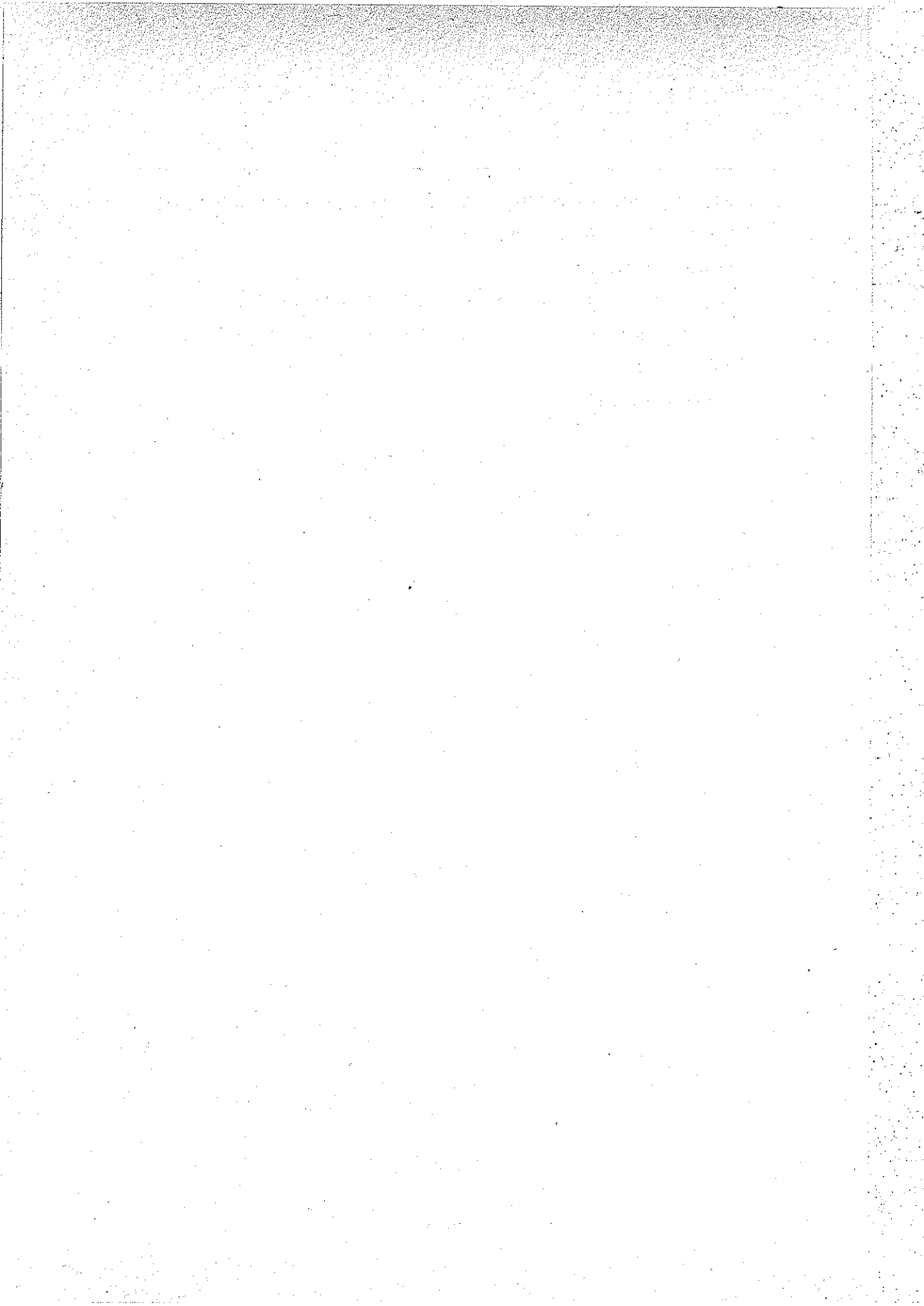
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって明日から11日まで休会といたします。

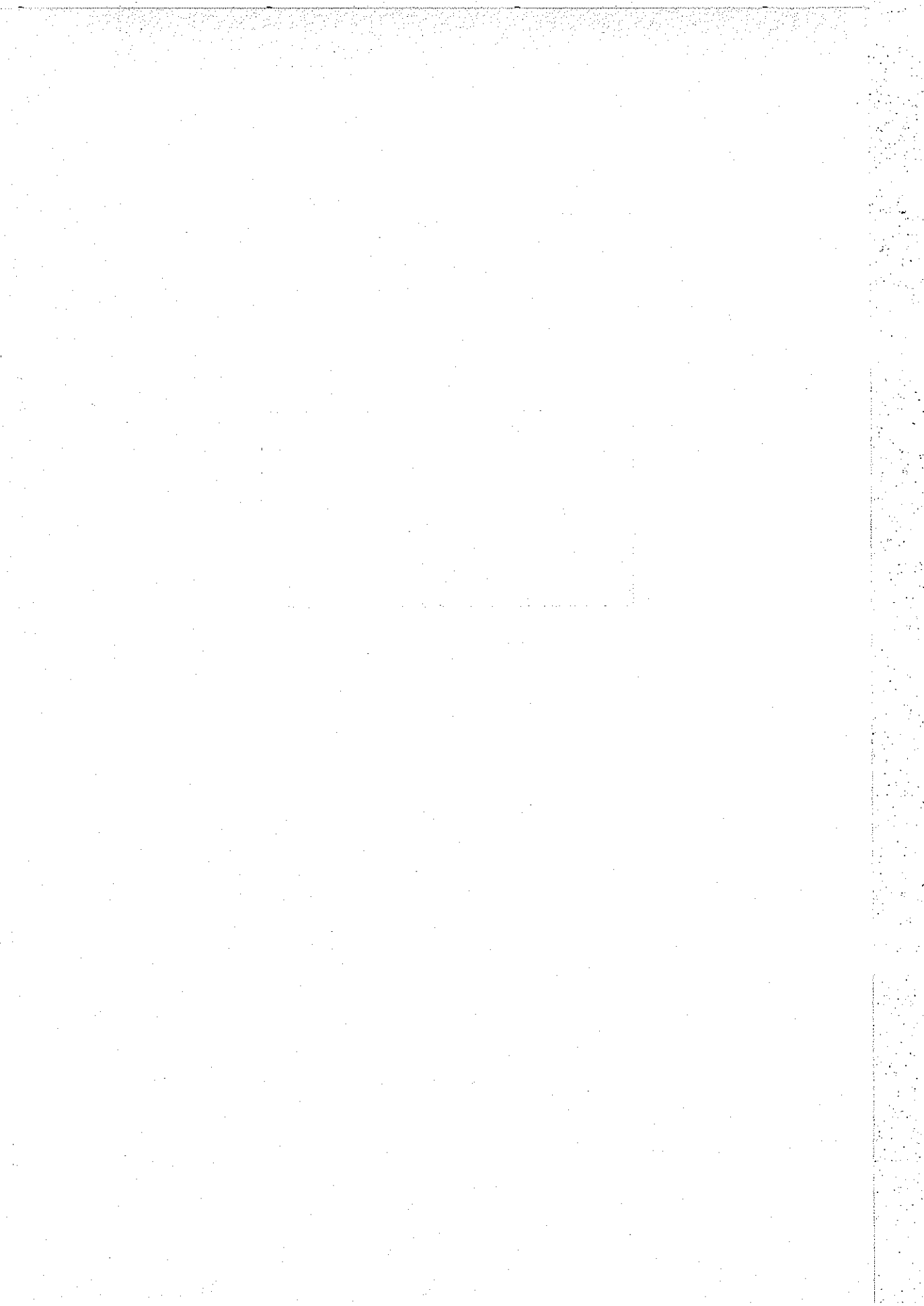
なお、12日には会議を開きますので、定刻御参集賜りますようお願い申し上げます。

長時間まことにありがとうございました。

（午後4時54分散会）



第 4 日



昭和57年10月12日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員（25名）

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
5番	田 中 包 治 君	18番	松 尾 孝 明 君
6番	三 井 正 光 君	19番	大 谷 昌 幸 君
7番	勝 部 津喜枝 君	20番	出 原 平 男 君
8番	原 重 樹 君	21番	池 辺 秀 夫 君
9番	直 村 静 二 君	22番	飯 坂 楠 次 君
10番	天 堀 博 君	23番	田 中 昭 一 君
11番	成 田 秀 益 君	25番	奥 村 圭一郎 君
12番	横 田 憲治郎 君	26番	仁 井 明 君
13番	並 河 道 雄 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
15番	穴 瀬 克 己 君	28番	貝 淵 博 治 君
		29番	藤 原 要 馬 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	市 民 部 長	富 田 宏 之
助 役	坂 口 禮之助	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
収 入 役	中 塚 白	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
参 与 兼 市 長 公 室 長 事 務 取 扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
市 長 公 室 理 事 取 扱	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 次 長 (商 工 担 当)	青 木 孝 之
兼 企 画 室 長 事 務 取 扱	神 藤 恒 治	建 設 部 長	逢 野 一 郎
市 長 公 室 次 長 取 扱	石 本 博 信	建 設 部 次 長 兼 建 築 課 長 事 務 取 扱	中 上 好 美
兼 人 事 課 長 事 務 取 扱	麻 生 和 義	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
秘 書 広 報 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
財 務 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介
財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長 事 務 取 扱	生 田 稔	改 良 事 業 部 長	角 谷 泰 夫
同 和 对 策 部 長	向 井 洋	改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱			
同 和 对 策 部 次 長 兼 総 合 調 整 課 長 事 務 取 扱			

改良事業部次長兼 工事課長事務取扱	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原巳好
水 道 部 長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼 総務課長事務取扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田備信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事 ・土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	山本亮夫
用地担当参事 ・土地開発公社事務局次長	岩井益一	農 業 委 員 会 会 長	坂上國治
教 育 委 員 長	堀内由延	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	北野敦雄
主 幹	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	藤原寛治

○
 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月12日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第2号	議長選挙について	別紙

(午前10時17分開議)

- 副議長(仁井 明君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは21名でございます。欠席届の議員さんはございません。直村議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、21名でございます。

- 副議長(仁井 明君) ただいまの報告どおり、出席議員数21名をもちまして議会は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○

- 副議長(仁井 明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷、配付してあるとおりでございますので、御了承賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、日程審議に入ります。

日程第1「議長選挙について」を議題といたします。本件についていかが取り計らいましょうか、御意見をお伺いいたします。

- 19番(大谷昌幸君) 日程的にきょう、いま初めて入ったところですし、機運ということも、こういうことについては非常に大事な要件ではないかと思えます。そういう面から、考えまして、一応ここで暫時休憩に入っていて、あとどんなぐあいに展開してもらおうか。御足労ですがお集まりいただいて、今後のことを協議していただくというようなことでどうでしょう。

- 副議長(仁井 明君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

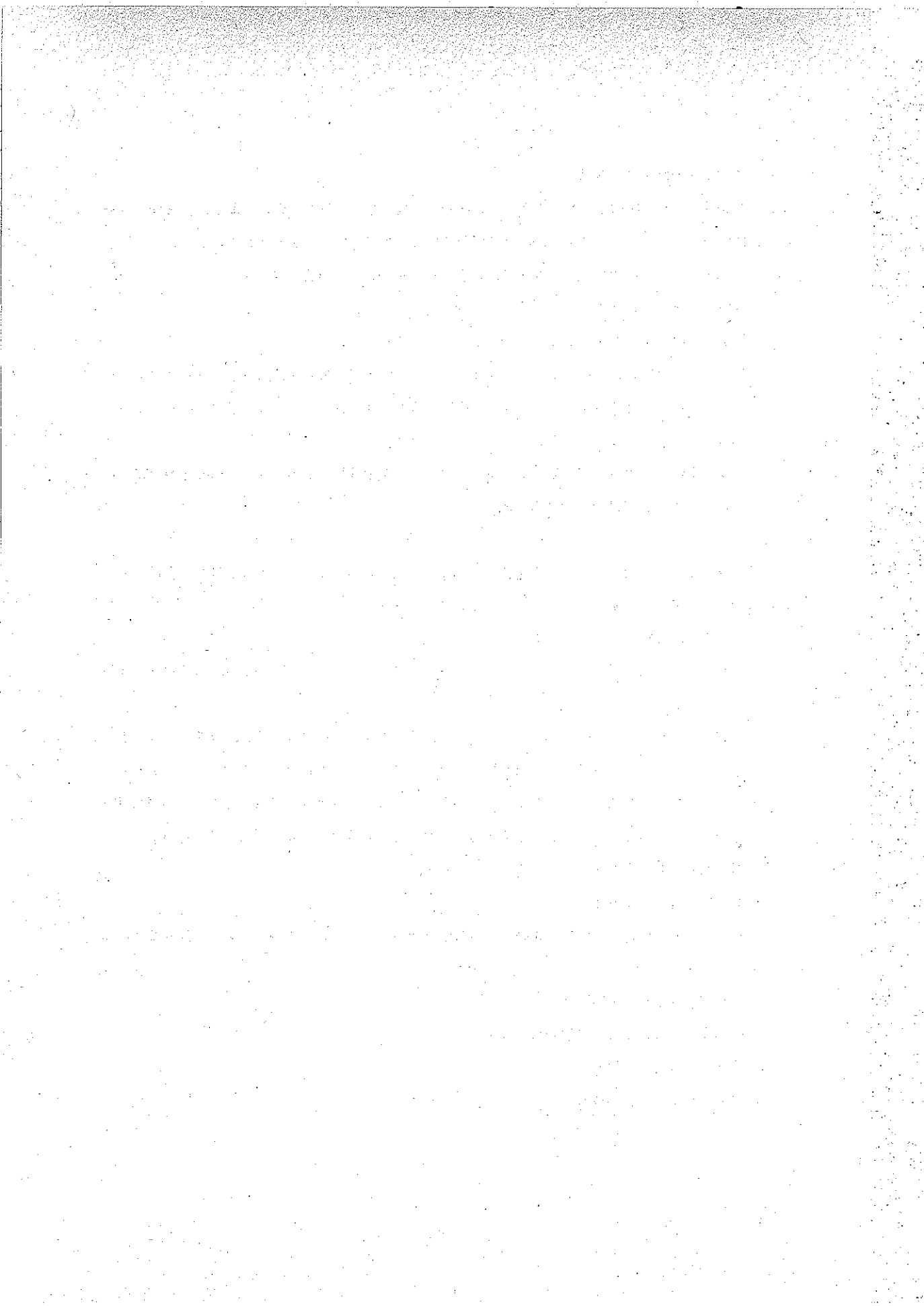
ただいまの御発言について、調整のため暫時休憩したいと思います、ほかに御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

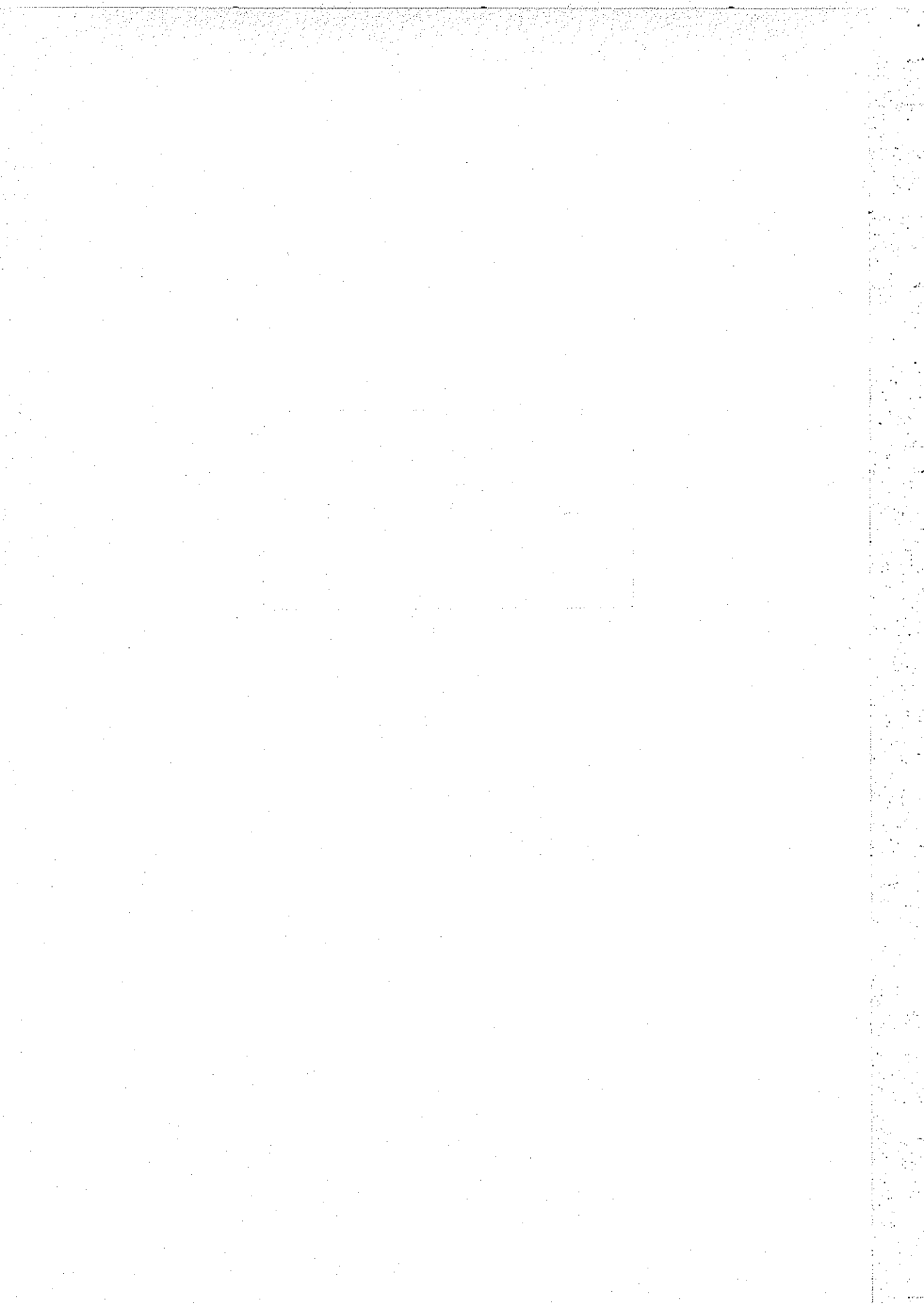
それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午前10時18分休憩)

以後再開せず、自然散会



第 5 日



昭和57年10月15日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(25名)

1番	若 浜 記久男 君	17	橋 本 佳 行 君
2番	竹 内 修 一 君	18	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29	藤 原 要 馬 君
16番	赤 阪 和 見 君		

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同和对策部次長兼総合調 整課長事務取扱	向 井 洋
市 助	坂 口 禮之助	市 民 部 長	富 田 宏 之
収 入 役	中 塚 白	市民部次長兼福祉事務所長	中 川 鉄 也
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
市長公室理事兼 企画室長事務取扱	平 野 誠 蔵	産 業 衛 生 部 次 長	吉 田 種 義
市長公室次長兼 人事課長事務取扱	神 藤 恒 治	産業衛生部次長(商工担当)	青 木 孝 之
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 長	麻 生 和 義	建設部次長兼建築課長 事務取扱	中 上 好 美
財務部次長兼財政課長 事務取扱	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 長	浅 井 隆 介
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	都 市 整 備 部 理 事	西 川 武 道
同和对策部理事兼解放総 合センター所長事務取扱	生 田 稔	都 市 整 備 部 次 長	萩 本 啓 介

改良事業部長	角谷泰夫	用地担当参事・ 土地開発公社事務局長	岩井益一
改良事業部次長	前田守正	教育委員長	堀内由延
改良事業部次長兼工事 課長事務取扱	笠木恒忠	教 育 長	葛城宗一
病 院 長	竹林淳	教 育 次 長	杉本弘文
病院事務局長	藤原光夫	管 理 部 次 長	逢野博之
病院事務局次長	吉田日出男	指 導 部 長	藤原巳好
水 道 部 長	田中稔	指 導 部 次 長	竹田明郎
水道部次長兼総務課長 事務取扱	中辻寿夫	指 導 部 次 長	明坂貞士
会 計 課 長	赤田傳信	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消 防 長	松村吉堯	選挙管理委員会事務局長	農端小一
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	監 査 委 員	久光喜多男
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	内田繁	監査事務局長兼公平委員 会事務局長	山本亮夫
		農業委員会会長	坂上國治
		農業委員会事務局長	信田種行

※各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	北 野 敦 雄
主 幹	西 井 正
議 事 係	佐土谷 茂 一
議 事 係	藤 原 寛 治

○
本日の議事日程は次のとおりである。

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月15日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第2号	議長選挙について	別 紙

昭和57年和泉市議会第3回定例会議事日程(追加)

(10月15日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	議会議案 第5号	副議長辞職許可について	別 紙
2	選 挙 第3号	副議長選挙について	〃
3	議会議案 第6号	常任委員会委員の辞職許可について	〃
4	議会議案 第7号	議会運営委員会委員の辞職許可について	〃
5	議会議案 第8号	特別委員会委員の辞職許可について	〃
6	議会議案 第9号	常任委員会委員の選任について	〃
7	議会議案 第10号	議会運営委員会委員の選任について	〃
8	議会議案 第11号	特別委員会委員の選任について	〃
9	議会議案 第12号	決算審査特別委員会委員の選任について	〃
10	選 挙 第4号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	〃
11	選 挙 第5号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	〃
12	議 案 第62号	監査委員の選任について	追加P.1
13	意 見 第3号	人事院勧告凍結反対に関する意見書	別 紙

(午前10時52分開議)

- 副議長(仁井 明君) おはようございます。大変長らくお待ちいたしました。議員の皆様方には連日何かとお忙しいところ御出席を賜りまことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま25名全員御出席でございます。

- 副議長(仁井 明君) ただいまの報告どおり出席議員数25名をもちまして会議は成立しておりますので、本日の会議を開きます。

○ 副議長（仁井 明君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでございますので、よろしく御了承を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、日程第1「議長選挙について」を議題といたします。

本件について、去る12日より昨日まで再三代表者会議で種々協議を願い、私なりに懸命に調整をしてみましたが、遺憾ながら不調に終わりました。

ついでには、さきの代表者会議でそのことを報告し、結果、会期も本日1日となりましたのでやむを得ないわけでございます。選挙に入るといふ結果になったわけでございますが、以上御報告申し上げます、お諮りいたします。議長選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よってこれより議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいま出席議員数は25名でございます。

お諮りいたします。開票立会人に12番横田憲治郎君と13番並河道雄君を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。横田憲治郎君と並河道雄君の二名をお願いいたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れないものと認めます。

投票に際し、昨年より三井議員さんは病気のため筆記が困難と存じますので、事務職員の代筆を許可することを御了解いただきたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、投票箱を改めます。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。所定の投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れないものと認めます。投票を終わります。

ただいまから開票を行います。横田憲治郎君、並河道雄君に立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を局長より報告させます。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数 25票。この数は出席議員数と合致しております。

内訳につきましては、有効投票25票。有効投票中 成田秀益議員13票、柳瀬美樹議員12票でございます。したがって、成田秀益議員さんが最高得票者でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

- 副議長(仁井 明君) ただいま御報告のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって成田秀益君が議長に当選されました。

以上で議長の選挙は終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま議長に当選されました成田秀益君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定により告知をいたします。

-
- 副議長(仁井 明君) それでは、議長のあいさつをお願いいたします。

(議長就任あいさつ)

- 議長(成田秀益君) ただいま皆様方の御推挙によりましてこの重大なる役目を仰せつかりました。これからも皆様方の御尽力によりまして御後援のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。議会の運営等につきましては皆様方の御協力をぜひいただかなければならない。かように存じますのでどうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

ありがとうございました。(拍手)

-
- 副議長(仁井 明君) 以上で私の任務は終わりました。何分ふなれなために皆さん方にお大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。皆さんの御協力によりまして無事職務を終わらせていただきましたことを、心より厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長さんに申し送ります。どうもありがとうございました。(拍手)

(副議長退席、議長着席)

- 議長(成田秀益君) それでは、ここで暫時休憩いたしたいと存じます。
恐縮でございますけれども、自席でお待ちのほどをお願いいたしたいと思います。
(午前11時10分休憩)

(午前11時12分再開)

- 議長(成田秀益君) 大変お待たせいたしました。休憩前に引き続きまして会議を開きたいと思っております。

お諮りいたします。ただいま副議長さんから辞表願が提出されましたので、「副議長辞職許可について」を日程に追加いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、これを認めます。よって本件を日程に追加させていただきます。

それでは、「副議長辞職許可について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第5号

副議長辞職許可について

本市議会副議長 仁井明氏 から昭和57年10月15日づけで辞職いたしたき旨の願出があったので、本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長

成 田 秀 益

- 議長(成田秀益君) お諮りいたします。ただいま朗読のとおり仁井副議長さんの辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって仁井明氏の副議長の辞職を許可することに決しました。

-
- 議長(成田秀益君) ここで副議長を辞職されました仁井明君よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたしたいと思っております。

(前副議長あいさつ)

- 26番(仁井 明君) 一言お礼を申し上げます。

一昨年10月皆様方の温かい御推挙をいただきまして、副議長の要職に就任さしていただきました。これひとえに皆さん方の御指導、御支援があったことを深く感謝いたしております。

なおまた、役員選挙につきましては、皆さん方に大変御迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

なお一層私も一議員として、皆さん方の御支援、御協力をいただきまして、和泉市政のために一生懸命がんばります。

どうもありがとうございました。(拍手)

- 議長(成田秀益君) 仁井副議長さんには長らく御苦勞下さいましてありがとうございました。

○

- 議長(成田秀益君) この際、お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって「副議長選挙について」を日程に追加いたします。

それでは、「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

選挙第3号

副 議 長 選 挙 に つ い て

本市議会副議長辞職につき、地方自治法第103条第1項の規定により、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長

成 田 秀 益

- 議長(成田秀益君) お諮りいたします。副議長選挙をいかがいたしましょうか。御意見をお伺いいたします。

- 21番(池辺秀夫君) いま上程されました副議長選挙につきましては、私自体もどうやっていくかということについてはさっぱりわかりかねますので、まず、この選挙につきましては暫時休憩をしていただきまして、後刻その運びをとっていただきたい。かように存じますので、よろしく願います。

- 議長（成田秀益君） ただいま池辺議員さんからの御意見がございましたが、これにつきましてお諮りいたしますが、さよう決定さしていただいでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩させていただきます。

（午前11時22分休憩）

（午後1時14分再開）

- 議長（成田秀益君） 大変長らくお待たせいたしました。休憩前に引き続きまして会議を開きます。

まことに恐れ入りますが、ここで2時まで休憩いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（午後1時15分休憩）

（午後2時5分再開）

- 議長（成田秀益君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいまより副議長の選挙を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいま出席議員数は25名全員でございます。

お諮りいたします。開票立会人に穴瀬克己君と赤阪和見君を指名いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、穴瀬議員さんと赤阪議員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

投票用紙を配付願います。

（投票用紙配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名投票であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、局長の点呼により順次御投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れの方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

それでは、これより開票を行います。穴瀬克己議員さん、赤坂和見議員さん立ち会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を局長より報告させます。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数25票。この数は出席議員数と合致しております。

内訳は、有効投票24票、無効投票1票。

有効投票中 天堀博議員13票、若浜記久男議員11票でございます。

したがって、天堀博議員が最高得票者でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

- 議長(成田秀益君) ただいまの報告どおりでございます。

この選挙の法定得票数は6票でございます。よって天堀博議員さんが、副議長に当選されました。

以上、副議長の選挙を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

それではただいま副議長に当選されました天堀君が議場におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定によりまして告知をいたします。

-
- 議長(成田秀益君) それでは、ここで副議長のごあいさつをお願いいたします。

(副議長就任あいさつ)

- 副議長(天堀博君) ただいま皆様方の御推挙をいただきまして副議長に当選さしていただき

ました。何分にも若輩で、不勉強でございますけれども、議長とともに議会の円満な運営のために努力していきたいと議いますので、どうかよろしく願いいたします。

簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

- 議長(成田秀益君) それでは、日程第3より日程第5までは各委員の辞職許可でありますので、これを一括議題といたします。

それでは議案の表題のみを局長より朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議会議案第6号

常任委員会委員の辞職許可について

和泉市議会常任委員会の下記委員より、昭和57年10月15日づけで辞職の願出があったので、本会議はこれを許可するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長

成田秀益

記

総務委員会委員

橋本佳行 奥村圭一郎 田中包治 直村静二
横田憲治郎 大谷昌幸

厚生文教委員会委員

赤阪和見 田中昭一 若浜記久男 原重樹
松尾孝明 池辺秀夫

建設水道委員会委員

出原平男 穴瀬克己 天堀博 竹内修一
飯坂楠次 柳瀬美樹 藤原要馬

産業衛生病院委員会委員

勝部津喜枝 並河道雄 三井正光 成田秀益
貝淵博治 仁井明

議会議案第7号

議会運営委員会委員の辞職許可について

本市議会運営委員会の下記委員から、昭和57年10月15日づけで辞職の願出があったから、本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成田 秀 益

記

議会運営委員会委員

天 堀 博	若 浜 記久男	竹 内 修 一	田 中 包 治
勝 部 津喜枝	成 田 秀 益	並 河 道 雄	穴 瀬 克 己
大 谷 昌 幸	奥 村 圭一郎	貝 淵 博 治	

議会議案第8号

特別委員会委員の辞職許可について

和泉市議会特別委員会の下記委員より、昭和57年10月15日づけで辞職の願出があったので本議会はこれを許可するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成田 秀 益

記

交通・公害対策特別委員会委員

田 中 昭 一	出 原 平 男	竹 内 修 一	三 井 正 光
勝 部 津喜枝	原 重 樹	成 田 秀 益	横 田 憲 治 郎
穴 瀬 克 己	橋 本 佳 行	大 谷 昌 幸	

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

飯 坂 楠 次	成 田 秀 益	若 浜 記久男	田 中 包 治
直 村 静 二	天 堀 博	並 河 道 雄	赤 阪 和 見
松 尾 孝 明	池 辺 秀 夫	貝 淵 博 治	

同和对策特別委員会委員

直 村 静 二	穴 瀬 克 己	若 浜 記久男	勝 部 津喜枝
松 尾 孝 明	飯 坂 楠 次	橋 本 佳 行	貝 淵 博 治

関西新国際空港対策特別委員会委員

大谷 昌幸 原 重樹 竹内 修一 三井 正光
天堀 博 横田 憲治郎 並河 道雄 赤阪 和見

土地開発公社特別委員会委員

松尾 孝明 並河 道雄 勝部 津喜枝 直村 静二
赤阪 和見 橋本 佳行 出原 平男 池辺 秀夫
奥村 圭一郎 柳瀬 美樹 貝淵 博治

- 議長（成田秀益君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり、各委員会委員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

御異議ないようですので、さよう決定いたします。よって議会議案第6号より第8号までの各委員の辞職は許可されました。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第6より日程第9までは各委員の選任についてでありますので、これを一括議題といたします。

議案の表題のみを朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第9号

常任委員会委員の選任について

本市会常任委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成田 秀 益

記

総務委員会委員（6名）

厚生文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（6名）

産業衛生病院委員会委員（7名）

議会議案第10号

議会運営委員会委員の選任について

本市議会運営委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成 田 秀 益

記

議会運営委員会委員

議会議案第11号

特別委員会委員の選任について

本市議会特別委員会委員の辞職につき、下記のとおり選任するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成 田 秀 益

記

交通・公害対策特別委員会委員

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員

同和対策特別委員会委員

関西新国際空港対策特別委員会委員

土地開発公社特別委員会委員

議会議案第12号

決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成 田 秀 益

記

決算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（成田秀益君） 以上でございますが、この際暫時休憩して、あと議員総会に切りかえまして、各委員さんの役割りを御協議お願いいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、暫時休憩いたします。

（午後2時26分休憩）

○

(午後4時33分再開)

- 議長(成田秀益君) それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

各委員会委員さんの選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御協議を願っておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より選任さしていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めまして、各委員会委員さんの氏名を局長より朗読させます。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読申し上げます。順不同、敬称を略させていただきます。

総務委員会委員に、貝淵博治、池辺秀夫、三井正光、松尾孝明、勝部津喜枝、横田憲治郎、以上6名。

厚生文教委員会委員に、飯坂楠次、出原平男、橋本佳行、竹内修一、直村静二、穴瀬克己、以上6名。

建設水道委員会委員に、奥村圭一郎、田中包治、若浜記久男、仁井明、並河道雄、天堀博、以上6名。

産業衛生病院委員会委員に、田中昭一、藤原要馬、柳瀬美樹、大谷昌幸、原重樹、赤阪和見、成田秀益、以上7名

議会運営委員会委員に、飯坂楠次、橋本佳行、松尾孝明、直村静二、貝淵博治、柳瀬美樹、仁井明、穴瀬克己、出原平男、並河道雄、原重樹 以上11名。

交通公害対策委員会委員に、奥村圭一郎、赤阪和見、直村静二、勝部津喜枝、並河道雄、藤原要馬、三井正光、若浜記久男、仁井明、松尾孝明、貝淵博治、以上11名。

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に、田中昭一、原重樹、赤阪和見、勝部津喜枝、穴瀬克己、出原平男、大谷昌幸、竹内修一、橋本佳行、田中包治、貝淵博治、以上11名。

同和対策特別委員会委員に、仁井明、奥村圭一郎、藤原要馬、大谷昌幸、勝部津喜枝、松尾孝明、橋本佳行、穴瀬克己、以上8名。

関西新国際空港対策特別委員会委員に、若浜記久男、並河道雄、原重樹、柳瀬美樹、池辺秀夫、貝淵博治、直村静二、竹内修一、以上8名。

土地開発公社特別委員会委員に、飯坂楠次、原重樹、穴瀬克己、直村静二、並河道雄、池辺秀夫、大谷昌幸、竹内修一、貝淵博治、柳瀬美樹、橋本佳行、以上11名。

決算審査特別委員会委員に、橋本佳行、赤阪和見、三井正光、原重樹、直村静二、並河道雄、田中包治、松尾孝明、出原平男、池辺秀夫、大谷昌幸、貝淵博治、飯坂楠次、以上13名でございます。

- 議長（成田秀益君） お諮りいたします。 ただいま局長朗読のとおり、各委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議会議案第9号より第12号までの各委員会委員の選任の件は、朗読どおりそれぞれ選任することに決定しました。

- 議長（成田秀益君） なお、ただいま選任させていただきました各委員さんのうち、特別委員会につきましては、性格上、専門的に取り上げて、鋭意その遂行を図っていただくことが目的でありますので、選任された特別委員会の委員の皆さんには、大変御苦勞ではございますが、その委員会の関係議案について、すべて審議及び調査が完結するまで閉会中といえどもよろしくお願い申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 次に、日程第10と日程第11を日程に追加したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、日程第10及び第11を日程に追加し、議題といたします。

本件は、本市よりの派遣議員がすでに辞任され、欠員が生じておりますので、その後任の派遣議員の選挙を行うよう、それぞれ選出依頼がありましたので、それに基づきまして選挙を行うものであります。

それでは、日程第10と日程第11、いずれも組合議会議員の選挙でありますのでこれを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第4号

泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北環境整備施設組合議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

（当選者）

選挙第5号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

本市議会選出、泉北水道企業団議会議員の辞職につき、その後任者の選挙を行うものとする。

昭和57年10月15日提出

和泉市議会議長 成田秀益

(当選者)

- 議長(成田秀益君) お語りいたします。本二件の選挙につきましては、先ほどの議員総会で種々御協議をお願いしておりますので、はなはだ僭越でございますが、私より指名推薦させていただきたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めまして、私より指名推薦させていただきます。

組合議会議員の氏名を局長より朗読させます。

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。
泉北環境整備施設組合議会議員に、大谷昌幸、松尾孝明、原重樹、竹内修一、穴瀬克己、
以上5名。

泉北水道企業団議会議員に、若浜記久男、藤原要馬、出原平男、直村静二、飯坂楠次、
以上5名。

- 議長(成田秀益君) ただいまの朗読どおり指名推薦することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よってただいま指名されました方々は、地方自治法第108条第3項の規定によりまして当選されました。

それではここで、泉北環境整備施設整備組合議会議員に当選されました大谷議員、松尾議員、原議員、竹内議員、穴瀬議員並びに泉北水道企業団議会議員に当選されました、若浜議員、藤原議員、出原議員、直村議員、飯坂議員、に対しまして、本席より議会規則第29条第2項の規定により告知いたします。

以上で常任委員会委員及び特別委員会委員、出先機関の各議員がそれぞれ決まりました。各委員さん及び出向議員さんは、御苦勞でございますが、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○

- 議長(成田秀益君) ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されておりますので、局長をして朗読させます。

- 市会事務局長（吉岡昭男君） 朗読いたします。敬称を略させていただきます。

総務委員会委員長に松尾孝明、副委員長に勝部津喜枝。

厚生文教委員会委員長に穴瀬克己、副委員長に出原平男。

建設水道委員会委員長に田中包治、副委員長に奥村圭一郎。

産業衛生病院委員会委員長に赤阪和見、副委員長に田中昭一。

以上。

- 議長（成田秀益君） それではこの際、各常任委員会の正副委員長さんのごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

- 総務委員長（松尾孝明君） まことに僭越でございますが、一言御礼とお願いを申し上げたいと存じます。

常任委員会正副委員長にわれわれ8名が選ばれましたが、この責務の重大さを痛感いたしました。任期中皆さん方の御協力をいただきたいと思います。と存じます。

はなはだ簡単でございますが、ひとつ皆さん方の御協力をお願いいたしまして、ごあいさついたします。どうもありがとうございました。（拍手）

- 議長（成田秀益君） ただいま各常任委員会正副委員長さんのごあいさつを終わりました。正副委員長さんには委員会の運営につきましてよろしく願いいたしたいと思っております。

○

- 議長（成田秀益君） ここで、ちょっとお諮りしたいと思うんですが、本日の会議時間は、議事の都合によりましてこの際あらかじめこれを延長したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本日の会議時間は延長することに決めます。

○

- 議長（成田秀益君） 次に、ただいま市長より「監査委員の選任について」の議案が提出されましたので、この際お諮りいたします。本件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって日程に追加することに決しました。

それでは、日程第12「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第62号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

昭和57年10月15日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

職 業

生年月日

議案第62号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（選任及び兼職の禁止）

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2、3 略

（任 期）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕 退任者

横 田 憲治郎

- 議長（成田秀益君） それでは、提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第62号「監査委員の選任について」提案理由の御説明を申し上げます。

本市監査委員の定数は、条例に基づきまして2名でございます。議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成をいたしております。今回、議会議員の役員改選に際しまして、議会議員より監査委員1名を選任するに当たりまして、飯坂楠次議員さんを選任いたしたく

お願い申し上げる次第でございます。

飯坂議員さんは、御承知のとおり人格識見ともに兼ね備えた方でございまして、適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。

どうか飯坂楠次議員さんを監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なおまた、横田憲治郎前監査委員さんには、御就任以来適正なる監査をしていただき、心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明にかえさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明を終わりましたが、本件を提案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第62号を原案どおり同意することに決しました。

-
- 議長（成田秀益君） ただいま同意されました監査委員さんのごあいさつをお願いいたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（飯坂楠次君） はなはだ僭越でございますが、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま思いがけなくも監査委員という重責をいただくことになりました。事の重大さを身にしみて感ずるものでございます。任期中その責務を十二分に果たしたいと考えております。

どうか今後皆さん方の御指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますがごあいさつにかえさせていただきます。（拍手）

- 議長（成田秀益君） どうもありがとうございました。

先ほどの議員総会の申し合わせによりまして、さきに泉北水道企業団の議員として選出されました飯坂さんが、ただいま監査委員に選任されましたので、三井議員さんをかわりに選任いたしたく存じますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

-
- 議長（成田秀益君） お諮りいたします。提案として「人事院勧告凍結反対に関する意見書」を日程に追加しまして議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって日程に追加することに決めます。

それでは、日程第18「人事院勧告凍結反対に関する意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

意見第3号

人事院勧告凍結反対に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和57年10月15日

提出者

和泉市議会議員

田中包治

勝部津喜枝

赤阪和見

貝淵博治

橋本佳行

若浜記久男

松尾孝明

飯坂楠次

奥村圭一郎

池辺秀夫

和泉市議会議長

成田秀益 殿

人事院勧告凍結反対に関する意見書

去る8月6日人事院は今年度の国家公務員の給与改定について現行の一般行政職で平均4.58% (10,715円) 引上げるよう内閣と国会に対し勧告したが、このほど政府は財政赤字を理由にこの勧告を凍結して、国家公務員給与の改定を見送るとともに、自治体職員の給与についてもこれに準ずるよう強く求めている。

これは、これまで主張してきた公務員労働者の労働基本権剝奪の代償措置として設置された人事院勧告制度すら否定し自ら怠るものである。また各自治体に職員給与の凍結を求めていることは自治権に干渉し交付税起債についての権限を乱用するものであり、きわめて不当なことと言わざるを得ない。

しかも公務員の給与凍結は年金等の物価スライド凍結にも連動し、児童手当・生活保護費など社会保障給付の据置きにも道をひらくと共に、民間の購買力を低下させ、不況と税収の落ちこみなど、

国民生活全般に大きくかかわる問題である。

よって政府は人勧凍結の措置をすみやかに解除しこれを誠実に実施されるよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和57年10月15日

大阪府和泉市議会

- 議長（成田秀益君） 提案理由の説明をお願いします。
- 1番（若浜記久男君） ただいま局長から詳しく朗読をしていただきましたので、ひとつ議員皆様方の御協力をお願いいたしまして、この意見書を決議していただいて、政府に一考をお願いするという形で、ぜひ皆さん方の御協力をお願いしたいというふうに思います。
よろしく願い申し上げます。
- 議長（成田秀益君） この意見書につきまして質疑、御意見はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認めまして、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって意見第3号を原案どおり提出することに決めます。
- 議長（成田秀益君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。
お諮りいたします。これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって昭和57年第3回定例会を閉会することに決めます。

-
- 議長（成田秀益君） この際、市長さんのごあいさつをお願いします。

（市長あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 閉会に当たりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

去る9月28日第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には公私何かと御多忙のおりにもかかわらず、長時間にわたり慎重御審議をいただきまして御可決御承認を賜りましたことを、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、昭和56年度和泉市水道事業会計並びに昭和56年度和泉市病院事業会計の決算認定に

つきましては、決算特別委員会に御審議を願うことになりました。委員の皆様方には御苦勞でございますが、よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましては、市政運営につきまして今後なお一層の御支援と御協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本定例会におきまして任期満了により御退任をされました藤原議長さん、仁井副議長さんには、御就任以来、円滑なる議会運営を通じ市政進展のために御尽力をいただき、御大任を全うされました。この間におけるお二人の並み並みならぬ御尽力と御心勞に対しまして衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

後任の議長さんには成田秀益議員さん、副議長さんには天堀博議員さんが、先刻皆様方の御推挙により御就任をされました。まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げますとともに、今後ともよろしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、監査委員さんには、飯坂楠次議員さんが先ほど皆様方の御同意により御就任をされました。今後の地方自治監査制度の適正なる運営を御期待を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

なおまた、各常任委員会の委員さん及び特別委員会の委員さんにつきましても改選をされましたが、それぞれ所管をされます事項につきましていろいろ御審議を賜り、御苦勞をおかけすることとは存じますけれども、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、長期間にわたりまして御審議を煩わし、御議決をいただきましたことに対し、重ねてお礼を申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、心を込めてのお礼のごあいさつといたします。

どうも本当にありがとうございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(成田秀益君) 一言御礼を申し上げます。

去る9月28日に開会されてより本日まで長期間にわたる定例会も、議員皆様方の御協力によりまして、一般質問並びに諸議案、なおまた役員選挙等々慎重御審議を煩わし、本日ここに全日程を終了でき得ましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

なお、先刻の役員選挙に際しましては、不肖私、皆様の絶大なる御支援をいただき御推挙賜りましたことは、私にとって身に余る光栄と存じます。ここに改めて厚く御礼申し上げます。

今後とも議会運営につきまして格段の御支援、御協力を下さいますようお願い申し上げまして、
閉会のごあいさつにかえさせていただきます。

長期間まことにありがとうございました。

(午後5時5分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会新議長

同 新副議長

同 旧議長

同 旧副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員

